

ISSN 0286 - 5831

國 學 院 大 學

博 物 館 學 紀 要

第 28 期



2003

國學院大學博物館學研究室

國學院大學
博物館學紀要

2003年度 第28輯

目次

学芸員をめざす若者へ	米田耕司	1
デイビッド・マレーと田中不二麿 —明治初期における教育制度と博物館—	内川隆志	3
博物館資料収集論	青木豊	29
鉄道車両の保存と修復について	江原岳志	63
博物館の展示額装における現状と課題	高木厚史	93
さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって —模索・小規模地域博物館のこれから—	須藤茂樹	105
歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究	原あゆみ	125
地域博物館論の考察	中野知幸	157
古墳の保存整備・活用と博物館	村松洋介	179
世界遺産モン・サン・ミッシェルの一考察 —フランスの博物館・美術館事情—	落合知子	207
國學院大學博物館学紀要総目次		233

國 學 院 大 學

博 物 館 學 紀 要

國學院大學博物館学研究室

学芸員をめざす若者へ

米田耕司
Koji YONEDA

まず本論からずれるが、最初に博物館学という言葉が大正期に使用されていたということが判明したので昨年11月に逝去された加藤有次先生の御霊前に報告したい。

加藤有次先生は2003（平成15）年3月退職され、11月に急逝された。先生の著書『和敬博愛—私の博物館学五十年—』の18頁で棚橋源太郎先生が、「私はいちばん最初に博物館学というのを打ち立てたんじゃない」と書いてあることを紹介した上で、他の著作でもそうだが、加藤先生は最後まで「博物館学」という言葉がいつ使われるようになったかという疑問をお持ちであった。同書の19頁に（棚橋先生の言葉は謙遜と考へ）「棚橋源太郎先生はおそらく世界で「博物館学」ということばを使ったはじめてじゃなからうかと。これはまだ結論は出せません。」と書き残された。

私は、寺崎武男（1883～1967）という近代日本洋画の先駆的な画家を研究している。寺崎武男は1907（明治40）年に東京美術学校を卒業し、同年イタリアに渡り、西洋古典絵画の研究など1935（昭和10）年までヨーロッパで活躍すると同時に、1916（大正5）年に帰国して展覧会を開催し日本に初めて本格的にフレスコ画などを紹介した画家である。最近、寺崎武男を勉強していたところ、1918（大正7）年10月発行の東京美術学校の「校友会報」を見ていたら寺崎武男の「美術館に対する理想」という論文のなかに「此点に就いては欧羅巴に於いては最近種々なる研究がおこなはれて今は殆んど博物館学或は美術館学と称する一つの学問になった程研究されて居るのである。其の中最も方法が新しく、且つ活動的に人に十分なる感興と感化とを与える方法は次に述ぶるような種類の美術館である。」（以下略、原文旧漢字、傍点筆者）

さて本論。今日、日本の博物館は未曾有の変革期に突入している。生涯学習社会の到来のなかで、博物館に蓄積されたモノと情報を有する智の殿堂として、博学融合はじめ博物館諸機能をいかに市民に効果的に還元するかが問われている。一方、今後は館長業務を含めた全面的な民間委託が可能となる行政改革の動きと財政危機による博物館冬の時代と呼ばれる逆風の時代に、学芸員を目指す若い方々に博物館の現場の一人としてお話しをしたい。

自分の専門と博物館の世界しか目がいかないのでは、学芸員は行き詰まる。この世のあらゆる事

学芸員をめざす若者へ

象が博物館の対象にできる。その目には、学芸員としての夢や希望とあらゆる好奇心がないと、受け身ではこの仕事は動まらないし、第一楽しくない。自分たちが楽しくなれないのに、利用者が楽しくなるはずがない。その意味では学芸員は利用者にとっての仲立ちとなる人（ファシリテーター、コーディネーター）として、さらには出版におけるエドゥケーターやミュージアム・ティーチャーとしてのセンスが要求されています。研究室から一歩もでない学芸員を「たこ壺学芸員」という。研究は学芸員の活動の基礎・根幹ですが、しかし、良き学芸員になるには、世間では一見欠点に見える「三つの〇（オー）」（竹内順一氏提唱）が必要です。いわく「おっちょこちょい」「おせっかい」「おひとよし」であるといわれている。「おっちょこちょい」は未来志向につながり、「おせっかい」でなければ博物館の教育普及事業は成立せず、「おひとよし」であるがゆえに世のため人のために骨身を削る。博物館の現場で語り伝えられている説である。

学芸員がエドゥケーターでありさらにプロデューサーとしての面を鍛えるためには、企画力、資料借用の渉外力、文章及び話術力、広範な知識をもち、すぐれた研究者であればなお望ましい。そのためには、博物館の現場でいわれていることは、展覧会の編集技術のみでなく4つの視点が必要である。

- 1 いろいろなものを見方ができること。
- 2 人々の求めているものを発見できること。
- 3 時代を先取りすること。
- 4 モノの新しい価値をみいだすこと。

結論は人間性を磨き、感性豊かな人物になるよう努めるということに尽きる。

（千葉県立美術館長）

デイビッド・マレーと田中不二麿

—明治初期における教育制度と博物館—

David Murrey and Fujimaro Tanaka

—Education System and Museums in the early Meiji Era—

内川隆志
Takashi UCHIKAWA

序

デイビッド・マレー (David Murray, 1830~1905) が、日本の教育制度の近代化に果たした役割は、大きく計り知れないものがある。マレーは、米国ラトガース・カレッジ (Rutgers College) より招聘され、明治6年 (1873) 6月~明治12年 (1879) 1月にわたる5年半の間、文部省最高顧問 (学監⁽¹⁾) として、その当時に確立した教育政策に大きな影響を及ぼし、東京大学・女子師範学校・幼稚園・教育博物館・書籍館 (図書館)・東京学士院など様々な教育施設の創設に貢献、試験制度や女子教育の振興等に寄与するなど教育行政家として手腕を揮った人物である。特に教育における博物館の必要性を論じ、教育博物館の設立に多大なる貢献をなし、また、その後の日本における博物館の一つの方向性を決定的なものにした人物として評価できよう。マレーは、これまで教育学の分野で多くの研究者によって論じられ、多くはお雇い外国人研究、つまり人物史としての取り扱い、その生涯について知ることの出来る基礎的文献⁽²⁾を基本に組み立てられ、日米に残る文書等から教育史にかかる分野で論じられてきた⁽³⁾。

田中不二麿は、尾張藩士として藩学明倫堂に勤務し、新政府参与職、明治2年 (1869) 大学御用掛、明治4年 (1871) 文部大丞、明治6年 (1873) 文部省三等出仕、文部省輔、明治7年 (1874) 文部大輔に任ぜられ、文教の府一筋に明治初期の教育制度を支えた人物である。明治12年 (1879) 9月29日の教育令公布後の明治13年 (1880) 以降は、司法の世界に長らく席を置いた。明治初期にあって教育行政方面に多くの働きをなし、とりわけ明治4年 (1871) 岩倉使節団の一員として欧米を巡遊し、その教育制度を専門的に視察した最初の日本人であり、帰国後の報告書『理事功程』15巻を刊行し、欧米各国の教育制度を紹介している。また、学監マレーの意見を取り入れ、文教政策の一つとして文部省に博物館を創設し、今日、一般的である「教育と博物館」の強い結び付きの濫觴ともいえる業績を残した人物である。

黎明期の博物館発達史の先行研究の中で、教育博物館の設置とその変遷に関する研究は多く、その基本文献である『国立科学博物館百年史』⁽⁴⁾を中心となって編纂した椎名仙卓の業績は特筆すべきものである。特にその成立をめぐる経緯と地方教育博物館への波及等に言及し、本論で扱う田中と

マレーの関係についても氏の多くの論考で触れられている⁽⁵⁾。また、金山喜昭も近著のなかで田中がカナダのトロント博物館の見聞から影響を受けて教育博物館の創設に乗り出したことなどを記している⁽⁶⁾。

本論は、特に新史料を提示したわけでもなく、問題設定を新たに構築したものではないが、黎明期の博物館史を再考する上で教育博物館の創設事業に関わった両者の詳な動向を提示することに主眼を置いている。教育博物館成立過程に関する先行研究を踏まえ乍ら、明治初年においてマレーが教育学的見地から先進的な博物館の思想を本邦教育界に伝授した点について再度着目し、田中不二麿との関係ならびに教育博物館設立に至る経緯を再整理するものである。

学監マレー日本への招聘

明治4年(1871)政府は、安政5年(1858)締結の不平等条約改正と米欧の現状を把握するため特命全権大使岩倉具視右大臣、副使木戸孝允参議、同大久保利通大蔵卿、同伊藤博文工部大輔、同山口尚芳外務少輔等を中心とする総勢50名による使節団(岩倉使節団)を送った。当時、政府の教育問題顧問、ギドー・バーベックの助言によって、使節団が得た情報を文章化することを決定し、肥前の儒学者、久米邦武を選任、権少外史として随行させ、『特命全権大使米欧回覧実記』全100卷(5編5冊)の報告書を刊行(明治11年10月)した。この報告には、使節団が歴訪した12カ国の博物館の見学報告も少なくない。例えば久米は大英博物館を見学した後、博物館という施設の社会的存在意義に言及し、展示品を通して様々な観点から学習し刺激を受ける場であることを説く。

歐洲ノ民ハ、一タヒ家ヲ建レハ、世ヲ嗣キテ之ヲ修繕シ、益其美ヲナス、清国ノ人ハ、コレヲ建ルニ甚タ心ヲ用フ、成ルノ後ハ、亦掃修セス、廢圯スレトモ亦毀タス、我日本ハ、^{フツ}両ノモノニ異ナリ、之ヲ建ルニ鋭ニシテ、其工ヲ省キ、己ニ成レハ、又毀^ツツテ改立ス、是ヲ以テ進歩改良ノコト少シ、是豈ニ其性ノ然ル所カ、抑モ教育ノ未タ^{ソモソ}至ラサル所歟

上記の如く家の建築を例に挙げ、西洋・中国・日本を比較し、民族性によってその相違を明確にし、すぐに家を建替えてしまう日本の国民性を揶揄する。つまり、「進歩トハ、旧ヲ舎テ、新シキヲ図ルノ謂ニ非ルナリ」と言い切る如く進歩改良を嫌い、何でも新しくしてしまう日本人の行為の背景には、過去の記録を利用できない博物館や博覧場といった「目視ノ感ヲ発スル」場所がなかったからだと指摘している⁽⁷⁾のである。

使節団の一員として文部省からは、理事官、文部大輔田中不二麿が任命され、米欧の教育行政、学校財政、学校制度、カリキュラム、教科書、教具、教材等調査予定項目について博物府(博物館)を含む内容をあげ、以下の派遣計画を立てている⁽⁸⁾。

各理事官調査予定項目ノ上申

明治四年十月

世界奎運ノ旺ナル文化ノ治キ列国規制各異同アルヘシト雖モ教育ノ法ヲ設ケ人心固有ノ良能

ヲ發達シ知識ヲ增益スルニアルノミ苟モ閩州ノ民ヲ驅テ訓誨率令駸々歩ヲ進メ開明ノ域ニ躋ラシメント欲スルモノ其規則ノ善美ヲ攻覈シ、精益求精、之カ宜ヲ得サルヘケンヤ、是ヲ以テ米利堅、李漏生、其余英吉利、法朗西、荷蘭、露西亞等最モ善美ナルモノニ就キ日今行ハル、景況何如ヲ願ミ、彼我良否相距ルノ遠キ教育ノ素アルヲ察シ、遍ク利弊ヲ洞悉シ他日実験ニ従事センヲ要ス、今其講究スヘキ目的ヲ掲ケ之ヲ左ニ開列ス、教育事務局諸規則之事、教育事務局官員職務之事、大ニ学校之事、中ニ学校之事、小ニ学校之事、公ニ学校之事、私ニ学校之事、女ニ学校之事、共立ニ学校之事、学校科目之事、学校造建之事、学校所要器具之事、学校費用支取之事、学校監督之事、学校教官職務之事、学校教官給料之事、学校教官証憑之事、学校生徒年限之事、学校生徒等級之事、学校生徒試芸之事、学校生徒習業序次之事、学校生徒授業料之事、博物院之事、図書館之事、病院法則之事、貧院法則之事、唾院法則之事、癩院法則之事、痲院法則之事、其余本省関涉之件

用務ノ事項ハ日撃スル所ニ從ヒ瞭知ノタメ勉メテ簿冊ニ詳記シ後ノ考索ニ便スヘキ事書籍器具須要ノモノヲ購得シ翻刻模造ノ用ニ供スヘキ事

田中⁽⁹⁾文部大丞

また、文部省設立当初から4人の学監招聘を計画していたことから、一行のうち畠山義成は、ワシントン駐在日本小弁務使森有礼と協議し、米国から一人に絞って学監を招聘することに決定した。森有礼は、岩倉使節団一行のワシントン到着の前に米国中の優れた教育機関や団体の長宛てに、明治5年(1872)2月3日付けで、教育が近代国家に及ぼすと考えられる大局的な観点から5項目にわたる質問状を発送した。

余ガ本国ニ駐在スル事務ノ一部トシテ、得ニ日本ノ教育問題ヲ研究スル任務ヲ持ノミナラズ、余自身トシテモ日本帝国ノ發展ニ異常ナル興味ヲ持ツノデアル。余ハコノ問題ニ就イテ貴官ヨリ御指導ノ芳翰ヲ賜ハラシコトヲ望ム。即チ之ニヨツテ本邦人ガ東洋文明ヲ促進セシムル枢機トナラントスルノ努力ヲ援助セシメラレシコトヲ。余ハ一般ニ、日本ノ状態ヲ知的、道德的、身体的ニ向上セシムルコトニ関シテノ貴官ノ見解ヲ啓示セラレシコトヲ望ムモノデアル。特ニ余ハ次ノ諸点ニツイテ貴官ノ御注目ヲ望ム。

教育ハ次ノ諸点ニ対シテ如何ナル影響アルカ

- 一、一国ノ物質的繁榮ニツイテ
- 二、一国ノ商業ニ対シテ
- 三、一国ノ農業上工業上ニ於ケル利益ニツイテ
- 四、国民ノ社会的、道德的、身体的状態ニ対シテ
- 五、法律、統治上ニ於テノ効果

コレ等ノ諸点ニ就イテ、若シ凡テノ点ニツイテノ御指示ヲ得ザレバ、ソノ一ツニ就イテノ御指

導ニテモ、余ハ衷心ヨリ感謝ヲ以テ拜受シ、貴翰ヲ直チニ英文、及ビ日本人民ニ告ゲント欲スルモノナリ。

千八百七十二年二月三日

アメリカ合衆国日本公使館

森 有 礼 敬白⁽¹⁰⁾

合計何通の質問状を發したのかは定かではないが、この質問に対して全米から13通の回答があり、内容を吟味したうえで学監として相応しい人物を見いだそうとしたのである。最初に白羽の矢が当たったのは、前マサチューセッツ州サクソンビル組合派教会牧師で、コネティカット州教育長の要職にあったバードジー・G.ノースロップ (Birdsey Grant Northrop) であったが、使節団と数回にわたって面接したにもかかわらず、個人的な理由で招聘要請を断わっている。当時、ラトガース・カレッジの数学・天文学の教授であったマレーのもとに学長、ウィリアム・ヘンリー・キャンベル (William Henly Cambell) より日本政府からの質問状に返答すべく依頼があった。教授法に秀で、当時ラトガース・カレッジに留学していた日本人学生からの好評からマレーを選出し、要請したのである。ちなみに岩倉使節団の一員で学監招聘の任を負っていた畠山義成は、ラトガース・カレッジにおいてマレーに師事した薩摩出身の留学生 (留学時は杉浦弘蔵と称した) であった。

さて、質問状に対するマレーの回答は、教育の利点について肯定的なものであった。⁽¹¹⁾

1～5の質問に対する回答を要約すると

1. 一国の物質的繁栄に対して、教育は聡明な人の心にある現状改善の欲求を刺激し、方法、手段を考えさせ、他国や他の人々が行ってきたことを教え、教育によって職業というものの根底にある原理を開発せしむる。
2. 一国の商業に対して、教育は、国民に知性と教養の基礎と欲求、生産、法律、制度、財政、交流、交通体系に関して、互いに意志疎通するために必要な知識や技能を提供する。
3. 一国の農業上、工業上の利益に対しては、日本が他国と商業的關係を開拓するためによいポジションにあり、賢明な経営でもって東洋の偉大な商業立国になりえることを示唆した。
4. 国民の社会的、道徳的、身体的状態に対して、教育の基礎的な理念としての身体的、知的、道徳的に均衡のとれた全人教育の方向性を示し、さらに社会、道徳的な基準、衛生上の法規についての知識を教育することによって、犯罪や悪徳、病気から救済できることを明らかにした。
5. 法律と政治への影響について、教育を受けた人々が世論の主要な指導者となり、彼らと政治的指導者が法律をつくり、施行するがゆえに、教育は直接的に法律や政治に影響を与えるであろうとし、知的世論が自己抑制や個人的責任を自覚するまでに教育されたときに、さもなければ、政府の温情主義的な保護を必要とする多くの事柄を、安心して私欲の示唆

するところに委ねられるであろうとした。

以上、示した教育の利点についての回答の補論として、独自の教育理念である5項目を示した。

1. 画一的なものを強要するのではなく、それぞれの国に適った教育制度を創出すべき。つまり、国民の要求から自然に成長した制度を理想とした。
2. 全国民の普遍的な教育を目標とする。すべての子どもに少なくとも教育の基礎を与える努力がなされるべきであるとした。
3. 女子教育は、男子教育と同様に重要である。
4. 教育は実践的かつ規律的でなければならない。教育には2つの目的があり、第1は、現実の生活の困難を克服するための知的能力の開発であり、第2は将来の職業に関する知識を提供することである。
5. これら教育に関する理念、原理を支持するため6つのカテゴリーの学校が必要であるとした。

(1) 公立小学校

普通教育の最も重要な機関と位置づけ、私塾的なものではなく政府の統制の下で、現代的な国民教育制度を緊急に確立する必要性を強調。

(2) 中等教育機関

より高度な教育を要求し、それに適した人のために必要とし、重要な中心地に設立されることが望ましい。

(3) 大学

ある学問的な専門職、政府事業の上級部門、あるいは若干の専門職に入るつもりの人々に対して必要とされる。

(4) 実業学校

物質文明を促進するために、状況が必要とする限り、さまざまな専門職や技術における専門教育を多く施す実業学校が設立されねばならない。

(5) 師範学校

より優れた普通教育をより広く普及ために、教授の科学、新しい教授法や教育諸科目が採用されなければならない、これらを教授する教員養成のための師範学校が設立されねばならない。

(6) 博物館・天文学測候所

博物館は、一般大衆の科学や技術に対する関心をそそり、天体観測所は、海運国にとって必要不可欠のもの。

岩倉使節団は、質問に対する明白かつ充実した内容と島山らの強い推薦を受けて、マレーに招聘

状を出し、数回の面接の後招聘を受諾、マレーは、ラトガーズ・カレッジより3年の休暇許諾を得て、明治6年(1873)夏来日、明治7年(1874)10月4日学監として日本の教育行政の重要なポストに就いたのである。

マレーの強力なパートナーは、帰国後、文部卿に昇進し実質的な文部政策の中心的人物となった田中不二麿であった。前文部卿大木喬任の職務を引き継ぎ、明治5年(1872)に制定された学制⁽¹²⁾を現実的なものとして運営することに奔走した。しかし、財政的裏付けなしに実施したため、学校の建築、維持運営等にかかる経費を原則受益者負担としたことと就学の強制は、労働力を奪ったため北條県(現岡山県下)、鳥取県、名東県(現徳島県、香川県)、福岡県などでは民衆暴動にまで発展している⁽¹³⁾。

このような情勢下において田中は、一般国民の低い教育意識を強制的に改革し、初等教育の義務制に目を向けさせることの困難さを自覚し、制度そのものを改革する必要性を意識した。義務教育の原理を国民に強要するのではなく、日本社会の実情に合った、国民の自発的な教育要求に従った自由性を重視する制度改革を目指したのである。このような情勢下にあつてマレーの重要な任務は、田中を援助し、学制を国民の要求にできるだけ適合させ、改革するところにあつた。明治6年(1873)12月31日文部省に赴任した後、最初の報告書(第1報告書)『ダビッド・モルレー申報⁽¹⁴⁾』を提出、日本の教育についての方向性を示唆した。申報の要点は、「教育を伝フル国語ニ至テハ再変更スベカラザル者ナリ」とした如く、国語は「急激に改革せず、普通教育の普及の道具として積極的に利用されなければならないとし、「外国語を授スル学校ヲ建テルハ、今日日本ノ学制ニ於テ実ニ緊用ノ一部ナレバ、能ク之ヲ保護シ又從イテ増加セザル可ラズ」とし、外国語教育の重要性、および外国人教師に対する援助を説いた。さらに、師範学校の設立を促し、教員養成の必要性を説いている。また、「女子ノ教育ハ、既ニ文部省ノ深く注意スル所ニシテ、方今ノ急務ナルコト論ヲ俟タズ」とし、女子教育の重要性を強調。また、地方に師範学校を設立することへの配慮や、明確な学校統計の出版を促したりした。第2報告書は明治7年(1874) 畠山義成と共に、長崎・兵庫・京都・大阪を視察し、地方学区の教育状況を分析し、具体的な4項目を示した。

第一條 文部省所轄外国語学校ニ於テ、日本ノ児童ニ外国語ヲ教授スルニ今一層簡易精正ノ方法ナカルベカラズ。之レヲ為スニハオルレンドルフノ体裁ニ從ヒ、其話法ヲ斟酌シテ用キバ可ナラン。

第二條 地方小学生徒中大ニ進歩セシモノアリ。因テ速ニ中学校ヲ起シ、生徒ヲシテ之レニ入学セシメ、以テ其学業ヲ進歩セシムベシ。先ヅ之ヲ為スニ適當ナル地位ハ京都ナルベシ。

第三條 日本語ヲ以テ教育ニ地歩ヲ進メンニハ、従来発行ノ教科書ヨリモ更ニ一層高等ノ書籍ナカルベカラズ。且、地理・代数・幾何・博物等ハ新板ヲ起サザルベカラズ。之レヲ

為スニモ亦、特ニ翻譯スルノミナラズ、最好ノ洋書ヲ変更シテ以テ編成セザルベカラズ。

第四條 右ニ陳述セル中学校ノタメ、教員ヲ求ムルノ策ニツアリ。官立外国語学校ニテ育成スル生徒ノ内ヲ以テ中学校ノ教員トスル時ハ、善良ノ教師ヲ得ベシ。是一策ナリ。第二策ハ官立師範学校中、先ヅ東京師範学校ヨリ始メテ、中学ノ学科ヲ設ケ、教員ヲシテ之ヲ卒業セシメ、且附属中学ヲ設クルノ方法ヲ立ツベシ。

マレーは既に明治5年(1872)の森有礼の質問への回答として教育上における博物館の有効性を指摘しており、田中不二麿も同様の観点に立っていたことは相違ない事実である。教育における博物館の位置付けを重視した田中は、文部省側の立場で多くの意向を示している。

田中不二麿と文部省博物館

明治4年(1871)5月14日より大学南校博物館⁽¹⁵⁾の名で開催されたわが国初の博覧会は、鉱物門・植物門・動物門に分類された自然史関係資料や、「測量究理器械の部」・「内外医科器械之部」・「陶器之部」・「古物之部」・「雑之部」などが展示され、一般からの出品と展示品の売買を容認するような催しであった。出品者には、伊藤圭介・田中芳男・町田久成・加藤弘之・蜷川式胤・柏木貨一郎・内田正雄など大学南校関係者が多く名を連ねていた。この博覧会(実施時には「物産会」と称した)が、大学南校物産局の主導による近代日本の殖産興業政策推進の意図があったことは云うまでもないが、全体としては江戸時代以来の物産会的な内容であった。さらにこの後、文部省博物館主導で、明治5年(1872)3月10日から「文部省博物館」の名で湯島聖堂大成殿で開催された(文部省)博覧会などが一般の支持を得て好評を博した。(文部省)博覧会は、明治4年(1871)5月23日に太政官は大学の献言⁽¹⁷⁾(「集古館設立の献言」)に基づいて「古器旧物保存ノ布告」⁽¹⁸⁾を受けて古文化財保護思想の啓蒙をはかる目的と明治6年(1873)4月からウィーンで開催される万国博覧会への参加準備(展示品の蒐集等)をかねて、澳国博覧会事務局と表裏一体の関係で行われたものであった⁽¹⁹⁾。

明治6年(1873)3月19日太政官は、澳国博覧会事務局に対して文部省所管の博物局・博物館・書籍館・小石川薬園を合併することを命じたことによって、文部省系の博物館は、覧会事務局に吸収合併されることになった。以下に記した経緯については既に椎名仙卓が論じている⁽²⁰⁾。

合併直後の3月28日覧会事務局は、正院に対し4月25日から6月15日までの2ヶ月間に亘る博覧会開催を上申し許可⁽²¹⁾を得、ウィーン万国博覧会へ出品した剰余の品と博物館の所蔵品、諸家の所蔵品、一般からの出品を要請し、さらにウィーン万国博覧会出品の剰余品を希望者に払下げることがうたわれている。

このような状況下であって田中は、明治6年(1873)5月8日正院に合併の中止を上申した。

博物館書籍館之儀博覧会事務局へ合併被仰付候處元来当省ニ於テ右兩館施設之大旨ハ生徒教育之需用ニ相備ヘ傍ラ他之人民開知之一端ニモ及ホシ可申趣意ニ候得ハ博覧会ノ事務トハ固ヨリ相違仕候ニ付合併之儀ハ被相止度尤書籍物品共博覧会ニ入用有之当省ニテモ差支無之分ハ其時々相廻シ可申候条此段御評議相成度候成

明治六年五月八日

文部省三等出仕

田中不二麿

正院御中⁽²²⁾

博物館や書籍館は「右兩館施設之大旨ハ生徒教育之需用ニ相備ヘ傍ラ他之人民開知之一端ニモ及ホシ可申趣意ニ候得ハ博覧会ノ事務トハ固ヨリ相違仕候ニ付」とし、博物館と博覧会事務局とは一線を画するものであることを主張し、明治6年(1873)5月30日再度正院に上申を重ね、合併取り止めの強い意向を示した。

博物館書籍館其他博覧会事務局ト合併被 仰出

候処右兩館場所所引分云々伺

先般博物館書籍館之儀博覧会事務局ト合併被、仰出候処元来当省ニ於テ右兩館施設之大旨ハ専ラ生徒教育之需用実地経験之為メニ相備ヘ傍ラ人民一般開知之一端ニモ及ボスヘキ趣意ニ候ハ博覧会事務局トハ固ヨリ相違仕候ニ付合併之儀ハ被為相止儀相伺置候処篤ト熟考仕候ニ従前右兩館ニ蒐集相成居候物品書籍等ハ今般総テ同局ヘ引渡自後当省ニ於ハ別段前条目ニ相違候様兩館内ヘ物品書籍取集候様致度候候就テハ合併之名ハ御取消成度此段更ニ相伺候也

明治六年五月廿二日

文部省三等出仕

従五位 田中不二麿

正院御中⁽²³⁾

5月8日付けの上申書同様、再度合併の中止を訴えると同時に博物館、書籍館が蒐集してきた「物品」・「書籍」を博覧会事務局に引き渡し、文部省は新たに必要な資料を蒐集してもよいから、合併取り消しを要求する強い意向を示している。

二度に互る田中の上申に対し正院は、博覧会事務局に意見を求め、明治6年(1873)6月2日次のように回答した。

博物館書籍館ノ儀博ニ付文部省ヨリ伺ノ趣見込申出候様致承知候然ルニ博覧会事務局トハ固ヨリ相違云々ノ文面ニ候ヘ共今後博物ノ一大館御建設ニ不相成候テハ不都合ノ次第有之候間其柱礎ヲ居候ハ即今ニ有之彼博物館ハ最早衆人普ク熟知ノ今日ニテ贅言仕迄モ無之候ヘ共学校ノ一部中ニ相設候ト普ク衆庶ノ為ニ設候トハ自ラ差別可有之則宇内動物植物ハ勿論古器・舊物等其他新發明ノ物ニ至ルマテ悉ク網羅シ現物実檢ノ上諸説比較知識ヲ開キ候ハ則博物館ノ有設要務ニ御座候右ニ付書籍館博物館ト並建設無之候テハ不都合ニ有之先達テ右兩館ノ儀公館ト相成リ

候以来諸方篤志ヨリ献品及ヒ献籍モ不少追々人心歸向ノ勢ヒニ至リ候場合ニ付此儘ニ被居置候様有之度候且つ文部省伺書ニハ生徒教育ノ需要専門ノ目的ノ様相聞へ候へ共館中ノ書籍凡和漢ノ古書籍ニテ方今陳腐ニ歸シ候物或ハ高尚ニ属シ候物而已ニ有之西洋書モ多クハ蘭書等ニテ方今ノ学生輩需用ニハ難適物ニ有之候間館中ノ書籍需用候者ハ専門ノ一課ニ達候得業生ニ無之候テハ恐ク必要トハ難申書籍而已ニ有之候間、矢張是迄ノ通、当局所轄ニテ公館ノ御体裁ニ相成居候方可然哉ト存候公館ト相成候上ハ諸官省需用ハ勿論学校ニテ専門ノ課業ヲ歴候者モ聊差支無之随意来看出来可申儀ニ有之候別紙添此段申上候

六月二日

博覧会事務局

正院御中⁽²⁴⁾

以上の如く博覧会事務局の上申書の内容は、博覧会事務局と博物館・書籍館の業務の相違を認めたと、文部省の主張する学校教育の一部としての博物館と一般に公開される博物館とは異なる施設であることを主張した。そして世界の動植物・古器物・発明品を網羅し、現物の実験観察を通じて諸説を比較し知識を得るための大博物館建設が必要であるが故に、博物館と書籍館の共存は必要である。博覧会事務局の公館が出来て以降、篤志家から寄贈された物品、資料が増えており、中でも和漢の書籍や蘭書などは高尚で、学生の利用に適さないため、博覧会事務局が所管し公衆の利用に供する方が良いとしながら諸官庁や学校の利用も可能であるとし、現状の正当性を述べている。そして、町田はこの機に乗じて大英博物館の如き「大博物館創設ノ建議」⁽²⁵⁾を上申した。

この頃、博覧会事務局は、明治6年(1873)5月太政官制の改定によって太政官外史所管となり、同年11月内務省の設置に伴いその所管となった。

田中は、決済を引き伸ばしていた正院に対して抵抗すべく明治6年(1873)7月15日太政大臣三条実美に、同年11月10日には、右大臣岩倉具視宛に正院の決済を請う上申を行い、さらに、明治7年(1874)1月13日、太政大臣三条実美に重ねて次のように上申したのである。

博物館書籍館博覧会事務局ト合併之儀被相止度旨当五月廿二日伺書差出置候処于今 御指令無之右ハ彼是処分モ有之候儀ニ付至急御沙汰相成度存候也

明治六年七月十五日

文部省三等出仕 田中不二麿

太政大臣 三条実美殿⁽²⁶⁾

博物館書籍館博覧会事務局ト合併之儀被相止度旨本年五月廿二日別紙之通相伺置候処其後御指令無之ニ付去ル七月十五日至急御沙汰相成度旨申上候処未タ何等御指令無之処分差支候儀モ有之候ニ付至急御指令相成候様仕度此段尚又上申候也

明治六年十一月十日

文部少輔 田中不二磨

右大臣 岩倉具視殿⁽²⁷⁾

博物館博覧会事務局合併御廃止之儀ニ付再応伺博物館書籍館之儀博覧会事務局合併被相止度旨客才五月已来屢上陳仕候処未タ何等御指令無之然ルニ兼テ上申之通右両館ニ之儀ハ生徒実地経験ノ為メニ相備ヘ傍ラ人民一般開知之一端ニ可具趣意ニ有之迅ニ御決裁不相成候而ハ生徒授業上殊更差支候儀モ有之候間至急御沙汰相成度此段猶又相伺候也

明治七年一月十三日

文部少輔 田中不二磨

太政大臣 三条実美殿⁽²⁸⁾

田中の度重なる合併取りやめの上申に対し、太政大臣は明治7年(1874)1月28日、次のとおり否決の回答をなした。

伺之趣御詮議之次第モ有之ニ付追テ御沙汰有之候マテ従前之通り可差置事

明治七年一月廿八日 印⁽²⁹⁾

この回答のあった時点では空席であった文部卿のポストに木戸孝允が就任し、問題を終結すべく文部省側の長として、合併取消しを太政大臣に上申する。

博物館博覧会事務局合併分離之儀ニ付更ニ伺博物館書籍館之儀博覧会事務局へ合併被相止度旨兼而伺出置候処今般御詮議之次第モ有之ニ付追而御沙汰有之候迄従前之通り可差置旨御指令相成候然ル処屢上陳仕候通り右両館取設之趣旨ハ専ラ生徒実地経験之為メニ相備ヘ博覧会事務局トハ主意固ヨリ相違候儀ハ贅陳候迄モ無之方今文明進歩之際別而右物品書籍等必需ノモノニ有之依而客才以降再三及上申候儀今更前文御指令相成候而ハ学業之進否ニ関涉ハ必然会計上ニ於テ主客弁別シ難ク錯雑不少旁以不都合之儀ニ付今一応合併御取消之儀御詮議相成度存候此段猶又相伺候也

明治七年二月十四日

文部卿 木戸孝允

太政大臣 三条実美殿⁽³⁰⁾

木戸の上申による合併取消しの理由は、学業の進展に障害をきたし、多くの文部省所属の職員が博覧会事務局に出向しており、会計上宜しくないことを指摘した。職員出向の件については、明治7年(1874)4月13日付けで正院出仕となっている。

内務省の土方大内史は、木戸の合併取り止めの上申を受けて、内務省が博物館の分離を認めた場合、博物館、書籍館が所蔵する資料や書籍を博覧会事務局に引渡す意向があるかどうかについて問い合わせ、田中は、明治7年(1874)2月18日付けで引渡しは認めるが、博物館、書籍館のある土地と小石川薬園は文部省の所管のままにしておきたい意向を次の如く示した。

デイビッド・マレーと田中不二麿

博物館書籍両館分離ノ儀ニ付当省伺ノ通り御許允相成候ハバ現今右両館并書籍物品共一切博覧会事務局へ其儘引渡相成候テ当省差支ノ有無御問合ノ趣致承了候然ル処追々当省ヨリ伺出ノ主旨ハ右館内蒐集ノ物品書籍并右掛り官員等ハ御引渡シ申両館場所并築園ノ儀ハ其儘当省所轄更ニ右両館へ学事必需ノ書籍物品取集中度儀ニ候間右様御承知可然御取計有之度此段御回答候也

明治七年二月十八日

田中文部少輔

土方大内史⁽³¹⁾

これに対し土方は、同年6月19日付けで、両館と博覧会事務局との分離を認めるが、内務省は別に博物館を設置するから湯島聖堂内の両館の土地、建物を現状のまま内務省に貸渡すよう問合せている。

兼而御伺有之候御省博物館書籍館両館博覧会事務局之分離之儀ハ御許允之上今後別ニ博物館ヲ被設置内務省へ可被属哉之御詮議有之候ニ付テハ元昌平坂聖堂并学校跡御省所属之右両館地所建物共其儘同省へ御引渡有之御指支無之哉及御懸合候否ハ至急御回答有之度候也

明治七年六月十九日

土方大内史

田中文部少輔⁽³²⁾

田中は、同年6月27日付けで回答し、上申のとおり博物館・書籍館については利用計画はあるが、当面の貸渡しを認め、全ての所蔵資料を引渡すことを明らかにしている。

(回答)

博物館書籍両館内務省へ貸渡シ之儀御掛合之旨致承知候右両館之儀ハ兼テ相伺置候趣モ有之当省之見込有之候得共御来示之次第無扨儀モ可有之ニ付当分之内貸渡之儀ハ別段差支無之候且書籍物品之儀ハ御申越し通り引渡差支無之候此段及御回答候也

明治七年六月廿七日

田中不二麿

土方大内史殿

追テ当分貸渡候場所ハ博物書籍両館建物并其地所ニ候条此旨申副候⁽³³⁾

状況は合併取りやめに向かいつつあったが、明治8年1月19日、田中は駄目押しともいえる上申を再度太政大臣にむけて行っており、執拗なまでのこだわりを見せている。

文壺号 八年一月十九日 回

明治六年三月博物館書籍館博覧会事務局へ合併被仰出候後分離之儀再三上申有之昨七月一日伺之趣御詮議之次第モ有之ニ付追テ御沙汰有之候マテ従前之通可差置旨御指令有之候ニ付同二

デイビッド・マレーと田中不二磨

月十四日今一応合併御取消之儀御詮議相成度旨更ニ御伺相成候处于今何分之御指揮無之医学校より薬園之儀頻々申立有之右処分ニも差支候条再応左之通御伺相成候様致度依之文案取調相伺候也（朱書）此伺ハ今般定額金ニ付テノ儀ニ無之兼々伺置候分離ヲ促スモノナリ

案

太政大臣三条実美殿

文部大輔 田中不二磨

博物館其他博覧会事務局合併分離之儀ニ付再応伺

博物館書籍館薬園等之儀明治六年三月十九日博覧会事務局へ合併被仰出候已来右合併之儀ハ被相止度段再三及上申候末昨七年一月廿八日御詮議之次第モ有之ニ付追テ御沙汰有之候マテ従前之通可差置旨御指令相成候ニ付同二月十四日更ニ又伺出候次第モ有之候得共如何御指令モ無之且其後当省定額増加之儀相伺候ニ付不得止遷延罷在候処今般増額聞届相成候ニ付テハ客才相伺候通合併御取消相成候様致度至急仰御載可候也抑於当省両館等取設之趣旨ハ専ラ生徒実地経験之為メニ相備へ博覧会事務局トハ主意全ク相違候儀ニテ即今専門学校生徒学業日月進歩之際寸時不可欠之急需ニ付同校ヨリ頻々申出モ有之処分方ニ差支候条旁以至急御詮議相成度此段再応伺候也

（付箋）

○ 抑以下ヲ存シ下文ノ如ク改候如何

※ 抑当省ニ於テ両館等設立ノ趣旨ハ再三具陳いたし候通是マテ教師并書籍等ニ就キ講習いたし候者漸ク実地経験ノ期ニ迫リ殊ニ博物ノ学科ハ空地ノ産物大二異同モ有之親シク本邦固有ノ物品ヲ以テ研究不致候而ハ如何程外国ノ物品記憶いたし候共博物之实用難相立即今諸専門校ヨリ頻々申立云々

別紙博覧会事務局文部省分離内務省附属等之儀ニ付議案并佐野弁理公使意見共頃日御内話之趣も有之候ニ付御廻し申入候也

一月廿二日

土方久元

町田久成殿

（欄外朱書）

本文一条ハ抑書籍館博物館等名義并場所共文部省中ニ存在不致候而ハ不都合之旨文部省ヨリ申立候ニ付両館中御備之図書品物并掛官員ハ本局へ引渡済ニ相成独小石川薬園而已其儘相成且本局之義ハ内務省中附属云々之議モ相起り候ニ付佐野常民婦朝迄其儘相成居候事ニ治定然処同人婦朝見込差出候ニ付右薬園之義本文内話有之ニ付文部省ニ而樹木培養いたし且頃日内評も有之上野地方へ本局移転之義弥々御決定之上ハ右薬園も文部省所

デイビッド・マレーと田中不二麿

轄ニ相成無差支旨町田ヨリ談置候事⁽³⁴⁾

土方は、分離が認められた場合小石川薬園の植物の半数を割譲するように申入れ、この点についても妥協している。

文二号 二月五日

博物書籍両館其他博覧会事務局合併分離之儀御何相成居候処土方大内史ヨリ別帑之通問合有之候ニ付左之通御回答相成可然哉文案相伺候也同所ニテ生長シタル植物ヲ半割シテ他ニ移スハ可惜儀ニ候ヘトモ同地錯雑ノ事情故植物半割位ハ不得已儀ニ候事 印 (九鬼)

案

土方大内史殿

田中文部大輔

博物書籍両館其他共博覧会事務局エ分離之儀当省伺之通御許可相成候末小石川薬園ニ有之候各種植物之儀ニ付云々御問合之趣致承知候右植物之儀何レモ必需之ものニ候得共御来示之趣も無余儀相見へ候ニ付大凡半数分割相渡可申存候此段及御回答候也

(別紙)

御省博物書籍館其外博覧会事務局分離之備兼而御上申之通御許可相成候末小石川薬園ニ有之候各種植物之内大凡半数程ハ追テ同局於テ植付場所取設ケ之上御分割御引渡相成指支有之間敷哉及御問合候也

二月五日

土方大内史

田中文部大輔殿⁽³⁵⁾

上記経過の如く、文部省側は田中の懸案事項である「学事必需」の学校教育のための博物館を獲得するための努力を惜しまず、内務省は、町田久成を中心とする博物館構想のため最大限の譲歩をもって折衝がなされたのである。

文部省

其省博物館書籍館博物局小石川薬園共博覧会事務局へ合併之儀自今被差止候条右場所都テ其省所轄可致此旨相達候事

但是迄右両館ニ蒐集有之候物品書籍等ハ博覧会事務局へ可引渡事

(参考)

右稟請ニ対シ明治八年一月廿九日太政官庶務課長左ノ議ヲ発シ外史及ヒ博覧会事務局之ニ合議上申シテ大臣参議ノ允裁ヲ得タリ

文部省博物書籍ノ両館博覧会事務局ト合併ノ義相止メ分離相成度旨再応伺ノ趣審按致候処元来同省於テ右両館設置候ハ専ラ生徒学術上ノ需用ニ備置候義ニ有之博覧会ノ義ハ普ク人智開明ノ為メ有用無用ヲ不論宇内各種ノ物品ブ網羅シ衆庶ヲシテ縦観セシメ候義ニテ抑本旨大ニ逕庭

デイビッド・マレーと田中不二麿

右之候ニ付合併ニテハ却テ紛乱抵牾ノ筋モ有之且会計上等ニ於テモ主客弁別シ難ク錯雜不少旁不都合之趣無余義相聞候間分離相成候方双方ノ便宜ニ可有之哉因テ御達案取調相伺候也

文三号 八年二月十日受回

博物館書籍館博物局小石川薬園共博覧会事務局へ合併之儀自今被差止候旨別紙写之通御達有之候ニ付供御聞候也

右御達相成候ニ付テハ即今ヨリ着手相成度費用ノ義モ既ニ御達相成旁先以主任ノモノ一名御用掛リ等被命可然候

(別紙)

文部省

其省博物館書籍館博物局小石川薬園共博覧会事務局へ合併之儀自今被差止候条右場所都テ其省所轄可致此旨相達候事

但是迄右両館ニ蒐集有之候物品書籍等ハ博覧会事務局へ可引渡事

明治八年二月九日

太政大臣 三案実美⁽³⁶⁾

そしてついに、明治8年(1875)2月9日付けで太政官は文部省に対して合併を解く通達を發したものの、収蔵資料のほとんど全てを博覧会事務局へ引渡しており、博物館も書籍館も実質的には実体はなく、無からの再出発であった。

明治8年(1875)3月13日、両館は湯島昌平館を事務局として移転し、同年3月15日、中督学畠山義成が博物館書籍館長に、書籍館掛兼博物館掛として九等出仕永井九一郎が任命された。畠山、永井はマレー門下のラトガーズ・カレッジの同窓であり、人事面にもマレーの意志が反映されていることが明らかである。同年3月30日博覧会事務局が名称を「博物館」と改称し、文部省の博物館と混乱をきたすことを危惧した畠山は、同年4月6日付けで博物館・書籍館を「文部省博物館」・「文部省書籍館」と変更する上申を行い、同年4月8日文部省は、「東京博物館」・「東京書籍館」と改称する旨を指示した。

博物書籍両館名称之儀ニ付キ左案本省エ御伺可相成乎

案

文部大輔 田中不二麿殿 博物館書籍館長 畠山義成

当両館名称之儀ハ他ニ博物館書籍館無之ト看倣候得共海外各国ニ於テモ必館名ニ地名人名等ヲ相用ヒブリチシュ博物館ハーバード大学書籍館等之名称有之并追々国内数多之博物館書籍館之設立可有之候ニ付現今之名称不都合ト存候依テ自今当両館之儀ハ文部省博物館文部省書籍館ト相唱申度候条此段至急相伺候也

明治八年四月六日⁽³⁷⁾

資料のほぼ総てを博覧会事務局に引き渡したことにより、博物館の体裁を整えるべく国内外において積極的な資料蒐集が行われている。例えば、文部省は各府県に対して地域を特徴付ける標本の上納を命じ、明治8年(1875)には1府32県から479種、明治9年(1876)には1府41県から927種の物品が上納され本館へ交付された。

フィラデルフィア建国百周年万国博覧会への参加と教育資料の蒐集

明治9年(1876)米国建国100年記念を祝してフィラデルフィアで万国博覧会が開催された。政府は、米国の参加要請に応えフィラデルフィア万国博覧会への参加を決め、明治8年(1875)1月には総裁を大久保利通、副総裁を西郷従道とする「米国博覧会事務局」を設置し、参加準備に着手した。特に文部省は、主要テーマの一つに教育が取り上げられていたことから、この博覧会に大きな関心を示し、博覧会事務局とは別に田中不二麿文部大輔を中心とした 畠山義成(中督学)、阿部泰蔵(六等出仕)、手島精一(八等出仕)、出浦力雄(九等出仕)の5名の視察団を派遣することを決め、さらに博覧会開催期間に合わせてマレーを米国に派遣することを決定し、同年10月7日、田中はマレーとの間で米国での業務内容を指示した契約を取り交わした。

貴下今回米国へ発航に付き爰に約束するの條を列す

第一條

博覧会《フィラデルフィア府》に於て我邦教育に裨益ありと認めらるるの類は其報告と親試とを論ぜず聚集筋記して携還あらんを要す

第二條

學術博物館《東京に設置すべきの目的なり》内へ準備すべき諸物件《教育上に關係する制度及論說○教育上に關係する諸道具○學術上に關係する必須の図書器械及學校規則并學校建物等の雛形》購求の資費として金壹萬圓を文部省より交托すべし

第三條

望遠鏡《玉の径凡日本曲尺三寸位》買得の資費として更に金千五百圓を文部省より交托すべし

第四條

購求する所の諸物件價直は簿牒に登記計算し且代金の請取証を副て文部省へ交付あらんを要す

第五條

今回の囑事に關涉し臨時の費用なきを保たす因て予備金千圓を別途に交托し置くべし
但若し之を支消する時は第四條に列して処分すべし

第六條

東京へ帰着の規程は一千八百七十六年六月三十日を踰へざるを要す

明治八年十月七日文部省大輔田中不二磨

ドクトル、ダビッド、モルレー(38)貴下

以上、第1条から第6条に成文化された契約によると、(1) フィラデルフィア万国博覧会で、わが国の教育に有益な情報を得、それを報告すること、(2) 東京に建設予定の学術博物館に必要な資料(教育関係資料・教育図書・教育器具・学校規則・学校建築資料等)を購入すること、(3) 望遠鏡の購入で、それらを入手する資金として文部省から12,500円を貸与された。

日本政府の正式な参加にともない、文部省は日本の教育の歴史と現状を紹介する冊子の作成を計画した。フルベッキによって英訳された冊子は、マレーが先発渡米し、フィラデルフィア万国博覧会の開催に合わせて明治9年(1876)に出版され、博覧会場で各国に配付された。(39) フィラデルフィア万国博覧会は、明治9年(1876)5月から11月まで開催され、35カ国より3万点の教育資料を展示、167の展示館が建設され、日本は教育部門にスウェーデン、カナダに次いで大規模な教育展示を実施した。帰国後の報告には、

日本国教育出品ノ多キ瑞典、加奈陀スウェーデン カナダ二次グ、其大略ヲ挙グレバ日本書籍数十部、英和辞書、日本文教育年報、英文教育年報略、英文日本教育史、英文教育表紀類、学校病院ノ写真及ビ絵図、学校雛形、地図、学区図、博物図、算盤、石盤、筆、墨、椅子、卓子、鳥獸草木ノ見本、地球儀、物理器械、新聞紙数種、生徒ノ英仏語作文、試験答書、習字、図画ノ類ナリ(40)

とあり、出品物の内容が窺える。その美しくまとまった展示内容は、米国教育界、博覧会実行委員会より「日本の教育に関する展示は、大規模かつ美しくまとめられ、非常にためになる。これ以上望む余地のないほどの出来栄である。完成度と整然とした配置という点で、外国のどの展示にも勝っていたと言っても過言ではない。」と称賛される程のものであった。(41) さらに、展示内容は、日本における文部省の強い統制下における学制の急速な普及や義務教育の実施など、欧米に匹敵するほど急成長した教育制度であることを世界に知らしめるものであった。

さて、マレーが文部省と契約を交した「学術博物館《東京に設置すべきの目的なり》内へ準備すべき諸物件」について、フィラデルフィア万国博覧会に関する報告書である第3報告書「慕途矣稟報」(“Report on the Educational Exhibit at the Philadelphia Exhibition of 1876”)には、

学校什具ノ最良ナル模範装置ニ備へ並ニ良好ノ学校ニハ欠ク可ラサル学術ニ関セル物品ヲ集メ設ケタル模型学室ハ之ヲ教育博物館ニ備へ置カハ利益少ナカラサル可ク且是ハ学校用諸器什ヲ展示スルカ為ニモ学校吏員教官等カ模擬スル規矩トモナル可ク(42)

とあり、教室や教具の展示を勧め、その効用を説いている。

フィラデルフィア万国博覧会参加の為の渡米時に購入した教育資料に関する第4報告書(“Report upon Collections made at the Philadelphia Centennial Exhibition”)には、実際にフィラデルフィア万国博覧会で蒐集した教育関連資料のことが記載されている。ここには、博覧会会場で

当時の米国における一流の研究者や機関と交渉し教育関連資料を入手していることが明らかにされている⁽⁴³⁾。

ここに記載されているE.S.モース教授は、いうまでもなく明治10年（1877）に東京大学に生物学教授として招聘され、わが国ではじめて進化論を講義し、大森貝塚の発掘調査によって近代考古学の礎を築いた人物である。マレーのモースに対する高い評価から強力な推薦を得て、来日の機会を得たものと推察される。ちなみに大森貝塚の発見は、横浜港から文部省のマレーに来日の挨拶に向く東海道線の車中の出来事であった。

フィラデルフィア万国博覧会会期中、田中不二麿を中心とする日本の視察団は、教育展示を大々的に行ったカナダとの会談の席で、トロントに所在する教育博物館の情報を得、現地視察に赴いている。当時、世界で最も先進的な教育博物館であったトロント教育博物館を一つの範として教育博物館を創設したことが田中の回顧録に記されている。

曩に博覧会事務局に合併せられたる東京博物館は、明治八年一月に至り再び文部省の所轄に帰せり。予が九年米国万国教育者大会に参列するや、会々加奈陀政府教育家代表者と談次教育博物館の事に及びしに、同氏は切りに自らトーロント市に経営せるものを称し、来り観んことを勧む。予も亦大に感興に動かされて其実際を観察せしに、秩序整備し、規模亦壮大にして、各種教育の論説、学校管理の方法、校舎の設計図案、諸般の標本、教科書、器具、諸生徒事業成績より、幼稚園児童の遊戯品、玩具等に至るまで、苟も教育に関せる須用の事物は、細大網羅せざるは無く、一度其内に入るや、百般の研究、参考に資すべく、甲乙の良否亦指顧の間に選択するを得べし。因つて予は此学を賛し、遂に費府博覧会に出陳せる彼我の物品を互に交換するを約したりき。蓋し加奈陀は新開国として、事々物々創業に属するもの少しとせず、故に知識の普及に対しても、亦母国と其趣を異にして、諸般の新経営を要せざるべからず。即ち此挙たるや、貢献する所亦多きを知るべきなり。而して当時我国情亦之と相類するものあり、是を以て帰朝後、東京博物館の規模を更め、十年一大新館を上野公園内に築造し、其竣工するや

購入資料名	入手先
「よく整理され、適切にラベルを添付された鉱石の標本」 「化学工業関連技術を説明する展示品一組」	E.R. ビードル博士（フィラデルフィア） C.F. チャンドラー博士 （コロンビア・カレッジ鉱山学部）
「合衆国周辺の海洋生物の標本一セット」 「動物の剥製と骨格の標本」 「魚の複製の標本」	E.S. モース教授（ボストン博物学協会） ワード教授（ニューヨーク州クロチェスター） ベアード教授（スミソニアン協会）
「ニュージャージー州の地形および地下資源を現す標本一組」 「博物学教授用、大型掛図・新型地球儀・黒板・体操用器具等」	G.H. クック教授（ニュージャージー州） J.W. シャーマー・ホーン社

フィラデルフィア万国博覧会で蒐集された教育関連資料 義家 1998 より作成

茲に移り、広く教育上の公益を図るを目的として、教育博物館と称し、殊に教育者の研究に供、又洽く公衆の縦覧に便せり。⁽⁴⁴⁾

トロント教育博物館 (Educational Museum in Toronto) は、1853年に世界初の試みとしてトロント市に設立されたもので、この施設の在り方が田中にとってどれほど心動かされたものだったのかを推し量るに充分であろう。

教育博物館の開館

フィラデルフィア万国博覧会を契機とした田中不二麿、マレーによって蒐集された教育資料と各府県からの上納による各種標本類などの資料の充実が図られたことによって、いよいよ文部省主導による教育を主眼においた博物館建設が着手されることとなった。明治9年3月22日田中は、三條実美太政大臣に「學術博物場建設之儀ニ付伺」が提出され、明治10年(1877)世界で11番目の教育博物館が建てられることとなった。

会三百四号 學術博物場建設之儀ニ付伺

当省所管東京博物館ノ儀假ニ東京書籍ノ一局ニ在テ開設シ専門学科生徒実験拓智ノ用ニ供シ来候處区域最狹窄ニ有之既ニ各地方ヨリ採集スル動植物金石其他諸物件ヲ排列スルニ余地無之障礙不少ノ際客歲中充可ヲ得当省雇学監ドクトルモルレー氏ニ委嘱シ米國ヨリ購取スル般々ノ物件茲ニ到達スル期ニ臨ミ從來ノ假局ノミニテハ全ク排列ノ便ヲ欠キ該館特設ノ趣旨到底徒為ニ属シ遺憾不少候條今回上野山内当省用地ニ於テ以學術博物場ノ一部分ヲ構造致度 将来逐次増築遂ニ該館ノ完全ニ至ルヲ要ス尤該費用ハ金一万五千円以内ノ見込ニテ当會計年度当省額外常費營繕費ノ範圍ニ在テ可相辨候條速ニ允裁相成候様致度此旨相伺候也

明治九年三月廿二日

文部大輔 田中 不二麿

太政大臣 三條 実美 ⁽⁴⁵⁾ 殿

同年8月18日の開館式においてマレーは次のような祝辞を述べ、教育博物館の社会的位置付けを強調している。

この建物にすでに収集されたものも、またこれから収集を予定されているものも、すべてはこの国の教育の発展に直接関係のあるものばかりです。この博物館建設は文部省の職務であり義務でもありました。そして今日、文部省の保護のもとに開館の運びとなったのです。教育行政を執行し、学校を設置・維持し教員を養成し、授業の方法と教具を改善し、知識を普及し、国民の知的生活を鼓舞することは文部省に課せられた重要な任務です。この任務の助けとなるべく当博物館は設立されたのです。⁽⁴⁶⁾

一方、田中不二麿は、官員への訓示で、次のように抱負を述べている。

教育一切ノ品ヲ排置シ其得失を比較シ、博ク世人ノ選用ニ供スルハ是教育博物館ノ主義ナリ

蓋教育多数ノ事業ヲ挙テ、親シク之ヲ實際ニ施為スルハ固ヨリ政府ノ本意ニアラス但世人ノ模倣演繹スヘキ中外各標本ヲ公示シ以テ指点開引ノ具トナシ各自ノ需要ニ随イ左右ニ取テ其源ニ逢フノ地ヲ為スニ過サルノミ故ニ其標本トナスヘキモノハ精粗ヲ問ハス細大ヲ論セス一場ノ下ニ臚列シ遍ク世人ノ搜討ニ便セントス果タシテ能ク世人ノ此館ニ就テ其標本ノ良否ヲ査覆シ之ヲ実施ニ試ミ文運隆旺ノ効ヲ呈シ、愈々教育ノ真価アルヲ証スルニ至ラバ、此館ヲ稱シテ緒會ノ光輝ヲ収蔵スル一大宝库ト謂フモ可ナラスヤ。⁽⁴⁷⁾

この館に就てその標本の良否を査覆し、これを言葉どおり教育博物館は、数多くの教具を公開し、活用に供する拠点としての社会的存在価値を強調しているのである。

かくして、教育博物館は明治10年（1877）8月開館することとなったが、一般公開に先だって「教育博物館規則」を次の如く制定した。

教育博物館規則（明治10年8月制定）

教育博物館ハ文部省の所轄ニシテ凡ソ教育上必需ナル内外諸般ノ物品ヲ蒐集し教育ニ従事スル者搜討ニ便シ兼テ公衆ノ来観ニ供シ以テ世益ヲ謀ランカ為メ設立スル所ナリ今其規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 本館ニ蒐集スル物品ハ教育上ニ関スル書籍器械及ヒ学校模型其他動植物金石ノ類ナリ

第二條 書籍類ハ別ニ書籍室ヲ設クヘシ

第三條 教育上ノ書器ヲ購求セント欲スル者ノ為メ内外国ニ於テ刊行セシ書器目録ヲ備ヘ置クヘシ

第四條 府県并学校等ニテ教育上ニ関スル書器類ヲ外国ヨリ購致セント欲スルモノニハ時宜ニヨリ其紹介ヲナス事アルヘシ

第五條 館内物品中学校等ニ適応ノモノヲ倣造セン為該品ヲ借受セント要スルモノハ事宜ニヨリ其貸与ヲナス事アルヘシ

第六條 前條ノ旨趣ニヨリテ貸与スル物品中運搬ニ不便ナルモノ又ハ事由アリテ外出ヲ得セシメサルモノハ館内ニ就テ之ヲ模取セシムル事アルヘシ

第七條 物品中彼此ノ得失ヲ比較シ実地応用ノ如何ヲ考究シテ其作用未タ宜ヲ得サルモノハ館内ニ就テ之ヲ改造スル事アルヘシ

第八條 物品中剥製骨製ノ動物又ハ植物金石等学科上指教ノ用具タルモノハ時宜ニヨリ払渡ヲナス事アルヘシ

第九條 物品ハ成ヘク的製作者ノ族籍姓名ヲ明記スヘシ

第十條 蒐集セシ物品ハ悉ク類別シ之ニ解説ヲ附シタル目録ヲ刊行スヘシ

第十一條 凡本館ニ納付スル物品ハ領取證ヲ与ヘ悠久保存スルモノトス

第十二條 教育上ノ書器及ヒ学科ニ関シタル問題ニ涉リ談論会ヲ開ク事アルヘシ⁽⁴⁸⁾

来館者に対しては「教育博物館来観規則」を設けて利用の心得等について細かな規定を設けている。

教育博物館来観規則（明治10年8月制定）

第一條 教育博物館ハ何人ニテモ此規則ニ遵據スルトキハ来観スルヲ得ヘシ

第二條 教育博物館ハ毎日午前十時ヲ以テ開キ日没ニ至テ閉ツ此時間ニ非サレハ来観ヲ得ス
但祭日祝日ハ閉館ヲ例トス

第三條 狂疾或ハ酩酊者ト認ムルトキハ入館ヲ得セシメス

第四條 木履草鞋ヲ穿チ若クハ杖傘其他包物ヲ携ヘ館内ニ入ルヲ得サルヲ以テ出入口ニ於テ之
ヲ看守人ニ付託スヘシ

第五條 狗ヲ牽キ館内ニ入ル可ラス

第六條 館内ニ在テハ喧嘩其他粗暴ノ挙動アル可ラス

第七條 館内ニ在テハ吹煙ス可ラス

第八條 館内陳列ノ物品ニ手ヲ触ル可ラス

第九條 園中ヲ遊歩シ得ルト雖モ定路外ヲ經過ス可ラス

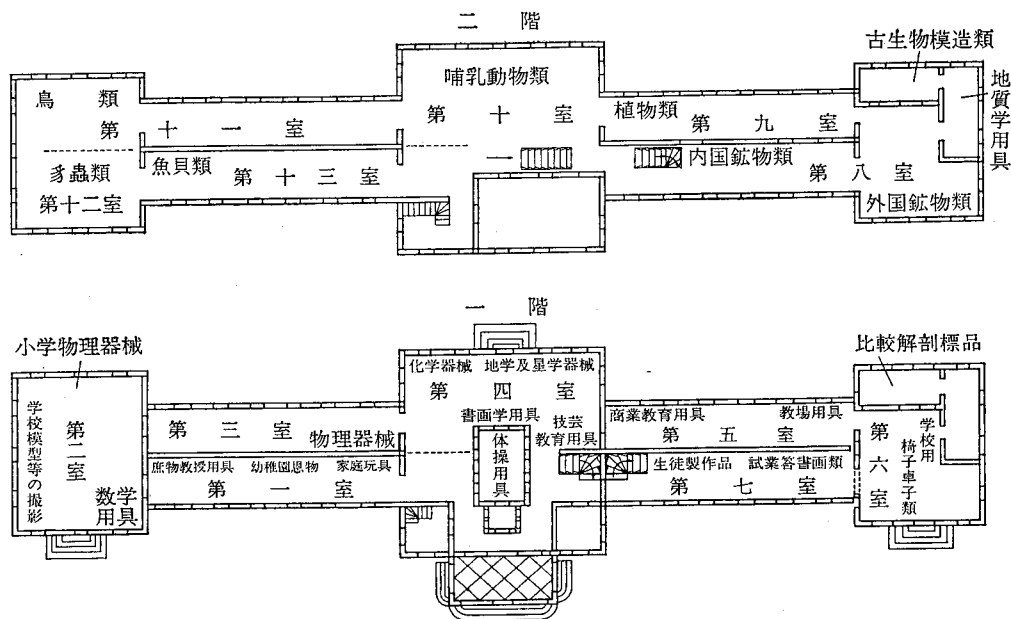
第十條 園中ノ花卉ヲ採折ス可ラス⁽⁴⁹⁾

さらに「教育博物館書籍室規則」を制定し、図書の利用を規定しその運営にあたった。実際の展示資料は、マレーがフィラデルフィア万国博覧会で購入したものや東京博物館時代の蒐集品、各府県より寄贈された教育資料等であり、大きく教育器具と博物標本の二大区分とし、それぞれ1階と2階に分けて展示されていた。明治14年(1881)刊行の『列品目録』、同年刊行の『教育博物館案内』には、教育用器具5,055点、金石学標本3,755点、植物学標本1,981点、動物学標本8,194点の詳細が記されている。⁽⁵⁰⁾

既に東京大学に招聘されていたE.S.モース教授は、開館間もない教育博物館を見学し、『日本その日その日』の中で、その感想を次のように記し賛辞している。

午後には前任文部大輔が、大学の外人教授たちを、上野公園の教育博物館へ招いて、接待した。これは、興味の深い会合だった。医科にはドイツ人が配置され、語学校には仏、独、英、支の先生がおり、大学の我々の分科には英国人が四、五人、米国人が八、九人、フランス人が一人、ドイツ人が二人、それから日本の助教授が数名いる。日本人は少数の例外を除いて洋服を着ていたが、支那の先生達はみな支那服であった。彼等は決して服装を変えないのである。

博物館は大きな立派な二階建てで、異があり、階下の広間の一つは大きな図書室になっている。また、細長くて広い部室は、欧州及び米国から持って来た教育に関する器具—現代式学校建築の雛形、机、絵、地図、模型、地球儀、石盤、黒板、インク入れ、その他の梅外の学校で使用する道具の最もこまかい物の、広汎で興味ある蒐集で充ちていた。これ等の品物はすべて私



東京教育博物館の展示区分 (明治12年) 『国立科学博物館百年史』1977より

には見慣れたものであるに拘らず、これは最も興味の深い博物館で、我国の大きな都市にもある可き性質のものである。我々の持つ教育制度を踏襲した日本人が、その仕事で使用される道具類を見せる博物館を建てるとは、何という聡明な思いつきであろう。ここに、毎年予算の殆ど三分一を、教育に支出する国民がある。それに対照して、ロシアは教育には一パーセントと半分しか出していない。⁽⁵¹⁾ 二階には天産物の博物館があったが、これは魚を除くと、概して貧弱であった。然し魚は美事に仕上げ、立派な標本になっていた。

教育令と博物館

さて、文部省は明治10年(1877)より「学制」改正の具体的作業に着手し、明治11年(1878)5月14日文部省は、日本教育令案を太政官に提出した。日本教育令案の基礎となったのが、マレーの一連の報告書『学監考案日本教育法』や『学監考案日本教育法説明書』である。特に、明治10年(1877)の『学監考案日本教育法説明書』には、以下のとおり学校に付帯させる施設として以下のとおり図書館、博物館を盛り込んでおり、次のように記されている。

第九 学校付属物

第二 博物館

博物館ヲ亦均シク教育上欠クヘカラナルモノトス博物館ハ猶公共ノ一大教師ノ如シ 一般ノ智識ヲ増進シ考究ノ精神ヲ提醒スルノ功驗ニ至テハ恐クハ此右ニ出ルモノナカルヘシ博物館ノ

最直接ニ其実効ヲ奏スルハ之ヲ高等学校ニ联接スルニ於テ殊ニ著シトス何者高等学校ニ於テハ教授上指説摘示スルニ之ヲ必要トスレハナリ博物館ハ独り高等学校ノ為メニ之ヲ要スルノミナラス小中学ニ於テモ亦博物学職業学等ヲ教授スルニ有用ノモノトス是レ普ク世人ノ知ル所ナリ外国ニテハ兒童ヲシテ其学フトコロノ諸学科ニ就テ端的明瞭ノ思想ヲ発セシメンカ為各学校中鉱物植物及鳥獸ノ模造品等ヲ列置スル一室を設ケサルハナシ故ニ文部省ハ博物館ヲ設立保護シ及ヒ全国諸学校ヲシテ學術ノ初歩ヲ教授スヘキ一室ヲ設置セシムル方法ヲ案スヘキコト至当ノ職務タル可シ⁽⁵²⁾

として各段階において学校に博物館を設置すべき旨を明らかにし、教育に博物館は不可欠であるという当初からの方針を変えていない。

文部省は、明治11年（1888）5月14日「日本教育令案」を上奏後、法制局、元老院などの政府機関の修正を経て明治12年（1889）9月29日に布告された「教育令」には、学校附属施設としての博物館は具体的に盛り込まれなかったのである。マレーは既に、明治11年（1888）12月に任期満了後、米国に帰国していたため、マレーの最終的な意見は反映されなかったことも一因であろう。したがって、博物館のみならず、マレーが一連の報告書で主張した国家統制的な学校制度の完備についても無視され、逆に自由主義、非干渉主義が盛り込まれた。明治5年（1872）の学制布告後に、義務教育の原理を国民に強要した結果、各地で暴動に発展した苦い経験は、田中を極端な自由主義、非干渉主義へと導いたのではなかろうか。何れにしても教育政策に関して、もはや二人の間には相容れない意見の相違があったことは事実である。しかし、結果としては田中の考えとほうらはらに「自由教育令」と称されたこの改正は、各地で学校秩序を乱す事件が頻発し、地方長官などから強い反発を生むこととなった⁽⁵³⁾。自由教育令は、実際、義務就学を維持することに非効果的であったため、就学率の低下を招き、廃校なども相次ぐなど地方のみならず中央政府の高官においても厳しい批判を受ける結果となった。

かくして、この自由教育令は明治12年（1889）2月28日に直ちに「改正教育令」と改められ、田中は、司法省に転出、文部省人事は一掃されることとなった。新しい文部大輔河野利鎌は、国家統制的色彩の強い制度に戻し、私立学校に対する強制力や教育に対する知事のより広範な権限、師範学校、専門学校設置の強化などマレーの草案にみられた規定を反映したものとなった。「改正教育令」にも博物館施設の必要性は盛り込まれることはなかった。

この時点で、マレーが目指した教育制度として学校附属博物館が設置されることはなかったが、文部省直轄の教育博物館の存在は、各府県に影響を与え、明治11年（1888）4月に開館した大阪教育博物館をはじめ、福岡博物館（福岡県 明治11年開館）、教育博物館（島根県 明治12年開館）、鹿兒島教育博物館（鹿兒島県 明治12年開館）など全国4府県に新たに教育博物館を誕生させた。しかし、それらの教育博物館の多くはまもなく閉鎖あるいは、殖産興業を目的とした施設に転換さ

れ本来の目的を全うすることはなかった。

結 語

以上、明治時代前期において教育行政の上から博物館を導入しようとした文部省の動向を基本資料を中心に順を追って示し、その中心的人物であった田中不二麿とデイビッド・マレーの教育思潮と彼らが導入した具体的な内容について記した。教育博物館の導入を皮切りに、マレーが最終的に目指した学校の附属施設としての位置づけは適わなかったものの、わが国において教育システムの中に博物館施設を取り入れることを初めて導入した記念すべき政策は、教育博物館として結実、その効果は少なからず地方へも波及し、教育界において博物館の存在意義を根づかせるに至ったのである。

註

- (1) マレー自らは“Superintendent of Educational Affairs in the Empire of Japan, and Adviser to the Japanese Imperial Minister of Education”と称している。
- (2) In Memoriam, David Murray, Ph. D., LL. D., “Biographical Sketch,” (New York, privately printed, 1915)
- (3) 吉家定夫 1998 『日本国学監デイビッド・マレー —その生涯と業績』玉川大学出版部は、近年最も注目されるマレー研究書で、原点からの新資料を盛り込み、人物像や経歴に関する知見が多数盛り込まれている。
- (4) 国立科学博物館 1977 『国立科学博物館百年史』国立科学博物館
- (5) 権名仙卓 1988 『日本博物館発達史』雄山閣 42頁～58頁 等
- (6) 金山喜昭 2001 『日本の博物館史』慶友社 83頁～84頁
- (7) 『特命全権大使米欧回覧実記』第2編 英吉利の部 第25巻「倫敦府ノ記下」 114頁～115頁
- (8) 派遣計画書は、文部省顧問フルベッキ (Guido Herman Fridolin Verbeck, 1830～1898) の原案をもとに作成された。フルベッキは、明治4年(1871)9月、岩倉具視に提出した意見書「ブリーフ・スケッチ」の中で、欧米諸国に対して視察団派遣の必要性を説き、法律・軍事・経済・教育・宗教等を専門に調査する委員会の組織を計画した。明治6年(1873)視察した各国の教育制度調査の結果を『理事功程』として報告している。
- (9) 大久保利謙編 1976 『岩倉使節の研究』宗高書房 206頁～207頁
- (10) 原典はArinori Mori, Education in Japan: A Series of Letters Addressed by Prominent Americans to Arinori Mori (New York: D. Appleton and Company, 1873) に出版され、海後宗臣 1928「日本教育策解題」『明治教育文化全集』第十巻 共同印刷株式会社 19頁等に再録されている。

デイビッド・マレーと田中不二麿

- (11) 金子忠史 1990 「日本の教育行政の現代化に果たしたデーヴィッド・マレーの貢献」『近代化の推進者たち—留学生・お雇い外国人と明治—』思文閣出版 295頁～297頁
- (12) 学制は、109条からなり、1. 大中小学区の事 2. 学校の事 3. 教員の事 4. 生徒及試業の事 5. 海外留学規則の事 6. 学費の事の大項目に分類される。実施に際してはまず小学校の整備に力を注ぎ、中央集権的行政制度はフランスから教科、教科書、備品設備、教授方法などの具体的内容はアメリカを見習ったものと云われ、就学の強要と平等主義を特徴とした。
- (13) 註(3) 文献120頁
- (14) 吉野作造 1928 『明治文化全集』第十巻 共同印刷株式会社 127頁～138頁
- (15) 蕃所調所は安政2年(1855)に江戸神田小川町に設置された「洋学所」であり、翌安政3年(1856)に「蕃所調所」に改称され、文久元年(1861)「物産方」が置かれた。文久4年(1864)には「洋書調所」に改称され、さらに同年「開成所」と名称変更され、「開成所」の名で明治新政府に引き継がれた。「開成所」は、明治元年(1868)「開成学校」に改編され、明治2年(1869)には、「大学南校」と改められ、明治3年(1870)9月「物産局仮役所」が設置され、殖産興業のための物産蒐集にあたった。
- (16) 東京国立博物館 1978 『東京国立博物館百年史 資料編』 572頁～604頁
- (17) 東京国立博物館 1978 『東京国立博物館百年史』 37頁～38頁
- (18) 註(17) 文献 39頁～40頁
- (19) 明治4年(1871)7月廃藩置県によって国家制度が確立し、従来の大学に替わって全国の教育行政総括機関である文部省が設置され、大学南校も文部省の直轄となり「南校」と称され、大学南校物産局は名実ともに、文部省に設置された博物館に移管された。明治4年(1871)5月23日に太政官は大学の献言に基づいて「古器旧物保存ノ布告」を發した。明治元年3月の神仏分離令の影響による廃仏毀釈によって歴史的遺産、仏教美術等が煙滅の危機に陥った事態を憂えて、町田久成・田中芳男らが中心となって、明治4年(1871)4月25日、大学献言として「集古館建設」を政府に訴えたことによる政府の対応であった。

また、明治6年(1873)4月からオーストリアで開催される万国博覽会に政府として正式参加を決定し、明治4年(1871)12月に参議大隈重信、外務大輔寺島宗則、大蔵大輔井上馨の3名を「澳国博覽会御用掛」に任命、明治5年(1872)5月に文部大丞町田久成、編輯権助田中芳男を同掛に任命、同年2月8日太政官正院内にウィーン万国博覽会の出品資料の蒐集や事務を管理する「澳国博覽会事務局」を設置。さらに、同月大蔵省三等出仕渋沢栄一、工部大丞佐野常民らが御用掛に任命された。先に文部省博物館掛となっていた町田久成、田中芳男は、澳国博覽会御用掛を兼務していることから文部省博物館と澳国博覽会事務局とは表裏一体の関係にあったことが理解できる。ウィーン万国博覽会参加の実質的業務として、文部省博物館が出品物の調査にあたり、全国から寄せ

られた資料をウィーンに向けて発送する前に、一般に観覧させる展覧会を湯島聖堂内の大成殿で行われることが決定していた。

上記の如く、(文部省)博覧会が実施された背景には、古文化財保護思想の啓蒙とウィーン万国博覧会参加にかかる資料蒐集の二つの要素があった。

- (20) 椎名仙卓 1977 「教育博物館の成立」『博物館学雑誌』第2巻 1・2号 43頁～44頁
- (21) 註(14) 文献 169頁～170頁
- (22) 註(16) 文献 6頁
- (23) 註(16) 文献 7頁
- (24) 註(16) 文献 6頁
- (25) 註(16) 文献 6頁～7頁
- (26) 註(16) 文献 7頁
- (27) 註(16) 文献 7頁
- (28) 註(16) 文献 8頁
- (29) 註(16) 文献 8頁
- (30) 註(16) 文献 8頁
- (31) 註(16) 文献 8頁
- (32) 註(16) 文献 8頁
- (33) 註(16) 文献 8頁
- (34) 註(16) 文献 9頁
- (35) 註(16) 文献 8頁
- (36) 註(16) 文献 10頁
- (37) 註(16) 文献 11頁
- (38) 註(3) 文献 161頁～163頁
- (39) “An Outline History of Education in Japan - Prepared for the Philadelphia International Exhibition, 1876, by the Japanese Department of Education” 同書は翌明治10年(1877)文部省から『日本教育史略』として出版され、各師範学校で、教育史の教科書として使われた。
- (40) 文部省 1876 『米国百年期博覧会 教育報告』第4巻 36頁
- (41) 註(3) 文献 167頁～168頁
- (42) “Report on the Educational Exhibit at the Philadelphia Exhibition of 1876” 文部省1877『慕迹矣稟報』
- (43) 註(3) 文献184頁～185頁
- (44) 田中不二磨「教育瑣談」大隈重信 1907 『開国五十年史』上巻 開国五十年史発行所738頁～739頁

- (45) 註4 文献 40～41頁
- (46) 註(3) 文献 230頁～231頁
- (47) 「教育博物館開業ノ日本文部大輔田中不二麻呂演述スル所アリ今之ヲ採録ス」1877『教育雑誌』47号
- (48) 註(4) 文献68頁
- (49) 註(4) 文献68頁～69頁
- (50) 註(4) 文献 100頁～106頁
- (51) E.S.モース/石川欣一訳 1970 『日本その日その日』2 平凡社 3頁～4頁
- (52) “Report upon a Draft Revision of Education in Japan” (日本題「学監考案日本教育法説明書」) 大久保利謙編 1961 『明治文化資料叢書』第8巻 風間書房「教育令」制定関係資料80頁～81頁
- (53) 自由教育令を強力に推し進めた田中不二麿は、二度の米国訪問を通じて地方分権的教育制度を高く評価し、自由主義、非干渉主義、地方分権を柱とする改正案をまとめ、マレー側の学監事務局は、干渉主義、中央集権主義を強く主張した。ここに二極の対立が生まれる結果となった。

野田義夫 1907 『明治教育史』育英社(復刻版 1981 有明書房)には、「明治十年前後より漸く民間に起こりたる仏国流の自由説の影響を受けたること蓋し少なからざるなり」(42頁)と指摘し、「為めに此改正を以て政府は教育の奨励督責を放擲して人民の自由に一任したるものなりと誤解し、之が為めに全国の教育事業に一段の退歩を來たせり」として、文部省の全面的失敗として酷評している。「自由教育令」に関して教育史評論上にはこのような批判的見解が多い。

博物館資料収集論

An essay about collecting museum objects

青 木 豊
Yutaka AOKI

収集の体系的明示

先ず、博物館資料収集の具体的手法に関して明記した史料としては、明治22年（1889）に図書頭九鬼隆一の草稿による帝国博物館の事務に係る管制・事務掌程・予算等々の原案である「帝国博物館事務要領ノ大旨」を挙げる事ができよう。

帝国博物館事務要領ノ大旨

- 一歴史ノ部ノ事務ハ本邦文化ノ進歩ヲ代表シ各時代社会ノ現象ヲ詳明シ生活ノ沿革ヲ湊合的ニ示照スルヲ目的トシテ本邦文化ニ影響ヲ及ボシタル百済高麗新羅随唐元明等ノモノハ本邦歴史ノ連帯原素トシテ之ヲ整列シ漸次関係アル万邦ニ及ボスベシ 而シテ歴史ニ係ル文書ハ一切之ヲ整頓シテ開示スベキナリ
 - 一出版ハ本館列品ノ説明等ハ勿論本館ニ於テ考究シタル諸種ノ学術知識ヲ公ニスルノ目的ヲ以テ之ヲナシ各部ノ為メニ平生之ヲ分担スル学士アラサルベカラス尤モ是ハ本館収入ノトシテ利益アルコトモ亦少ナカラサルベシ出版ノ外ニ物品ヲ模写模造シ亦或ハ写真シテ私下ヲ為スコトモ亦同様ナリ
 - 一美術部并工芸美術部ニ関係アル支那朝鮮ノ美術ヲ詳明スルヲ第一トシ準備ニ整フヲ俟テ進テ東洋一般ノ美術ヲ示照スルコトヲ計画シ亦漸次西洋美術品ニ及ブベシ
 - 一現今博物館ニ存在スル西洋美術品ハ殊ニ劣等ノモノ多ケレハ此際之ヲ鑑別シテ相当ノ処分ヲナスベシ 平凡ナル本邦美術品モ亦之ニ準ス
 - 一蒐集ハ勉メテ沿革上ニ照シテ之ヲ行ヒ各時代各大家ノ表準タルベキ製作ハ博ク之ヲ網羅シ完全ナル秩序ヲ保ツベシ之ヲ実行スルハ左ノ方法ニ依ラサルヘカラス
- 第一 寄贈
 - 第二 交換
 - 第三 附托（社寺ノ什物ヲ附托セシムルヲ云フ）
 - 第四 保管（社寺ノ什物ニシテ保護スル能ハサル場合ニ於テ引受ケ保護スル事ヲ云フ）
 - 第五 購入

博物館資料収集論

第六 模写模造（適当ナル現品ヲ得サル場合ニ於テ之ヲ行フモノトス）

第七 保護預り（有期無期但私有物品ヲ預リ保護陳列スルヲ云フ）

第八 貸付（私有物品収蔵家ヨリ隨時出品スルモノヲ云フ）

類別ハ蒐集ノ目的ニ拠リ類別ノ精神ニ照シ物品ヲ整理シ門ニ入り場ニ登レハ一目瞭然其巧妙ヲ鑑識シ沿革ヲ理解スルヲ得ルノ裨益アルヲ主トセサルベカラス 之ニ就キ注意ヲ要スルモノ大略左ノ如シ

第一 館内場所ノ選択

第二 光線

第三 配置

第四 距離

第五 高低

第六 表装

第七 列品箱ノ構造

第八 空気ノ流通寒暖乾湿ノ適度

第九 説明札ノ書き様

一 工芸部ニ在テ蒐集類別陳列スルノ方法ハ多少軽重伸縮ノ度ヲ異ニスレドモ大様前段ニ準スルモノトス 但シ工芸部ニ於テハ經濟ト如何ナル關係ヲ以テ整理スベキ乎ハ一個ノ問題ナリ 改革新創ノ後評議員等ノ評議ニ付スル見込也

一 博物館ナルモノハ現ニ欧米各国ノ博物館ニ於テ行フガ如ク前段陳列処ノ作用ノ外適宜公衆ニ向テ各種物品ノ説明解釈ヲ行ヒ又ハ各種一部分ニ就テ展览会ヲ行フコトアルベシ 例ハバ現物ニ対シテ歴史上ノ詳明講釈ヲナシ又ハ各時代各大家ノ鍛鍊ヲ表明スル如キ特殊ノ会ヲ開キテ公衆ノ注意ヲ惹起スルハ其裨益甚多シ故ニ増築家屋中一ノ講堂ヲ備フルヲ要ス

とあるように、内川隆志も指摘する如く博物館資料の収集方法を体系的に明示したものは九鬼隆一による本草案が濫觴となるものであろう。本草案には、資料収集の具体的方法として、寄贈・交換・附托・保管・購入・模写模造・保護預り・貸付の第一から第八に至る8方法が認められる。これらの中で寄贈・交換・購入は、現代博物館に於ける資料収集の具体的方法の呼称名であり、その内容も現在のそれと大差あるものではないと思われる。今日使用されない用語として、附托・保管・保護預り・貸付・更に模写模造が明記されている。先ず、模写模造は広義の資料製作に含まれるものであろうし、附托・保管・保護預り・貸付の4方法はいずれも現在一般に称されている寄託に含まれるものであろう。つまり、寄託の中でも社寺収蔵資料と個人収蔵とに二分することにより附托・保管と保護預り・貸付に先ず区分し、次いで附托と保管の違いは共に寺社資料を対象とするものでありながらも括弧内の注釈より判断すると、附托は博物館側が寺社に対し寄託を依頼した場

合を呼称するようであり、保管とは寺社が当該資料の保管が諸々の事情により不可能な場合に於いて寄託するケースを指すようである。

また、保護預りと貸付は社寺収藏品とは異なり個人所藏品である事が先ず前提である。両者の差異は保護預りが比較的長期に亘り実施されるのに対し、貸付は短期のようであると同時に、基本的には資料価値の優劣も介在した結果と見做せよう。

以上の4つの収集方法は、広義の寄託に含有されるものと看取されるところから、「帝国博物館事務要領ノ大旨」に於ける具体的資料収集方法は寄贈・交換・寄託・購入・製作の5つの方法によるものとなり、今日常套的資料収集方法である発掘・採集は未だ明記されていない。

後藤守一による「発掘」の提唱

博物館資料の収集方法として発掘を管見で見出す事ができるのは、後藤守一による『歐米博物館の施設』^{註2}である。後藤は帝室博物館の主任鑑査官で、後に明治大学教授となった考古学者で、帝室博物館時代の昭和2年（1927）に海外の博物館施設調査のため欧米に派遣され、前記の『欧米の博物館施設』は帰朝後の昭和6年（1931）に著された視察報告書である。同報告書には資料の収集と収集方法である発掘について次の如く記している。

第一 蒐集

蒐集品の性質 前章に述べた如く、歐羅巴各地の博物館の發達が、個人の蒐集に起源をおくものの多いとすれば、其の蒐集列品が、其の個人各々の趣味に支配されて一方に偏する事は必然となる。而して其の後に於ても、博物館当事者が一定の計畫の下に、列品の蒐集に當る事は事實の上に極めて困難である。随って多くの博物館は、其の蒐集品によつて系統陳列を試みようとしたならば、系統の間隙の多きに苦しむであらう。

大英博物館の如きは、其の蒐集品の範圍が極めて廣汎に亘つてゐるが、仔細に此を検すれば、埃及・希臘等を除いては、孰れも斷片的であり、系統的陳列は夢にも及ばぬ状態にあるといはねばならぬ。世界的大博物館に於いてすら既にかくの如しとせば、地方の小博物館がより甚しいことは想察に難くない。

ヘンリー・マイヤア（Sir Henry Miers）氏は大英国内にある五百三十餘の地方的博物館の蒐集品を検して、次の如く評される。

「此等の博物館を検して得た結果に於いて驚くべきは、殆んどすべてが相似た種類の列品を擁し、何等其の独自の面目を發揮するもののない事である。即ち

	一般に蒐集せられてゐるもの	一般に蒐集を怠られてゐるもの
自然科学	{ 蝶及蛾・鳥・介殻 鑛物	{ 益蟲及害蟲 土壤・道路及建築資料
Natural History		

博物館資料収集論

土 俗 Ethnology	{ 印度・支那・日本及 南洋關係品	{ 西班牙・露西亞 バルカン及アメリカ
歴 史 Historical	{ 埃及・希臘及羅馬の文化を 説明すべき遺物 チユドル及スチュアルト時代の遺物	{ 太古時代の文化を説明すべき遺物 ノルマン及プランタゲネット(Plantagenet)の遺物
雑 Miscellaneous	{ 履物・陶器・家具及刀劍	{ 靴下・白蠟及鉛製器・毛氈 壁紙・刀劍の拵

となるべく、以て従來の蒐集が単に好事家が其の好奇心を満し、偏せる蒐集慾を満足させてゐたものであつたといふことになる」云々。(Report on the Public Museums of the British Isles.)

マイヤア氏によつて列擧せられたものが、果して當を得てゐるかどうかは兎も角もとして、其の蒐集が一面的のものであることは否むことが出来ない。

とはいへ、歐米に於ける大博物館が、館員自身又は特種の人に囑して大發掘を試み、又購入に努めてゐることは羨望に堪えないものがある。最近に於いては、大英博物館とフィラデルフィアのペンシルバニア大學博物館共同作業のウル(Ur)の發掘の如き、フィールド博物館のキシ(Kish)の發掘の如き、メトロポリタン美術館及びボストン美術館の埃及發掘の如き、紐育自然科學博物館の北支那探險の如きは其の著しいものといふべく、又各地大博物館に於ける名物ものは、博物館が直接又は間接に關係した過去の大發掘の結果の収獲品である。

と後藤は、博物館での資料収集に対する考え方とその収集方法に於いて大發掘と購入に努めている事を羨望の眼差しで記している。また、考古学者であるが故に、資料収集方法としての發掘に着眼したものと看取される。

棚橋源太郎の資料収集論

一方、現代博物館学の父と尊称される棚橋源太郎は、博物館資料の収集方法については先ず昭和5年(1930)に著された『眼に訴える教育機関』^{註3}では次の如く述べている。

蒐集の方法 博物館標品類の蒐集方法として普通行はれてゐるのは、禽獸の狩獵、採集網、ドレッヂその他の道具で以て無脊椎動物の捕獲、植物の搜索、地層から化石の掘取、石切場から岩石礦物の切り取り等である。歴史参考品の蒐集としては、商店を漁り廻つたり、古い土地建物を捜し廻つたりすることである。考古資料の蒐集方法は主として遺物の發掘である。古墳先住民の遺跡、その他から發掘されるものは、歴史的遺物及び考古品である。動植礦物化石考古品等の蒐集には、各國とも莫大な經費を投して、各地に大遠征隊を派遣し非常な努力をして居る。随て世界の隅々何んな蕃地砂漠の端までも、足跡の至らぬ所なき有様である。

博物館資料収集論

美術品の蒐集は、商人の手からばかりでなく、貴族富豪の藏拂等の機會に買取ることが最も便利である。海外の博物館からは絶えず館員を東洋へ派遣して蒐集に努めて居る。また特志家から博物館へ保存方の委託を受けることも蒐集方法の一つである。地方的小博物館の館長館員は、以上列擧したやうな活動を、絶えず經續して蒐集に力めなければならぬ。

先ず、棚橋源太郎が資料収集の具体的方法として記したものは、動物の捕獲・植物の搜索・化石の掘取・岩石鉱物の切取り・歴史参考品の漁り廻りと搜し廻り・考古資料の発掘と買取り・委託である。即ち、棚橋の意図する動物の場合の捕獲や植物の搜索、掘取、切取り、漁り廻り、搜し廻りは今日稱するところの広義の採集にいずれも属するものと思われる。そうした場合、この時点での棚橋が意図する資料収集の具体的方法は、採集と発掘・買取りであるところの購入・委託の4方法であった。

次に、棚橋は20年後に上梓した棚橋学の総集編ともいえる『博物館学綱要』^{註4}では、

博物館へ陳列品及び貯藏品を受入れるには、確固たる方針の下にこれを嚴守勵行し、尚も定められた計畫案に背馳するやうな資料は斷然これを拒絶するとともに、條件附の寄贈物品には、十分の警戒を拂つて、大事な埒を破られぬやうにすることが肝要である。かくの如きことは、各博物館が常に遭遇する重要問題で、油斷すると、館は直に蒐集品で一杯になり易い。小規模博物館に於て殊にさうである。凡べて博物館が物品蒐集に當つて採るべき方法は、採集、発掘、自家生産、購入、交換、寄贈、出品、借入等である。

博物館標品の採集發掘 博物館標品の蒐集法の第一は採集である。標品の蒐集で最も實行し易い安價な方法は採集である。博物學博物館に於て、展示又は貯藏される標品の大部分は、この方法によつて集めらるべきであるが、今日普通行はれてゐるのは、禽獸の狩獵、採集網ドレッツその他の道具を使用したの無脊椎動物の捕獲、山野の植物採集、地層から化石の掘取、石切場から岩石礦物の切取等である。

次は發掘であるが、考古品及び歴史的遺物の一部は、古墳、先住民の遺蹟等の發掘に依つて蒐集される。歴史品の蒐集には商店を搜索したり、古い土地建物を搜し廻はつたりすることが多い。この發掘は獨り考古品歴史品のみならず、動植礦物や化石にも及び各國の大博物館では競つて莫大な經費を投じ、各地に大遠征隊を送つて非常な努力をしてゐる。それがため世界の隅々、如何なる蕃地砂漠の端までも足跡の到らぬところなき有様である。探險發掘を最も大規模に行つてゐるのは、ニューヨークのアメリカ博物學博物館である。同館では陳列品並に研究資料を蒐めるため、開館以來年々莫大な經費をかけて世界の各地へ、大規模な學術探險隊を出してゐる。この探險發掘事業は、自然科學の各部門、人類學・民族學・考古學など、頗る廣い範圍に亘つて、同博物館各部門擔任の専門學者と親密な連絡の下に實施されてゐる。中でも第一次歐州大戰の直前から始まつて、年々經續して來たローイ・アンドリュウス (Roy

博物館資料収集論

Andrews) 氏を首班とする、蒙古のゴビ砂漠探検隊の如きは、頗る大規模で有名なものである。支那の澤山なクーリーを随へ、自動車で廣い砂漠へ乗り込み、目的地に着けば幾日間もテント生活で、發掘作業に従事する。ゴビ砂漠で掘出した貴重な古生物學資料は同博物館に陳列されてゐる。

博物館資料の自家生産購入交換 次は自家生産による蒐集であるが、生物學的標品には、飼育栽培により、博物館で生産するものも可なり多く、動植物の發生を示す標品の如き即ちその一例である。また工作室の設備のある博物館では、陳列展示用の天産物や機械器具の模型等で、自家で製作してゐるものが少なくない。この種の模型には、蠟製、石膏製、紙製のものから、木製、金屬製のものがある。尚チオラマ應用の集團的陳列物の如きも、設備があれば成るべく博物館で製作するやうにしたい。

次は購入による蒐集である。比較的蒐集し易い動植礦物の標品にあつても、遠隔な地方の産出に係るものとか、稀有なものは、その方面の商人等の手を経て購入することも、また已むを得ないであらう。天産物標品ばかりでなく、陳列用の各種の器械や模型等はこれを館外の專業者より購入すべきものも少なくない。殊に工作室の設備や工作技手を有たない小規模の博物館ではその必要が多く、ましてチオラマ應用の集團式陳列の如きは言ふまでもあるまい。博物館の購入資料中、特に問題となるのは美術品であつて、それには眞偽の鑑別が最も重要である。尤も巨匠の作品は頗る高價で、而も入手困難な事情もあるから、さうした場合には、必ずしも眞物でなくとも、巧妙な製作者の手に成る複製品であればその用を辨ずることが出来る。またその購入は美術商の手ばかりでなく、貴族富豪の藏拂等の機會をも利用して買取ることが最も便利である。海外の大博物館には絶えず館員を東洋へ派遣し、かうした好機會を逸せず、蒐集に努めてゐるものもある。

次は交換による蒐集である。これは國內の博物館相互の間ばかりでなく、海外の博物館との間にも及ぼすべきである。この交換は、各博物館が直接若しくは博物館協會、中央博物館、その他の仲介に依つて行ふことが最も便利で、これにより博物館相互が少からぬ利益を得ることが出来るのである。

資料の寄贈出品 次は寄贈による蒐集である。美術品、歴史品は言ふまでもなく、考古學、民族學の資料、時にはまた博物學的蒐集品で、寄贈の受けられる場合が極めて多い。?家の倉庫に仕舞ひ込み、棄てて顧みられない貴重な史料、また考古學・民族學資料・土俗品等にして外地の旅行から持ち歸つたもの、或は地方の蒐集家が特志を以て蒐めたものなど、これが安全保存の場所として、結局博物館へ寄贈を申出るのが屢々ある。

と長くなつてしまつたが、採集、發掘、自家生産、購入、交換、寄贈、出品、借入の8方法を明示し、更に棚橋は彼の示す収集方法についてそれぞれ具体的に詳述したものとなっている。

棚橋源太郎による資料収集としての「製作加工」

これら収集方法の中の自家生産については、今日でいう製作に相当する用語である事は文中から容易に理解できる。更に、自家生産の中に動植物・水族等の生命ある資料の増殖である一次資料製作と一次資料の記録としての二次資料製作の両方をも含めて考えているものである。また、いずれもが収集の理念に基づき打出された方法であり、正鵠を射たものである事は確認するまでもない。

次いで棚橋は1953年に『博物館教育』を上梓する。当該『博物館教育』は、1950年刊行の『博物館学綱要』を基本に一部加除筆がなされた著作物であると看られる。実際に資料の収集法に関しても次の如くである。

博物館へ陳列品及び貯蔵品を受入れるには、館の本領特色に鑑み、適当な機関で定められた確固たる方針の下にこれを厳守勵行し、苟くもその計画案に背馳するような資料は、断然これを拒絶することが肝要である。これは各博物館が常に遭遇する重要問題で、油断すると館は何時の間にか無意義の価値のない収集品で一杯になり易い。小規模博物館に於てことにそうである。博物館の物品収集方法にはいろいろあるが、採集、発掘、自家生産、製作加工、購入、交換、寄贈、出品、借入はその主なものである。(傍線は筆者記入)

と、『博物館教育』では博物館資料収集方法として『博物館綱要』では認められなかった製作加工が新たに加えられている。棚橋がここで記す製作加工とは、後に項として設けられている「採集品の加工」を指すものと思われるが、本項と同一の項及び文章は資料収集の方法として製作加工をあげてはいない『博物館綱要』にも著されているものである。

採集品の加工 採集品の中でもなまの動植物は、一般に腐り易いので、鉱物よりは保存に一層の注意を払って、植物は水陸産とも腊葉として保存する。しかし腊葉は研究資料としては差支えないが、そのままでは陳列用として余り適当でないから、少なくともその台紙の一隅にその植物の全形または要部の新鮮な状態を、水彩画等で描き添えて陳列すべきである。また有要な植物の種実は、その形状色沢等を損せぬよう、適当に乾燥して保存すれば、種類によってはそのまま陳列用に供せられる。次は木材の標本であるが、これは、皮つきのまま適当な長さで切断して保存する。……(中略)……

動物標品の加工製作には、その性質に応じて剥製、液漬、乾燥等の何れかが扱われる。

剥製法は主として鳥獣魚類、爬虫類等に応用されるが、陳列用の剥製標品はいうまでもなく本剥製にするのであって、先ずその體軀各部の割合寸法を正確に測定記録しておくことが肝要である。ことにその動物の生態を示すような場合には、その姿勢を保たしめるために大なる技巧を要する。大きい獣になると、一頭で骨格と剥製と両方の標品を造る便宜がある。それは一応剥き取った毛皮を鞣めして、所謂スキンの形で保存しておき、別にそれを被せる芯を造る。……(中略)……

博物館資料収集論

鳥類の剥製は、小形哺乳動物の取扱と大体同様である。すなわち鳥の体を切開して内臓を取り出し、筋肉を除き去ったならば防腐剤を施す、仮剥製は、内臓や筋肉を取去った跡へ綿を填充して縫い合わせるのであるが、本剥製標品は仮剥製標品から改作したり、または生の材料から造ることもある。この剥製標品は鳥の生態などを示すためのものが多いから、その整容にはとくに技巧を要する。いろいろな填充物の外に、普通トタン引の針金を使用するが、その針金の太さは鳥の大小によって加減しなければならない。……（中略）……

次は昆虫標品の製作であるが、昆虫の完全な標品を造るには、採集の方法に十分な注意を払い、鱗粉・触覚・肢などを損せぬようにすることが肝要である。採集後日を経て乾いた標品は、適当な方法で湿気を与えて、元のように軟かに戻してから展翅板にかける。幼虫の乾燥標品を造るには、内臓を肛門から抜き取って外皮のみとし、鉄網の上で遠火にかけ、徐々に空気を吹き込みつつ乾燥させる。微細な昆虫や肢の損じ易いものは、セルロイド板、厚紙等へ筆でタラカン糊、アラビヤゴムを塗り、肢脚を適当な位置に固着させ、その台紙を針で保存箱に取附ける。次は貝類の標品製作であるが、これまた生きているものから製作しなければ価値がない。浜辺に打ち上げられている貝殻等には、完全なものがないからである。その加工の第一歩は肉を取除くことである。次に巻貝ではその内部へ、少量のナフタリンと脱脂綿を詰め、貝蓋を糊で綿に貼りつける。鉱物岩石の標品の加工は、動物ほどには面倒な手数を要しない、陳列品も研究資料も、先ず適当な形にハンマーで整える。発現の状態や、その特徴を示すためには、比較的形の大きい自然のままのものを、適当の台や支柱に取附けて、露出陳列に適するようにする。建築や装飾に応用されるもの、化石を包蔵しているものなどは、その一面を琢磨しておく必要がある。また種類によってはプレパラートに製作し、検鏡出来るようにしておく。

以上でも明確であるように、棚橋の言う製作加工は一次製作資料であるところの自家生産と区別するものであり、製作加工は今日で言う一次標本資料製作に相当するものである。つまり、再度確認すると棚橋が意図する博物館資料収集の具体的方法としての自家生産は動植物に代表される生命体の博物館資料としての増殖であり、製作加工は採集植物の腊葉化や動物の剥製等々を意図する博物館資料化そのものであると理解される。

最終的に棚橋は、博物館資料の収集方法として採集・発掘・自家生産・製作加工・購入・交換・寄贈・出品・借入の9方法を呈示したものであった。ただ、自家生産はともかくとして植物の腊葉・動物の剥製・昆虫の乾燥標本等々は、収集後の資料化に伴う技法であってこれらは収集の方法ではないものと考えられる。つまり、当該資料の収集方法は、昆虫採集、植物採集、動物の捕獲と言う名の採集であるところから、広義の採集に位置するものであり、腊葉・剥製・乾燥等々の加工は採集と言う名の収集後、実施される資料化であって、収集方法ではないものとするものである。また、自家生産は今日の製作に含められる収集方法である。

次に、木場一夫は1949年（昭和24）に上梓した『新しい博物館』^{註6}では次の如く記している。

博物館資料の蒐集にあたっては、その種類と入手の方法の二つが考えられる。まずどんな種類の資料を蒐集するかは藝術・歴史・自然物・人類・産業などの類別のうちから、博物館の目的・対象・規模などに支配されて決定されることである。

蒐集品を入手する方法は購入・寄贈・借り入れ・野外採集・製作などがあり、また蒐集品の交換によって資料の増加をはからなければならない。これらの方法のうちで、いかなる手段がその博物館の資料増加に適っているかは資料の種類によっていちじるしく異ってくる。もちろん博物館の目的や規模に支配されることはいままでもない。

と木場は、収集方法として購入・寄贈・借り入れ・野外採集・製作の5方法をあげている。化石等の自然遺物の発掘は野外採集に含めている事は後の文章から読み取れる。従って、木場の考える収集方法としての野外採集は発掘をも含めた広範囲なものであったと看取される

文部省社会教育局、学芸員講習による資料収集方法

次にまた、昭和26年12月に博物館法が制定されたのを受けて、翌27年に文部省社会教育局が東京芸術大学に於いて第一回の学芸員講習講義が開催された。その講義の中で「博物館資料収集保管法」^{註7}の講師であった野間清六は、博物館資料の収集法について次の7方法を記している。

収集の方法

1. 購 入 博物館の目標を考えて購入するか、世間が注意しないものを購入するか、にすれば容易に手に入る場合がある。
2. 作 成 購入だけでは仲々であるから、それを補う意味においてパネルを作成する。
3. 採 集 自然科学干係では多くあるが、人文干係では発掘ぐらいである。しかし郷土資料の如きは館員の努力によって所有者からもらって来ることが可能である。
4. 出 品
5. 寄 贈
6. 交 換 他博物館との交換も蔵品が多くなって来ないと出来ず、人文干係で仲々困難である。
7. 巡回展 現在の日本の博物館は建物があれば博物館が出来たかの様な錯覚に陥っている感がある。急速に収蔵品を充実し得ない現状では地方博物館が協同して巡回展を計画するのが良い。お互ひにやれば負担が軽くなり、又常に新しい変化が得られる。

以上、野間は7つの方法を博物館資料収集法と明示している。野間の記す収集法で特徴的なのは、7つ目の方法として巡回展をあげている事である。資料収集の方法としての巡回展とは不思議に思えるが、野間の考え方によれば各博物館が資料を出し合う事により資料は一箇所に集まり、展

博物館資料収集論

示が可能となることから資料収集の一技法であると記したものと看取される。しかし、確かに資料の収集に違いはないけれども、それは一過性の展示の為の収集であって博物館の収集では決してないのである。博物館が収集を行うのではなく巡回展示の為に博物館が資料を出すのである。したがって、野間の言う巡回展なる収集方法は博物館資料の収集方法としては不適當であると考えられる。

次いで、同講習会で「動物園の資料保管」を担当した古賀忠道は、動物の収集として次の如く記している。^{註8}

一. 動物の収集

1. 購入 (1) 外国動物 (外貨資産 割当申請) 輸入手続
(2) 国内動物 捕獲許可
2. 寄贈 (1) 外国動物 (寄贈通知書) (無為替輸入手続)
(2) 国内動物 (鳥獣飼養許可証)
3. 捕獲 (1) 狩猟鳥獣
(2) 保護鳥獣
(3) 天然記念物鳥獣 (文化財保護法) } 狩猟法手続

以上の書類は夫々様式が定められている。

4. 交換 (1) 外国動物 (無為替輸入及輸出手続) この場合はお互いに寄贈の手続きをとる。
(2) 国内動物 (鳥獣飼養許可証) 農林大臣の許可証をとる。

交換は正式に言えばバーターであるが仲々困難であるので、現在では通産省の了解を得てお互いに寄贈の形式をとっている。

と、古賀は動物に限っての収集方法として、購入・寄贈・捕獲・交換の4方法をあげている。捕獲はこの場合、採集に読み替えられる事が出来るであろうが、棚橋が動植物の収集方法としてあげた一次製作であるところの自家生産、即ち製作は記されていない。当然ながら、動物の専門領域に於いては発掘による収集や一般からの寄託も基本的に存在しないであろうから、動物と限定した場合の収集方法は古賀が明示する4方法であろうと思われる。

続いて、翌昭和28年度の同講習では、先ず、人文科学部門の「博物館資料収集保管法」では、下記の如く記されている。

Ⅲ 博物館資料の収集と鑑査

A 博物館資料の収集法

- 1 資料の採集・加工 (註) 考古学的な発掘も含む
- 2 資料の作成

博物館資料収集論

- 3 資料の購入
- 4 資料の受贈・交換
- 5 資料の寄託・借入

と、明確な収集方法が明記され、更に専門部門ごとに収集方法が記されている。要点のみをあげると次の如くである。

植物資料

I 収集

- A 採集による収集（註）学芸員自身が採集するもので、細心の注意と観察により陳列用、研究用の完全な標本を収集する。（中略）
- B 購入による収集
 - 1 商人より
 - 2 収集家より
 - 3 植物園、試験場等より
- C 交換による収集（註）研究所、博物館、試験場等と行う
- D 寄贈による収集

地学資料

I 収集

- A 野外採集（実習を要す）

購入による収集

- 1 標本商より
- 2 収集家より
- 3 学生の実習に依頼する
- 4 国内外の博物館、大学等に依頼する

交換による収集

個人収集家

博物館、大学、研究所との交換

寄贈及び委託出品

寄贈

委託出品

理化学資料

I 収集

- A 購入

博物館資料収集論

- B 寄贈
- C 寄託
- D 製作受入
- E 交換

自然科学部門

動物園

I 収集

A 採集（捕獲）

1 保護動物

- a 天然記念物（註）文化財保護法及び狩猟法による手続きを要する
- b その他のもの（註）狩猟法による手続きを要する

2 狩猟区域（註）狩猟法にしたがって行う

B 購入

- 1 外国（註）外貨割当（通産省）免税申請（大蔵省）等を要す
- 2 国内（註）保護動物については関係法の手続きを要す（採集Aを参照）

C 交換

- 1 外国（註）無為替輸入、免税申請等の手続きを要する。特に輸入の場合は他方長官及び文部大臣の許可を要する
- 2 国内（註）保護動物については前者同様（鳥獣飼養許可証等）

D 寄贈

- 1 外国（註）交換の場合と同じ
- 2 国内（註）交換の場合と同じ

E 動物輸送

- 1 空輸
- 2 汽車輸送
- 3 船舶輸送（註）輸送箱はそれぞれ小輸送に適したものを利用し、特に換気に留意すること

II 繁殖・育成

A 自然繁殖

- 1 展示場内（註）動物舎の構造・特に営巣場所等に注意
- 2 繁殖場内（註）観覧に供しないもの

B 人工繁殖

博物館資料収集論

- 1 人工孵化及び人工哺育（註） 孵卵器、育雛器、仮母鳥獣、人工栄養
 - 2 その他
- C 注意事項
- 1 母鳥獣の取扱（註） 栄養に注意、安心感を与えること
 - 2 繁殖障害（註） ビタミン、ホルモン、雄雌の親和

植物園

II 収集

A 永久的収集

- 1 採集（生体、種子）
- 2 育成（育種、培養）
- 3 交換
- 4 購入
- 5 寄贈

B 一時的収集

- 1 委託
- 2 借入
- 3 出品
- 4 催物
- 5 部分的採集（切花、枝、種子等）

水族館

III 収集方法

- A 生物資料の採集
- B 購入
- C 作成
- D 受贈、交換
- E 寄託、借入

以上の如く、昭和28年（1953）には、博物館資料収集の具体的方法は、学術上の専門領域の特性によりやや異なるものの、基本的にはほぼ定説化が認められるに至ったものと看取される。即ち、骨子としては採集・育成・購入・寄贈・交換・委託であり、それに発掘が加わって7大収集方法となる主たる収集方法は、昭和26年（1951）の博物館法制定を受けて実施された文部省社会教育局による学芸員講習時には出そろっていた事が窺い知られよう。

事実、昭和46年（1971）に富士川金二が著した『博物館学』^{註9}にあげられている収集方法は、

博物館資料収集論

- (1) 採集
- (2) 発掘
- (3) 購入
- (4) 交換
- (5) 受贈
- (6) 委託、寄託、出品
- (7) 借入
- (8) 原料収集

と、富士川独自の(8)原料収集を除けばほぼ同一である。

以下、現在に至る中での代表的博物館資料収集論に於ける、そこに明示された具体的収集方法と列記すると次の如くである。

1980 宮本馨太郎『民俗博物館論考』^{註10}

1. 採集、加工(考古学的な発掘も含む)
2. 作成
3. 購入
4. 受贈、交換
5. 寄託、借入

1985 網干善教・小川光賜・平祐史編『博物館学概説』^{註11}

1. 購入
2. 受贈
3. 交換
4. 寄託
5. 借入
6. 勧告・承認出品

1988 千地万造「2 博物館の資料収集」^{註12}

1. 採集
2. 購入
3. 交換
4. 製作
5. 受贈
6. 寄託
7. 借入

博物館資料収集論

1990 下津谷達雄「資料の収集と整理」^{註13}

1. 採集
2. 発掘
3. 寄贈
4. 交換
5. 寄託
6. 借入
7. 製作

1997 大堀哲『博物館学教程』^{註14}

1. 採集
2. 発掘
3. 交換
4. 購入
5. 寄贈
6. 寄託
7. 借入（用）

1997 倉田公裕・矢島國雄『新編 博物館学講座』^{註15}

1. 採集（発掘）
2. 購入
3. 製作
4. 交換
5. 寄贈
6. 寄託
7. 借用

1998 藤原学『博物館資料論』^{註16}

1. 採集
2. 発掘
3. 寄贈
4. 交換
5. 寄託
6. 借入
7. 製作

と、以上を概観しても明確であるように近年に於いては、収集方法は何か7方法に統一されているかに思えるが、しかしその具体的内容は全く同一ではない事も特徴である。いずれもに概ね共通する収集方法は、博物館法制定以前より先学者によって記されてきた採集・購入・寄贈・寄託・借入・交換であり、それに発掘・製作等が加除されている。この点は、一つには採集の捉え方に起因するようである。つまり、発掘や購入を広義の採集に含めるものとする考え方や製作を収集方法に含めない等の考えより発生しているものと看取される。

確かに、発掘も購入による資料収集も、広義の採集の範疇に含まれるではあろうが、埋蔵文化財などはやはり採集とは言わず発掘とその方法を呼称するのが社会通念でもあろうし、文化財保護法に抵触する採集行為であるという一般採集とは異なる故に、発掘は独自の収集形態である事は当然であろう。購入に関しても、寄託・委託の関係などとは明らかにあらゆる面で大きく異なるものであるところから不可欠な資料収集法の呼称名として購入は、必要なものである事は確認するまでもなかろう。

そうした場合、現代博物館に於ける具体的な資料の収集方法は、採集・発掘・購入・寄贈・寄託・借入・交換と一応製作を加えた8大方法であると考えられる。

資料収集論

1. 採集

採集は前述した如く棚橋源太郎が1930年に上梓した『眼に訴える教育機関』^{註17}で、収集方法として「動物の捕獲・植物の搜索・化石の掘取・岩石鉱物の切取り・歴史参考品の漁り廻りと捜し廻り」と表現した“化石の掘取”を除く収集方法である。これからも採集は多分野に及ぶ収集方法である事は明らかである。通常使用される用語からも理解できるように、そこには植物採集、昆虫採集、岩石採集、民具の採集などと多岐に亘るものである。

日本国語大辞典^{註18}によると、採集とは「昆虫、植物、鉱物などを採り集めること。採集して集めること。ことばを談話や文献の中からひろい集めることにもいう。」と規定されているように、採り集める行為が採集であり、それらには確固たる所有者がいない事も共通する特性であろう。それ故に購入の如きの予算も伴うものでないところから、購入・寄贈とは区別されるものである。また、採集は地表採取を基本とするところから、発掘とは区別されなければならない。

棚橋源太郎によると、我が国の博物館収集形式で資料の収集がはじめて実施されたのは、上野公園に所在した教育博物館であり、時は1876年（明治9）であったという^{註19}。

本邦の博物館で博物標品の採集を開始したのは、上野公園の教育博物館が明治九年に和歌山熊野へ動植物採集に館員を、また、高知奈良両県へ昆虫採集に備英人を派遣したのが最初である。

と、博物館の収集活動として採集がはじめて実施されたのは1876年（明治9）であるとしている。

一方、博物館以前の縄文時代の採集経済と

表現される採集とは勿論異なる、コレクションの形式を目的とする採集は、江戸時代の物産会の出現によって飛躍したものであった。当然、その素地は本草学に根差している事は言うまでもないが、従来の本草学は図譜を主体とする二次資料の製作とその範疇での研究に留まっていたのに対し、物産会は全国各地の物産・動植物・鉱物等々の実物資料の収集に基づき実物資料を研究と啓蒙の媒体としたものであることを特徴とする。宝暦元年（1751）頃に、島津如蘭により開催された本草会が、物産会の濫觴となるものであった。^{註20}

そもそも物産会の礎は、本草学であり、更にそこから分化するところの博物学と物産学である。

本草学は、医薬の用に役立つことを限定目的とした範疇で、植物・動物・鉱物を採集、調査、研究する薬物学の基本的一分野であり、その出現は中国に発し、後漢代の薬物書である『神農本草経』を最古の本草書とし、唐代には『唐本草』を、明代には李時珍による『本草綱目』等々を代表として、各時代に数多くの本草書が編まれてきた。

我が国へ最初に渡来した本草書は、梁の大同二年（536）に没した陶弘景による、『神農本草経集』であり、当該書は中国本草を体系化したものであって、中国歴代本草の基本を成すものといわれている。

奈良時代には、『唐本草』が伝来しその残欠が遺存しているのを始め、中国との交流の中で各時代の本草書が伝来し、漢名と和名との対比が主要な課題とされるに至ったものである。

渡来後から江戸期以前の本草は、主に朝廷や石山寺や高野山といった都周辺の寺院を舞台に展開され、その間我が国での主な研究書としては延喜十八年（981）に深江輔仁が著した『本草和名』の上下二巻、源順の著による『和名類聚抄』二十巻、円融天皇の時に丹波康頼が撰述した『医心方』二十巻、弘安四年（1282）に惟宗具後が著した『本草色葉抄』一卷等が代表的著作物である。

江戸期に入ると、のちの幕府の儒官となる林羅山が、慶長二年（1597）に長崎で、明の李時珍による『本草綱目』（1593年刊）を入手するに及んで、我が国の本草学も独自の発展を遂げる事となる。林羅山は、『本草綱目』を幕府に献上した事が契機となり、寛永十五年（1638）には江戸の品川と牛込の二ヶ所に薬園が設立されるに至り、本草学は隆盛を迎える事となってゆく。^{註21}同時に本草学は従来の薬物学の範疇に留まらず、ひろく天産物を対象とするようになり、博物学的性質をも持つものに変貌してゆくこととなった。

中でも当該期に於ける博物学興隆の最大の要因は、時の為政者である八代将軍徳川吉宗の本草好きから発生したと思われる殖産興業の政策である。具体的には吉宗が、薬園を設け薬草を育て、薬用人参の栽培地を用意して優れた人物を民間から抜擢する道を開いた事である。結果、後に江戸の本草学から博物学へと、興隆の中で分化をもたらす基盤を築いたとも言える丹羽正伯、野呂元丈、

田村藍水等を産む事となる。

18世紀後半は、本草学のめざましい発展の時期でもあり、また転換期でもあったと考えられる。

つまり、従来の本草学から博物学への転換期であったと看取される。本転換期の最大の要因は、丹羽正伯を総指揮官とする享保二十一年（1736）から元文初年にかけて実施された幕府による全国天産物の実態調査であり、本全国天産物実態調査を機会に我が国の本草学は中国伝来の薬物学としての本草学から、我が国独自の本草学へと咀嚼吸収がなされたものと言えよう。

即ち、博物学の萌芽をみるものであり、具体的にそれは本調査の結果である全国の『産物帳』、『産物絵図帳』であった。

産物帳に基づく各領内の悉皆調査の通達は、享保十九年（1734）三月に幕府から全国諸領へ出されているが、通達内容は「丹羽正伯から産物の俗名、形などについて何か尋ねられたなら回答するように」といった雑駁なものであった。この不明瞭ともいえる通達を根拠に、丹羽松伯は翌享保二十年三月から四月にかけて各藩の江戸留守居役に対し、『産物帳』・『産物絵図帳』の編集に関して説明会を漸次実施している。その調査、編集方針は次の事項があげられている。

一、穀類（稲、粟、等作物名及びその品種名） 二、菜類（右に同じ） 三、菌類（茸類）
四、菰類 五、菓類（果物類） 六、木類 七、草類 八、竹類 九、魚類 十、貝類 十一、鳥類 十二、獸類 十三、虫類 十四、蛇類 一五、辺土之百姓食べ物 一六、金石類
と、丹羽松伯自身が述べるところの「すべて土地より出て候分」であるところの天産物を網羅したものであり、「御国中在々浦々嶋々に至るまで、其所に之ある品残らず書き出し申すべく候」と入念なる調査を要請したものであった。

本天産物悉皆調査は、我が国はじまって以来の事であり、その意義は極めて大きく、本草学から博物学の離脱に大きな起因となったものであった。

本博物学の分化と成立については、18世紀以降の江戸本草学の元祖と称され、宝暦七年（1757）に湯島天神前で我が国最初の物産会である薬品会の開催者であった田村藍水について、門人であった福山俊調が「東都藍水田村元雄先生、医ヲ世々ニシテ殊ニ博物ノ学ヲ備エ」、あるいは宝暦六年（1756）に田村藍水が著した『醸泉祥瑞説』の序を同じく記した福山俊調は、「オヨソ天人地ノ諸物ハミナ医中ニ論ズルトコロデアルガ、博物ハ一家ノ学デアッテ、ソレヲ医学ノ中ニ兼ネルケレドモ、物博クシテソノ学ハ得ガタイ事デアル」、「医以テ博物ナラズンバ有ルベカラズシテ、博物ノ学亦難イ哉」と、博物学なる名称と博物学なる学問の独自性と存在意義を記している。

続いて、宝暦七年（1757）九月には、江戸本郷の湯島に於いて平賀源内の企画で師にあたる本草家田村元雄（藍水）が会主となり、開催された薬品会が実質的には物産会の幕開けとなるものであった。出品物は約百八十種を数え、参加者二十人を数えたと言う。当会の好評に乘じ、翌宝暦八年には同じく田村藍水が会主となり第二回薬品会を神田で開催し、その出品数二百三十一種、参加者

三十六人を数え、更に翌宝暦九年には平賀源内が会主となり湯島で第三回を矢継早に開催した。本会の名称は従来の薬品会に変わり、物産会と称している点が注目される点であり、平賀源内にとっては本草学からの脱皮宣言であったものと看取される。

これらの三回の薬品会、物産会を通じて出品された天産物の出品目録である『会薬譜』を、平賀源内は田村藍水と共にまとめ、薬品名と出品者名を記録した。

平賀源内は、過去三回の物産会が好評をばくした事を機に、宝暦十一年（1761）九月には高松藩の禄を辞すると同時に、全国同好の士に「ご出席をお望みのかたは当日雨天にても早朝よりお出で下されたく存じます。またそれに先だって出席の有無を氏名明記のうえお届け下さい。届け出のない方は一切入場をおことわりします。」と記した「東都薬品会」を江戸で翌年開催するむねの案内状を配布している。

翌宝暦十二年四月に、江戸湯島天神前京屋九兵衛方に於いて「東都薬品会」が開催される。本東都薬品会の開催上の大きな特質は、次の如くである。

只今まで漢渡のみにて我国になき品も、深山幽谷を尋ぬる時は又無きにしてもあらず、しかはあれど、道遠き国々も一々尋ねんとするも煩はしく、又悉く至るべきにもあらざれば、其国々の人にたよりにて知れざる処の物を得て……

とあるように全国25ヶ所に産物取次所を設置して組織的に天産物の出品が容易となるように手段を講じた。その結果全国から1,300余種の出品物を集め、今回を含め5回の物産回の中で最大の規模のものとなった。

続いて平賀源内は、過去五回の物産会の纏めとして、出品物の中から外国産も含めて三百六十種の天産物を選出し、宝暦十三年（1763）に展示解説書である六巻から成る『物類品隲』を上梓し、各資料を解説した。

又、二次資料製作に終始する江戸の博物学会にあつて、資料製作上特筆すべき事は細川重賢による腊葉標本の製作である。細川重賢は、享保五年（1720）に細川宣紀の第五子として生まれ、熊本藩五十四万石の藩主となり、その賢政故に紀州の徳川治貞とならび「紀州の麒麟」、「肥後の鳳凰」と称された誇まれ高き名君であり、その政務の傍ら博物学の研究者でもあった。

細川重賢は、『毛介綺煥』・『群禽之図』・『游禽図』・『珍禽奇獸図』等々をはじめとする多数の博物図譜を残し、なかでも『毛介綺煥』には宝暦八年（1758）二月に肥後国下名連石村で獵師に鉄砲により射殺されたニホンオオカミの図及びその法量を記録するなどの貴重な資料である。

更には、重賢は植物にも造詣が深く、『錦繡聚』・『百卉俟状』・『聚芳図』・『草木生写』・『花木形状』・『舜百合雜』『嘗百形状』なる植物図譜と、図譜による二次資料とは異なる一次資料であるところの腊葉標本集を製作した事である。

『押葉帳』一冊、『三千之枝折』五冊、『御道中より しおり花』一冊であり、これらは我が国に

遺存する最古の腊葉標本であり、実物資料である点が博物館資料製作上注目に値するものである。

尚、遺存する腊葉標本としては嘉永期頃と思われる畔田翠山の製作による『翠山腊葉帳（熊野釈迦ヶ岳草本類）』五冊（大阪市立自然史博物館蔵）があげられる。畔田翠山は紀州の博物学者で、京都本草学の大家小野蘭山の高弟であった小原桃洞が和歌山に医学館を創設した際、桃洞に師事し博物学を学び紀州の博物学（本草学）を開花させた人物である。

翠山は寛政四年（1792）、和歌山南御中間町に生まれ、紀州藩医員を務め、紀州領内はもとより北陸まで採集し、多数の写生図や『桃洞遺筆』・『紫藤園攷證』等の著作を残している。腊葉標本は白山・立山をはじめとする北陸地域と、紀州龍神・高野山などでの採集植物を標本帳五冊にまとめたものである。取り分け翠山は、採集であるところの採集に力を注いだ人物であることは記している通りであるが、杉本つとむ¹²²の研究によるとその採集歴は次の通りである。

○嘉永六年（1853）：三月五日、高野山に採集

○安政元年（1854）：三月十二日、孝子観音山に採集、同月十五日、中津河山に採集、五月十三日、高野山に採集

○安政二年（1855）：三月十五日、孟子山、釜滝山に採集、八月七日、孝子観音山に採集

○安政三年（1856）：二月二十二日、孝子観音山に採集、三月六、七日、生石山・次之滝辺に採集、同月二十四、五日、中津河山および大鳴山に採集、十一月二日、後大鳴山に採集

○安政四年（1857）：六月十八日、孝子観音山に採集、八月二十七日、竜門山に採集、九月十四日、大鳴山採集

と、嘉永六年から安政四年に至る僅か4年の間に紀州藩内ではあるが、10回余りの薬草採集を企てている点からも理解できるように植物採集を生涯に至って実施した博物学学者であった。

実物資料の収集という見地から観ると、取り分け突出しているのが天明の博物学者木村兼葭堂であろう。「珍奇の薬物を初め、古器地図、金石に碑文、古人の書画、経史、詩文、諸の書籍を集、万端あらずと言うことなし」（晩鐘成撰『兼葭堂雑録』）と、あらゆる実物資料を収集した博物学者であった点で、コレクション形成史の上では重要な人物であろう。

更に、コレクション形成史上忘れてはならない人物として木内石亭がいる。石亭は享保九年（1724）に近江国滋賀郡坂本に生まれ、京都の物産学者津島恒之進に師事し、その後江戸に出て田村元雄の門下となった。この折同門に木村兼葭堂がいた。号である石亭が意味するとおり石を好み、諸国を巡り奇石珍石を採集し、その収集点数は二千余点を数えたという。また、収集品は自然石ばかりに留まらず考古学資料にも及び、『雲根志後編』巻四には、「予、鏃石一千種を蔵す」と記しているところからも突出した収集家であった事が理解できると同時に、収集資料の性格からその大半は採集方法による収集であったと予想される。

採集は、前にも述べた通り通常、植物、昆虫、鉱物、岩石等をはじめとする自然系資料を主たる

対象とするものであるが、人文系資料では民具等も木内石亭の収集物でもあった考古遺物である。考古遺物の収集は、今日後述する発掘による方法が一般的であるが、実は発掘調査以前の段階に於いて“表面採集”と呼称される遺物の採集がなされる。これは遺跡の所在を確認する事を目的とする所在調査であり、分布調査もしくは悉皆調査と呼ばれる発掘以前の遺跡の有無を確認する為の調査である。具体的には、畑等を歩きながら地表面に耕作等により浮き上がった遺物を採集し、地形等と遺物の分布状況を勘案し遺跡の範囲と遺跡の種類を予想するものである。採集した遺物は、表面採集品、略して表採品と呼称され発掘による資料とは区別される。

以上、長くなったが採集は資料収集の技法の中でも最も基本的な方法であり、広義の意味では他の収集法の大半のものは本採集に含まれるものである。

2. 発掘

博物館資料の収集方法に於ける発掘について、管見で最も先駆をなす論文として、後藤守一の論著^{註23}があげられる事は前句した通りであり、次の如く記している。

とはいへ、歐米に於ける大博物館が、館員自身又は特種の人に囑して大発掘を試み、又購入に努めてゐることは羨望に堪えないものがある。最近に於いては、大英博物館とフィラデルフィアのペンシルバニア大學博物館共同作業のウル(Ur)の発掘の如き、フィールド博物館のキ(Kish)の発掘の如き、メトロポリタン美術館及びボストン美術館の埃及発掘の如き、紐育自然科学博物館の北支那探險の如きは其の著しいものといふべく、又各地大博物館に於ける名物ものは、博物館が直接又は間接に關係した過去の大発掘の結果の収獲品である。

と明記し、所謂考古資料の収集に関しては、如何に発掘調査が重要であるかを力説しているものである。

続いて、博物館資料の収集方法として発掘をあげ、その必要性を説いたのは棚橋源太郎であった。棚橋はその著『博物館学綱要』^{註21}の中で下記の如く記しているのであるが、1950年刊行の『博物館学綱要』以前である1930年上梓の『眼に訴える教育機関』^{註25}では発掘は認められないところから、1930年以降に纏めた考え方である事が理解できる。

次は発掘であるが考古品及び歴史的遺物の一部は、古墳、先住民の遺蹟等の発掘に依つて蒐集される。歴史品の蒐集には商店を搜索したり、古い土地建物を捜し廻はつたりすることが多い。この発掘は獨り考古品歴史品のみならず、動植礦物や化石にも及び各國の大博物館では競つて莫大な経費を投じ、各地に大遠征隊を送つて非常な努力をしてゐる。それがため世界の隅々、如何なる蕃地砂漠の端までも足跡の到らぬところなき有様である。探検発掘を最も大規模に行つてゐるのは、ニューヨークのアメリカ博物學博物館である。同館では陳列品並に研究資料を蒐めるため、開館以來年々莫大な経費をかけて世界の各地へ、大規模な學術探検隊を出してゐる。この探検発掘事業は、自然科学の各部門、人類學、民族學、考古學など、頗る廣

い範圍に互つて、同博物館各部門擔任の専門學者と親密な連絡の下に實施されてゐる。中でも第一次歐洲大戰の直前から始まつて、年々繼續して來たローイ・アンドリュウス (Roy Andrews) 氏を首班とする、蒙古のゴビ砂漠探検隊の如きは、頗る大規模で有名なものである。支那の澤山なクーリーを随へ、自動車で廣い砂漠へ乗り込み、目的地に着けば幾日間もテント生活で、發掘作業に従事する。ゴビ砂漠で掘出した貴重な古生物學資料は同博物館に陳列されてゐる。

以上棚橋が明記する如く、採集の細分に相当する發掘は棚橋の言う古墳、先住民の遺蹟等であるところの埋藏文化財と鉱物・化石等の自然資料の二者を対象とするものである。

・埋藏文化財

埋藏文化財とは所謂土器や石器に代表される過去の人間が関与した地下埋藏物であり、それらは故に人間の歴史に関する種々の情報を内蔵しているものであるところから、あくまでも自然の所作である化石・岩石・鉱物等とはその意味で區別される。

埋藏文化財は、昭和25年に制定された文化財保護法の適用を受けるところから、他の採集とは異なり、種々の法的規制に十分留意しなければならない。例えば、發掘を実施するにあつても決して誰でもがむやみに行えるものではなく、文化庁長官に対し所定の發掘届書を事前に提出し、許認可を受けた上で着手する事となる。發掘届出書の主たる必要々件は、發掘予定地の所在、面積、遺蹟の種類・員数・名称・現状および發掘の目的・内容、調査者、着手の時期・期間その他必要事項であり、これら必要事項を記載した上で必要添付書類をそえて、受付窓口である市・町・村の教育委員に提出する。

また、發掘終了後の出土遺物は遺失物法にしたがい「埋藏文化財發見届」を所轄警察署へ提出の義務があるなど、埋藏文化財の収集を目的とする發掘は所謂採集とは異なり、關係法規に抵触する行為である。

尚、博物館資料収集の基本理念である、各々の博物館の専門領域内での必要資料の収集では、場合によって發掘による収集方法は不都合を發生する事すらある。つまり、發掘により採集した出土品は時代の如何、性格の如何、例えあるいはどんな細片であっても文化財保護法に基づく埋藏文化財である。依つて、調査者である博物館が当初収集の目的対象とした時代あるいは性格等の異なる遺物であつて当該博物館の収集の理念に合致しない資料であっても、法的に破棄は許されないものなのである。故に、發掘手段による埋藏文化財は、他の収集方法とは異なり出土後収集理念に基づく取捨選択の余地はなく、収集の基本理念すら無視せねばならない場合も發掘には有り、この点が本収集方法の最大の特徴でもある。

・自然物の發掘

化石・岩石・鉱物等の自然物は前句した通り文化財保護法に関与しない点で基本的に先ず異な

る。次いで化石は兎も角、ヒスイ等の宝石・貴石の一部の岩石や鉱物の採集には、鉱業法の規定により政府の登録を受けた鉱業権設定域に於いての無許可の発掘は違法となる為、事前許可が必要となる。

3. 購入

博物館に於ける資料の購入に関して、棚橋源太郎は、『博物館学綱要』^{註26}と『博物館教育』^{註27}の両書の中で、下記の如く記している。尚、両書ともほぼ同一文章であるが、後に上梓された『博物館教育』には一部加除筆が認められる。

次は購入による収集である。比較的収集し易い動植物の標品でも遠い土地で産出されたもの或は稀有なものは、その方面の商人等の手を経て購入することもまた已むを得ないであろう。天産物標品ばかりでなく、陳列用のいろいろの器械や模型等で、館外の專業者から購入すべきものも少なくない。ことに工作室の設備や、工作技術員のない小規模の博物館では、その必要が多く、ましてジオラマ応用のグループ式陳列の如きはいうまでもあるまい。博物館の購入資料中とくに問題となるのは美術品である。相当額の購入費予算を有する大規模美術館では、専門家の委員を委嘱して、その選択鑑識に慎重を期さなければならない。美術品には真偽の鑑別がとくに必要である。もっとも巨匠の作品は頗る高価で、しかも入手困難な事情であるから、そうした場合には必ずしも真物でなくとも、巧妙な製作者の手に成る複製品でも、その用を弁ずることが出来る。またその購入は美術商の手ばかりではなく、貴族富豪の蔵弘等の機会をも利用して、買取ることも最も便利である。海外の大博物館は絶えず館員を東洋へ派遣し、こうした機会を逸せず、収集に努めているものもある。(『博物館教育』)

と、棚橋は購入による資料の収集方法を紹介しているが、まだまだ欧米諸国の博物館での購入の有り方の紹介を脱し切れず、具体域に達していない事が理解できよう。したがって、1953年の棚橋にしてこうなのであるから、当時我が国の博物館に於いて収集はまだまだ具体的方法ではなかった事が窺い知られる。

次いで、1971年に上梓された富士川金二の著書、『博物館学』^{註28}には次の如く記されている。

(3) 購入

収集品の所有者およびその売買業者その他博物館、動物園、水族館、試験所、研究所、学校等資料を所有する団体など広域から、博物館が必要とするものを買入れる方法をいうのである。

この場合は、買入れという売買行為であるので目的とする資料の価値度と必要度は、博物館当局と所有者との間において、いわゆる売買取引が行なわれるのであって、一般商業取引といえるのであるが、資料の真偽の鑑別が重要要件であることはいうまでもないことである。またさらに、博物館の教育資料すなわち公共用資料であるという見地から、もっとも適正な価格によって購入できることが望ましいのである。それには難事であろうが博物館共通あるいは、協

定の価格評価の基準制を設けることの必要を痛感するものである。

また博物館資料の購入に関しては、一般物品類の売買の場合における課税の対象から、特別の措置が講ぜらるべきで、これによる物品税、財産取得税、および相続税等につき免税の取扱いがなされるべきは当然の法的処置である。さらに外国より購入の場合にあっては、通産省に対する外貨割当申請と、大蔵省に対する免税申請等の手続きを行なうなどのほか、博物館の資料の購入についてはなおさまざまな措置が要望されようが、いづれにせよ、博物館の目的を達成するため必要な資料を収集するということは、博物館の事業のうえから重位を占めるべきである。博物館の財政経理の状態等から、これらを一様に扱うことは許されないにしても、資料購入の企画とその措置については、博物館事業のうちにあつては関心度の高い問題として、慎重に処理されなければならないといえよう。

富士川は購入についてその方法を具体的に記すと同時にその要点を明記したものとなっている。富士川の言うように購入は一般商業取引なのである。本来、すべての博物館資料は学術価値以外に持ち合わせていないのであるが、それに希少性より発生する付加価値である経済価値が加わる事により、資料に価格が生ずるのである。したがって、購入は購入金額である金銭を伴う点を特徴とし、これは他の収集法には認められない特質であると言えよう。尚、ここで言う金銭とは採集や発掘調査を実施するに当たり伴う予算ではなく、直截に当該資料を買い取る予算なのである。

直截に金銭を伴う収集方法であるが故に、他の収集方法と比較して担当者にとって最も苦勞と困難の多い収集方法であると言えよう。しかし、と言って逃げては通れない収集方法なのである。つまり、今日優秀なコレクションの形成を目指して収集活動は展開されている訳であり、それはとりも直さず博物館自体の特色の創出と諸機能の基本活動として実施されなければならないのである。端的に言って、優秀なコレクションを形成するには、優秀な資料が必要である事は確認するまでもない。今日、優秀な資料には、当然の如く経済価値が付加する。逆に経済価値が付帯しているという事が資料が優秀である資料評価の一つの証明でも有ると言って過言ではなからう。故に、今日の博物館で資料収集の技法に於いて購入なくして優秀な資料の収集は有り得ず現代博物館に於いては不可避な収集方法と言えるのである。

再度、繰り返すことになるが、購入はあくまでも直截に金銭の支払を伴う行為であるところから、その収集工程は錯綜すると同時に齋一的なものではないと予想される。購入に於ける要点を列挙すると次の如くであるが、大前提として、いづれの収集方法の場合でも共通する要点であるが、当該博物館の専門領域内の資料であり、且つ収集の理念にかない、真実に必要とする資料であるか否かが収集の基本姿勢である。

1. 眞贋の点
2. 価格の点

3. 故買品か否の点

以上の三点が資料購入に際しての要点であろうと考えられる。

先ず、第1の真贋の点に関しては、当然の事ながら贋物を購入してはならない。ただ、贋物を贋物と知って、それに相当する価格で比較参考資料として購入するには全く問題はないが、偽物を真物と錯覚し真物の価格で購入するケースが最悪であると言わねばならない。個人の収集家なら鑑定眼の非力を個人的に悔いば良いのであるが、博物館組織、中でも公立博物館となると税金でまかなわれている分けであるから、絶対に生じてはならないケースである為、慎重に期さねばならない事は確認するまでもない。

ただ、個人の収集家に確かな鑑定眼を持つ者が少なからず存在する事は、贋物を購入する事で、逆に鑑識眼を養う結果となっているものと思われる。しかし、公費の使用による鑑識眼の養成は不可能である事は記すまでもないが、学芸員は職務上の必要経費と考え、常日頃から個人的に資料の購入に慣れたしむ事が肝要であると考えられるものである。

資料の真贋については、口頭で、あるいは文章で記せるものではなく、真物と偽物の両者が同時にあって、はじめてようやくその一端が理解できるものと思われる。先ず、忘れてはならない事は、経済価値の発生した如何なるものであっても贋物は存在する事である。筆者がよく例えにあげる話であるが、筆者の息子が小学生の1989年頃、ビックリマンチョコの景品であるビックリマンシールの収集が子供達の間で大流行したことは、記憶にある方々も多いであろう。そのビックリマンシールに贋物があったのである。親馬鹿の至りで筆者は購入してしまった経験を持つ。ビックリマンシールにすら贋物が出現したのであるところからも明白であるように、求める人が存在する限り如何なるものでも贋物が出現する素地を有していると考えねばならないのである。そして、その付加する経済価値が高価であればある程、それに比例して贋物は数多く存在する事を忘れてはならないのである。

ジャワ原人の頭骨化石と称する偽物を眼にした事はあるが、一般に贋物が跳梁跋扈する専門域は美術資料、歴史資料であり、その手練は一様でなくそれぞれの分野に応じた贋作が、上手のものから下手なものまでそれも新旧とりまぜて実在しているのであるから、よほどの熟練がない限り真贋を見極める事は極めて難しいと言えよう。増して失敗は許されないからである。

しかし、博物館組織での購入は個人の購入とは異なり、購入か否かの決定をその場で行なう必要がなく、多くの場合は当該資料を博物館で預り、多くの識者の意見、あるいは調査をするなどした上で決定を下す事が可能であるところに有利性があると言えよう。

次いで第2点の価格の点とは、当該資料の購入価格が適正であるか否かである。現存作家による美術・工芸資料でない限り、歴史資料・歴史的美術資料・宝石・貴石等々は基より定価などはなく、ニーズに応じた極めて不明瞭な価格設定に基づいていることも事実である。しかし、そうは言

博物館資料収集論

っても一応相場というものがあり、それと照らし合わせ購入予定資料の価格が高過ぎではないかどうかを調査する事が肝要である。安い場合は勿論それで良いが、高過ぎの場合、適正価格まで譲歩が可能かどうかを交渉する必要はあろう。予算があってもなくともである。と言うのは、高額で博物館が購入した場合、その種の資料の評価額の前例となり、相場が上昇すると言った悪しき例を残す事となるから十分注意しなければならない。

例えば、1990年頃江戸東京博物館が開館に向けて盛んに資料収集を行う中で、購入も大々的になされていたように記憶している。江戸東京博物館のバッジを胸につけた購入係員が流通センターで定期的に開催される古民具・骨董市で江戸の資料を購入しているのをしばしば目にした。店の主人が、江戸東京博物館の購入係員が去った後、「博物館の場合は、ゼロ一つ多くしている。」と言っていたのが印象的であった。また、江戸東京博物館が開催に向けて鳴り物入りで資料購入を実施していた当該期は、江戸に関するすべての資料が高騰したことは事実であった。

故に、博物館の資料購入は、個人の収集家の購入とは異なり、資料の相場を左右する要因となるところからも十分に留意せねばならないのである。

最後の第3点である故買の点とは、購入予定資料が盗難品でないかという点である。博物館でも他人の場合でも同様であるが、たとえ盗難品であっても盗難品と知らずに購入した場合は、法律的にはあくまで善意の第三者であって問題はないが、道義的責任や感情が残る場合が多いところから、購入にあたっては事前に調査を必要とする。先ず第一に盗品であるか否かは、警察署に備えられている故買品リストを確認することを忘れてはならない。同リストに手配されていなければ、先ずは第一関門突破と見做せるが、この段階でリストに掲載があれば購入は即打切り、国民の義務として当該資料の現在の所有者や所在地等を警察にすみやかに届けなければならない。これを怠り、盗難品と確認して購入を実施した場合はもはや善意の第三者ではなく故買による罪となる。

また、所有者が盗まれた事に気付かなかつたり、村のお堂にあった仏像や什器類等の如く共同体による所有等の場合、盗難届けが出されていないケースが多い。したがって、このような場合当然ながら警察署の盗難品リストにはなく、警察署に於いてこれ以上の調査をする事は不可能である。故に盗難品リストに手配がなかったからとて、それで安心して良い分けではなく、次にそれぞれの専門分野の人々や研究機関等々の専門家から情報を収集し調査を行なう。意外とそれぞれの専門領域では種々の情報が把握出来るものなのである。

以上概述した如く、資料の購入は基本的に高額な金銭を伴うものであるから慎重に対処することが重要であり、前句の三要点を確実に遂行すれば問題はなく、優秀な資料の収集が実現できるものと考えられる。

4. 寄贈

寄贈は、購入とは抜本的に異なりあくまで無料で資料をもらう事であり、博物館は寄贈を受ける

立場にあるから厳密には受贈と表現した方が適切かもしれない。

寄贈について棚橋源太郎は『博物館学綱要』^{註30}、『博物館教育』^{註31}の両著の中で、次の如く記している。

次は寄贈による蒐集である。美術品、歴史品は言ふまでもなく、考古學、民族學の資料、時にはまた博物學的蒐集品で、寄贈の受けられる場合が極めて多い。舊家の倉庫に仕舞ひ込み、棄てて顧みられない貴重な資料、また考古學・民族學資料・土俗品等にして外地の旅行から持ち歸つたもの、或は地方の蒐集家が特志を以て蒐めたものなど、これが安全保存の場所として、結局博物館へ寄贈を申出るものが屢々ある。

博物館長は常に寄贈品の勧誘に努めると同時に、また無價値な寄贈品の押賣に對しては斷然それを拒絶することを忘れてはならぬ。無價値の寄贈品を廢棄することは、寄贈品の勧誘をするよりも一層困難な場合が往々あるのである。寄贈品を拒絶しなければならぬのには、次の三つの事情が考へられる。

第一 手の觸れられないやうな寄贈品すべて博物館に収容する物品はこれまでの所藏品と同化せしめることが出来るもの、即ち藏品と密接な連絡關係のあるもので、特別に面倒な取扱を要したり、手の觸れられないやうな物品は、博物館の蒐集品として適當しない。尤も一組になつた系統的な分類標品の如きは、手を觸れることなく、そのまま保存利用することが出来るから差支へないのである。

第二 永久陳列の條件附寄贈品 博物館に陳列展示してある物品は、すべて貯藏品の中から抜き出して來たものではあるが、一物として永久の陳列に適するやうなものはないので、都合によつてはまた撤去しなければならぬ。若し蒐集家又は寄贈者の名を冠した特別な一室へ陳列することを條件に申出られるやうなものは、博物館の立場からは甚だ望ましくない。或る期間これを陳列し、一品毎に説明札へ寄贈者の姓名を明記する程度にとどめるがよい。

第三 永久保存を約束しなければならない寄贈品やすべての貯藏品は、これを最善の目的、用途に向け得ることを以て、博物館の權利とするので、寄贈品でも陳列品として望ましくなくなれば、撤去してより良品と取替へることが必要であり、また他へ分與したり、或は交換品に用ひたり或は賣却したりする自由を持たねばならぬのである。

と棚橋が明記するとおり、前句の如く確かに寄贈は購入に比較して無償であるが故に受け入れる博物館の対応も安易になりがちであろうが、決して安直に考へてはならないのである。無料だから当該博物館の専門領域外の資料であっても良い、あるいは無料だから仮に贖物であっても良い等々と、只だから良しとする考え方は最もコレクションの形成には不適であり、結果として収集の理念から離脱した何ら統一性のない集合体となるのである。粗大ゴミ置場と化した博物館収蔵庫を時折目にすることも事実である。

棚橋が明記するように、「博物館長は常に寄贈品の勧誘に努めると同時に、また無価値な寄贈品の押売りに対しては、断然これを拒絶することを忘れてはならぬ、」と博物館資料の寄贈に対する格言とも言える名言を残している。即ち、寄贈品の申出に対し受贈するか否かは、先ず第一に受贈予定資料が当該博物館の専門領域内に帰属する資料であって、更にほんとうに必要とする資料であるかどうかを要点である。次いで第二点は、棚橋も申出拒絶の理由としている寄贈者からの種々の条件である。寄贈に伴う条件はその内容にもよるが、受贈者である博物館にとっては無条件である事が最も好ましい事は言うまでもない。

また、寄贈条件とは別に受贈後に齟齬が生ずる事がままあるので受贈時に十分確認しておかねばならない。つまり、寄贈者は博物館へ資料を寄贈すれば明日にでも自分が寄贈した資料は必ず展示室に展示されると誤解している場合があるからである。それも寄贈者名や寄託者名を展示資料に標記している博物館にあつては、寄贈者である自分の名を記し、必ず展示されるものと思いがちなのである。この点は、一般博物館利用者は博物館と直接に接することができるのは展示であり、展示室の何倍もの資料が収蔵庫に保管されている状況などは通常の博物館では知り得ないのであるから無理からぬ事なのである。その結果当該寄贈資料を展示室に展示しない理由は不要であるからであつて寄贈はしたものの不要であるなら返してほしい等、子供の貸し借りの話ではないけれども錯綜を来す事となる。このような、寄贈者との齟齬を発生させない為にも、寄贈に当該資料の博物館での使用の目的、即ち展示に供する資料なのか、教育活動に使用する資料なのか、保管に徹する資料なのか、あるいはまた研究の為に使用される資料なのか等々を事前により理解して戴き、その上で受贈を決定せねばならない。

また、展示資料となる場合、寄贈者名の標記の有無と、寄贈者側の希望も明確に確認しておかねばならない点である。

この展示に際しての寄贈者名、あるいは寄託者名の標記は、地域博物館に於いての資料収集経営上、博物館側からすると実施せねばならない要点なのである。つまり、寄贈・寄託を積極的に誘うことを目的とした、人間の心理効果をねらった収集の為の方策である。

以上の如く、寄贈は基本的には博物館にとって資料収集の方法の中では最もリスクの少ない収集方法であるが、前句した受贈時の基本は欠失してはならない。また、寄贈申し入れの資料が、当該博物館の専門領域外の資料であり、当該館に於いて活用の術なくお断りしなければならない場合は、ただ単に断るのではなく当該資料を専門領域とする博物館を紹介し、仲介すると言ったこと細かな関係も必要である。

さらに、公立博物館で一般的である資料寄贈者に対しての「寄贈願ひ」の呈出は、正に官尊民卑の象徴とも感じられる慣習で、変更すべき形式であると考え。このような一つの改善が次の寄贈に結びついてゆくのである。

尚、申し出られた寄贈資料が贖物であったり、遺存状態が悪い等の理由で、受贈できない場合は、言いづらくとも明確な理由を告げる事が肝要であり、曖昧な表現は厳に慎むべきである。唯れでも人間である限り、所有者を眼前にして贖物であるとは言いづらい事は当然であるが、それが言えない学芸員は当初より収集を担当すべきではない。何故なら職務であるからと、担当学芸員の発言は当該博物館の鑑定となり、否定でなかったことは肯定となり将来どこかで必ず錯綜の原因となるからである。

5. 寄託

先ず、寄託とは博物館が資料収蔵者から保管を依頼され、年限を契約したうえで預る行為を指す。したがって、博物館側から依頼し、資料を借用する借入とは、この点で大きく異なる。富士川金二^{註32}は、寄託の同義語として委託・出品を使用している。

棚橋源太郎は、寄託を意図する用語として出品を用い次の如く記している。^{註33}

蒐集法の最後のものは出品である。出品にしても又借入品にしても、博物館としては展示または研究の用に供するためのものであるから、夫々その目的に合するやうに使用することは固より差支へないが、唯妄りに他へ轉貸しなどしないやう、また出品者から要求があれば、何時でもこれに應じて返却の出来るやう用意して置くことが必要である。尚出品者の意を迎へるために、博物館としては餘り必要を感じない物を出品させることは禁物であり、また博物館によつては、出品の期間を一カ年以上とか、三カ年以内とか規定してゐるものもあるが、これも少し窮屈である。尤もその陳列展示の設備に多くの時日と手数を要するやうなものは、相當期間長きに互つて出品させて置くことが必要であり、特別展観の際などの出品は、數日、數週といつたやうな短期間を普通とするのである。

以上の文章から棚橋の使用する出品は、今日一般に資料収集法として呼称される寄託である事が理解できよう。

次いで、資料収集方法の寄託の定義については、網干善教は以下の如く記している。^{註34}

寄託 寄託とは博物館が所有者から保管を依頼され、契約を結んで預る資料である。この寄託品は館藏品と同様に扱われ、公用や研究の用に供せられる。寄託期間は種類または材質によつて短いものもあるが1年以上が普通とされている。寄託資料を他の博物館が一時的に預り公用を希望したとき、また外部のものが調査研究を希望したときは、いずれも所有者の同意書が必要である。寄託について規程を定めて、運用している博物館もあるが、寄託を依頼された資料すべてが公開の用に足るものばかりとは限っておらず、ときとしては疑わしいものを混在する例もあるので、そのような関係から規程を設けずに寄託に関する委員会を作って、その委員会に寄託希望の資料を審議にかけて可否を決定している博物館もある。

と網干は寄託について記し、これらは正鵠を射た定義であると理解できよう。網干の言うように、

公開の用に足るものばかりとは限らない場合もあるから、寄贈で記した同じトラブルも短期間であるとはいえ発生する可能性は強いから、この点も十分留意しなければならない。

寄託で最も留意せねばならない事は、借入を除く他の収集方法と異なり、基本的には所蔵者もしくは所蔵機関に返さねばならない資料である事である。つまり、寄託と借入による収集品は館藏品ではなく、あくまで借用資料である為、返却時がやって来る。この返却時が最もトラブルが発生しやすい時なのである。先ずその根底には人間だれしものが陥りやすい錯覚に、実物としばらく遠ざかっていると自分の持っている資料を無意識のうちに美化する傾向が認められる。三年前に寄託した時にはもっと美しかった、こんなに錆びてはいなかった、こんな所にヒビはなかった、折れはなかった等々と言った類である。故に、この手のトラブルを回避する為には寄託時に両者立合いのもと、細部にまで至る入念な熟覧を行ない、キズ・イタミ・剥落・錆・メクレ・ニュー等々の劣化箇所を確認し、写真はもとより、略図を描いて両者確認の上、両者で保管する。返却の際には、本確認書にしたがい劣化箇所を両者で熟覧する事により異常発生の有無を確認し合う。もし、新たな劣化が生じておれば、それは博物館側の責任となる事は言うまでもないが、異変が発生せず寄託時の確認書どおりであれば当然ながら何の問題も発生しない分けである。

最後に、同じ事は借入にも言えるのであるが寄贈は、収集と雖も自館の収藏品とはならずあくまで借用であることは前記した如くである。しかし、寄贈はある意味で長期展望に立脚した借用ではなく館藏品を求めるという意味で、潜在的には本筋の収集方法であるとも言えよう。つまり、寄託から寄贈に移行する可能性は極めて高いのである。永年寄託契約を更新している間に、所蔵者の心変わりによる場合や、所蔵者御自身が亡くなれば代替わりする時などに、本ケースは発生する。このように、正攻法ではないかもしれないが、購入・寄贈による収集がままならぬ場合、寄託・借入により博物館が所蔵者に対し縁故を持ち続ける事が、将来に於いて本来の収集に繋がる可能性が高いのである。この点が寄贈の持つ収集方法としての妙味であると看取され得る。

6. 借入

借入は、寄託とは異なり、博物館が必要とする資料を所蔵機関もしくは所蔵者に依頼し、借用するものである。

資料の収集方法としての「借入」は、昭和24年(1949)に木場一夫^{註35}が、翌昭和25年と28年に棚橋源太郎が、それぞれ博物館資料の収集方法として用語は明記しているのだが、不思議にも何故か両先学とも借入については具体的に何ら記していない。

続いて、1971年に富士川金二^{註38}は、次の如く記している。

(7) 借入

出品の制度に類似するものでもあり、またこれと同じような感じもするのであるが、博物館にあつては出品の場合に比較すると、用途についてさらに具体的に明示することによって協定

されるものとされている。すなわち、博物館が主催する特別展示あるいは、一時展示などのような特殊展観の場合に用いられる方法である。

しかし近年は、博物館事業のうちでも調査または、研究の用に供するために借入れられる場合が著しくなっているのである。いうまでもなく、用途、期限等を明示し、貸人の要求に応じて返却すること、さらには他に転貸しないことなどは、一般の場合の常識として当然のことである。多くの場合は、短期間の借入について約束されるものであって、博物館相互間における貸借関係が比較的多く、その要件についても所要費用を双方において支弁し、または無償貸借という軽易な取扱によって行なわれているのが例である。

と記し、主に展示の為に、それも特別展等の場合に用いられる方法であると富士川は断定している。

一方、網干善教^{註39}は、

借入 借入は博物館が展示計画のため所有者の了解を得て資料を借用する方法で、この借用には長期と短期がある。長期は普通一年間を期限としているが更新する場合が多い。日本の古美術を公開している博物館の資料は、この借入資料が中心をなしている。この点は外国の博物館と趣きを大いに異としている。日本の古美術は近世の美術は別として、古代・中世の美術は仏教が母胎となって美術が産みだされてきた。そしてそれは仏教と不可分な存在なのである。彫刻といえば仏像彫刻が主体となり、絵画は仏画が主力を占め、工芸品は武具、刀剣などもあるが仏器が多い。このために古代・中世の美術は仏教の礼拝対象また儀式の用具であって、寺院に伝存してきた。このほどに借入資料が主力となるのである。

と網干は記し、特別展のみに留まらず、歴史系資料の多くは、その性格により所蔵機関に多くは伝世しているものであり、それらはまたその性格故に博物館に於いては借入となると述べている。仏教関係の歴史資料は確かに網干が指摘するとおりであろう為に、この種の資料では上記の意味での借入は出現するのは当然であろう。しかし、歴史資料・美術資料の所蔵はなにも寺社のみが占有するものではなく、広く個人所蔵やその他種々の所蔵が認められるのも事実である。

また、借入の目的であるが、歴史・美術系資料はやはり展示を目的とする場合が大半であろうと予想される。しかし、自然史系博物館では研究を目的とする場合が多いと、樋口弘道は次の如く記している。^{註40}

6) 借入(借用) 自然史系博物館では、展示事業としてよりも研究用としてこの方法をとる場合が多い。が、一般的には展示事業などで短期間借り入れする方法である。この方法は博物館利用者に対して、ふだん公開されていない資料を見る機会を提供し、サービスの質を高めるために大切な役割を持つ。いずれの場合にしても、寄託資料同様に、借入する際は資料の現状について十分確認し合うことが肝要である。

と自然史系博物館では、展示よりも研究の為に借入はなされると言う。したがって、借入は必ずし

も展示を主目的にするものだけではなく資料の保存を目的とする借入などもあり、種々の目的によってなされるものであると理解されよう。

また、寄託と同様に、寄託から寄贈へ移行する可能性が高いところから、寄贈の前段階の収集として、把握することも必要である。

7. 交換

先ず、博物館に於ける資料収集方法として交換をあげたのは、確認するまでもなく棚橋源太郎であり、『博物館学綱要』^{註41}・『博物館教育』^{註42}の両著で、同一文章で次の如く記している。

次ぎは交換による収集である。これは国内の博物館相互の間ばかりでなく、海外の博物館との間にも及ぼすべきである。この交換は各博物館が直接若しくは、博物館協会国際博物館会議中央の国立博物館、その他の仲介によって行うことが最も便利で、これによって博物館相互が少からぬ利益を得ることが出来る。

と、割合簡単^{註43}に記したものである。恐らく棚橋は、欧米の博物館の資料交換システムを見聞して記したと思われる。故に、上記の文中には、何らの具体性を読み取ることは出来ない。当該期の我が国ではまだまだ現実化されていなかったのではないかと看取される。傍証としては、昭和27年に実施された文部省社会教育局による学芸員講習講義の中で、野間清六講師による「博物館資料収集保管法」の収集の方法での、「交換」については次の如く記している。

6. 交換 他博物館との交換も蔵品が多くなって来ないと出来ず、人文干係で仲々困難である。

と、所謂交換の難つかしさを如実に記している。次に、交換について記したのは、富士川金二で次のとおりである。^{註44}

(4) 交換

資料の交換による収集は、国内の博物館相互の間における場合のほか、海外の博物館との間にも及ぼすもので、現状では比較的多用される収集の方法といえるのである。

いうまでもなく、交換という行為は、双方の希望する条件の一致を要件とするものであるのもので、その詳細について具体的な検討が加えられるのは当然かつ重要なことである。

富士川は棚橋の記す交換を基本的に受け継いだ形であり、やはり具体性は何ら加味されていないのである。

また、前句した昭和27年度の文部省社会教育局学芸員講習の「動物園の資料保管」を担当した古賀忠道は、交換について次の如く記している。^{註45}

4. 交換

…… (中略) ……

交換は正式に言えばバーターであるが仲々困難であるので、現在では通産省の了解を得てお

博物館資料収集論

互に寄贈の形式をとっている。

と古賀が記すとおり、動物の場合は寄贈という形の交換であり、人文系資料に於いても当該形式での交換がようやく成立するようである。中でも埋蔵文化財は文化財保護法に抵触するところからも現実としては困難であるようであり、全体的には盛んではないと看取されよう。

ただ、自然史系博物館では交換という収集方法は頻繁なようである。樋口弘道は、「自然科学系博物館資料の収集・保存^{註16}」の中で、「2） 交換 重複標本の得やすい自然史系博物館では比較的良好に行われている。タイプ標本（副標式標本）の交換もまれなケースではない。」と述べているように、重複標本等はより活用の意味でも交換を行なうのが好ましい。この点は、人文系博物館でも同様であるが、自然系博物館の植物・岩石・昆虫等とは資料の性格上異質である事と、それぞれの博物館の設立理念及び活動の方針によって、不必要な場合が多いようである。

尚、交換はあくまで対博物館であり、それも前記した寄贈の形態であったり、長期貸し出しの形式をとるものであり、対個人とは絶対に行なうべきではない収集方法なのである。

註

- 註1 内川隆志 1999 「博物館資料に関する覚書」『國學院大學博物館学紀要』 第23輯
- 註2 後藤守一 1931 『歐米博物館の施設』 帝室博物館
- 註3 棚橋源太郎 1930 『眼に訴える教育機関』 寶文館
- 註4 棚橋源太郎 1950 『博物館学綱要』 理想社
- 註5 棚橋源太郎 1953 『博物館教育』
- 註6 木場一夫 1949 『新しい博物館』
- 註7 1952 『昭和二十七年学芸員講習講義要綱』 文部省社会教育局編
- 註8 註7と同じ
- 註9 富士川金二 1971 『改訂増補博物館学』 成文堂
- 註10 宮本馨太郎 1980 『民俗博物館論考』 慶友社
- 註11 網干善教・小川光賜・平祐史編 『博物館学概論』 全国大学博物館学講座協議会関西部会
- 註12 千地万造 1988 『博物館学講座5 調査・研究と資料の収集』 雄山閣
- 註13 加藤有次・椎名仙卓編 1990 『博物館ハンドブック』 雄山閣
- 註14 大堀 哲 1997 『博物館学教程』 東京堂出版
- 註15 倉田公裕・矢島國雄 1997 『新編 博物館学』 東京堂出版
- 註16 網干善教編 1998 『博物館学概説』 関西大学出版部
- 註17 註3と同じ
- 註18 日本大辞典刊行会編 『日本国語大辞典 第八巻』 小学館

博物館資料収集論

- 註19 註5と同じ
- 註20 上野益三 1948 『日本博物学史』、1978 『博物学史散歩』 星野書店
- 註21 白井光太郎 1934 『改訂・増補 日本博物学年表』 大岡山書店
- 註22 杉本つとむ 1985 『江戸の博物学者たち』 青土社
- 註23 註2と同じ
- 註24 註4と同じ
- 註25 註3と同じ
- 註26 註4と同じ
- 註27 註5と同じ
- 註28 註9と同じ
- 註29 前句した如く、発掘による出土品は必ずしも収集の理念になかったものではない事も有る得るので、
厳密には発掘を除く。
- 註30 註4と同じ
- 註31 註5と同じ
- 註32 註9と同じ
- 註33 註4と同じ
- 註34 註11と同じ
- 註35 註6と同じ
- 註36 註4と同じ
- 註37 註5と同じ
- 註38 註9と同じ
- 註39 註11と同じ
- 註40 有元修一編 1999 『博物館資料論』 樹村房
- 註41 註4と同じ
- 註42 註5と同じ
- 註43 註7と同じ
- 註44 註9と同じ
- 註45 註7と同じ
- 註46 註40と同じ

鉄道車両の保存と修復について

Preservation and restoration of railway carriges

江原 岳志
Takeshi EBARA

1. はじめに

鉄道車両とは、蒸気機関車、電気機関車、内燃機関（ディーゼル、ガソリン、ガスタービン）車、バッテリーカー、電車、気動車（蒸気動車、ディーゼルカー、ガソリンカー、ガスタービンカー等）、客車、貨車、事業用車両（保線関係、研修、保健、訓練用車両等）、モノレール、ケーブルカー（ロープウェイを含む）、トロリーバス等を指す（松澤2001）。

鉄道車両の保存と修復は、日本では「鉄道博物館」開館に当たって始められたのが最初とされ（佐藤1999）、それが今日まで続いている。

現在では多数の各種車両が保存されていて、その中には国の重要文化財に指定された車両も2両含まれている。しかし、保存方法や保存状態となると車両によって異なっており、動態保存で元気に営業線を走り回る車両もあれば、心ない人によるイタズラや風雪によって幽霊屋敷のようになってしまい、後は解体を待つだけという静態保存の車両も存在する。

本稿では、鉄道車両の保存・修復の背景を確認し、次に保存・修復活動の歴史からどのように鉄道車両が扱われてきたのかを検討する。そして鉄道車両の保存・修復活動の抱える課題を取りあげ、その解決策について考えてみたい。

なお、本稿には「鉄道博物館」と「鉄道の博物館」の二つの語を使用している。これは各地に開設された鉄道関係の資料を扱う博物館を「鉄道の博物館」とし、一方現在の東京神田にある交通博物館の前身である「鉄道博物館」とを区別するためのものである。

2. 鉄道車両を保存・修復する背景と意義

鉄道資料の保存では、鉄道車両がまず挙げられる。鉄道を扱った博物館では、ほとんどの場合、鉄道車両の展示・保存が行われている。

鉄道車両の保存が行われる背景としては以下の理由が考えられる。

- ①鉄道を象徴するものとしてもっともわかりやすいから。
- ②鉄道車両は人とももの運ぶためのデザインが施されており、それが人にとって魅力的に映る

鉄道車両の保存と修復について

ように設計されているから。

③その当時の技術水準や、設計した時代の背景を具体的に反映する学術的な「もの資料」であるから。

④その車両の走行した土地の地方史的な資料であるから。

①については、鉄道を利用するには必ず鉄道車両を使わなければならないから、鉄道と言えば一般の人には駅舎か鉄道車両がまず浮かぶことになる。

②についていえば、鉄道会社もしくは国鉄（現・JR）にとって鉄道車両は利用者にサービスを提供するための「商売道具」であるため、設計の際、デザイン（外観・内装）は魅力的になるように極力努力している。ただし、鉄道会社（国鉄）が維持管理しやすいようにも設計しなくてはならないため、デザインと機能を上手に取り込んだ車両づくりが、メーカーに求められている（木村1995）。

③については実例として、今日の通勤形電車の祖とされる「63形」電車を挙げて述べてみる。

この電車は第2次大戦末期（1943年）から戦後にかけて設計・製造された車両である。時期からわかる通り資材が欠乏し、熟練工が徴兵されて技術力が落ちた時期に設計・製作されたため、それまでの縦横曲線が多用された車両ではなく、直線で構成された比較的組み立てやすい箱形の車体が採用された。車体長は20メートル、鉄材を節約するため木材を多用し、屋根は木製で、その上に布が貼られていた。天井板は中央部に幅70センチのものが貼られただけである。電球は裸電球。窓は木枠3段としてガラス材を節約。シートは背刷のクッションを省略し板張りというものである。また、乗り降りを素早くするため側面の扉は4つ設けられた（石本2000・中川2000）。

敗戦直後には、不要となった航空機用のジュラルミンを車体外板に利用したものも出現しており、時代を反映した車両であるといえる。国鉄ばかりではなく、車両を失って苦しむ大都市の民営鉄道（東武、小田急、相模、名古屋、南海、山陽）にも供給された。そのかわりに更に車両不足に苦しむ地方の中小の民営鉄道にこれらの会社が以前から保有する車両が玉突きされる形で譲渡された。これは譲渡に際しての国との取り決めであった。以後車体や車内の更新を受けつつ戦後もかなり長い期間国鉄や民営鉄道において「63形」電車は使用され続けた。（なお、更新を受けた車両は「73形」と呼ばれた。本稿では「63形」に統一する）一方で東武鉄道のようにこの車両を参考にして自社の新型電車（7800形）を開発した事例もある（飯島1987）。

以上のように民営鉄道や国鉄では「63形」電車を始祖として、今日大都市圏で通勤通学輸送に使用される車体長20メートル箱形側面4扉の通勤形電車の基本が形成されたとされるのである（真鍋2000）。そして、「63形」電車は、今日の大都市圏や間接的に地方の鉄道交通を復興し、さらに今日までの経済発展を支えた立て役者のひとつといえるわけでもある。

ただし、日本の鉄道史・交通史・近現代史・経済史に影響を与えた車両であるにもかかわらず、

鉄道車両の保存と修復について

そしてまた大量に製造された割には保存された例はほとんど無い。これは鉄道車両の保存におけるアンバランスさを示す例とともに、鉄道車両の保存が偶然性が高いことを物語っている⁽¹⁾。

④については、千葉県が1980年に小湊鉄道で使用された蒸気機関車を県の重要文化財に指定したことが挙げられる。また、横浜市や大阪市、仙台市、京都市のようにかつて市営路面電車を運営していた自治体がそれぞれ市電保存館を開設し、廃止された路面電車を保存していることや、廃止された鉄道の沿線自治体が、その路線に関する資料を集めて「廃線鉄道記念館」を開設し、その中に使用された車両が保存・展示されている例がみられる。

こうした地方自治体が鉄道車両を重要文化財に指定したり、専用の博物館を開設し保存することは、その車両に対して地域の発達や展開に関わりがあったことを認めたからである。つまりその地域の歴史を語る上での資料としての価値を認めたからに他ならない。もちろんこのような車両保存の理由の一つには、廃止された路線の記念・顕彰という意味もある点に注意しなければならない。

以上のように鉄道車両には地域の歴史や技術史、経済史の資料としての価値ももちうる事がわかる。このようなことと先の①、②の理由から鉄道車両を保存し、修復する背景と意義があるのである。

3. 研究史

鉄道車両の保存・修復についての研究は戦前では後述する「1号機関車」の保存運動を行った東京日日新聞記者の青木槐造氏や、修復において独自の調査研究結果を提示した民間人の西田米次郎氏らがいた（交通博物館1971、2001・佐藤1999）。彼らの活動自体は後の修復・保存運動の先駆けとして評価できるものである。ただ、その後の民間による修復・保存活動（運動）が戦争によって絶たれてしまったことが悔やまれる。

戦後は戦前以上に活発にかつ広範囲の人々が研究を行い議論をしている。交通博物館学芸員の松澤正二氏は1958年に制定された鉄道記念物保護規定について紹介した。その上で保護規定の持つ問題点、例えば指定された物件や資料が全国各地に散在すること、その保護保管は不完全なものが多いことを挙げた。そして一応修復費用の規定はあるが経費についてははっきりした裏付けはなく、捻出するにしても日本国有鉄道（国鉄）は輸送力増強等に予算が掛かってその余裕が無いことを指摘した。これは鉄道記念物保護規定の不備を問う初期のものであるといえる。

英文学者でありながら鉄道史にも造形が深い小池滋氏は、保存されるべき鉄道車両の種類はもっと広くなくてはならず、例えば「1号御料車」のようなえり抜きの逸品のみを保存する方法では鉄道とそれを利用してきた人との結びつきが見えにくくなるとした。また、鉄道車両を含めたいわゆる鉄道文化財の保存や修復活動は、「お上」に任せる他力本願的なものではなく、それを守る人々が手弁当でできる範囲からやってゆくという姿勢が大切であることを述べた。そしてまた車両の

鉄道車両の保存と修復について

「レプリカ（原文ママ）」を製作することやそれを積極的活用を活用することを主張した（小池1986）。確かに「1号御料車」は当時の技術の粋を集めた車両である。明治時代初期の車両が今日まで残されていること自体貴重であり、技術史的にみても貴重であることは文化庁によって重要文化財に指定された際の理由に挙げられている。ただ、鉄道を日常的に利用したのは皇族ではなくて一般大衆である。一般大衆が利用した車両が残されなければ、鉄道利用者や鉄道車両の実態は一致しないのである。こうした一般大衆が利用する鉄道車両は民俗資料と同じで、それが使われていた時はありふれたものであるが、ありふれたものであるが故に特に残そうという意志が働きにくく、いつの間にか失われてしまうのである。そのため当時の生活を再現することは難しいことが多いのである。例えば第2章で取りあげた「63形（73形）」電車は、1970年代年代中頃まで東京・大阪・名古屋のいわゆる大都市圏ならばどこでも見られた車両であり、「ゲタ電」と呼ばれたほど庶民の手軽な足となっていたのであるが、後継の電車が増加するやいつの間にか消え去ってしまった。従って1970年代までの大都市圏における通勤風景を、車両を中心としたモノ資料を使って復元することは非常に困難なことになってしまっている。

だからこそある時代の鉄道の実態を復元する上でも、御料車や新幹線用車両のような秀でた車両だけではなく、ごく普通の通勤用の電車も併せて残すことに意義がある。小池氏の論点はこの点において同意できる。

しかし一方で、小池氏の考え方が仮に実現した場合、鉄道車両が通常よりも多く保存されることに繋がるため、展示場所の確保という問題が発生する。これはどのように解決すべきであろうか。

日本ナショナルトラスト会長の米山淳一氏は鉄道企業に保存活動を任せるのではなくて、その活動の趣旨に賛同する人も応分の負担をしてゆくべきであるとして、市民参加型の保存活動が必要であるとした（米山1986）。確かに現在の不況を考えれば負担を分散した方が活動を永続的に行う上で有利である。またその方が自分が保存に参加したという満足感が得られるであろう。ただ、保存に参加する人の裾野をどのように広げてゆくのか、あるいは保存や修復することの持つ魅力をどのように示してゆくのが大切なことである。鉄道愛好者だけの世界で完結しては活動が先細りするだけであろう。

鉄道友の会会長の宮沢孝一氏は鉄道文化財の保護には、候補となる車両の調査とリストアップが基本となることを述べた（宮沢1986）。リストアップ目的は、どの資料がどこにあり、それがどんな状態かが把握できることにある。このため鉄道車両のみならず広く文化財の世界においてこうした活動は行われている。ただ、リストアップ作業は継続的に行わなければならない。というのは新たにリストアップ対象となる車両が現れる可能性があるからである。鉄道の博物館の学芸員や鉄道史の研究者等による地道で絶え間ない調査が求められるのである。

駿河台大学教授で交通史学者の青木栄一氏は鉄道車両を展示・保存する鉄道の博物館の在り方を

鉄道車両の保存と修復について

論じており、それは国立歴史民俗博物館や国立民族学博物館のような大学院大学としての研究機能を充実するべきであるとした（青木1986・1999）。確かに鉄道史の研究は鉄道車両の保存・修復をする上でも必要なことである。というのは、ある車両を保存する際、その車両が持つ資料的な価値を見出すために、その車両がどのような経緯で製作され、どの地域で活動し、どのような改造を受けて今日に至り、それが鉄道史等にどのような影響を与えたのかを明確にすることが求められるからである。大学院大学という研究機関として博物館を機能させれば、鉄道史の研究はより一層進むであろうし、鉄道車両保存のための研究も進むであろう。しかし、現状ではそれを実現させるためには様々な点（資金や運営主体はどうするのかといった点が考えられる。）で困難である。仮に成立したとして、大学院大学が求めるべき最も大切なことは研究成果をより一般大衆に還元することである。それによって鉄道車両の保存・修復の意義が理解されるように向けてならねばならない。大学院大学の実現は先となっても、新たな保存・修復のための組織を研究することは、将来の鉄道車両の保存・修復の上では必要な作業である。

産業考古学者の堤一郎氏は鉄道の「産業遺産」として鉄道車両を含めた鉄道文化財の保存の在り方を論じた。その中で、保存対象となる資料の評価基準や、それらを絞り込む際の選択時における検討の方法を述べている。また、鉄道に関する技術・技能の継承問題についても言及している。そして人間の「こころ」や「感性」に訴えるかけるような、無形の人の営みを感じさせる部分も含めた保存や、それを活用して訴えかける方法の研究も必要であることを指摘した（堤1996）。

鉄道車両の展示・保存では、その車両が廃車された当時の姿で保存された望ましい。中には登場時に復元せよという意見もあるだろうが、その車両の歩んできた歴史は尊重されなければならない。なぜならばそれはその車両を利用した乗客達の歴史を含んでおり、また営業した地域の歴史を刻んでいるからに他ならないからである。堤氏は鉄道の博物館は鉄道企業や学術団体との相互交流が必要であるとしたにとどめているが、筆者は鉄道の博物館はそうした相互交流場や情報蓄積、あるいは研究機関であると同時に、修復・保存のための技術者を養成・派遣する鉄道資料修復のための総合的な機関であるべきとした（江原2001）。

白川淳氏は『全国保存鉄道Ⅰ～Ⅳ』を著し、日本のみならず海外の一部も含めた鉄道保存の実態を報告した。特に『Ⅱ』では海外も含めた日本の保存鉄道車両のリストが掲載され、さらに『Ⅲ』『Ⅳ』では各地の保存施設や機関についても網羅的に取りあげて、保存のみならず、鉄道車両の研究を行う上でも基本的な文献になっている（白川1991、1994、1998a・1998b）。ただし、取りあげられた保存施設や機関とされるものの中には明らかに遊園地の乗り物にすぎないような事例も取りあげられているため注意しなければならない。

篠崎隆氏は「加悦S L広場」における鉄道車両の修復・保存ボランティアの育成や活動について報告している（篠崎1999）。ボランティアの育成と活用は鉄道車両の保存・修復を考える上では欠

鉄道車両の保存と修復について

かすことができない存在であることは、日本のみならず鉄道車両保存の先進地域であるイギリスやドイツなどにおいても同様である。⁽²⁾ただ、ボランティアをまとめあげる組織や修復作業に当たっての基準、修復活動の指導者がなければボランティア活動は成り立たない面もある。

ふるさと鉄道保存会会長の笹田昌弘氏はイギリスの保存鉄道を例に挙げて、日本では貨車の保存例が少なく、また営業線とレールが接続している博物館や保存鉄道が少ないため、せっかく保存された車両の活用の場数が少なくなるとした(笹田1999)。確かにバランスの取れた多用な車両保存は求めてしかるべきである。ただ貨車の場合、日常的にそれを利用しておらず、また保存し始めた時期が比較的遅いため、他の車種より保存しようとする意識が低い。従ってもっと今後一般大衆にアピールすることが保存運動をする上で必要になる。

佐藤美知男氏は交通博物館の歴史から鉄道車両(文化財)の保存・修復について論じ、その中で「鉄道記念物保護規定」の意義とその不備や現在ではほぼ有名無実化した点をあげた。また、鉄道企業が経営方針の変化によって容易に鉄道資料の保存の在り方が左右されてしまうこと、そしてこれは地方自治体であっても首長の交代で同様の事態が起こり得ることを指摘した(佐藤1999)。

鉄道会社のほとんどは企業であるため利潤の確保が最終目的である。従って企業に任せきりでは活動自体が不安定である。宮沢氏が指摘した通り、やはり保存する側が応分の負担をして行かなければ安定した保存活動は望めない。

2002年度には独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所修復技術部が鉄道車両の保存・修復について半年に1回程度の割合で研究会を開いている。⁽³⁾ここでは日本国内のみならずイギリス、アメリカ合衆国、ドイツの鉄道車両保存・修復関係者を招聘している。ここでは鉄道車両保存・修復の際に必要な評価基準・修復基準の在り方、ボランティアの活用・育成方法、各自・各館が抱える課題について実例を基に、意見交換も活発に行われた。ただ残念なのはこの会自体の存在が一般にはあまり知られていないこと、研究会の開催回数がやや少なくいことである。ちなみに2003年度は鉄道施設の保存・修復がテーマとなっている。

このように鉄道車両の保存・修復研究者は徐々に裾野を広げていってはいるが、もっと一般大衆を巻き込んだ活動が求められるのである。

4. 鉄道車両の保存・修復活動史

日本における車両修復と保存活動の歴史は80年を越える。現在の鉄道車両の保存・修復はこの間に蓄積された多くの事例と、経験の積み重ねの上に立つものである。従って保存・修復の歴史を検討して現在の状態を確認し、何が将来必要であるのかを考えることは重要なことである。本章では以上のことを目的とし記述する。

鉄道車両の保存と修復について

4-1. 戦前における保存・修復活動

日本における鉄道車両の保存・修復活動は、「1号御料車（初代）」と「2号御料車（初代）」が1913年に新車投入によって廃車となった際、これを、1911年に設置された「鉄道博物館掛」に移管されたことに始まるとされる（佐藤1999、鉄道院1914）。

1921年10月14日、鉄道開業50年の記念日に併せて「鉄道博物館」が神田-東京間の高架線下で開館した。しかし、この時点では移管した御料車はまだ館内に展示されていなかった。博物館が手狭であることは開館当初から指摘されていた。博物館に移管した車両は展示されなかったが、代わりに高架線上の引き込み線に各地の機関区等から借り集められた蒸気機関車、電車、客車等を展示した。これらの車両を見学するため、木で作られた臨時の階段が設けられた（交通博物館1971）。

開館後、「鉄道博物館」は車両の収集を行ない、1923年5月には北海道の「7101号」蒸気機関車（この時は「義経号」とされたが、1940年「弁慶号」と判明。以下「弁慶号」に統一）を、更に同年7月には同じく北海道の「コトク・5010号」客車（「開拓使号」）を博物館に収蔵した。

ところが、1923年9月1日、関東大震災により東京市は大きな被害を被り、「鉄道博物館」も焼け落ちてしまった。このため「鉄道博物館」は一時休館という状態に陥り、とても鉄道車両の収集活動は一時停止した。直接被害は被らなかったが、北海道から回送途中にあった「弁慶号」は黒磯駅に足止めされてしまい、そのまま放置された。震災からの鉄道の復旧を第一としたため、「弁慶号」の扱いは後回しにされたのだろう。そしてそのまま忘れられてしまったようである。

震災による混乱がひとまず落ち着くと「鉄道博物館」は復旧工事を開始した。1924年9月4日大宮鉄道工場に常設の「汽車展覧会」が設けられた。これは後に「鉄道参考品陳列所」と名称を改めた。そこでは「110号」蒸気機関車が保存・展示された。この「110号」は後述する「1号機関車」とともに新橋-横浜間開業時に集められた10両の蒸気機関車の内の一両である（白川1998a / 交通博物館2001）。このように歴史的価値が極めて高い車両資料であったが、「110号」は車体が切開されて模型のカットモデルのように内部構造が見えるようになっていた（交通博物館2001）。

「鉄道博物館」は大宮鉄道参考品陳列所の展示を参考に展示内容を検討して変更を行い1925年4月8日営業を再開した。

1927年に館内展示された「9856号」マレー式蒸気機関車（以下「9856号」に統一）は、「110号」蒸気機関車と同様に内部構造がわかるように車体の一部が切り取られていた。ただ、「9856号」はモーターによって動輪が回転するようになっていた点が「110号」とは異なっていた（日本博物館協会1934）。

このように現在の視点からすれば文化財である車両を傷つけているとしか思えない行為を「鉄道博物館」は行っているが、これは車両を保存するよりも展示教育に重きを置いたための結果である。そもそも「鉄道博物館」は鉄道の資料収集とその知識普及が目的であったが（鉄道院1913）、館長

鉄道車両の保存と修復について

の那波光雄氏、大宮鉄道参考品陳列所を設置した山下興家氏の影響によって鉄道技術を通じて科学技術の普及をはかることに重点が置かれるようになっていったからである（山下1924・那波1925）。また、今日ほど鉄道史や鉄道車両の歴史的価値について研究が進んでいなかったため、安易に車体の一部を切除するという行為をしてしまったのではと推察されるのである。もちろんある程度は鉄道関係者が認識はしていたことを中川浩一氏は指摘されている（中川1997）。

「鉄道博物館」は1936年に神田万世橋の現在の場所に移転した（これを「新館」とする）。新館に移転するまでに館内に展示することができた車両は前述した「9856号」のみであった。他の車両は前述したように機関区や鉄道工場に預けられた状態であった。「弁慶号」とともに博物館に移管された「開拓使号」は、鉄道省大井工場に保管されていた。しかしこれも「弁慶号」同様、いつの間にか鉄道職員にすら忘れ去られ、戦後になってようやく「再発見」されて交通文化博物館（「鉄道博物館」から改称した。更に「交通博物館」に改称する）に展示・保存される有様であった。

忘れ去られた原因は「9856号」と同じく、鉄道職員が鉄道車両に対して歴史的価値を明確に見いだせなかったことが一因ではないかと考えられる。「9856号」の車体が切開された理由も前述の展示教育の重視とともに、歴史的価値に対する認識不足からではないかと推察される。

一方で鉄道車両の持つ歴史的価値を十分認識した保存の動きも見られた。東京日日新聞の鉄道省詰め記者、青木槐三氏による「1号機関車」保存キャンペーン（1926年～）がそれである（交通博物館2001・日本博物館協会1930）。青木によるキャンペーンの結果、1930年に「1号機関車の」の払い下げ先である島原鉄道と鉄道省との間で交渉が成立した。これは島原鉄道が「1号機関車」を手放す代わりに、鉄道省から蒸気機関車を譲り渡すという、いわば「物々交換」であった。注目したいのは、「国宝機関車」という言葉が当時使用されたことである。「国宝」という言葉は現在の文化財保護法の前身である「国宝保存法」から来ていると考えられるが、当時の人々がこの機関車の持つ歴史的な価値を十分に認識していた一つの証拠であるといえる。そしてこの機関車が後に国の「重要文化財」に指定された。青木氏の認識は正しかったといえる。

「1号機関車」の収集当時は「鉄道博物館」が旧館のため手狭であった。従って、とりあえず大宮鉄道参考品陳列所にて展示した。のち新館開館と同時に搬入された。最初は屋外に展示されたが、後で館内展示となり保存環境が向上した。

「1号機関車」は輸入された後、数々の改造が行われ、その形が大きく変わってしまった。そのため機関車を開業時の姿に復元しようと、1938年には民間の研究者西田米次郎による考証や工作局によって大宮鉄道工場にて復元された（交通博物館2001）。鉄道車両に対する学術的研究をもとにした復元作業の初見であるといえるだろう。

ところで、完成した新館はこれまでの高架線下の旧館と比べて広く、鉄道車両の保存・展示両数を増やすことに繋がった。「9856号」の他に、前述してきた車両達（「1号御料車（初代）」「2号御

鉄道車両の保存と修復について

料車（初代）」「1号機関車」が新たに展示に加わった。そして1940年代初頭までに「弁慶号」「善光号」が加わることになる（佐藤1999）。だが、広がったとはいえ、当初から面積が不十分であるという意見が出されていた。現に1927年「鉄道博物館」に移管され機関庫にて保存されていた、アプト式蒸気機関車「3983号」・「5000号」は展示されていない。これは「鉄道博物館」を受け継いだ「交通博物館」においても変わらない課題である。これは後に「C57-135」が当館に収蔵された際に表面に現れた。「9856号」はそれまでの展示台から下ろされ、「C57-135」の隣に展示されることになった。その上モーターによって動く展示から静態展示に変更させられてしまった。動くことによる資料的な魅力が失われてしまったのである。

新館開館後、すぐに戦争の時代となった。アメリカ合衆国等による禁輸措置の影響で物資の不足が目立ちはじめ、前述したアプト式蒸気機関車「3983号」・「5000号」が鉄材として供出された（交通博物館2001）。また1945年3月10日の東京大空襲により鉄道博物館は休館となった。博物館本体はガラスが破損する程度で奇跡的にほとんど傷つくことはなかった。しかしこの間に館内に湿気が充満し「1号御料車（初代）」「2号御料車（初代）」の外板の漆塗料が傷む被害が見られた（佐藤1999）。また、5月には焼夷弾殻が「9856号」の機関室の屋根に落下したが、被害は微少であった（交通博物館1971）。

4-2. 戦後における保存・修復活動

敗戦後、鉄道省は「日本国有鉄道」になり、「鉄道博物館」は1945年に運輸省から日本交通公社に運営を委託され、1946年「交通文化博物館」に改称したが、「文化」の意味が希薄という理由から1948年「交通博物館」に改めて改称した（日本交通公社1962）。

戦後における鉄道車両の保存活動の大きな転換点は「鉄道記念物保護規定」の制定（1958年）である。

指定基準として

- ①歴史的文化的価値のあるもの
- ②諸制度の推移を理解する上で欠くことのできないもの
- ③国鉄に深い関係のある遺跡

があげられ、最初の指定車両は、「1号機関車」、「弁慶号」、「1号御料車（初代）」等であった。のちに、国鉄支社レベルで指定できる「準鉄道記念物制度」も制定されている。あくまで国鉄の内部規定であったが、公的で全国的な制度によって鉄道資料を保存する道筋をつけた点は評価できる。また、国や自治体による保存が行われるよりもずっと早い段階で、こうした制度を整備して鉄道車両の保存をはかろうとしたこと自体、我が国の文化財行政上の画期的出来事であると評価できる。

しかし「鉄道記念物保護規定」には問題点がいくつか存在した。それは、

鉄道車両の保存と修復について

①指定基準があいまいでアンバランス。

②保存活動のための費用の規定が無い。

③JR化後は新たな指定が殆どなく、事実上制度として機能していない
といった点である（佐藤1999）。

例えば、①の場合、「9856号」蒸気機関車は日本では現存唯一のマレー式と呼ばれる勾配線用の強力な蒸気機関車であるにも関わらず、鉄道記念物に指定されていないことを佐藤美知男は指摘している（佐藤1999）。

だが、本規定に影響された東武鉄道は1962年「記念物等保護規定」を制定し、自社の歴史的価値のある車両や資料等を指定して保護活動を始めたことから判るとおり（佐藤1999）、「鉄道も文化財たりえる」ということを明確に制度として示したことの意義はやはり大きいのである。1962年には鉄道開業90周年記念事業により「交通科学館（現・交通科学博物館）」、「青梅鉄道公園」、「北海道鉄道記念館（現・小樽交通記念館）」が開館した。

いずれの館も交通博物館に比べて広い屋外鉄道車両展示場を保有した（ただし車両は静態保存）。展示スペースが広がったのは保存車両を増やすことができる点において良いのであるが、屋外保存の弊害も招いてしまった。青梅鉄道公園では、開館当初からイタズラ（主に幼稚園児等の小児による）や自然環境による荒廃が報告されていた（日本博物館協会1963）。屋外展示車両へのイタズラやよじ登りによる破損は、今日においても続く保存上の問題である。

4-3. SLブームと鉄道車両の地方自治体への払い下げ（「貸し渡し」）の開始

1970年代にはいと、国鉄動力近代化に伴う蒸気機関車の全廃が進んだ。これに併せて蒸気機関車へのノスタルジーからSLブームが生じ（青木1999）、ブームに後押しされる形で京都梅小路機関区に「梅小路蒸気機関車館」が1972年開館した。ただ、後年動態保存機から静態保存機に変更する例が相次いだ（ただし、2002年には「B20-10」号が動態に戻された／鉄道ファン編集部2003）。原因としては部品確保が難しくなったこと、専門技術者の減少が考えられる。現在18両の保存車両の内7両が動態保存である。

動態保存と並行して、蒸気機関車の地方自治体への払い下げが始まった。これは保存展示目的で解体されずにいた廃車を「貸し渡す」という形で行われた。これらの機関車は公園や公共施設、学校、博物館等で展示が行われた。自治体への鉄道車両の払い下げは、その後蒸気機関車の他に廃車となった電車や電気機関車、客車も加わった。国鉄の他に民営鉄道で廃車になった車両や、廃止になった民営鉄道で使用された車両が地元の自治体に払い下げられる例もまた見られた。そして鉄道車両の払い下げはJR、民営鉄道問わず現在も続いている。

こうした払い下げ車両の保存における問題点は、払い下げられた土地と縁もゆかりもない車両も

鉄道車両の保存と修復について

みられること、展示場所に設置後、修復やこれを活用しようとする活動がおろそかになり、荒廃してしまつた事例や、解体されてしまつた事例が各地で見られたこと等が挙げられる。ただし、旧国鉄OB有志によって整備され、比較的良好な状態が保たれ、動態保存に変化した例もいくつかある(例：群馬県月夜野町の「D51-498」号機や熊本県人吉市の「人吉市SL展示館」の「58654」号機等)。このような例もあることから、一概に地方自治体への廃車払い下げは、鉄道車両の保存方法として全く失敗であつたとは言えない。しかし、鉄道車両を保存するというのが気軽なものではなく、相当困難であるということ、また保存のためにはどんなことが必要なのかを後世に示した点において、SLブームから続く鉄道車両の地方自治体払い下げは意義があつたといえる。

4-4. 鉄道車両の動態保存の開始

日本において最初の鉄道車両の動態保存が始まつたのは、愛知県の博物館明治村においてである。動態保存されたのは、廃止された京都市電北野線の車両で、製造された明治時代の姿に復元して動態保存を行つた(1967～)。その後、蒸気機関車「9号」・「12号」の動態保存(1973～)を行っている。この他に静態保存の車両が屋内・屋外各所に展示されている。

営業線を利用して会社そのものが鉄道車両の動態保存の活動を行つた例は、静岡県大井川鐵道がはじめてである。

1970年に西濃鐵道で使用されていた2109号蒸気機関車(現・日本工業大学所蔵)を修復して動態保存を始めたことを皮切りに、C10、C11、C56と両数と車種を増やしていった。また、蒸気機関車に合わせた車両も保存するという方針のもと、国鉄から廃車となつた客車の収集・動態保存も行つた。

ただ、注意しなくてはならないのは、大井川鐵道における一連の活動は、鉄道車両やそれらを扱うための技術の保存という目的がある反面、利益追求のための客寄せという側面も持つことである(鶴2001)。また、これは後述する鉄道会社による車両の保存においても見られる側面であることを忘れてはならない。

大井川鐵道における保存運転は好評を博し、国鉄山口線における蒸気機関車動態保存運転開始(1978年～)をはじめ、後にはJR・民鉄・第3セクターにおける蒸気機関車の動態保存運転を促す結果となつたと評価されている。

以下はJRと民営鐵道、および第3セクター鐵道における蒸気機関車の動態保存運転(営業運転)の事例である。(2003年現在)

JR： 北海道・C11-207、171
 東日本・D51-498、C57-180
 西日本・梅小路保存車両(B20-10、C56-160、C57-1、C61-1、C

鉄道車両の保存と修復について

62-2、8630、D51-200)

九州・58654

民営鉄道： 秩父鉄道・C58-363

大井川鐵道・C10-8、C11-227、312、190、C56-44

第3セクター： 真岡鐵道・C12-66、C11-325

また、蒸気機関車以外にも電気機関車や電車、ディーゼル機関車の動態保存が行われるようになった。蒸気機関車の動態保存の意義はそれ以外の車種の動態保存の途を拓いたことや、鉄道車両もかけがえのない文化財であるということを一一般大衆にアピールした点にある。

4-5. 民営鉄道による鉄道の博物館設置と鉄道車両の保存

民営鉄道で初めて鉄道の博物館を設けて鉄道車両を保存し、展示したのは阪急電鉄（当時は京阪神電鉄）が1957年に開設した宝塚のりもの館であった。

その後、名古屋鉄道出資による明治村の開館を除けば、民営鉄道による鉄道の博物館の設置は低調であった。しかし、1980年代にはいと小田急電鉄が向ヶ丘遊園（2002年度閉鎖）に「鉄道資料館」を設置したのを皮切りに、東急電鉄が川崎市高津（現在・宮崎台）に「電車とバスの博物館」を、営団地下鉄が江戸川区西葛西に「地下鉄博物館」、東武鉄道が墨田区東向島に「東武博物館」を設置し、それぞれの館内に静態保存の鉄道車両を展示・保存した。

ただし小田急を除くと、いずれも高架線のガード下に設置された館のため非常に狭く、東武博物館のように一部の車両は館外に設置せざるを得ない例もある（花上1999）。

一方で西武鉄道のように鉄道の博物館を持たない鉄道会社であっても、車両を車庫に保存する会社も存在する。こうした車両は自社の創立記念日や路線の開業記念日、あるいは10月14日の「鉄道の日」前後に一般に公開することが多い。引退した車両は動態、静態いずれかの状態である。

鉄道会社も自社の歴史や、さらに視点を広げて鉄道史、近現代史、技術史的観点から車両を保存している。繰り返すようであるが、あくまで鉄道会社は企業であって利用客誘致の点から保存している面も否定はできない。しかし、こうした鉄道会社による車両の保存活動自体は、文化財保護全体の視点から考えて認めるのは当然のことである。

4-6. 「廃止線鉄道記念博物館」による鉄道車両保存

「廃止線鉄道記念博物館」とは、廃止鉄道施設を利用して開館した博物館のことである。その路線、鉄道に関連する資料を収集・展示・保存することが目的である。資料の中にはもちろん鉄道車両も含まれる。これにはJR（旧国鉄）や民営・公営鉄道の区別はない。

例えば、「井笠鉄道資料館」（岡山県笠岡市）、「善法寺鉄道資料館」（山形県鶴岡市）、「加悦SL

広場」(京都府加悦町)、「碓氷鉄道文化むら」(群馬県松井田町)「仙台市電保存館」(宮城県仙台市)「横浜市電保存館」(神奈川県横浜市)等がこれにあたる。

こうした博物館では、その路線で営業していた車両を展示することが原則である。しかし、「加悦SL広場」や「碓氷鉄道文化むら」では、そこで走行したことの無い車両を展示している。その路線を走行していた車両の種類や両数も少ない、もしくは廃車解体されて残りが少ないといった場合はそうした処置はやむをえない。しかし、この場合その路線に対して間違った史実を見る側に伝えてしまう危険性を含むことを念頭に置く必要はある。

廃線記念博物館では、一部の事例を除き殆どが屋外において静態展示のため、自然環境による劣化が進んでいる例がみられる。

だが、多数の種類車両を保存できる機会を与えたという点において評価できる。保存においては、保存専門のボランティアの育成により経費を圧縮する等の工夫が必要である。しかし北海道の広尾町鉄道記念館のように屋外で展示していた車両がすべて、劣化により廃車解体の憂き目に遭っている例もあるため(白川1998a)、こうした博物館では保存組織の立ち上げと育成は急務である。

4-7. 民間保存団体や学術団体による保存・修復活動

日本において鉄道に対する研究や趣味的関心が広まると共に、鉄道車両を保存し、後世に伝えようとする民間団体や学術団体が立ち上げられるようになってきた。その例をいくつか挙げてみる。財団法人日本ナショナルトラストはC12-164蒸気機関車1両と客車3両を保有し、「トラストトレイン」という名前で運行している。運転は車両を預けてある大井川鐵道に委託している。修復活動はナショナルトラスト会員によるボランティア活動によっている。

日本工業大学は、1993年2160号蒸気機関車を大井川鐵道が修復した後譲り受け、大学構内に展示運転線を設けて動態保存展示を行っている(白川1998a、丹治・鈴木1994)。運行しないときは車庫を兼ねた展示館において展示されている。大学における鉄道車両の保存・展示は本学のみである。動態で保存するという技術的にも費用的にも比較的困難な方法をとっているが、動かすことによって得られる、動きや音といった要素によって資料の持つ本来の姿を伝えている点において静態保存よりも遙かに魅力的である

1999年発足のふるさと鉄道保存会は、会長の笹田昌弘氏を中心に九州・北陸などに日本各地に散在する鉄道車両の収集と保存活動を行っている。例えば1999年に廃止された新潟県の蒲原鉄道(五泉-村松間)が保有していた木造有蓋・無蓋貨車を、それぞれ3両・2両、電車は2両を譲り受けた。貨車は2003年に廃止された和歌山県の有田鉄道金屋口駅構内において保存し、電車2両は修復を施した後旧村松駅構内にて保存してきたが、加茂市の求めに応じて無償で譲渡している。譲渡後は旧蒲原鉄道冬鳥越駅構内にて保存している。

鉄道車両の保存と修復について

また、2003年9月三重県の三岐鉄道丹生川駅に開設された貨物鉄道博物館に展示される車両の確保や整備等でも活発に活動している。

1999年から北海道の夕張市で活動する三菱大夕張鉄道保存会は、1987年に廃止された三菱大夕張鉄道で使用され、その後当鉄道の南大夕張駅跡地にて放置されていた鉄道車両（雪掻き車1両、客車3両・石炭車2両、軌道モーターカー1両、軌道自転車2両の計9両）の保存・修復活動を行っている。修復開始の際、雪の重みで転覆した客車1両をもとの位置に戻す作業を夕張市が担当した他はほとんど手弁に近い活動であり、また、冬季は積雪のため作業はできないといった障害も多い。従って修復の進捗は遅いが着実に進んでいる。公的な補助を受けなくても修復活動はできることを示した点において評価できる。

この他大小多数の保存団体が存在する。これからの課題としては、いかに保存・活用の問題を保存団体をとりまく一般大衆にアピールして関心を高めてゆくかである。その結果鉄道車両を含めた鉄道の文化財を、文化財の一つとして当たり前の存在となれば、現在よりも多くの協力（資金面・人材面・技術面等が挙げられる）を得ることができるだろう。こうしてさらに保存活動が進むのである。鉄道の博物館は一般大衆とこれら保存団体との接点として、保存活動を広報普及する役割が将来さらに大きくなるであろう。

4-8. 国・地方自治体による鉄道車両・施設の保存活動

鉄道車両の保存は主に民営鉄道か国鉄（後JR）、もしくはそれらが運営する博物館であった。しかし、1980年代に入ると状況が変化してくる。その例の一つが1980年に県の有形文化財として千葉県が、同県にある小湊鉄道が使用した後で保存している蒸気機関車3両を指定したことであった。

1980年代後半から日本において近代遺産の保存の問題が提起されるようになると、国も動かざるを得なくなってきた。鉄道も近代遺産を形成している一要素であり、当然何らかの法的な保護措置が必要になった。

国による初の鉄道関係の重要文化財指定は、1988年の「門司港駅舎」であった。次いで1997年には鉄道車両としては初めて「1号機関車」が指定された。2001年11月16日出された文化財審議会企画調査会による審議報告書では、動態保存による文化財の展示を明示した。

一方1996年には登録文化財制度が導入され、建物のみであるが保護されるようになった。鉄道関連施設も多数これに登録されている。そして2003年度には、「1号御料車（初代）」の重要文化財指定が行われた。

現在、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所（筆者注：研究開始時は東京国立文化財研究所であった）が主体となって鉄道車両の保存・修復のための研究が行われている。

ところが、ここで問題が生じている。それまで研究所が扱ってきた文化財（例えば漆製品や鉄製

鉄道車両の保存と修復について

品、紙・布製品、木製品)に比べれば「鉄道車両」は全く異質な存在であるからだ(鉄道車両はプラスチックや各種合成塗料、合成ゴム、ビニール、合成繊維、鋼、ステンレス、アルミ、ガラス等の複合体である)。そのため、今までの蓄積した保存・修復知識を応用しつつ、従来から保存活動を行ってきた保存団体や、鉄道会社、交通博物館等の鉄道の博物館と連携を取りつつ研究している状態である。本格的な国による鉄道車両の修復・保存活動はこれからである。

4-9. 小括

鉄道車両の保存・修復の歴史は、「鉄道博物館」に任せられていた時代から鉄道会社、民間の保存団体、大学、独立行政法人文化財研究所が徐々に加わってゆくというものであった。これらがそれぞれの置かれた環境に応じて独自に活動するのはやむを得ないことであるが、情報の交換や提供、技術協力およびそれらの蓄積(データ化)といった鉄道車両保存・修復ネットワークの中心が必要になることは間違いない。交通博物館では外部の鉄道車両の保存や修復にあたって資料の提供を行っているが(佐藤1999)、この機能を上記のようにさらに発展できれば理想的である。

また、保存される車両も蒸気機関車だけではなく電気機関車や電車、客車、貨車と増えてきた。車両の種類増加は、鉄道を多角的に保存する意識の醸成に繋がり望ましいことである。保存対象となる車両のリストアップを継続して行い、廃車にされそうならば引き取る体制の整備も必要である。

そしてまた、保存されている鉄道車両がイタズラや不適切な保存環境によって傷む被害が後を絶たない。この一因には先に指摘したように鉄道車両が文化財であるということが一般大衆には十分に普及していないことにあるといえる。教育普及機能は博物館の機能の一つであるが(加藤1996)、鉄道の博物館は一般大衆に向けて鉄道車両の持つ文化財的価値をより一層普及してゆく必要がある。もちろん鉄道会社や民間保存団体もできる限りそうした点をアピールしなければならない。大多数の一般大衆が鉄道車両も文化財であると認識すれば、今後の保存活動は飛的に進むのではないだろうか。

5. 鉄道車両の保存・修復と課題

資料を「保存する」ことは絶え間ない「修復をする」ことが前提となる。鉄道車両も立派な歴史・技術・経済史資料であるから、当然保存されるべきものである。ただ、保存と言っても車庫にしまい込むのではなく、一般に公開(展示)し、場合によっては動かす、学術的調査に供する等「活用」という行為が伴わなくてはならない。それがなければ資料としての価値を発揮できないからである。しかし活用することは同時に資料の劣化につながる。この二律背反する活動がある程度修正する活動が「修復」である。本章では保存・修復活動についての内容とそれが抱える問題を扱

鉄道車両の保存と修復について

う。

5-1. 保存にあたっての手順と基準

(1) 何故その車両を保存するのか

産業考古学者の堤一郎氏によると、鉄道車両を保存するのに当たって最も重要なことが、「なぜその車両を保存するのか」を明確にするということである（堤1996）。さらに、その車両が社会的、技術的にどんな意義を持ち、人間にどんな貢献をしてきたのかということが必ず問われるとされる。加えて、その車両のどの部分が重要なので残すのかといった事項も検討事項に入ってくるのである。

また、車両は長い間に各部が改修されたりして現在に至ることが普通である。従って台車や機器が交換されたり、場合によっては車体そのものが交換されることもある。そうした改修や交換部品についても保存にあたっては検討対象に入るのである。

こうしたことを実地調査や関連する文献資料等により調べ、保存理由をより明確にすることが、車両保存では必要である。

(2) 車両の選択基準と緊急保護制度の必要性について

車両保存に当たって次に必要なのは評価基準の範囲内に入っている車両の悉皆調査である。つまり保存候補の車両をすべてリストアップすることである。これらの車両の中から保存する車両を選択するのである。この場合は対象物の社会的、技術史的な側面から行うことが望ましいとされる。また、毎年リストを作成し、候補とする車両を選定してゆくことが欠かせない。

ただ、リストアップした車両の大部分は現役を引退したか、あるいは引退寸前の老朽車両が多いのが現実である。したがって評価中、あるいは評価に入る前に廃車・解体の危険性もありうる。そこで評価したいと考える車両を予め保護する制度の実現が求められる。既存の文化財保護法では指定に時間がかかるため車両が失われる可能性が高い。「鉄道記念物保護規定」が実質的に機能しなくなった現在において、鉄道車両保存のための新たな緊急保護制度の確立は急務である。

5-2. 保存方法の種類

鉄道車両は他の資料（人文系や自然史系資料）に比べると大きくて重いという物理的な特徴を持つ。また、用いられる材料も木材、鋼材、アルミ、ステンレス、銅、真鍮、布、ゴム、プラスチック、ビニール、ガラス、紙、合成繊維等多岐に渡る。従ってこうした特徴に対応した保存方法が必要となる。

現在鉄道車両に対して行われている保存方法は、車両を動かすか動かさないかの違いにより、静態保存と動態保存に分かれる。そしてまた、保存される場所の違いによって屋外保存と屋内保存に

鉄道車両の保存と修復について

分かれるのである。

ここでは屋内保存、屋外保存および動態保存、静態保存についての長所と短所についてしめす。

- (1) 屋内保存（注：車両を屋外に引き出し展示しても、原則として屋内で展示することを主とするならばこれに含める／写真1）

- ・長所：自然環境にさらされていないため動態・静態にかかわらず車両の保存に最適である。見学者側も天候の変化を気にせずに見学できる。防犯性も高い。
- ・短所：施設の大きさが限られるため車両の保存両数が少なくならざるを得ない。自然環境から切り離されているため不自然である。動態保存、特に蒸気機関車や内燃機関車には換気の点で向かない。写真撮影による資料作成にはライティングを気にしなければならない。屋内での運転は困難。施設の維持管理に経費がかかる。



写真1：屋内保存例・名古屋市電・地下鉄保存館レトロでんしゃ館1400型1421号

- (2) 屋外保存（注：簡単な上屋の設置されたものも含める／写真2）

- ・長所：用地さえ確保できればいくらかでも車両を保存できる。鉄道車両が活躍する環境、つまり自然環境の中で保存するため、見た目が不自然ではなくなる。写真撮影に比較的向いている。動態保存を行いやすい。
- ・短所：自然環境にさらされるため、劣化しやすい。防犯性が低い。手を加えずにただ屋外保存をすることを「放置する」として批判する意見がある⁽⁴⁾。日本では残念ながらこうした例が多い。車両内部も劣化する可能性が高い。



写真2：屋外（静態）保存例・碓氷鉄道文化むら EF60—501(前)、EF65—520(後)

*車体の褪色にも注意

鉄道車両の保存と修復について

(3) 動態保存 (写真3)

- ・長所：車両が動く様子が音・動きによって具体的に伝わる点、運転・修復等の技術が保存される点等。保存状態は常に人の手が加わるので良好。移動が楽であり、展示替えが容易。梅小路蒸気機関車館のように、線路が営業線と繋がっていれば、全国各地で展示運転ができる。

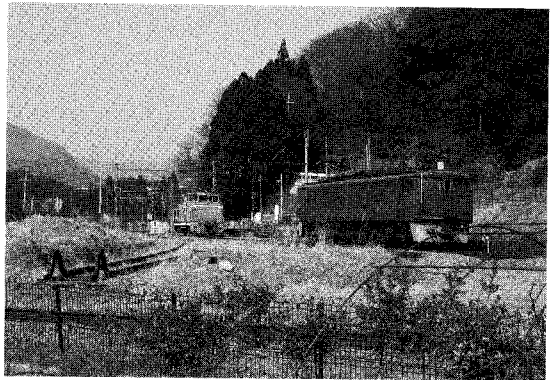


写真3：動態保存例・碓氷鉄道文化むら EF63電気機関車（手前の車両）

*「動態保存」を「現役の延長」として、「保存」に含めない研究者もいる。⁽⁵⁾ 筆者は老朽化、陳腐化等の理由で定期運用を離脱した車両もしくは、一旦廃車されたものがその歴史的価値から動態という形で保存されるのならば、動態による保存も保存の一つの形態として含める。

- ・短所：運転・修復の過程で部品の摩耗や交換が生じ、現役時のオリジナルな部分が少なくなる。運転や各種の技術保存に莫大な時間と費用、人員が必要。部品確保が困難な点。車両の種類が増えるほど部品確保は難しくなる。ある程度の長さの運転線が必要。安全面にも常に気を配る必要がある。

(4) 静態保存 (注：移動機械による移動能力程度は含める／写真2)

- ・長所：保存費用が動態保存に比べて掛からない。保存場所が比較的狭くて済む。保守のための人員が少なく済む。比較的安全。オリジナルの状態が保たれる。
- ・短所：運転技術や点検技術が保存されにくい。人の手があまり加わらないので屋外展示では車両の保存状態が悪くなることが多い。一度設置すると移動が困難である。動態保存に転換する際に費用が掛かる。もしくはそのための技術や部品が無い場合がある。

以上のように車両の保存はいずれの方法も長所・短所が存在する。車両にとって最も望ましい保存方法は、動態・静態いずれも屋内保存である。屋外保存と比べて外部の自然環境や人為的な原因によって劣化する可能性が低いからである。

5-3. 保存における課題

保存において一般に最も誤解されているのは、その払い下げ（譲渡あるいは寄贈）された車両を博物館、公園や駅前などの公共の場に設置した行為を「保存した」と考えることである。

鉄道車両の保存と修復について

保存という行為はそうではなくて、活用することを前提として、部品を確保し、修復を定期的に行いその車両をまもり、文化財として将来に伝えてゆくことである。いいかえれば将来に渡る継続した活用計画、修復計画、保存のための人材育成計画、部品確保や予算確保のための計画がなければ保存するとは言えないのである。

そうした点について、鉄道の博物館や鉄道会社、あるいは民間の保存団体は一般大衆に対してアピールして理解を求めてゆくことが今後の課題である。時間がかかることではあるが、国の重要文化財に鉄道車両が指定されることや、動態保存運転といった身近な話題を通して徐々に広めてゆかなければならない。

また、保存のための用地確保も重要な課題である。先に屋外保存の長所について、用地さえ確保できればいくらかでも保存できる、と述べた。もちろんこれは理論上のことであって、現実的には非常に困難なことである。鉄道車両は他の資料（人文系、理系）に比べて大きく、いくら広い用地を確保してもいずれば保存車両で埋まってしまうことは目に見えている。実際に静岡県佐久間レールパークでは保存車両が増えてきて手狭になってきているという（鉄道ジャーナル編集部2003）。

しかし鉄道車両は将来に渡って製造され続け、これに併せて学術的にも貴重な車両が現れ続けることが予想される。だが文化財保護の観点から用地がないという理由によってこうした車両を保存しないわけにはゆかないのである。

こうした問題の解決策には、まず選定基準を厳しくして車両を残さないという方法がある。ただこれでは残さなければならない車両も残らない可能性がある。

次に一旦博物館に車籍を移し、車両の保存・管理は鉄道会社側に委託するという方法が考えられる。費用の折半方法、保存、修復、活用方法に関しては博物館と鉄道会社が協議しなければならない。またこれは「一時しのぎ」的な方法でもある。

以上のように、保存場所の確保といった物理的課題が鉄道車両の保存において克服されなければならない要点である。

5-4. 保存車両の劣化について

車両の保存にあたって対処しなければならないことの一つに、様々な原因による劣化があげられる。劣化に対処しなければならない理由は、その車両の持つ資料的価値が錆や腐食によって失われてしまうからである。

鉄道車両の劣化には大きく3つに分類することができる。まずは自然環境的要因である。自然環境的な要因は更に生物的要因と環境的要因に分けることができる。

生物的要因とは、カビなどの菌類による腐朽、キクイムシやシロアリ等の昆虫類による食害を原因とする木材部分（床板、椅子、戸板、天井板等）の劣化や車内の汚損である。また、車体につい

鉄道車両の保存と修復について

たコケ類や、たまった落ち葉等が水分を集めて鉄材や木部を腐食することも考慮する必要があるとされる。⁽⁶⁾

車内を開放している静態保存車両の場合、屋外・屋内保存の違いを問わず飲食は規制した方が望ましい。確かに鉄道車両は客扱いの車両は座席があり広さも適当である。そして、現役時代の雰囲気を楽しむことができるため休憩所としては適当である。しかし、利用者が食べ残しを放置し、汚したまま帰ってしまうことも多い。するとそこにゴキブリや蟻等が集まり、時期によっては腐ってしまう場合があることも考えられる。これは見た目も良くなく、さらにこれらの昆虫が車内の部品を傷つける危険性もある。ゴキブリは雑食性であるため、車内に展示してある広告やポスターを食害する可能性が高い。これらを駆除するには殺虫剤を噴霧する等の方法があるが、車内の備品への影響を考えると使用は極力控える方がよい。従ってこれらを防ぐためには車内での飲食は規制するか、こまめに掃除をして清潔に保つことが望ましいのである。

環境的要因は、太陽光（紫外線）や温湿度の変化、雨水、酸性雨や酸性霧、潮風等によって、車体の外部では塗装の褪色・剥落、水垢による汚れ、車体外板や部品の錆び付き、車両連結部分の幌の傷み、窓枠のガラスを支えるゴム（Hゴムという）の劣化が見られる。車体内部では、内装材（化粧板）や塗装の歪みやひび割れ、褪色等がある。また、座席に使用されるカバー（モケット）やカーテンが褪色したり、ボロボロに劣化したりする。

これらの被害への対処は、車両が置かれている環境の分析とそれに合わせた保存方法の構築が大切である。例えば、屋外展示の車両では、温度や湿度が上昇しやすい季節には展示車両の窓や扉を開放し、空気を循環させ温度や湿度を下げる措置をとるといったことが考えられる。新幹線等の密閉度の高い車両は、使用できれば車両固有の空気循環装置を用い、使用できなければ新たに循環装置を加えて空気の入替えを常に行い、温湿度を一定に保つことを忘れてはならない。

次に挙げるのは物理的要因である。これは主に動態保存における車体や部品の摩耗および疲労が要因を形成する。保存車両は言い換えれば現役を引退した老朽化した車両である。動態保存にあたって整備したとしても、かつての営業運転時のような過酷な運用には耐えることができない。定期的な点検はもちろん、運転時も停車中における点検を行うなど細心の注意を払うべきである。

最後に人為的要因を挙げる。例えば子供による保存車両のよじ登りによって生じる汚損、破損、心ない人物による落書きによる汚れ、車両部品の盗難がこの劣化要因である。

以上挙げた被害は単独で生じることもあれば、もちろん複合的に生じることもある。

環境的要因の例として、北海道にある小樽交通記念館の屋外保存車両群を挙げる（写真4）。当館に屋外展示されている車両はいずれも塗装の褪色、ひび割れ、車体の錆び付きといった劣化が激しい。

劣化の原因としては、小樽交通記念館の立地は小樽港に隣接する臨港地帯であるため、潮風によ

る塩害が考えられる。ただし、まだ科学的な分析結果は報告はされておらずあくまで状況証拠である。もっとも、当館の学芸員佐藤卓司氏によると内陸部の三笠鉄道記念館の保存車両と比べて早いというから、塩害の可能性も高いと予想される。

ところで、鉄道車両に限らず博物館資料は潮風による塩類風化は避けなくてはならないため、海岸に近い場所に博物館は建設しないことが多い。当地は北海道の鉄道発祥地の一つであるが（もう一つは三笠鉄道記念館がある幌内）、立地面で配慮できなかったものだろうか。

人為的な劣化の例では碓氷鉄道文化むらと三笠鉄道記念館で発生した鉄道車両の部品の盗難事件、および秋田県湯沢市で解体された旧羽後交通雄勝線の「デハ5形」電車の事例について挙げる。

碓氷鉄道文化むらでは、屋外に展示されている「189系」特急電車の運転台から運転機器とヘッドマークが盗まれた。その上、同むらの電気機関車「EF63形」の貫通扉がバーナーによって焼き切られて盗まれるという事件が発生した（上毛新聞1999）。

一方三笠鉄道記念館の場合も屋外に保存・展示されていた特急用ディーゼルカー「キハ82」形の貫通扉が、バーナーによって焼き切られて盗まれるという碓氷鉄道文化むらの事件と同じ手口の事件が起きたことが報告されている（堀内・松田1999）。幸いなことに犯人は逮捕され、双方の事件とも自身が関わったことを認めた（北海道新聞2000）。しかし、こうした部品盗難事件の犯人は大半は捕まっていないのが現状である。

秋田県湯沢市の旧羽後交通雄勝線の「デハ5形」電車の場合、当線の廃止後湯沢市に寄贈され、市の中央公園に屋外保存された。その後何回かの塗装の塗り替えや窓にアクリル板を貼るなどの処置をしたものの、屋外保存による劣化は補修を越える速度で進み、ついには屋根が陥没するという事態にまでなった。それに加えて部品を盗まれ、車内が荒らされて破損状態がひどくなったため、やむを得ず解体となった事例である（下田1996）。この場合は自然要因と人為的要因が組み合わさって劣化が進行した事例でもあった。

以上の事例は屋外保存の車両において発生した点において共通している。こうした保存車両の劣化は、専用の屋内保存施設を設けてその中において展示・保存すればある程度は防ぐことができるものばかりである。また、警察や警備会社と連携しパトロールをする、職員による細かな巡回（見学者への解説も兼ねる）、監視カメラを設置するといった対策によって、より効果的に人為的な被

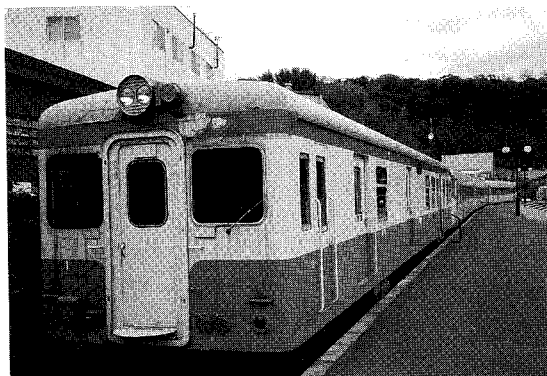


写真4：車両の劣化例・小樽鉄道記念館 キハユニ25-1ディーゼルカーにおける塗装の褪色・剥離の例

鉄道車両の保存と修復について

害から保存鉄道車両は守ることができるであろう（江原2002）。ただ、必要以上に見学者に圧迫感や不快感を与えないようにする配慮が求められる。

しかしながら資金面、あるいは保存担当者（行政・鉄道会社等）の保存活動に対する理解度が低ければこうした施設は設けられることは少なく、残念ながら貴重な車両が傷み壊れてゆく例があとをたたないのである。

ただし、損傷が修復可能な範囲であると判断されれば、修復作業を行うことができる。次の項では修復について検討する。

5-5. 修復方法

修復はその資料の持つ様々な情報が劣化によって失われることを食い止める手段である。鉄道車両における修復の場合、車両の種類や用いられる材料、保存条件によって異なるが、修復に当たって必要な要素と問題点は共通することが多い。次の項においてそれらの基本的な事柄について事例を含めて検討してみる。

(1) 修復のために必要な要素

修復の為にまず必要な要素は、大きく分けると人（技術者など）・モノ（資料や修復部品、施設など）・費用の3つである。

まず、人の問題である。つまり専門の技術者（現役・OBを含めた鉄道職員、学芸員・研究者等）を確保し育成することである。特に蒸気機関車のような現在では引退してしまった車両を修復できる人材の確保は急務である。車両の修復技術者は一人前になるまでには長年の経験が必要である。そして1人だけではならず、何人も必要である。従って技術者を育て上げる組織が必要になる。大井川鐵道は組織的に人材育成を行っている例ではあるが、会社の場合だと経営状態や運営方針の転換等による影響を受けやすい。そこで会社に比べ比較的運営方針の影響を受けにくい鉄道の博物館や大学等の研究機関において人材育成を行ってゆくべきであると考ええる。

次に修理に必要な文書資料・写真資料、部品の確保が挙げられる。資料や部品の確保では、どんな資料（部品）がどこにあるか（生産されているか）を予め把握しておく必要がある。そのために資料や部品の悉皆調査を行うことが求められる。特に部品確保は技術者の養成と同じくらい大切なことである。部品を製作する技術の保存もまた見逃せない要素である。動態保存にせよ静態保存にせよ部品の確保が前提だからである。

以上のことから技術者の養成と同じく部品の供給のための全国的なネットワークの確立が急がれる。鉄道車両を保存することは、視点を変えればそれを取り巻く産業そのものを保存することにつながるのである。

鉄道車両の保存と修復について

加えて、修復用の設備も必要である。鉄道工場が近くにあるならばそこに委託するという方法も考えられる。だが、近くにそうした工場が無い場合は現地で修復せざるを得ない。鉄道の博物館ならばその敷地内に車両修復用の施設を用意しておくことが求められる。そして、車両を展示する展示線も修復施設と結ばれるように設計し、どの車両も必ず修復できるようにすることが望ましい。前述した人材の育成はこうした修復施設において行うのである。

最後に修復のための費用の確保である。技術者、部品の確保や修理用機材の調達、人材の育成といった修復に必要な基礎的部分にかかる費用は莫大である。資金の確保が困難ならば修復活動もまた困難とならざるを得ない。

この対策としては、修復ボランティアの活用や修復のための補助金制度の確立といったことが考えられる。

修復ボランティアは鉄道会社に勤務していた人、特に車両修理や検査の技術を持った人を優先的に確保することで技術水準の維持を図る。もちろん、一般からのボランティアの確保も行う。ボランティアは博物館の指導の下で修復作業を行う。

修復補助のための公的な制度は文化財保護法の規定にあるが、これは重要文化財や国宝、国指定の史跡等を対象としたものであるため自ずと限界がある。鉄道資料は大部分は国宝でも重要文化財でもないからである。従って修復費用は博物館か鉄道会社持ちとなる。

しかしそれでは費用面の制約から修復が必ずしも充分に行われるとは限らない。寄付ということも考えられるが、必要な金額が集まるまでには時間がかかることも考えられる。そこでこうした鉄道車両のみならず近代遺産そのものを修復するための公的な補助金制度の確立を望まざるをえない。

以上のように修復に必要な要素は、いずれも困難な面を持つ。特に費用面における安定的な支援制度の確立の成否が将来の修復保存活動の在り方を左右するであろう。

(2) 修復の手順と修復活動の公開・報告の必要性

鉄道車両の修復方法は、基本的に他の文化財と同じ手順で行われる。つまり該当車両の修復箇所の確認（写真撮影・図面取り等記録をとる）、この調査をもとにした修復方法の検討（研究者による研究と考証、部品の確保、材料の選択等）、選択された方法にもとづいての修復を行い（劣化部分のサンプル等を採集）、修復方法や用いた材料についての記録をとるということである。この場合、特にオリジナルの部品を新たな部品と交換した箇所は確実に明記しなくてはならない。というのは交換した部分の記録が無ければ後世において大きな誤解を生じる可能性があるからである。

修復記録は次の修復のための基礎資料となる。また、この記録を展示や報告書として一般に公開し、修復の大切さと意義を普及することを忘れてはならない。

例えばドイツ技術博物館は、保存・展示されているウィルヘルム2世のロイヤルサロンカーを修

鉄道車両の保存と修復について

復した。修復後、交換した部品やその作業の様子をサロンカーの前に展示して、保存・修復の意義を来館者に伝えた。これは国立の博物館として納税者に対する義務であるという。⁽⁷⁾

修復活動の大切さや意義を展示等を通じて伝えることは、一般大衆に鉄道資料を文化財として認識させるために必要不可欠な行動である。修復中もその様子を公開するなどして啓蒙活動を心がけてゆくべきである。

(3) 修復上の問題点

車両修復における問題点は以下の通りである。

- ①共通した修復のための基準ができていないこと。
- ②鉄道車両修復のデータを共有できる段階ではないこと。
- ③専門の人材とその育成が必要で費用が膨大なこと。
- ④部品の確保や修復技術の維持が困難なものがあること。
- ⑤修復費用が膨大であること。

①については更に2つに分けて論じられている。つまり、

・「どこまで復元するのか？」

→登場時の姿か？廃車された時の姿か？復元は車内までするのか？外観だけでよいのか？等

・「どこまで修理するのか？」

→完全に部品を交換するのか？部品を活かして修復するのか？現在製造されていない部品や材料（もしくは使用禁止の材料）がある場合はどうするのか？等

④については、現在使用禁止の材料が使用されている部品がある場合は、代用品にて対処するのかという問題が存在する。

以上の問題点を事例を持って検討してみる。

a. 「1号御料車（初代）」－技術と費用の問題－

この車両は1876年に製造された天皇や皇族、賓客を乗せるための車両である。従ってその権威を示すため玉座室、侍従室の内装は当時の様々な技術の粋を集めて製作された。例えば、乗り心地に配慮して台枠と車体の間には防震ゴムが挿入されている。天井や壁、扉、椅子やソファー等の調度品はいずれも絹張りである。絹張りの扉には刺繍や友禅染で右近の橘と左近の桜がいずれも雀を伴って描かれている。その豪華な内装は展示室からでも十分に確認することができる。ところが現在、絹が裂けて中身の綿が飛び出るといった劣化によって著しく車内の傷みが進んでいる。このままでは更に劣化が進んで明治初期の工芸技術を伝える資料が失われてしまう危機的な状況であることがわかる。ところがこれらの修復には、億単位の費用が掛かると試算された（佐藤1999）。また、こ

鉄道車両の保存と修復について

の御料車の外板は漆塗りであるが、鉄道界には漆技術者はいないという（佐藤1999）。昭和初期に製作された「御料車田1号」以降漆塗りの御料車は作られていないからである（現在の御料車はラッカー塗装である）。御料車であるが、もう引退した車両であるためか宮内庁は修復費用等に関与していないという。

以上のように鉄道車両の修復は、たとえ部品が確保され、立派な修復施設が完成し、費用が必要額集まったとしても技術の継承がなければ成り立たないことがわかる。

第3章にて触れたように、「1号御料車（初代）」は幸い国の重要文化財に指定されたため、修復費用や技術についてはある程度公的な支援が受けられることになった。

それでもこの車両を保存する交通博物館にとって重い負担であることには間違いないのである。

b. 「オシ17-2055（オヤ17-1）」ーどこまで修復すべきかの問題ー

碓氷鉄道文化むらには「オシ17-2055」という食堂車が他の大多数の保存車両と同様に屋外で保存されている（写真5）。

塗装は食堂車の青（時代によっては緑もしくは茶もあった）で、「食堂車」の表示が車体に書かれている。そのままでは普通の食堂車のようなところ。ところが、車内には運転台やパンタグラフ、機械類が搭載されており、食堂としての設備（キッチン、テーブル、椅子、食器棚等）は後の一部分を除き殆ど撤去されているのである。

これは当該車両が鉄道文化むらにおいて展示される前は、電気機関車の教習車「オヤ17-1」に改造されて用いられていたためである（勝村1999）。

従って本来ならば教習車両「オヤ17-1」として展示すべき車両である。解説パネルには車両の経歴が書かれているが、見落とせば資料として大変な誤解を招きかねない。

しかし、オシ17形という形で保存されている

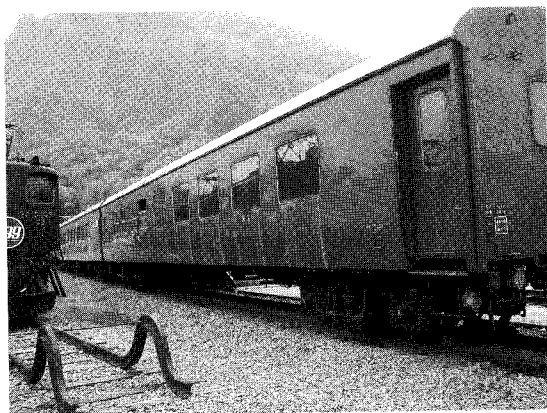
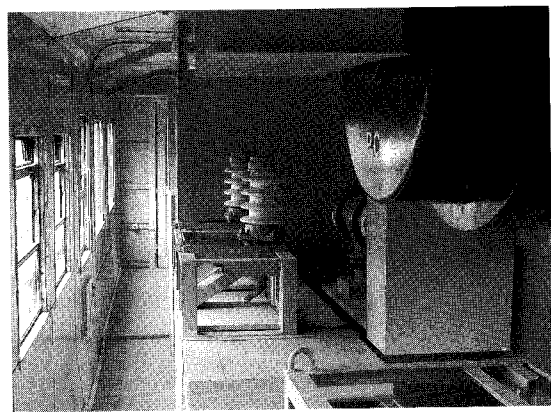


写真5：碓氷鉄道文化むら オシ17-2055食堂車（オヤ17-1教習車）



オシ17-2055食堂車（オヤ17-1教習車）内部状況
*機関車関教習用機材が搭載され、食堂車の設備は殆ど撤去されている

鉄道車両の保存と修復について

車両は他には無く、オヤ17形もこれ1両のみである。こうした場合はどうするべきか。

私見としてはそのまま教習車「オヤ17-1」として展示し、キャプションにおいてかつては食堂車「オシ17-2055」であったことを明示することで解決としたい。というのは、復元することでこの車両自体が歩んできた歴史そのものを否定しかねないこと、オシ17形の設備（キッチン、食器棚、食器、椅子、テーブル等）が一部を除いてほとんど残されていないことが挙げられる。また、こうした教習車といったいわゆる裏方的な車両は保存される例が少ないため、鉄道を多角的に理解する上では仕方のないことであると考えたからである。

もし、オシ17形が必要ならば、図面や写真をもとに復元模造という形で復元することが挙げられる。費用はかかるが、これならば車内でミュージアムレストランを運営することも可能である。というのは誤解を招くかも知れないが、復元模造ならば資料の劣化という点において実車と比べてある程度気を配らなくて良い利点があるからである。

そしてどうしても復元するというのなら、記録をとった上で食堂車として復元する。車内の設備は復元品にはそれとわかるように表示を行い、実物資料と区別することを忘れてはならない。撤去した教習用機材は展示場所（屋内が望ましい）を新たに設けた上で、復元模造（この場合部分的でもよい）のオヤ17形の中に展示するべきである。

碓氷鉄道文化むらの土屋幸正氏によると、オシ17に復元しようとしたが、内部の機器を取り出すことが困難で、このような折衷的な展示にせざるを得なかったという。ただ、車両の歩んだ歴史を考慮した場合はやはり教習車「オヤ17-1」としてそのまま展示するべきではなかったのではないだろうか。

5-6. 小括

以上のように修復と保存は、人材の育成と情報の蓄積、修復・保存における基準作り、そして部品の確保が欠かせない条件となることがわかる。

特に修復技術や動態保存における運転技術といった「技術」については複雑多岐に渡っており、長い時間をかけて拾得するものであるため、一時も絶えさせてはならないものである。

例えば、旧国鉄で蒸気機関車の機関士の場合、庫内手（整備掛）と呼ばれる一番下の段階から始まり、機関助手見習い、機関助手、機関士見習いを経てようやく機関士となるまでに長い年月が必要である。更に様々な線形が存在する路線や、異なる形式の機関車に乗務して経験を積まないと一人前にならないとされる。これは電気機関車、電車、ディーゼルカー、ディーゼル機関車においても同様である。また、車両の保守・点検（修復）においても同じことである。

このような体で覚える技術は、コンピューターや書籍等に蓄積できる部分は限られている。従って鉄道車両の修復・保存において人材の育成は決して外すことのできない要素である。

鉄道車両の保存と修復について

そして車両の修復・保存の「技術者」を確保し、育てる事業と並行して、将来の保存・修復活動を担う人材を創り出すことも重要である。

つまり従来のような大人を対象にしたものではなく、子供に対しても広くこうした活動の大切さを展示（演示も含む）や見学会を通して伝えることである。もちろんこうした活動は、教育普及機能を備える鉄道の博物館が中心となっており、鉄道会社や保存団体も積極的に協力するべきであると考えられる。

6. まとめ

鉄道車両は第2章で触れたとおり、製造され、使用された時代を表す資料である。従って鉄道車両を保存し修復することは、その時代の歴史を伝承することにほかならないことである。

保存・修復には長い調査・研究の時間と多数の技術と人材、費用が掛かる。現在、こうした一連の保存・修復活動の仕組みを整えている段階である。

筆者は鉄道車両の保存・修復における鉄道の博物館の役割を、その為に必要な資料技術者の育成や独自の修復活動も行う、鉄道車両の修復・保存のための中心的な機関として発展させるべきであると考えている（江原2002）。

ところで、こうした活動を行うには一つの障害が横たわっている。それは、鉄道の博物館は鉄道会社による経営が多く、理解が得られれば部品や修復のための設備、技術の供与等が期待できる反面、会社の運営方針が変化すれば活動が制限される危険性もあることである。また、よほどのことがない限りは、他社の鉄道車両の展示・保存・修復やそれに関する資料の収集はありえない。上記のような活動を鉄道の博物館が行うためには、鉄道会社同士の垣根に縛られず、運営も独立した組織によって鉄道の博物館が新たに作られなければならない。

結局、鉄道車両の保存・修復に関わる問題を解決するために最も有効な手段は、鉄道会社や国を動かすことのできる存在である一般大衆にその活動の持つ意義を普及させてゆくことである。鉄道の博物館はそうした普及活動の中心としても大いに活動することが求められるのである。

7. おわりに

本稿では鉄道車両の保存・修復をテーマに論じた。実際には鉄道車両と対となる鉄道施設の保存・修復についても論じるべきであるが、次の機会としたい。

本稿を草するに当たり独立行政法人国立博物館九州国立博物館準備室長の三輪嘉六氏には文化財行政と保存科学の面で多くのご指導を頂きました。駿河台大学の青木栄一教授、産業考古学会会長の小山徹氏、大井川鐵道顧問の白井昭氏、職能開発総合大学校の堤一郎氏、産業考古学会の原田喬氏、齋藤和美氏、碓氷鐵道文化むらの土屋幸正氏、交通博物館の佐藤美知男氏には鉄道車両の保

鉄道車両の保存と修復について

存、修復についてのご指導と有意義な情報、そして激励のお言葉を頂きました。厚く御礼を申し上げます。

またアメリカの鉄道車両修復専門家トーマス・トロザック氏、ドイツ技術博物館アルフレッド・ゴットヴァルド氏、イギリス国立鉄道博物館のリチャード・ギボン氏、アンドリュー・スコット氏、ヘレン・アシュビー氏の各氏からは海外における鉄道の保存の現況と、保存・修復に関する基準作りの重要性について貴重な情報を伺うことができました。

そして、こうした海外や国内の鉄道車両保存・修復の専門家との交流の場を青木繁夫氏、川野邊渉氏をはじめとする独立行政法人国立文化財研究所東京文化財研究所修復技術部の方々に提供していただいた上、保存科学に関するご助言も頂戴いたしました。深く感謝いたします。

註

- (1) 駿河台大学青木栄一教授のご教示による。
- (2) 2002年11月7日独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所におけるドイツ鉄道博物館のヨアヒム・プロイニンガー氏の講演から。
- (3) 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所ホームページ：<http://www.tobunken.go.jp/>
- (4) 2002年11月7日独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所におけるアメリカ合衆国の保存専門家トーマス・トロザック氏の講演から。
- (5) 前掲(4)に同じ
- (6) 独立行政法人国立博物館九州国立博物館準備室長三輪嘉六氏のご教示による。
- (7) 2002年11月7日独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所におけるドイツ技術博物館のアルフレッド・ゴットヴァルド氏の講演から。

参考文献

- 鉄道院編 1913年 『明治四十四年度鉄道院年報』 鉄道院 149頁
鉄道院編 1914年 『大正元年度鉄道院年報』 鉄道院 167頁
山下興家 1924年9月13日付 「展覧会に就いて」『鉄道時報』 No.1301
那波光雄 1925年4月4日付 「鉄道博物館の開設に就て」『鉄道時報』 No.1330
日本博物館協会編 1930 「国宝機関車の回収」『博物館研究』 3-6 7頁
日本博物館協会編 1934 「鉄道博物館」『博物館研究』 7-9 10頁
日本交通公社編 1962 「交通博物館と交通科学館」『交通公社50年史』 交通公社 390頁
編集部H生 1963 「青梅鉄道公園を訪ねて」『博物館研究』 36-1 日本博物館協会 24~25頁
松澤正二 1966 「鉄道記念物について」『博物館研究』 39-1 10~14頁

鉄道車両の保存と修復について

- 交通博物館編 1971 『交通博物館50年史』 交通博物館 52～63頁
- 立川勇 1980 「S Lが県指定の文化財に」『産業考古学』 No.15 10頁
- 飯島巖ほか 1987 『私鉄の車両24 東武鉄道』 保育社 112頁 (2002よりネコ・パブリッシングより復刊)
- 丹治明・鈴木昭 1994 「2100形-2109号蒸気機関車の動態保存・展示について(第一報)」『産業考古学』 No.72 2～4頁
- 木村耕 1995 「鉄道車両の製造工程と工場設備」『鉄道ジャーナル』 No.340 58～67頁
- 加藤有次 1996 『博物館学総論』 雄山閣 137～161頁
- 下田忍 1996 「電車解体!」『Rail Magazine』 No.155 88～89頁
- 堤一郎 1996 「鉄道の産業遺産」『鉄道ピクトリアル』 No.627 10～16頁
- 亀井伸雄 1997 「文化財建造物の登録の実務と保護措置について」『月刊文化財』 No.402 20～26頁
- 中川浩一 1997 「『1号機関車』重文指定について」『産業考古学』 No.85 15頁
- 文化庁建造物課 1997 「登録文化財制度のQ & A」『月刊文化財』 No.402 29頁～33頁
- 文化庁文化財保護部 1997 「新指定の文化財」『月刊文化財』 No.405 56～57頁
- 佐藤美知男 1998 「交通博物館と鉄道文化財の保存」『第22回文化財の保存および修復に関する国際シンポジウム 近代の文化遺産の保存と活用』 東京文化財研究所 86～91頁
- 白川淳 1991 『全国保存鉄道』 J T B
- 白川淳 1994 『全国保存鉄道Ⅱ』 J T B 110～173頁
- 白川淳 1998 a 『全国保存鉄道Ⅲ 東日本編』 J T B 68頁、121頁、147～148頁
- 白川淳 1998 b 『全国保存鉄道Ⅳ 西日本編』 J T B 127～128頁
- 青木栄一 1999 「現代日本の鉄道博物館-歴史・現状・将来」『鉄道ピクトリアル』 No.677 10～15頁
- 勝村彰 1999 「国鉄形(10系)軽量客車 車両のあゆみ【座席車編】」『鉄道ピクトリアル』 No.670 41～57・65頁
- 笹田昌弘 1999 「イギリスの保存鉄道に学ぶこと『生きた鉄道博物館』としての完成形」『鉄道ピクトリアル』 No.677 23～24頁
- 佐藤美知男 1999 「交通博物館と鉄道文化財の保存」『産業遺産』 大河出版 154～163頁
- 篠崎隆 1999 「『加悦S L広場』の運営のために…-開設のいきさつ、維持・管理の苦勞etc.」『鉄道ピクトリアル』 No.677 16～22頁
- 上毛新聞 1999年5月27日付記事
- 花上嘉成 1999 「大手民鉄博物館運営 東武博物館奮闘記」『鉄道ピクトリアル』 No.677 42～46頁
- 堀内裕史・松田佳也 1999 「三笠鉄道村キハ82形の貫通扉盗まれる」『鉄道ファン』 No.460 133頁
- 石本祐吉 2000 「パーツ別車両観察学〔特別編〕モハ63形のパーツ」『鉄道ピクトリアル』 No.684 16～20頁

鉄道車両の保存と修復について

- 中川浩一 2000 「モハ63形電動客車の特性と功罪」『鉄道ピクトリアル』 No.684 10～15頁
北海道新聞 2000年10月30日付記事
- 鶴通孝 2001 「世代を越えて汽車は走る 蒸気機関車毎日運転を守り続ける大鉄の奮闘」『鉄道ジャーナル』 No.412 18～25頁
- 松澤正二 2001 『乗り物の博物館』 成山堂書店 18頁
- 交通博物館編 2001 『交通博物館のすべて』 JTB 66～75頁
- 江原岳志 2002 「鉄道に関する博物館の史的変遷と鉄道資料の展示・保存について（後編）」『國學院大学博物館学紀要第27輯』 186頁、190頁
- 三岐鉄道株式会社総務課 2002 「東武39号機の譲受と『鉄道貨車博物館（仮称）』の開館について」『鉄道ファン』 No.499 153頁
- *ふるさと鉄道保存会HP：<http://furutetu.hp.infoseek.co.jp/>
- 奥山道紀・赤城英昭 2003 『RM LIBRARY47 三菱鉱業大夕張鉄道』 ネコ・パブリッシング 48頁
- *三菱大夕張鉄道保存会HP：<http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Ocean/5963/index.html>
- 鉄道ファン編集部 2003 「動態復元！B20 10号機」『鉄道ファン』 No.501 75頁
- 鉄道ジャーナル編集部 2003 「活性化を図る佐久間レールパーク」『鉄道ジャーナル』 No.441 108頁
- 文化庁文化財保護部 2003 「新指定の文化財」『月刊文化財』 No.477 46～47頁、56頁

おわびと訂正

『國學院大学博物館学紀要 第26輯』に掲載した拙稿「鉄道に関する博物館の史的変遷と鉄道資料の保存・展示に関する研究」の84ページに、事実誤認の部分があるとの指摘を佐藤美知男氏よりいただきました。佐藤美知男様他、関係者の皆様、読者の皆様にお詫びして訂正申し上げます。
(誤)「しかし内部の資料は空襲による熱気と湿気などにより、1号御料車、2号御料車の外板の漆塗装が激しく損傷した(131)」

↓

お手数ですがこの部分を削除し、同ページ6行目の「休館することになった。」に続けて「休館中、館内に湿気が充満し2両の御料車の外板塗装が激しく損傷した(131)。」を追加してくださいませよう、お願い申し上げます。

博物館の展示額装における現状と課題

A current situation and problems of framing in museum display

高木厚史
Atsushi TAKAGI

はじめに

今日、市民にとって「安らぎ」「鑑賞」「研究」「体験」等々に利用される身近な公共施設として博物館が大きな役割を果たしていることは疑いのないところであります。

そして新たな市民サービス向上のための施設として、近年、特に地方の市町村をはじめとする地方公共団体が美術博物館や郷土博物館等の建設や、リニューアルに力を入れており、加えて企業・個人がコレクションの展示公開の施設として美術館を建設する事例も多くなっています。こうした流れは、特に芸術系の博物館においては、とかく中央に偏りがちであった新しさやメッセージ性、おもしろさといった要素を含む新しい作品への出逢いの機会が地方へと拡散し、芸術の多様性という流れを産むことに大きく貢献している事が考えられ、芸術の振興や市民の生活レベルの向上に大きく寄与していると思われます。

さて、博物館における、展示の為の各種用具は多種に渡り、ケースに収納したり、壁面へ掛けるなど、展示するオブジェクト（作品）の形状や展示意図によって様々に工夫されるのが常であります。中でも展示装置としてフレームを用いての展示は大きなウエイトを常に占める物であるといえましょう。此のフレームに納める（^{*}フレーミング）という展示について、筆者は、額縁の販売と作品の額装を業務とする企業の代表者として博物館での額装作業の請負の機会を持つことがあり、その現場で、それまでに作業が実施された多くの作品資料が、稚拙な作業や、使用される部材の低品質によって、近い将来に作品への悪影響が懸念される状況にあることを目の当たりにすることが出来ました。こうした憂うべき現場の状況は多くの地域で日常潜在的に行われている事が想像されます。そこで現場に携わる者として、問題解決のための試案を提示するものである。

第1章 展示作品の額装における現状

1. 額装について

美術博物館では、平面作品の多くは額装されて展示されておりますし、総合博物館等においても展示解説をはじめとして写真、古文書や古地図がフレームに納められている場合や、スポーツ系の

博物館の展示額装における現状と課題

資料館ではユニホームがフレームに入れて展示されていることもあります。又多くの作品は額装状態で収蔵されていることも多いと思われます。博物館における保存・保管という目的から見ると、各施設は収蔵庫や展示室の環境の管理という事で概ね考えておられることと見受けられます。しかし、保存という視点で考えるならば、常に作品に直接接触した状態で共にある物はフレームであり、最も作品に近い小さな収蔵庫とも呼べるものでもありますから、第1に作品が納められる額装に注意が向けられてしかるべきではないかと筆者は考えます。近年の各種博物館の設立数の増加や、地方への拡散に伴う必然性として、各施設において展示される作品資料の額装作業が、地域の額縁・画材店、文具店、家具店、工務店、表具師といった、その地域内で一般向けに額縁販売や表具を行ってきた業者に委託されるケースも増えてきています。博物館が新設される時においては、総ての展示業務が一括で専門の展示業者に委託され、その時点で展示計画に沿って額装が施される場合もありますが、特に芸術作品のように、すでに額装された作品資料が展示される場合には額装自体が見直されるケースは少ないと思われます。また、開館後の展示替えや新収蔵資料の展示などが行われる現場では、博物館の設立の経緯や常勤の学芸員の有無、あるいは管理する地方公共団体の行政システム、作業を請け負う業者の資質など、様々な要素が絡み合った状況のもとで、作品資料の額装作業が「予算重視」「保存性重視」「見栄え重視」など、異なるレベルの要求に基づいて実施されることがほとんどではないだろうか。

しかし、こうした現場の実態は、美術博物館をはじめとする博物館施設の増加による「はじめに」の中で述べたように市民生活への良好な効果を、将来において失わせてしまう大きな危険をはらんでいることが危惧されると筆者は考えている。

博物館における作品資料の額装は、収蔵品であれ、また寄託や預託などの作品であれ、その作品を額装する場合は先ず第1にその安全性と保存性、第2に作品の表現とのマッチングや展示意図との整合性、最後に予算を考慮すべき物であると考えられるが、実際は、作業の発注から実施までの行政のシステム上の問題として、会計課等を通して発注することで学芸員が調査選定した額装素材と事なる物が納品されたり、作業内容への担当者の不慣れなどから、作業を請け負った業者の資質の検証や、作業内容の納入後検査が正確に行われずに、結果として多くの作品資料が、額装で使用する粗悪な素材から発生するガスや使用される接着剤による劣化の脅威にさらされたり、酸化に対する考慮がなされなかったり、フレーム内での固定が正しく行われていない、フレームの素材や吊り具の耐久性不足から落下の危険がある、等々の資料損壊への時限爆弾を抱える状況にあると考えられる。そこで、此の状況を出来る限り速やかに改め、将来へ作品資料を安全に伝えていくために博物館における額装のガイドライン制定の必要があることを検討したいと考えます。

額装では美術系の対象を扱う比率が高く、その対象物を「作品」と呼ぶ場合が多いのであるが、街中の額縁店の店頭をはじめ、殊に博物館においては様々な物を額装する事が考えられることか

博物館の展示額装における現状と課題

ら、本論では欧米で一般的なオブジェクトという呼称を用いたいと思います。さて、飾るという行為は「ボードに直接ピンで留める」「台紙に貼ってつり下げる」「額縁に納めて壁に掛ける」など、無限とも言える方法が考えられる。その中で、作品の周囲を縁取る物でオブジェクト（作品）を周りの風景や建物と調和させ、外的な力からオブジェクトを保護する機能を併せ持った装置に納めて展示出来るようにし、必要に応じて展示における器具装置の計画や展示の実施までも含めた一連の作業の工程を指す物が額装と呼べるであろう。日本においては「額装」という言葉で一連の作業を表すようになったのは戦後のことであり、最初に「額装」という言葉を定着させたのは岡村辰雄氏^{＊2}であるとされています。1960年代以降、一般家庭でも額縁を室内装飾として飾ることが一般化し、額縁の製造販売を行う者の間ではこの「額装」という言葉が慣習的に用いられるようになっていきました。その後1991年全国額縁組合認定の「フレームー資格制度」がスタートし、「額装」の定義が業界としてほぼ統一されたのである^{＊3}。

それによれば「額装」の目的は「収納」「調和」「強調」「限定」「保護」の5要素からなると定義されています。

「収納」とはオブジェクトの形状、サイズ、重量など物理的条件を考慮しそれを満たすことである。

「調和」とはオブジェクトの主題と、それが飾られる場所との調和を計る装置の役目を持つ物で、インテリアイメージでは“カジュアル”、“モダン”、“クラシック”、“和”などと指示される物である。

「強調」とはオブジェクトの主題を際立たせる効果を持つことであり、肖像絵画がオーナメント（装飾模様）の多く付いた額縁に入れられる場合などがわかりやすい。

「限定」とはオブジェクトと周囲の空間に一定の境界を引く物である。ポスターパネルの主たる用途がこれにあたる。

「保護」とはオブジェクトを様々な外部からの力（物理的力・湿度・有害ガス・虫害・光線・ダスト等）から保護する装置である。

「額装」とはこれらの要素を満たす目的達成のために、オブジェクトについての分析力と知識を持ち、取り扱う技術がある作業従事者と依頼者が十分に共通の理解を持って作業を進める物でなくてはならないといえます。此の額装自体の概念は個人の住宅でも博物館においても共通の物と考えられます。

博物館における額装は、展示のための方法と装置と考えられるが、「収納」「調和」「強調」「限定」「保護」の5要素で同じく表すことが出来るであろう。

展示学の観点から額装をとらえるならば、展示理論を実地に応用する技術となると筆者は考えている。博物館における展示の原則については新井重三氏^{＊1}によって示されている。

博物館の展示額装における現状と課題

博物館における展示とは展示資料（物）を用いて、ある意図のもとにその価値を提示するとともに展示企画者の考えや主張を表現・説示する事により、広く一般市民にたいして感動と理解・発見と探求の空間を構築する行為である。

以上の原則から展示額装をとらえるならば、展示空間の設定条件にマッチした「収納」の為の手段を用意し、展示計画の全体像との「調和」を保つデザインを有し、展示資料が企画意図の中で生かされるよう一般市民にわかりやすく「強調」され、空間的・分類的に展示の中で「限定」の役割を果たし、資料が展示環境の中で十分に「保護」される様に計画されるその作業と装置、と定義できると考える。実際の展示額装で観ると、図1は大阪自然史博物館におけるジオラマ展示の中に蝶の標本がボックスフレームで展示された物で、収納と強調そして資料の保護の役割が特に強い物である。図2、図3はさらしなの里歴史資料館（長野県戸倉町）のパネル展示で、カラーリングやサイズなど、分類限定と展示室内の調和を重視した空間演出をなしている中で、特に図2のセンターのパネルが他のパネルよりも背を高くされることで、展示企画者の意図が強調される物となっている。

2. 額装作業の業者への委託について

博物館において、額装作業が外部の業者に発注される場合、業者の選定から見積もり、発注の過程で重要視されるのが業者の技術力や経験、信用度である。経験豊富な専任の学芸員を有し、従来多くの業務委託の経験を有する美術博物館では作業全般の内容を詳細に指示し、随意契約によったり、指名競争入札による形式を取ることが多いようである。本来、専門的技術性を重要視される美術博物館での額装作業の入札は一般競争入札のように不特定の業者が参加し、ましてや行われる業務内容が見積もり時に「同等」というようなくりで表現される形態をとることはふさわしくない。

しかし、新たに地方で設立されたり、小さな自治体立の美術博物館においては常勤・専任の学芸員を持たず、役場等からの出向職員が現場を任されているようなケースもあり、こうした自治体では額装作業が専門知識を持たない業者に価格のみの基準で落札されているケースが多く見受けられる。さらに総合博物館などでは古文書や古地図、貴重な写真資料などが額装される場合、額装が資料の保存状態に与える影響を考慮することが少ないように思われる。この事から、博物館における額装作業といった専門性が要求される委託業務において、発注時に博物館における額装のガイドラインが示されているなどの必要性が有ると考える。

第2章 目的別額装作業の実際

1. 額装の分類

日本において「額装」における一定の分類を規定した物としては、全日本額縁組合連合会におけ

博物館の展示額装における現状と課題

る「フレーマー資格」の認定制度での習得知識として、額装の概念が唯一分類された物が提示されている。ここには「ホームアート」「ギャラリーアート」「ミュージアムアート」の3分類が提唱されている。^{*5}

「ホームアート額装」は一般家庭等でのゆとり有る住空間の創出や、ホテル等における業務用のインテリアなどを目的として、オブジェクトを演出することに重点を置く額装である、「ギャラリーアート額装」はオブジェクトを空間の中で如何に昇華させるかに重点を置く物であり、高い感性を求めている。「ミュージアムアート額装」はオブジェクトを展示する中で劣化の諸条件から美術品を保護する役割を持つ物である、とされているが、ここで重要なのは、額縁業界における額装の定義の中で、保存という概念を持つ額装は「ミュージアム額装」にのみ見受けられる物で、その他においては、額装を行うフレーマー（額装士）^{*6}の技量においてオブジェクトを如何に美しく額縁に納めることが必要かという、額装士の感性に重点を置く視点で分類を行っていることである。この事は唯一保護という概念を勘案している「ミュージアム額装」においても、同会のフレーマー資格認定テキストの中で、その素材の吟味などの必要性に言及し、必要な保存額装の技術について技法の提示までは提案しているものの、各フレーマーが共通の認識として遵守すべきガイドラインとして保存性の基準を規定する物とはなっていないのである。海外では、長い歴史を持つ額装専門家のフレーマーズギルドの伝統が残り、美術博物館に豊富な経験と知識の裏付けを持つ専任の学芸員が配置されているヨーロッパの様に、美術博物館における額装の要件が実証的に認識されており、コンサベーションフレーミング（conservation framing）として「保存処理フレーミング」の分野が確立され、ガイドラインが公開されている例^{*7}や、各国の非営利団体や美術博物館、研究機関の科学的検証や、額装用品の製造メーカー及びフレーマー相互が最新の情報を公開共有できるシステムを構築し、共通のガイドラインの普及を行う非営利組織^{*8}のシステムを持つアメリカの例を挙げることが出来る。

保存性の視点から、公開されている額装のガイドラインとして代表的なFine Art Trade Guild（英国）によるレベル設定を紹介すると、保存レベルの低い方から、「Minimum Level」保存性は考慮せず、経済性のみを考慮する。「Budget Level」保存性は考慮せず、展示の見栄えを考慮して必要な予算をあてる。「Commended Level」5年間作品の現状の状態維持を目的とする。「Conservation Level」20年間作品の現状の状態維持を目的とする。「Museum Level」35年以上、作品を現状での状態維持を目的とし、さらに5年ごとの調査を行う。という5段階が定義されている。今後もし我が国においてもガイドラインが定められることになる場合、すでに登石健三氏の指摘^{*9}にあるように日本独自の保存科学研究の成果によらなくてはならないことは当然であり、保存期間の設定などは、我が国の作品資料の特徴^{*10}などを比較検討した上でこれら欧米のレベル分けが指標として考慮されるのが適した方策であると思われる。さて、現在世界においてミュージアム額装にもつ

とも注意を払い常に情報の更新公開に務める先進的システムを持っているのはアメリカであるといわれている。額装概念の導入からわずか数十年で、未だガイドラインが普及していない日本においては、今後アメリカのシステムが一つのモデルになりうると筆者は考える。日本では業界資格のフレーマー資格制度がスタートして以来、主に欧米の先進的システムを吸収してきた先進的フレーマーを中心として、特に「保存レベル」を重視した額装への提言がなされはじめている。

山岡寛氏（和蘭画房保存部門担当）は業界紙サロンドフレーマーの「業界として“保存レベル”を意識した体制を整える」の投稿文中で

フレーミング依頼者の要求を的確にとらえ、その要求が保存レベルのどのレベルにあるかを判断し、必要十分な処置を行う。その点を十分依頼者に説明し納得してもらい、長期に渡る信頼関係を築く必要がある。

とフレーマーに求めている。

また、大河原泰介氏「ラーソングール日本」が同誌の別号中で

保存額装では「作品の劣化は後に戻ることが出来ない」という認識が最も重要です。保存科学者や修復家の研究成果や経験を生かすのがフレーマーのプロである私たちです。

とも述べているように、フレーマーのレベルでの意識改革の必要性への提言がなされてきています。

しかし、保存額装が今後さらに推進されるためには、額縁製造業者、マット製造業者を初めとした素材産業と、実際の額装を請け負うフレーマー、そして業務を委託する学芸員が相互に関心を持ち、情報公開とガイドラインの設置を意識を持って行かなくてはならないと筆者は考えます。

2. ミュージアム額装

日本や海外における額装の分類において最も保存性を考慮すべきレベルに規定されているのがミュージアムレベルであります。厳密に保存期間の目標を設定していない全国額縁組合連合会の推奨する保存額装においても、欧米の額装を参考としているため、推奨される使用素材の内容から見ると保存額装の想定期間はほぼ近いレベルにしていると考えられます。ミュージアム額装ではオブジェクト（作品）の素材や技法、年代やそれまで保存環境の調査を行い、美術博物館にふさわしい期間の保存性を考慮して、使用する額装素材の選定が出来るフレーマーが携わることが必要である。オブジェクトの支持体が紙であるかキャンバスか板か、また使用される画材の種類等で額装の方式は異なるが、現在まで報告されているミュージアム額装^{*11}のレベルとして望ましいと想定される額装の基準としては以下のようなだろう。

1. 使用される素材はオブジェクトの劣化の原因となる物質を含んではいけない。^{*12}
2. オブジェクトの前後で使用されるフェイスマット^{*13}やバックボードには酸化を中和するアルカリ緩衝剤入りの物とする。^{*14}

博物館の展示額装における現状と課題

3. 基本的に作品の固定には、安易にのりやテープ等を直接使用してはならないが、例えば作品のマージンが^{*15}少なく、フェイスマットで四辺が押さえられない場合や、こしのない素材、大きな面積の物等で、^{*16}ヒンジを用いてオブジェクトを固定するときなどには伝統的な表具でなじみ深い、澱粉質の少ない天然の、防腐剤を含まないのりを用いるか、脱酸処理された紙と無酸のりで製造された専門のヒンジテープを用い、接着面は強度や環境を考慮しつつ最低限の接着面積を割り出さなくてはいけない。又、糊付けする位置については展示状況を考慮し計画されなくてはならない。
4. 裏押さえなどに使用される木材・樹脂・金属の影響を考慮し対策を講じなくてはならない。^{*17}
5. 額縁等において使用される素材の木材などを産地まで追跡調査できるよう責任加工をメーカーに求められること。
6. 展示スペースの光源などの環境に応じて、表面のグレージングに^{*18}UVカット加工の製品を用いる。
7. すでに作品に浸透してしまったり、環境中から侵入する有害ガスに対する^{*19}防護や^{*20}湿害を考慮する必要がある。
8. 温度湿度の変化によるオブジェクトの収縮に対応しなくてはならない。^{*21}
9. 隙間の目貼り等、有害なダストの侵入や虫害についての防護を行う。
10. 当然の事ながら使用期間に耐える強度を有している。

以上の10項目が総て満足できる物が「ミュージアム額装」と呼べる物であり、保存期間に関わらず保存額装を指定された場合にはこれらの各項目について計画を行わなくてはならない。

3. 保存額装の実例

ここで保存額装を解説するために実例を上げることにする。総合博物館等において展示のためによく見られる例として、古文書といった紙を素材とするオブジェクトを壁面に懸架使用とする場合である。

オブジェクトが和紙に墨で書かれている場合であれば、それ自体が自己崩壊する可能性は非常に低い物であるが、問題となるのが外部的力である。考慮される物として、光、酸化、湿害、有害ガス、虫害、ダスト、振動が上げられる。後掲図4を見ていただきたいが、紙などのシート状のオブジェクトには、通常デッサン額とフレーマーが呼ぶ額縁が使用される [1]。フレームは様々な素材で製造されるが、木材で有れば内部に油指分の少ない材で、十分に水分の調整がされ、虫に犯されていない、ホルマリンなどの残留ガスもない、メーカー責任製造の物を選定する。前面にはガラスのグレージング [2] が入るが、大型の物で重量の心配があったり、展示スペースの環境で、湿度の維持に問題がある場合など^{*22}アクリルガラスを用いることもできる。次にオブジェクトとグレージ

ングの間にフェイスマット [3] と呼ばれる、酸化に対応するアルカリ緩衝剤入りで、リグニンを含まないボードを入れる。ボードは窓ぬきされ、オブジェクトの周囲を押さえてグレージングへの接触から防ぎ、見栄えも良くなる物である。オブジェクトの固定には、作品面に否接着タイプの無酸の専用ヒンジテープ [4]、又は薄手の和紙ヒンジを用い良質の澱粉のりで作品とマットを接着固定する方法を用いる。オブジェクトの後ろにはフェイスマットと同じ素材のバックボード [5] が入り裏板の木材や接着剤及び外部からの有害ガス等の被害から守ります。さらにアートソープ (調湿紙) [6] を入れ裏板 [7] をはめ、フレームとの隙間をチリや虫害を防ぐためにアートテープで目張りします。取り付け金具及び吊りヒモは、額縁に対して十分な強度の物を用いますが、ヒモは使用期限を1年と考えるのが最適です。どんなに丈夫なヒモも切れないことはありません、額縁の落下事故の8割近くはひもが切れることによると言われています。

第3章 博物館展示額装基準

1. 額装基準作成のための方策

額装の分類において述べたように、日本における額装の基準は、作品の見栄えに主眼を置いて発達しているようであるが、本論において問題としているのは博物館等での利用に耐える保存額装のガイドライン制定の提案であるので、次にそのガイドラインの設定の方策について述べてみたい。

日本においては保存額装のレベルについて、業界及び研究者の間ではある程度欧米のガイドラインを元にフレーマーが考慮すべき問題として提起が始まってはいるが、全国的な基準となるガイドラインが未だ設定されてはいない。又、こうした額装を委託する博物館の側においても、額装作業の現状で述べたように、ミュージアム額装の基準が無いことから、納入される額装がどのレベルに設定されている物なのか、博物館にふさわしい保存レベルで作業されているのが検証不能な、まったく曖昧な状態におかれている。この事はオブジェクトの保存に最も真剣でなくてはならない博物館において憂慮すべき状態であると考えられる。

そこでまず、博物館学の中での額装の位置づけを試みて見たい。「額装について」でも触れたが新井重三氏のまとめた展示学の8項の大項目による体系の試論が有るので、この中での額装の位置づけを考えてみたい。フレームという装置の視点でとらえる場合、大項目「D」展示器具と装置」中の、a) 展示器具に、3. 額縁とその種類として明記されている。そこで筆者としてはその定義する物として、同氏の示す展示学原則に基づき、額装の5要素を充足した物が博物館展示学上の展示額装であるとしたい。

展示額装はさらにオブジェクトの保存性の上からとりあえず大きく3分類できると考える。更新が可能な解説パネルや、ネガの保管されている写真の額装を対象とする「企画額装」。芸術系の作品で作者等の手で、すでに作品が額装されており、その状態での保存が望ましいが、保存学的に定

博物館の展示額装における現状と課題

期的な観察を必要とする物を「保管額装」。オリジナル資料として貴重であり、展示するにあたり最大限保存への注意を要し、展示にあたって古い額装の付け替えや、新たな額装を施すのが望ましく、定期的な調査を必要とする物を「博物館額装（ミュージアム額装）」と提案したい。その上で、筆者は出来る限り早い時期に博物館における額装の標準レベルとして、前述のようなミュージアム額装のレベルを維持すべきガイドラインの設定を行う為に、素材の製造者及びフレーマーと、博物館の学芸員などからなるガイドライン策定作業委員会等の設置を推進するべきであると提案したい。ガイドラインの設定により、全国の博物館における額装作業に必要な委託条件が明確となることで、ミュージアム額装の委託にそぐわない技術レベルの業者の選別が可能になり、博物館にふさわしい高度な保存額装が維持されることで、貴重な文化遺産や芸術品を現状で保存し、受け継ぐことの安全性が格段に向上することとなると考えられる。また、アメリカのように常設の情報公開の場として非営利組織が順次整備される事で、額装家及び学芸員、素材の製造者が情報を公開しあい、成果の共有が進むことが期待され、将来の保存額装の為の調査研究が飛躍的に向上する事も可能となると考えられるのである。

展示学について筆者の恩師加藤有次先生が「博物館学総論」^{*23}で次のように触れておられる。

方法論から見ると、展示学は諸科学の総合学的方法によって構築する必要がある。そしてこれらの研究作業に入る前に、展示法及び展示用語の統一と定義の検討が必要である。

今日、我が国の博物館においてはしっかりとした展示学の確立が急務とも思われ、その中で技術面での基準化の必要も高まってきていると言えよう。

各オブジェクトに対する深い愛情を持つフレーマーは、額装を行う場合どのようなオブジェクトに対してもまずその保存性に注意を払い、数cmの無酸テープの切れ端をオブジェクトに貼るだけでも細心の注意を払い、出来るだけ接着面積を小さくしようとするものである。こうしたフレーマーと、やはり資料への深い尊敬を抱く学芸員がともに研究し、展示のための保存額装を進めていける環境整備が進むことを願うものである。

2. 額装作業の担い手の指導と育成

日本の学芸員は長年雑芸員と揶揄されるほどにCurator、Conservator、Keeper、Registrarなどの職域を兼ねているようであるが、Conservatorとして専門的に対応できる学芸員が総ての博物館で配置することが困難な現状では、現在額装作業を行っているのは専門業者の作業従事者あるいは全国額縁組合連合会認定のフレーマー等^{*24}がほとんどであると思われる、彼らの多くはすでに実務経験があり、きちんとした作業基準が設定されれば、それに対応する能力は十分有ると考えられるが、それでも尚、ミュージアムレベルの額装をになう者としては、博物館と相互にオブジェクトにふさわしい額装について情報交換し共通認識を持ち得る知識も必要になると考えられる。従来あるとこ

博物館の展示額装における現状と課題

ろの業界認定のフレーマー資格の、より厳密な運用と上級資格への更新方法が検討されることが望まれる、また、学芸員も額装についての知識を習得することによって、フレーマーに博物館の要求する額装を指導することも可能となる方が望ましいと筆者は考える。

おわりに

「形ある物に永遠なるものはない」此の真理は人間の生死に関わる肉体の存在を言い表したものであるが、生命を離れて物にこれが置き換わり、各地の古代文明の遺物や、現代に伝わる美術工芸品を目にするとき、あたかもそれらが永遠の存在で有るかの錯覚を持つときがある。私たちはこれらの物を介して過去の人々の営みを想像し、精神性を思い、芸術の持つ不思議な力を感じる事が出来るのである。しかし、此の残された芸術作品に接して、過去と時空を越えて交歓する喜びを未来に伝えようとするなら、私たちは此の残された貴重な文化遺産達を伝え残していく責務を負っている事を思い起こさなくてはならない。まだまだ私たちには努力しなくてはならない事が多く残されているのではないだろうか。

(有限会社五岳代表・主任フレーマー)

注

- * 1 : 枠取りするといった意味あいから、オブジェクトの周囲を縁取る物又は縁取る装置の総称としての額縁をさすものともなっている。
- * 2 : 「岡村辰雄」 岡村多聞堂代表、全国額縁組合連合会初代会長。著書に「額装について」がある。
- * 3 : フレーマー通信教育講座 4 部 「額装の普及」
- * 4 : 新井重三 「展示と展示法」 博物館学講座第 7 巻 雄山閣出版
- * 5 : フレーマー通信教育講座 4 部 「額装の目的」
- * 6 : 額装を行う専門技術者を欧米ではFramerと呼び、日本では額装士(額装家)と訳している。
- * 7 : Fine Art Trade Guild (英国)
- * 8 : FACTS (Fine Art Care Treatment Standards) 米国
- * 9 : 登石健三 「保存科学の研究」 博物館学講座第 6 巻 雄山閣出版
- * 10 : 膠絵(日本画)など日本独自の技法や気候風土など、ヨーロッパと異なる点が考慮されるべきであろう。
- * 11 : フレーマー通信教育講座 4 部「保存額装」 全国額縁組合連合会会報サロンドフレーマーNo.229 大河原泰介「マットボード」
- * 12 : 木材パルプは劣化の原因物質リグニンを含むので、それが含まれない物を用いなくてはならない。
- * 13 : デッサンや写真等の額装でグレージングとオブジェクトの間に挿入される窓ぬきされた厚紙。

博物館の展示額装における現状と課題

- *14: ボード中に2%の炭酸カルシウムを含みph8.5に処理された物が望ましい (ASTM: American Society for Testing and Materials)、しかし一部のカラープリントにはph7.0~7.5の中性マットを使用すべきである。
- *15: オブジェクトの作品あるいは資料として露出しなくてはいけない部分の他の余白にあたる場所。
- *16: オブジェクトをバックボードやフェイスマットに固定する和紙などの小片にのりを塗布した物。
- *17: 裏板などとの接触を防ぐのにフェイスマットと同じ素材のバックボード等を挟む。無酸のフォームボードが裏板として使用されている場合であっても入れるべきである。
- *18: 額装の前面に用いられるガラスやアクリルなどの透明な保護板。
- *19: 活性炭やゼオライトを含むシートを作品と裏板の間に用いることでホルムアルデヒドや窒素酸化物等から一定期間防護が可能である。さらに裏板自体に無酸紙を貼り込むことでもプラス効果が期待できる。
- *20: アートソープ (調湿紙) は製造工程で内部の湿度が調整済みで、外気中の水分を適度に吸収放出する作用をする。
- *21: 額縁メーカーでは企画寸法で製造される額縁の場合2~3ミリのゆりみを持たせているが、枠が乾燥等ですでに収縮していたり、制作者が手作りで企画寸に合わせて作られたキャンパスなどではゆりみが過剰であったり足りない場合もあるので、オブジェクトを傷つけぬように、額縁をフレーマーが処置しなくてはならない。
- *22: アクリル板は静電気を帯びることから、パステル画のような粉体の画材等で制作されるオブジェクトには使用出来ない。
- *23: 登石健三 「文化財はどのように傷んでいくか」 古美術品保存の知識 第一法規 等の著書すでに広く紹介されている。
- *24: 加藤有次 「博物館学総論」 雄山閣出版
- *23: 平成14年度現在の認定有資格者は3千名程にのぼる。

参考図

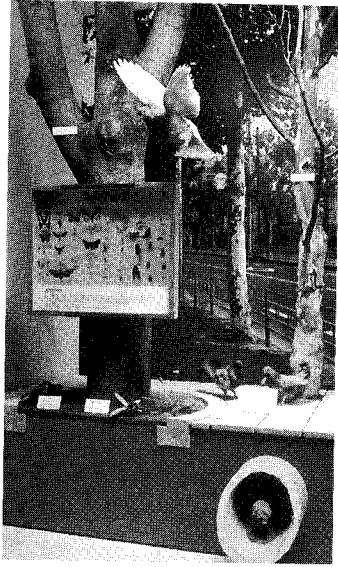


図 1

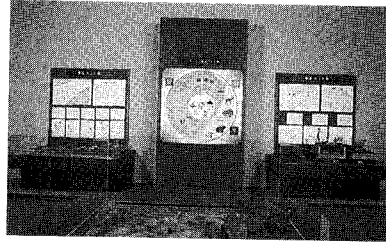


図 2

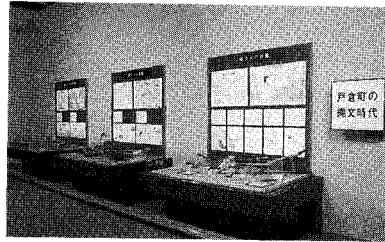


図 3

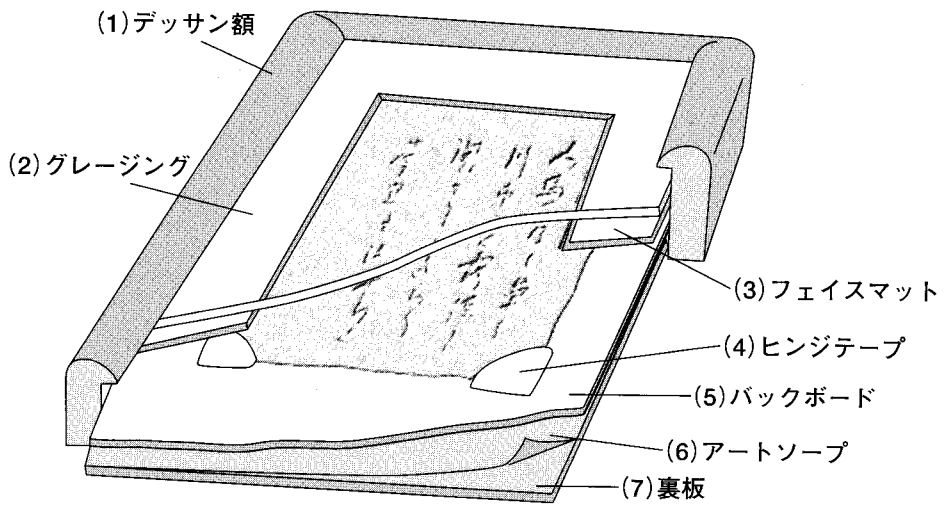


図 4

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

—模索・小規模地域博物館のこれから—

A study for several attempts of interactive corporation
among some museums

須藤 茂樹
Shigeki SUDOH

はじめに

「地方の時代」ということばが叫ばれて久しい。そして、バブル期には地方に音楽ホールや博物館、美術館、図書館といった文化施設が「文化の殿堂」の名のもとに活発につくられていった。そして専門職が配置されないところもあるが、博物館に限っていえば、一定の学芸員が配置され、それなりの予算が組まれた施設は、その「地域」にあって、一定の、あるいはそれ以上の効果を当該地域にもたらしたことは紛れもない事実であった。

ところが、そのバブルが弾けてみると、博物館のみならず、文化施設と名の付く施設の建設が急激に減少の一途を辿っているのが現状である。予定のあった博物館建設が博物館の専門職員たる学芸員を採用したにもかかわらず、頓挫してしまった自治体があるという。また、計画が縮小されたり、白紙撤回になったところもあると聞いている。

さらに、すでに地域で活動している既存の博物館でさえ、その予算が大幅に減ったり、博物館の人員が削減されたり、また、学芸員の人事移動がおこなわれたりするなど、博物館を利用する市民・県民等来館者の要望とはかけ離れたかたちで「博物館」を悩ましているのが現状である。私の勤務する徳島市立徳島城博物館でも、資料購入予算が著しく減少したり、展覧会の開催経費を含む事業費が市の方針として、他の部署と同様に、一律ではあるが減少を余技なくされている。予算が減れば、当然展覧会などの事業を減らせばよい、ということになるだろうが、「行政評価」といった波も他の部署同様に博物館等の文化施設にも容赦なく打ち寄せており、博物館活動を維持していくために、でき得ればやはり入館者数を維持し、さらに拡大していく方向を模索していかなければならないのが実状であろう。自治体の財政事情も含めさまざまな意味で厳しい状況のなか、高齢化社会の本格化や学校における総合学習の導入などにより、子どもからおとなまで、生涯学習機関としての博物館に対する市民・県民の期待は益々増大していつているというのも、皮肉なことではあるが、また実情なのである。

そこで、こういった厳しい状況を打開するひとつの方法として、博物館における「連携」をあげることができよう。確かにすでに文化庁や国立博物館など大規模館による全国巡回展や、美術館に

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

多くみられるが同一美術展を共催する合同展示や巡回展示などはすでに行われている。合同で企画し、その企画展を巡回すれば、輸送費や図録印刷費などの面で経費節減になり、メリットは大きい。最近では企画会社や新聞社の事業部による「バック物」の企画展を巡回展と称して数館で買い取る場合も増えてきている。確かに、この「バック物」は、予算の豊富な大規模館にとっては、経費節減になり、手軽な予算で大きな効果を生むことのできるものであろうが、この「バック物」さえ買うことのできない予算規模、あるいは展示室規模の博物館が実はわが国には多いという現状を忘れてはならないのである。

私がここで触れたい博物館同志の「連携」とは、前述したような「博物館（文化施設）受難の時代」とも呼べるべき現在にあって、地域に生きる博物館はどのようにしていったらよいのか、小規模な博物館はどこに活路を見いだしていったらよいのか、といった問題についての「連携」である。雑誌『地方史研究』（地方史研究協議会）紙上等で報告されている各地でのさまざまな取り組みを参考にしつつ、私が勤務する徳島城博物館での取り組みも紹介しながら、地域における小規模館の連携について、私見を述べてみたいと思う。

そこで、つぎにいくつか各地で取り組まれた事例についてみていきたい。

1. 板橋区立郷土資料館特別展「豊島氏とその時代—中世の板橋と豊島郡」

板橋区立郷土資料館では、1997年10月18日から11月30日にわたって特別展「豊島氏とその時代—中世の板橋と豊島郡」が開催された。武家文書を中心とした本格的な中世展示として、高い評価を得た展覧会である。⁽¹⁾

その展覧会の関連事業として、板橋区教育委員会・豊島区教育委員会・北区の共催で、同年11月8・9日に北区でシンポジウム「豊島氏とその時代」、12月13日から翌1998年2月4日まで豊島区立郷土資料館で特別展「豊島氏とその時代—中世の豊島区—」が開催された。このシンポジウムは好評で、その内容は後に新人物往来社から刊行されている。

2. 「江戸四宿展」について

1994年度に、品川区立品川歴史館（東海道—品川宿）・板橋区立郷土資料館（中山道—板橋宿）・足立区立郷土博物館（日光・奥州道中—千住宿）・新宿区立新宿歴史博物館（甲州道中—内藤新宿）で「江戸四宿展」が開催された。⁽²⁾

博物館・美術館の世界では、複数の館で同一の展覧会を順次開催する所謂「巡回展」は頻繁に行われているが、この「江戸四宿展」は、①共同企画・同時開催、②共通テーマでありながら展示資料は異なる、③4館共通の図録などの作成、という点に特徴があり、新しい博物館の連携の試みといえる。合同で図録を作成すると、厚い内容豊富な図録が安価で提供できる利点がある。また、各

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

館での講演会も、開催日をずらすことによって、ひとりの人が多くの講演会に参加可能となる。さらに、4館を1日でまわるバスツアーも各館で用意され、好評を博したという。ただ、問題点として、展示スペースと予算の面で足並みが揃わないという。後者について、筆者は「現場の努力を無にするような予算のつけかたがあったのではないかと想像する。共同企画の場合、予算的にも足並みが揃わないとスムーズに実行できない面がある。予算当局には、毎年同額や一律削減するだけでなく、メリハリのある予算配分を望みたい」と記されている。まったくその通りである。

3. 「東海道宿駅制度400年記念特別展」をめぐって

東海道宿駅制度400年にあたる2001年は、東京・神奈川・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府など東海道が通過する都府県で、東海道に関する展覧会や各種イベント・出版が盛んに行われた。そんななか、神奈川博物館協会が母体となり、「東海道宿駅制度400年記念展」の共同企画が立案され、神奈川県18館、静岡県1館の計19館の賛同企画として展覧会が実現した。地域性や各館の特性を活かした企画展となっている。⁽³⁾所謂巡回展とは違い、あくまで共同開催展である。

具体的にみてみよう。江戸民具街道館では、「旅に見る江戸の道具展」、神奈川県立金沢文庫では「東海道中一寸寄道一金沢八景」、馬の博物館では「街道図と馬」、神奈川県立歴史博物館では「江戸時代の東海道」、川崎市民ミュージアムでは「東海道—日本橋そして川崎宿へ」、大磯町郷土資料館では「二宮・大磯・平塚を結ぶ道—東海道」、横浜市歴史博物館では「屏風・絵巻に描かれた東海道」・「東海道と保土ヶ谷宿」、厚木市民ギャラリー・厚木市郷土資料館では「東海道と浮世絵」・「東海道と矢倉沢往還」、南足柄市郷土資料館では「もうひとつの東海道—古東海道と矢倉沢往還」、小田原市郷土文化館分館松永記念館では「箱根八里」、箱根町郷土資料館では「箱根八里」、三島市郷土資料館でも「箱根八里」、相模原市立博物館では「道の文化史」、横浜開港資料館では「開港場横浜と東海道」、平塚市博物館では「二宮・大磯・平塚を結ぶ道—東海道」、大和市つる舞の里歴史資料館では「矢倉沢往還戸下鶴間宿」、シルク博物館では「横浜への絹の道」、藤沢市民ギャラリーでは「東海道と藤沢宿」、茅ヶ崎市民ギャラリーでは「茅ヶ崎の東海道」が開催された。いずれの展覧会も、前述のように各館の収蔵品の特色や館の基本理念、地域性を前提にして組み立てられたものである。「道」あり、「馬」あり、「宿」あり、「関所」あり、そして古文書あり、絵図あり、浮世絵や屏風などの美術品あり、と多彩である。神奈川県立歴史博物館の展示が、浮世絵など絵画資料を多用して各館の展示とよくかみあって、19の博物館のまとめ役的な展示となっていたとのことである。ここに、地域における展示の「連携」での県立博物館の役割のひとつが見いだせるように感じる。

また、「東海道ルネッサンス東海道宿駅制度400年記念スタンプラリー2001—手をつなごう！みんながつくる東海道新世紀—」と称して、19の博物館を巡る東海道スタンプandクイズラリーという

企画が催され、大きな成功を取めたという。やはり、賞品が貰えるというのは、魅力のひとつであるようである。

4. 「合同葛西用水展」について

実松幸男氏が、博物館相互の連携の一事例として紹介して興味深い。⁽⁴⁾

2001年の夏休み期間に、葛飾区郷土と天文の博物館、八潮市立資料館、春日部市郷土資料館、鷺宮町立郷土資料館、埼玉県立文書館の5館共同で「合同葛西用水展」が開催された。葛西用水路は、江戸時代にいまの埼玉県から東京都にかけて整備されたもので、東京都と埼玉県のいくつかの自治体にまたがって流れている。そこで、流域の自治体設立の博物館・郷土資料館・文書館などが葛西用水を主題に合同企画したのがこの展覧会「合同葛西用水展」である。

詳細は実松氏の報告に譲るが、氏によれば、今回の合同企画展の特徴は、①県域を越えた合同、②県立館と区市町立館の合同、③開催館以外の広域的な実行委員会組織を立ち上げたことの3点をあげている。合同企画は未経験であったため、試行錯誤の連続であったという。連携した理由について、北から南へ県域をまたがる長大な流路であり、多くの自治体が流域であるという葛西用水の特徴、河川・用悪水多流する埼玉東部・東京低地の自然環境などから流域自治体での合同開催へと発展していったという。各館担当者による準備会を3回、実行委員会、巡見・見学や自然・民俗・歴史など各分野での報告会、展示のための合同資料調査などをおこなったとのことである。ただ、開催館以外の自治体の参加が少なかったこと、調査が進むに従い、展示館の間での関心の差によって参加・不参加がでてきたなどを反省点にあげている。17回に及ぶ資料調査をおこなっているが、少ない時は2名という時もあり、大概2から5名といったところだが、実松氏は、小規模館の単独開催では1名で資料調査にでかけることが多くなるが、複数の眼で調査することによって余裕をもって調査に当たれるし、仕事の分担、情報の交換、写真撮影、経費面などさまざまな効果があったとされる。

展示では、葛飾区郷土と天文の博物館が「葛西用水一曳舟川をさぐる一」、八潮市立資料館が「生活の中の用水」、春日部市郷土資料館が「古利根川の歴史と文化」、鷺宮町立郷土資料館が「水の旅」、埼玉県立文書館が「河川と用水の歴史」であり、展示テーマは歴史・民俗などの分野や、時代による分野ではなく、各館に属する地域と葛西用水の関わりを重視したものであり、合同展とは銘打ったが展示では各館共通部分がなく、5館の展示がうまく一本につながらなかったという。実松氏はよくいえば各館の個性がでたといえるが、5館共通の展示物や解説の一コーナーがあるべきだったとする。そのようになったのには、共通認識の共有、全体のコンセプト決定の遅延などが原因とするが、その根本原因はどの館も合同展に専任できる者がおらず、直前の展示や講座、館の事務・庶務もひとりでこなす、みたいな小規模館の現状がでているという。しかし、この点は担当

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

しているものであれば、はじめからわかっていたことであろうし、致し方ない面もあるのではないだろうか。各館の個性がでていれば、共通の展示品はいらないのではないだろうか。ただ、合同展のコンセプトと意義だけは明確にし、共通の解説パネルがあれば取り敢えずはよいのではないかと考える。いずれにしても、入館者が各館単独開催より多かったという点は喜ばしい限りである。さらに、展覧会に関連して、「葛西用水・古利根川の歴史と文化」をテーマに春日部市教育センターでシンポジウムがおこなわれ、予想以上の多くの来場者があり、内容的にも好評であったという。

さて、実松氏は合同展で得た大きな課題として、行政組織が合同・連携する際におきる足並みの問題を指摘する。開催館同志、実行委員会内部における足並みのことである。実行委員会では、開催館が中心に参加し、全体の半分以下の参加となった。各館毎のスケジュールや都合、規模、予算などの相違があり、展示や講座がばらばらになってしまったという。しかし、実松氏はいう、「今回の試みは特に小規模館の地域博物館にとって一つの光明となるのではないかと。合同資料調査、合同展示、シンポジウムの開催など学術研究と教育普及という博物館施設のもつふたつの機能面で合同開催のメリットはあったと評価しているのである。私も同感である。

5. 山内一豊入国400年共同企画—企画展・講演会・シンポジウム

四国の高知県では、山内一豊入国400年を記念して、「ひとものこころ 土佐の近世」をテーマに、北川村立中岡慎太郎館、春野町立郷土資料館、高知県立坂本龍馬記念館、土佐山内家宝物資料館、高知県立歴史民俗資料館、安芸市立歴史民俗資料館、高知県立文学館、宿毛市立宿毛歴史館、高知城懐徳館の10館共同で企画展を開催、あわせて関連の講演会やシンポジウムを開催した。講演会とシンポジウムは、2001年9月8日(土)の午後に高知県立県民ホールでおこなわれ、講演会は藤井譲治京都大学教授が「江戸幕府の成立—「人」から「職」へ—」、倉地克直岡山大学教授が「文化からみた江戸時代」と総論的な内容であった。一方のシンポジウムは、「土佐の近世—10館共同企画展から見たもの—」と題して共同企画展参加学芸員、すなわちそれぞれの展覧会を担当した学芸員がパネリストや司会として壇上に立ったのである。その一連の事業については、詳細な報告書が刊行されている。⁽⁵⁾

10館で開催された企画展については、別紙一覧表の通りであるが、各館個別のポスター・チラシ、あるいは図録やパンフレットが作成されているが、それとは別に共通のポスターやチラシを作成しており、その内折り込み式の共通チラシには割引手形が9枚ついていて、各館で利用できるようになっている。チラシのデザインもさることながら、なかなかの工夫と感心させられた。

山内一豊入国400年共同企画実行委員会会長山田一郎氏は、報告書の「新しい歴史研究の出発展に—10館共同企画展について—」のなかで、「会長として私が県に望んだのは、企画、実行に当たっては行政主導ではなく各館の独立と自主性に任せること、各館の学芸員の能力を信用すること、

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

充分ではなくとも応分の予算措置を考慮してもらうこと、県市町村の行政の枠を設けないこと」で、県がこの要望にほぼ応えてくれたと述べている。誠にうらやましい限りである。一覧表をご覧いただければご理解いただけることと思うが、それぞれ性格や規模、人員、予算が違うにもかかわらず、各館の特色を活かした企画展が実現したといえよう。個々の館の展示には触れることはしないが、特筆したい点をひとつふたつあげておきたい。2000年11月12日から12月17日に、土佐山内家宝物資料館主催で、高知市自由民権記念館においてプレ企画展「将軍と大名—徳川幕府と山内家—」が開催されたのは意義深い。そしてその企画展が、翌年正月に安芸市立歴史民俗資料館へ巡回している点である。そして、本番として、8月から翌年の3月まで夏休みや秋、春を中心に企画展が各館で開催された。もうひとつ特筆したいのは、安芸市立歴史民俗資料館の「お殿様のくらし—武家の日常—」は、宿毛市立宿毛歴史館と共同で家老の生活を紹介し、特に安芸市立歴史民俗資料館では、講演会のほかに体験学習として「おさむらいに変身!」「実演!鷹匠の技」「お殿様のごちそう」など

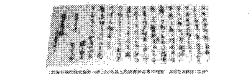
高知県合同企画展一覧（開催順）

平成12年度	11月12日～12月17日	土佐山内家宝物資料館 『将軍と大名 —徳川幕府と山内家—』
平成13年度	8月8日～10月8日	北川村立中岡慎太郎記念館 『徳川幕府崩壊 —大政奉還と武力討幕—』
	8月10日～9月30日	春野町立郷土資料館 『堰と用水路』
	9月18日～11月5日	高知県立坂本竜馬記念館 『幕末の土佐藩 —山内氏の苦悩—』
	9月29日～11月4日	土佐山内家宝物資料館 『近世大名の誕生 —山内一豊その時代と生涯—』
	10月1日～3月31日	高知城懐徳館 『再発見高知城』
	10月19日～12月16日	高知県立歴史民俗資料館 『長曾我部元親・盛親の栄光と挫折』
	11月17日～12月16日	安芸市立歴史民俗資料館 『お殿様のくらし —武家の日常—』
	11月18日～1月13日	高知県立美術館 『近世土佐の美術』
	11月22日～1月6日	高知県立文学館 『おあん、婉、お馬… 土佐の近世の女性と文学』
	3月2日～3月24日	宿毛市立宿毛歴史館 『お殿様のくらし —武家の日常—』

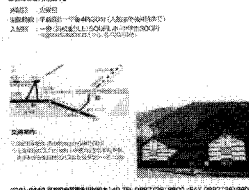
高知県合同企画展パンフレット

徳川幕府崩壊
—大政奉還と武力討幕—

展覧会 高知市立中央図書館(企画展)
開催期間 平成13年9月26日(金)～10月9日(月)
開催時間 10時～17時(入館料0円) 観覧料 大人200円、小児100円
TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111



ペリー来航を機軸とする幕末戦前は、進んだ「文明」を待たずとも近頃には待たずとも、大政奉還と武力討幕を遂げた。しかし、幕府の崩壊は、進んだ「文明」を待たずとも、大政奉還と武力討幕を遂げた。しかし、幕府の崩壊は、進んだ「文明」を待たずとも、大政奉還と武力討幕を遂げた。

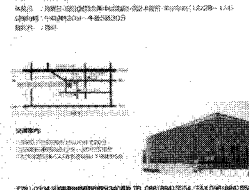


TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

堰と用水路

展覧会 高知市立歴史民俗資料館
開催期間 平成13年9月10日(金)～9月30日(日)
開催時間 9時～17時(入館料0円) 観覧料 大人200円、小児100円
TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

土佐藩・土佐藩士・土佐藩の文化と歴史をテーマにした。堰と用水路の歴史をたどる。土佐藩の文化と歴史をテーマにした。堰と用水路の歴史をたどる。

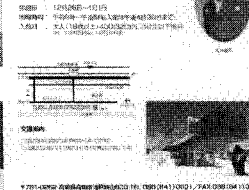


TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

幕末の土佐藩
—山内氏の巻—

展覧会 高知市立歴史民俗資料館
開催期間 平成13年9月18日(木)～11月9日(月)
開催時間 9時～17時(入館料0円) 観覧料 大人200円、小児100円
TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

幕末の土佐藩。山内氏の巻。山内氏の活躍と土佐藩の歴史をたどる。山内氏の活躍と土佐藩の歴史をたどる。

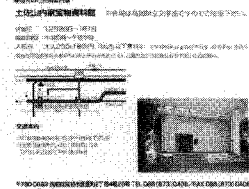


TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

近世大名の誕生
—山内一重、その時代と生涯—

展覧会 高知市立歴史民俗資料館
開催期間 平成13年10月11日(土)～11月1日(日)
開催時間 9時～17時(入館料0円) 観覧料 大人200円、小児100円
TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

近世大名の誕生。山内一重の時代と生涯。山内一重の時代と生涯をたどる。山内一重の時代と生涯をたどる。

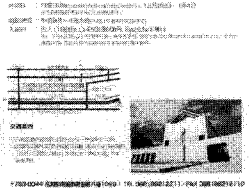


TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

長宗我部元親・盛親の
栄光と挫折

展覧会 高知市立歴史民俗資料館
開催期間 平成13年10月19日(土)～12月1日(日)
開催時間 9時～17時(入館料0円) 観覧料 大人200円、小児100円
TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

長宗我部元親・盛親の栄光と挫折。長宗我部元親・盛親の栄光と挫折をたどる。長宗我部元親・盛親の栄光と挫折をたどる。

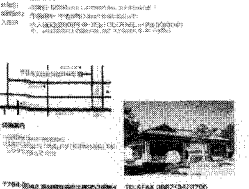


TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

お殿様のくらし
—一家の日常—

展覧会 高知市立歴史民俗資料館
開催期間 平成13年11月7日(土)～12月1日(日)
開催時間 9時～17時(入館料0円) 観覧料 大人200円、小児100円
TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

お殿様のくらし。一家の日常。お殿様のくらしをたどる。お殿様のくらしをたどる。



TEL 087-822-1111 FAX 087-822-1111

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

割引手形

割引手形
割引手形
割引手形
割引手形
割引手形
割引手形
割引手形
割引手形

近世土佐の美術

近世土佐の美術
近世土佐の美術
近世土佐の美術
近世土佐の美術
近世土佐の美術
近世土佐の美術
近世土佐の美術
近世土佐の美術

おあん、婉、お馬…

おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…

おあん、婉、お馬…

おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…
おあん、婉、お馬…

割引手形

「ひとものころ 一土佐の近世」

お殿様のくらし

お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし

再発見高知城

再発見高知城
再発見高知城
再発見高知城
再発見高知城
再発見高知城
再発見高知城
再発見高知城
再発見高知城

お殿様のくらし

お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし
お殿様のくらし

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

ユニークなイベントをおこなったことである。鷹匠の実演は特に人気があったようである。

いずれにしても、このような大規模な試みは、いままで全国的にもなかったとって過言ではないであろう。さまざまな博物館施設にとって、今後の参考になる点が多にあると考える。

報告書のなかで、学芸員会座長の渡部淳氏が詳しい経過については触れているので、再説しないが、そのなかで成果として、設置主体や性格、あるいは方針が違った博物館が連携したことを高く評価している。この連携によって博物館や学芸員の人的・物的交流が本格化し、今後の連携事業への展開の可能性を行政や博物館が確信したという。また、学芸員からも①専門分野の違う学芸員が時間を共有できたこと、②連携することで、ひとつのテーマを立体的に考えることができたこと、③学芸員のネットワークの核ができたこと、④自らは選択しないテーマで新たな勉強ができたことなどの積極的な感想がでてきたという。

そして、課題としては、連携の意義や成果がどれほど県民へ伝えることができたかという問題、すなわち連携企画という新しい博物館の試みを行い、その広報にも前述のようにかなり努めたようだが（地元新聞の「高知新聞」でもこの合同企画の試みを各館担当者の執筆による連載記事として長期間掲載している）、各館の企画展入館者数は伸び悩み、講演会・シンポジウムの参加者も100名余と、連携企画と入館者数の増大とは直接結び付けることができなかった点をあげている。このことは、学芸員や博物館、そして行政にとって意義深い事業であったことは間違いないが、連携企画組織と県民とが「対話」がもてたかどうかという課題に繋がると渡部氏は提起されている。

ところで、四国では1996年2月を皮切りに毎年ほぼこの時期に「四国地区歴史系学芸員・アーキビスト交流集会を開催している。毎年50名前後の参加をみて盛会である。既存の四国地区博物館協議会の連絡組織に頼らない四国の学芸員を中心とした組織である⁽⁶⁾。将来、四国でひとつのテーマをもってなにか合同企画はできないものかと考えているところであるが、その意味で高知県の取り組みの成功は、まさに「光明」といえる。

「連携」と言葉でいえばたやすいが、さまざまな背景を背負っており、博物館同志の足並みを揃えることは難しい。しかし、同時に利点も必ずあるはずである。木塚久仁子氏は、「地域博物館の役割は地域から歴史を見直すことである」と述べているが、まったくその通りであり、地域における博物館の「連携」はその進展に大いに役立つものと考えられるものである。⁽⁷⁾

6. 徳島県立博物館と徳島市立徳島城博物館の共催展の場合

最後に私が勤務する徳島市立徳島城博物館（徳島市教育委員会）と徳島県立博物館との共催事業について報告してみたい。

徳島市立徳島城博物館では、平成13年10月20日（土）から11月25日（日）までの会期で「勝瑞時代 三好長慶天下を制す」と題する特別展を開催した。この展覧会は、徳島県藍住町に所在する勝

瑞館跡と勝瑞城跡が「勝瑞城館跡」として国の史跡に指定されたことをきっかけに、今後の発掘調査及び保存整備を主幹する藍住町教育委員会ならびにそれを指導している徳島県教育委員会の特別協力を得て、徳島県立博物館とともに共催で展覧会をおこなったものである。そこで、「勝瑞城館跡 国史跡指定記念」との冠を関したのである。さらに、関係機関で何度も会議を重ね、徳島の中世後期を表すことばとして鳥居龍蔵博士が使用した「勝瑞時代」(『川内村史』板野郡川内村役場 1937年)を、それぞれの展覧会タイトルの冒頭にかぶせることとした。⁽⁸⁾

知られているように、阿波に本拠を置いた三好長慶は畿内で版図を広げ、一時期天下に覇を唱えた戦国大名で、一方で長慶をはじめとする三好一族は、経済の拠点であった堺の町衆と交流し、茶の湯や連歌に親しむ文化人でもあったことがわかってきている。このような三好氏の畿内での活躍を支えたのが、本国阿波であった。危急の事態が起これば、三好義賢や安宅冬康ら三好一族が阿波・讃岐・淡路の精鋭を率いて畿内へ救援に向かっているのである。

文献資料の乏しい徳島にあって、近年三好義賢の居館とも推定される勝瑞館跡が発掘され、多くの発見がなされ、徳島の歴史に新たなページを加えつつある。そして遺跡の重要性から勝瑞館跡と勝瑞城跡は「勝瑞城館跡」として国の史跡に指定され、保存が図られることになった。

そこで、この時期を逃さず、「勝瑞時代」をキーワードに発掘を担当した藍住町教育委員会並びに徳島県教育委員会の全面的なご協力を得て、徳島県立博物館と歩調を合わせ、共同で同時期に三好氏と勝瑞城館跡に光を当てた展覧会を開催することにしたのである。

当館では、阿波を本拠に畿内で活躍した三好長慶とその一族の動向について展示をした。よって主に県外資料を借用してきた大規模な展示となった。展示内容は、「Ⅰ 堺幕府と三好元長」、「Ⅱ 覇者・三好長慶の雄飛」、「Ⅲ 長慶を支えた三好一族」、「Ⅳ 三好三人衆と松永久秀—長慶没後の三好氏—」、「Ⅴ 三好氏と堺」、「Ⅵ 勝瑞城館跡—戦国大名のくらし—」、「Ⅶ 三好氏の教養—連歌と茶の湯—」のテーマのもと、重要文化財「三好長慶画像」(大徳寺 聚光院蔵)、国宝「洛中洛外図屏風(上杉本)」(国立歴史民俗博物館蔵複製)、国宝「三好長慶書状」(京都府立総合資料館蔵)、「粉引茶碗(三好粉引)」(三井文庫別館蔵)重要文化財「三好長慶書状」(国学院大学所蔵)など145件、約200点余を展示した。入館料大人500円、高・大生300円、小・中学生は無料。入館者数7441人。

一方の徳島県立博物館では、「勝瑞時代—細川・三好氏と阿波—」と題して、細川・三好氏の動向を軸に県内の文献及び考古資料を中心に南北朝時代から戦国時代の阿波について概観できるように展示したもので、勝瑞城館跡の出土品の大半は同館に展示をした。内容は、「①勝瑞前夜(内乱と細川氏の入国、守護所秋月、躍動する民衆世界—支配の基底—)」、「②勝瑞時代(細川氏から三好氏へ、勝瑞の風景)」、「③勝瑞落日(勝瑞の真実、土佐衆侵攻)」である。観覧料は無料。入館者数5605人。

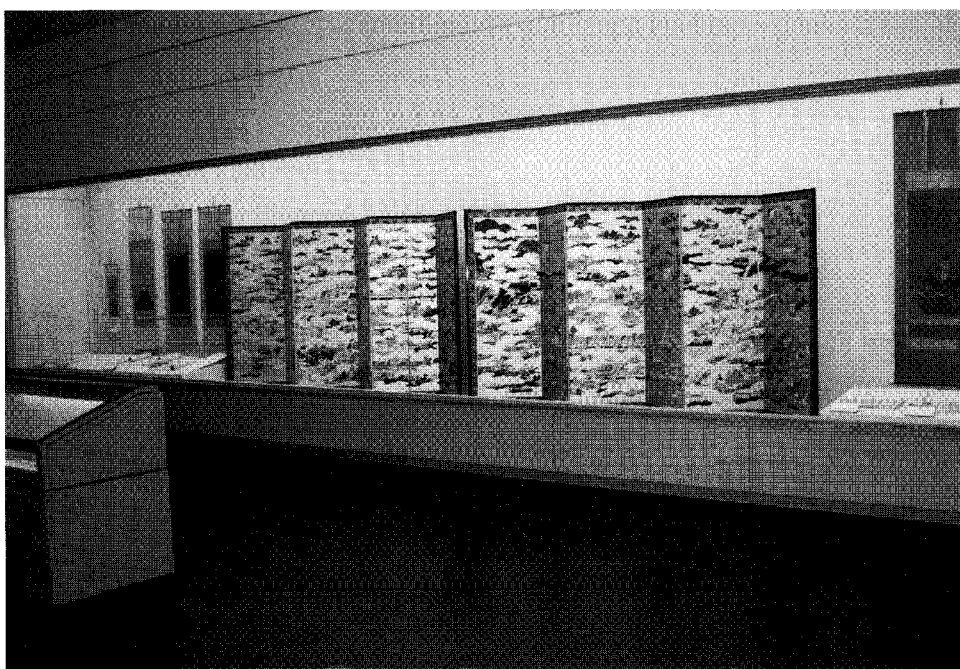
両館の展示は重なるところはほとんどなかった。県立博物館では、阿波での三好氏の動向を、徳

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

島城博物館では、畿内での三好氏の活躍を展示しており、各館の展示は独立した内容にはなっているが、両館の展示を見ることによって三好氏の全体像や今回指定された「勝瑞城館跡」の歴史的意義を理解できるようになっている。今回の両館での展覧会を通じて、三好長慶と彼を支えた阿波衆が天下に覇を唱えた時代に思いを馳せていただくという目的は達成できたものと考える。

普及事業としては、徳島城博物館では、記念講演として11月4日（日）に小川信國學院大学名誉教授による「覇者・三好長慶とその時代」、関連講演として11月9日（金）に吉田豊堺市博物館学芸課学芸第二係長による「戦国時代の堺」、11月11日（日）に筆者が「肖像画を読む—三好長慶とその一族をめぐる画像—」をおこなった。また、展示解説を10月20日（土）と11月23日（祝）に担当学芸員である筆者がおこなった。特に小川信氏の講演会は、100人入ったらいっぱいの中室に250人が詰めかける盛況ぶり、いかに三好氏に対して市民・県民の関心が高いかがわかった。一方の徳島県立博物館では、展示担当学芸員の長谷川賢二氏と発掘担当者である藍住町教育委員会の重見高博氏が展示解説を11月3日（土）と同月18日（日）と2回おこない、各100、40名と多くの参加者を得た。このように関連イベントについては、日時と内容が重ならないように配慮した。

つぎに広報活動について触れる。お互いの館のポスターとチラシに「同時開催」としてお互いの館の宣伝を入れる。地元の「徳島新聞」に「三好氏の宝物」と題して、徳島城博物館、徳島県立博物館、藍住町教育委員会で計7回の連載記事を掲載した。また、地元のNHK徳島放送局で毎週木



徳島城博物館 展示室

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

勝瑞城館跡国史跡指定記念

特別陳列

勝瑞時代

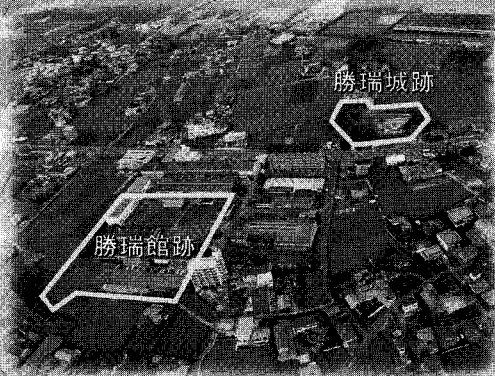
— 細川・三好氏と阿波 —

2001.10.20(土)→11.25(日) 月曜休館

入場無料

開館時間 9:30~17:00

会場 徳島県立博物館企画展示室



主催 徳島県教育委員会
藍住町教育委員会
特別協力 徳島市立德島城博物館

勝瑞城遺跡発掘調査担当者による解説

日時 11月3日(土) 13:30~15:00

11月18日(日) 13:30~15:00

会場 特別陳列会場

講師 重見高博氏(藍住町教育委員会学芸員)

文化の森総合公園

徳島県立博物館

〒770-8070 徳島市八万町向寺山 TEL 088-668-3636 <http://www.museum.comet.go.jp>

徳島県立博物館 展覧会チラシ

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

勝瑞城館跡国史跡指定記念

特別陳列 勝瑞時代

— 細川・三好氏と阿波 —

2001.10.20(土)~11.25(日) 月曜休館

中世後期の阿波を支配した細川氏・三好氏は、室町幕府においても有力な位置を占め、その実権を掌握した時期もありました。近年、本拠地となった守護町勝瑞遺跡の発掘調査が進み、新たな知見が得られています。その価値は高く評価され、勝瑞城跡と、三好氏の居館跡と見られる勝瑞館跡が、併せて「勝瑞城館跡」として国史跡に指定されました。

この展示では、勝瑞の発掘調査成果を中心に、考古資料や文献史料等によって、細川・三好氏の時代を概観してみたいと思います。史跡勝瑞城館跡の歴史的意義をご理解いただく一助となることを願っています。

展示構成

- 勝瑞前夜
内乱と細川氏の入国/守護所 秋月
躍動する民衆世界一支配の基底
- 勝瑞時代
細川氏から三好氏へ/勝瑞の風景
- 勝瑞落日
勝瑞城の真実/土佐衆侵攻

細川成之画像模写図
徳島県立博物館蔵。
原画は丈六寺蔵で国指
定重要文化財。守護所
を勝瑞に置いたのは、
成之が前代の持常であ
る可能性が高い。



勝瑞館跡出土遺物

~同時開催ジョイント企画!~

特別展 勝瑞時代 —三好長慶 天下を制す—

会期 2001.10.20~11.25

畿内に雄飛し、天下に覇を唱えた三好氏の実像を豊富な資料によって幅広く紹介します。

主催	徳島市立徳島城博物館	記念講演会「覇者・三好長慶とその時代」
特別協力	徳島県教育委員会・藍住町教育委員会	日時 11月4日(日) 13:30~15:00
会場	徳島市立徳島城博物館展示室	講師 小川 信氏(國學院大学名誉教授)
観覧料	一般 500円	展示解説
	高校・大学生 300円	10月20日(土) 13:30~14:30
	小・中学生 無料	11月23日(金) 13:30~14:30

お問い合わせ先/徳島市立徳島城博物館 (TEL 088-656-2525)

文化の森総合公園

徳島県立博物館

〒770-8070 徳島市八万町向寺山 TEL 088-668-3636 <http://www.museum.comet.go.jp/>

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

秋の特別展
徳島城博物館「徳島市立」

勝瑞時代

三好長慶天下を制す

2001年10月20日(土) — 11月25日(日)

徳島市立徳島城博物館展示室

勝瑞時代
— 細川・三好氏と阿波 —

会期＝2001年10月20日(土)～11月25日(日) 入場無料
会場＝徳島県立博物館企画展示室 展示時間
毎週の日曜祭典を兼ねる中心に、
細川・三好氏の時代を概観します。 日阿＝11月3日(土) 13:30～15:00
18日(日) 13:30～15:00
講師＝重光隆徳氏(徳島県立徳島城博物館)

主催＝徳島県教育委員会・徳島市教育委員会・徳島市立徳島城博物館
協賛＝徳島大学・徳島県立博物館(TEL:087-829-2828)

徳島市立徳島城博物館 TEL:087-829-2828 FAX:087-829-2800

10月20日(土) 13:30～14:30
11月23日(祝) 13:30～14:30
講師＝徳島学芸員

講演会講演者：松本勉(京大、徳島大学名誉教授) 文芸博士
大島昌彦(徳島大学名誉教授)

開館時間＝午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)
入館料＝大人500円、高校生300円、小中学生無料
(TEL:087-829-2828)

休館日＝毎週月曜日
特別協力＝徳島県教育委員会・徳島市教育委員会

徳島城博物館
〒770-0851 徳島県徳島市東町1番地12(徳島市立徳島城博物館)
TEL:087-829-2828 FAX:087-829-2800

徳島市立徳島城博物館 TEL:087-829-2828 FAX:087-829-2800

徳島城博物館 展覧会ポスター

勝瑞城跡国史館指定記念

勝瑞時代 三好長慶天下を制す

戦国動乱の時代、阿波を本拠とした三好氏は畿内へ版図を止付、天下にその名を轟かせた戦国大名です。「戦国の鬼雄」と呼ばれる三好長慶は、在籍した戦跡で多くの武將と戦い、勝利をおさめた武將でありました。一方で長慶をはじめと三好一族は進取や果敢の海に親しむ文化でもありました。経済の拠点であった堺の開港と交流し、その流通を掌握しました。畿内での三好氏の活躍を支えたのは本國阿波であったとしても過言ではありません。危急の事態が起これば、すぐさま三好義賢や安宅全康ら三好一族が阿波、讃岐、淡路の精鋭を率いて畿内へ援兵に向かっていたのです。

文獻資料の乏しい徳島にあつて、近年三好義賢の居館とも推定される勝瑞城跡が発掘され、多くの発見がなされ、徳島の歴史に新たなページを加えつつあります。勝瑞城跡と勝瑞城跡は「勝瑞城跡跡」として、国史館に指定されました。今後の発掘調査や保存整備の進展によって、阿波の中世史像はより豊かになることと見られます。

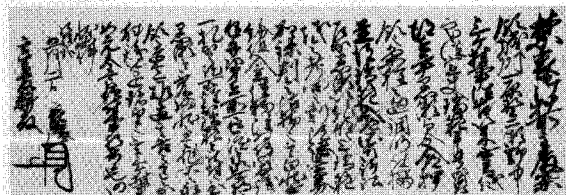
そこで、この度は「勝瑞時代」をキーワードに、愛媛町教育委員会並びに徳島県教育委員会のご協力を得て、徳島県立博物館と共同で同様に三好氏と勝瑞城跡跡に光を当てた展覧会を開催するものです。当館では、阿波を本拠に畿内へ活躍した三好長慶とその一族の動向について展示を致します。本特別展を通じて、三好長慶と接を交した阿波衆が天下に覇を唱えた時代に思いを馳せていただきたいと思います。



大林宗景肖像 室町時代 西条宗景
【11/6-11/25展示】



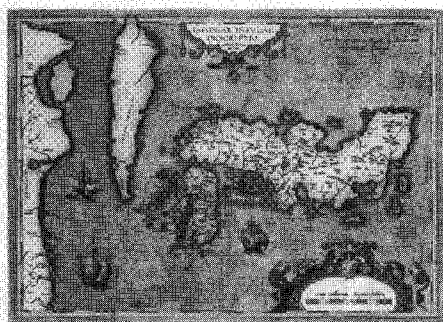
三好長慶肖像 安永宗景 室町時代 西条宗景
【11/6-11/21展示】



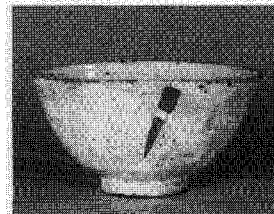
三好長慶取次状 壬生富徳宛 弘治2年5月2日 宮内庁書陵部蔵 壬生宗文書



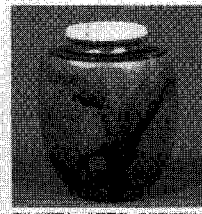
黒身威駒紅白銅丸 室町時代 大坂城天守籠蔵 重要美術品



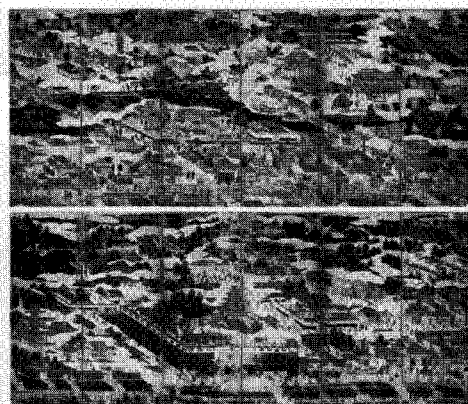
日本図 ティセラノオルテリウス 1596年刊行 堺市博物館蔵



粉引茶碗 (三好粉引) 三好長慶・秀吉所持
室町時代 大名物 (財)三井文庫蔵



唐物南無茶入 北野南無 三好宗三所持
徳島時代 大名物 (財)三井文庫蔵
重要美術品



洛中洛外図屏風 6曲1双 江戸時代初期 堺市博物館蔵 【11/6-11/25展示】

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

曜日に「OURギャラリー」という美術展情報番組にそれぞれの館が出演するので、2度の宣伝になった。このように広報面でも相乗効果はあったものと想像される。

いすれにしても、いままで徳島では、三好氏に関する本格的な展覧会は一度もおこなわれていなかった。また、県内の博物館が協力し合ってひとつのテーマに取り組んだということもなかった。そのような意味で、今回の特別展は画期的な展覧会であったといえる。

ただ、問題点をあげれば、違う自治体が協力することのむずかしさである。学芸員同志や担当する職員では何ら問題なかったことが、組織になると問題になるという点であった。当初は、徳島県立博物館・徳島市立德島城博物館・藍住町教育委員会・徳島県教育委員会の共催と銘打つ予定であったが、徳島県教育委員会が入館料を徴収する団体との共催は困難であるということになり、当館で開催するには事実上は共催であったとって過言ではないのであるが、藍住町教育委員会・徳島県教育委員会を特別協力という形で表記しなければならないことであった。何度も打ち合わせを重ねただけに残念であった。

さて、以上当館と県立博物館での取り組みを述べてきたが、少し現実的な話をしていこう。当館も年々予算が減額されている。他館でも同様の傾向にあるという。一方で生涯学習熱の高まり、学校五日制の完全導入、総合的な学習の導入などにより博物館の役割は高まり、仕事量は確実に増加している。今後の博物館の運営方法として、県立博物館と市町村の博物館の連携、隣接する市町村との連携、あるいは離れた市町村による巡回展の開催などが重要となってくるだろうと考える。共同研究や共同企画展の必要性がある。前述のように、お隣の高知県では山内高知城入城400年を記念して県内の博物館10館でそれぞれの特徴を活かした企画展を開催し、その全館の担当学芸員が集まってシンポジウム「山内一豊入国400年共同企画」を開催した。これは、すばらしい試みである。

よく、似たような展示をほとんど同じような時期に隣接の館でする、どうにかならないかとの意見を聞くことがある。もちろん切り口は違うし、同じ展覧会が続くのもけっして悪いことではない。似たような作品、同じ作品を二度みても感じ方は違うからである。しかし、昨今のご時世を考えると如何に時間や予算、施設を有効活用し、利用者満足感を得ていただくか、と考えた場合。博物館同志による情報交換や協業は必要と考える。

徳島県における大変小さな試みではあったが、ひとつ事例を報告しておきたい。徳島県南部に大里古墳・大里古銭・海部刀にスポットをあてた海南町立博物館というこじんまりとした博物館がある。ここが中心となって「清流海部川 三好和義写真展」という写真展（写真家・三好和義氏撮影）をおこない、その企画を徳島城博物館、そごうデパート、土成町郷土館と県内各地で開催した。海南町の誇る海部川の魅力を県内の方々に理解していただく良い企画であった。これであれば、共通のチラシやポスターを1枚づくり（海南町が経費負担）、あとは作品の輸送だけである。予算

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

の少ない博物館施設でも充分対応できるし、県南の博物館の存在を全県に周知することにもつながり、意義深い企画であった。この事業は、徳島県博物館協議会が開催希望を募って開催した巡回展であり、その意味でも画期的なことであった。

このように考えていくと、話はどんどん膨らむ。たとえば、ある館には展示室はあるが、講演会のできる部屋はない、一方他の館には小さい展示室しかないが、文化ホールの併設施設なので、大規模収容が可能であるとする。同じテーマの展覧会を同時開催し、大きい第一会場で主要な展示をし、小さい展示室を持つ館を第二会場として特徴的な部分を展示し、同館のホールで講演会やシンポジウムを開催し、同一図録やポスター・チラシをつくって共同戦線を張って宣伝を展開する。ふたつの性格の違った館で開催することによって、より小さい予算でも大きな展覧会事業や催しができるのではないかと考える。

7. 博物館「連携」問題をみんなで考える試み

1997年6月22日（日）に千葉県の陸沢町立歴史民俗資料館の主催で、「地域博物館の現在」というシンポジウムが開催された。⁽⁹⁾このシンポジウムは、千葉県内の市町村立の博物館の学芸員が普及事業のあり方、友の会との連携、展示の方法など博物館をめぐるさまざまな問題について、実際の活動状況と問題点を報告し、討議をおこなったものである。鈴江敬氏が、掛け声だけの生涯学習のなかに巻き込まれ、予算の伴わない安易な事業が増えることにより、調査研究にもとづく展示事業がおろそかになっている現状を述べている。これは、いまに始まった問題ではなく、博物館を生涯学習施設として、学校教育との関係などのなかで叫ばれてから増加の一途を辿った問題といえよう。このシンポジウムで、博物館同志の横の連携を発展させる必要性が確認されたとのことである。具体的には、博物館同志での共同企画・講師派遣・広報活動の共同・連絡協議会の発足などがあげられたという。

博物館の「連携」について、同業者同志では折に触れて、議論される場所であるが、地域のひとびと、すなわち博物館を利用するひとびとの意見を聞くことは今後重要になると考える。その意味でこの小さい町での試みは、大変意義深いものではないかと考える。今後、博物館が「連携」していくにしても、利用者のニーズがどこにあるかを把握する必要があるのではなかろうか。

おわりに

以上、博物館の「連携」について、他館や当館での取り組みについて触れてきた。述べてきたように、各地で博物館による共催展示や共同調査が徐々に行われている。現実問題、予算の減少は拒み得ない事実となって博物館や学芸員を襲ってきている。

全国、どこの自治体でも財政難であり、特に東京など大都市は著しいという。財政が厳しくなる

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

と、真先にしわ寄せがくるのが文化関係の予算である。桜井邦夫氏は、「公立博物館の存在意義や事業の継続性などを無視する人がいかに多いことか。その現場で働く者たちの労苦には言い尽くせないものがある」と述べ、⁽¹⁰⁾ 予算の削減だけではなく、行政のリストラの一環として少数職場である博物館からも人員削減が求められているという現状があると指摘されている。

この状況は、そう簡単には好転するとは思われず、悪化することはあっても良くなるとは思えない。例えば、過激かもしれないが、「武器を持たずに戦場に行け！」と言わんばかりの切実した状況、事態が迫っているように思えてならない。しかし、私たち学芸員は手を拱いている訳にはいかない。企画展をはじめとする種々の事業をこなしていかなければならないのである。

すでにおこなっている博物館も多々あると思うが、さまざまな節約をはじめとする所謂、企業努力をおこなっていかなければならない。いままで外注していたパネルや展示台を手作りしたり、美術品専門業者に依頼していた資料運搬を近いところではご所蔵者のご理解を得て公用車で借用にいたりときさまざまな努力していることであろう。しかし、こういった努力にも限界があろう。また、できたとしても小さい企画しかうてないということになる。

そこで、上記の努力と併用するかたちで、博物館同志の「連携」「協業」が今後益々重要になってくると考えるのである。もちろん予算面だけでなく、西国の戦国大名・毛利元就の「三本の矢」の教えではないが、多くの博物館と学芸員の能力を結集させることによって、予算面・事業の企画立案・展覧会活動・教育普及事業・調査研究事業などさまざまな面で、多大な成果を生むことが可能であろう。板橋春夫氏は、大塚和義氏の発言として、より良い展示を心がけるにはスタッフの研究の積み重ね大切であることを述べているが、⁽¹¹⁾ 小規模館では、その「研究の積み重ね」ができない状況にあるのである。調査研究をして展覧会に結実させるというよりは、展覧会のために調査研究をしているというのが実情ではないだろうか。

紹介した「江戸四宿」展に代表されるように複数の館が集まり企画展を実施することは、単独の企画・開催よりも低コストで実施でき、また多くの人々にアピールすることができる。桜井氏も述べているように、この手の企画は学芸員だけの連携では成功しない。事務方の積極的協力が不可欠である。

後藤宏樹氏によれば、現在日本には3000館とも7000館ともいわれる博物館が存在し、まさに博物館「箱物」王国である。人文系の歴史博物館が半数以上を占める。また設置主体別にみると市町村立がやはり半数以上を占める。高度成長期、リゾート開発ブーム、バブルにのって、博物館は観光資源と安易に位置づけられてきた。「個性ある地域づくり」の名のもとにわが町の歴史や文化を伝える博物館が急増するという事態となった。各自治体が博物館を建設したことによって確かに地域の人々に歴史や文化財に対して認識を深めることになったことは意義深い反面、同じような設立主旨をもった中小の博物館が多数林立し、他の博物館と事業が競合して差別化が困難になってい

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

る。さらに少人数の運営になるため、多方面にわたる事業の展開が困難となり、結果入館者の減少に繋がり、結果行政の中における博物館の位置づけも低下するという悪循環も生まれていると指摘する。⁽¹²⁾後藤氏は、この危機的状況を脱するために「地域博物館ネットワーク」の構築が急務と主張する。学芸員の横のネットワークを強化することにより、地域博物館全体の活性化を促進することができるとする。さらにその中から博物館相互の役割分担をおこない、展示といった博物館事業の差別化を図る必要があるとする。行政という枠に留まらない学芸員の相互交流や意識の高揚を絶えずおこなっていく必要をも説く。この後藤氏の指摘は、まさに私がいう博物館の「連携」につながっていくものである。勿論、博物館の相互連携については、定義がある訳でなく、またそれぞれ連携する館の事情（予算や規模・人員）やテーマ、連携内容、地域性によって様々なことが想定されよう。まだ博物館の相互連携は端緒についたところであり、今後の博物館の「連携」の経験の積み重ねのなかで模索していくことになるだろう。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

最後になったが、本稿は博物館の「連携」について思いつくままにまとめた「覚え書」に過ぎない。多くの同業の方々の意見をお聞きしたいというのが、率直な願いである。

(追記)

本稿に記された内容は、徳島市立徳島城博物館の見解ではなく、あくまでも現在おこなわれている博物館の「連携」に関する一般論とそれに対する個人的な見解であることを付記しておきたい。

(徳島市立徳島城博物館主任・学芸員)

註

- (1) 矢島有希彦氏「展示批評 板橋区立郷土資料館特別展「豊島氏とその時代—中世の板橋と豊島郡—」(『地方史研究』271号 1998年2月 地方史研究協議会)
- (2) 桜井邦夫氏「展示批評 「江戸四宿」展をふりかえって」(『地方史研究』253号 1995年2月 地方史研究協議会)
- (3) 西海賢二氏「展示批評 『東海道宿駅制度400年記念特別展』によせて」(『地方史研究』298号 2002年8月 地方史研究協議会)
- (4) 実松幸男氏「動向 博物館活動 「合同葛西用水展」について—博物館相互の連携の事例—」(『地方史研究』297号 2002年6月 地方史研究協議会)
- (5) 『山内一豊入国400年共同企画 企画展・講演会・シンポジウム報告書』(山内一豊入国400年共同企画実行委員会 2002年3月)
- (6) 長谷川賢二氏「四国における学芸員交流の試み」(『月刊歴史手帖』25巻2号 1997年2月 名著出版)、拙稿「四国地区歴史系学芸員・アーキビスト交流集会について」(『史窓』27号 1997年1月 徳島地方史研究会)

さまざまな博物館「連携」の試みをめぐって

- (7) 木塚久仁子氏「書評 歴史学と博物館のありかたを考える会編『歴史学と博物館のありかたを考える会設立十周年記念誌 現場から』を読んで—手をつなぐ学芸員—」(『地方史研究』294号 2001年12月 地方史研究協議会)
- (8) 『徳島市立徳島城博物館 年報』10号(2002年6月 徳島市立徳島城博物館)、『徳島県立博物館 年報』11号(2002年6月 徳島県立博物館)
- (9) 小野英夫氏「動向 博物館問題 陸沢町立歴史民俗資料館・第2回公開シンポジウム 地域博物館の現在」に参加して(『地方史研究』268号 1997年8月 地方史研究協議会)
- (10) 桜井邦夫氏「展示批評 「江戸四宿」展をふりかえって」(『地方史研究』253号 1995年2月 地方史研究協議会)
- (11) 板橋春夫氏「動向 博物館問題 いま博物館はどうなっているのか—シンポジウム「博物館の現代的課題と展望」から—」(『地方史研究』261号 1996年6月 地方史研究協議会)・富坂賢氏「動向 博物館問題 シンポジウム「地域博物館とその未来像」参加記」(『地方史研究』265号 1997年2月 地方史研究協議会)
- (12) 後藤宏樹氏「動向 博物館問題 シンポジウム「博物館の現代的課題と展望」参加記」(『地方史研究』261号 1996年6月 地方史研究協議会)
- (13) 井上潤氏「博物館の連携—飛鳥山三つの博物館を中心に—」(歴史学と博物館のありかたを考える会編『歴史学と博物館のありかたを考える会設立十周年記念誌 現場から』2001年7月)。井上潤氏は、東京都北区飛鳥山の紙の博物館・北区飛鳥山博物館、渋沢記念館の3館で構成される「飛鳥山三つの博物館」の活動について紹介されている。共通テーマによる講演会やイベントの開催、広報活動、「3館共通券」の発行などをあげている。しかし、氏は特に官民の「連携」には、「対等」の立場が必要と指摘している。
- (14) 杉山正司氏「展示批評 合同企画展『中山道』をみて」(『地方史研究』302号 2003年4月 地方史研究協議会)によれば、中山道開設400年に際して板橋区立郷土資料館「開設400年 中山道—板橋宿、江戸の出入口—」、埼玉県立博物館「開設400年 中山道—武州往来—」、長野県立歴史館「開設400年 中山道—信濃26宿と間宿—」、岐阜県博物館「中山道—街道400年—」、野洲町立歴史民俗資料館「中山道400年記念 近江中山道」、草津街道交流館「中山道—みやげとうまいもの」の合同企画展が開催された。開催時期を同日開催にしたり、200頁をこえる合同図録を制作したりとさまざまな工夫がなされたようである。

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

A research for practical use of replicas in historical museums

原 あゆみ
Ayumi HARA

はじめに

今日、博物館に足を運ぶと、その多くの展示でレプリカが利用されている。特に歴史系博物館でのレプリカ活用は顕著であり、その普及率はかなり高い。この背景として、近年のレプリカ製作技術の向上が挙げられることは多くの研究者が指摘するところである。完成度の高いレプリカは展示内外に十分耐え得る資料であり、質的問題からレプリカの使用を躊躇する理由はもはや無い。故にレプリカは博物館活動にとり如何様にも活用の幅が見出される資料として、必須とも言える地位を築き始めている。

現在では展示室内外で活用に供されるレプリカだが、その研究史を紐解くと、当然の如く実物資料の保存の観点から述べられていることが多い。この資料保存を第一義に、教育、研究、展示資料としてのレプリカ論が今日まで展開されている。これらレプリカ論は、理念に加え、活用事例が多く紹介され、資料論としてのレプリカ論は論議され尽くした観も確かにある。しかし実際の博物館展示に於けるレプリカの現状は如何であろうか。残念ながら、これまでのレプリカ研究を参考とした確固たる理念に基づいてレプリカを扱っている館は非常に稀ではないか。

そこで本稿では、博物館の中でもレプリカが多用される歴史系博物館を対象とし、その展示に於けるレプリカ活用の現状について分析を行った。分析方法としては、活用形態ごとに作成した項目に沿ってデータを取り、具体的な数値を表す統計法を採用する。客観的な数値を出すことによって、今まで見えてこなかった活用についての問題点や改善点を見出すことを目的としたためである。以下では、この分析結果から抽出した問題を研究史等と照らし合わせながら、レプリカ論を多少なりとも展開させることを目的とする。

第1章 レプリカ研究史

今や博物館には必要不可欠な資料であると言えるレプリカだが、その必要性は以前から叫ばれており、博物館資料としてのレプリカの意義や活用について様々な研究が為されてきた。ここでは、レプリカの活用に於ける研究史に的を絞って概観していきたい。その上で、レプリカの利用に関する

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

る問題点をまとめ、現状の分析へと移りたい。

〈研究初期〉

レプリカの必要性は、既に1906年発行の雑誌『國華』^(註1)に於いて述べられている。そこでは、「美術品の模造」と題し、「美術研究にとりて其の原物の研究が最も肝要なる可きは論を俟たずと雖も、是れ廣く一般人士の得て望む可からざる所にして、博物館の如き公衆の容易に觀覽し得らるゝ場所の如きも、なほ其の所在地の遠隔なる場合に於いては、之を目睹すること難し。況や一私人の珍襲品に至っては、研究者が欲する時期に於いて、欲する場所に於いて之を鑑賞せんことは、通常出来難きことゝ云ふも不可なし。吾人は此等個人の襲藏品が漸次心安く博物館等に出陳せられ、富豪貴紳の輩が其襲藏する美術品の鑑賞を、衆人と共に相楽しむの日到らむことを熱望するものなりと雖も、一方に於いては此等美術品の正確なる模造品を作り、以て各文藝研究の中心地の博物館等に常備せんことを欲するものなり。」と述べ、普段は目にすることの困難な美術品のレプリカを製作し、博物館に展示する必要性を説いている。

資料保存の観点から、博物館に於けるレプリカの重要性を述べたのが浜田耕作である。浜田はその名著『通論考古学』^(註2)に於いて、「遺物に対する各種の保存法を講ずることは、其の遺物の保存に若干の生命を延長するを得可きも、火災、盗難、其の他自然の破壊力を絶對的に防遏することは不可能なり。之に対しては一方記録に由る保存の途を講ずると共に、該遺物の模造複製 (replica) を一個若しくは数个製作して、之を各地に配布する時は、其の原物亡失する場合あるも、複製によりて、其の原物を髣髴せしむることを得可し。」と述べ、実物資料のレプリカを製作することで、原物が紛失した場合に備えるよう述べている。

また、レプリカの重要性を教育の観点から捉えたのが後藤守一^(註3)である。後藤は「博物館が社会教育に乗り出す以上、缺失部の多い実物よりも寧ろ、復元模造されたものがより多く教育価値があり、百萬言を連ねるよりも、模造にしても形を具えたものゝ方が、より有効であることは明らかである」と述べ、特に歴史博物館では、一般の人々が理解し易いような展示をするべきであるとし、欠損部の多い実物資料よりも、復元模造のような形を具えたものの方がより教育価値が大きいとしている。

このように、早くからレプリカ活用の原点とも言える保存・教育等に於ける必要性が示された。これらの研究は、博物館に於けるレプリカ資料の重要性を他の博物館研究者に広く知らしめたという点でも高く評価されるべきものであろう。しかし元来、保存・教育といった側面は、レプリカそのものが持つ性格として生来的要素とも言うべきものである。故にこれら初期の見解が、「レプリカの理念」に関して多大な影響を及ぼし、現在に至るまでそこから抜け出せないでいることもまた事実であろう。

〈発展期〉

以後、これらの研究を発展させる形で、レプリカ活用についての研究が増加していくが、それま

で“実物の代替品”という立場から抜け切れなかったレプリカが、次第に一博物館資料としての位置付けを与えられるようになっていった。また、一つの潮流として、実際に物に触れることで教育効果の増大を図る“ハンズ・オン”の概念が取り入れられるようになり、博物館研究でも“ハンズ・オン”に於けるレプリカの有効性について論じられるようになった。こうして今まで主に資料保存の観点から用いられてきたレプリカが、次第に体験資料としての地位を獲得していくのである。

大橋桃之輔は視覚障害者に対する触察資料としてのレプリカ活用について、実際の活動をもとに述べ、視覚障害者の人々が博物館に訪れ、学ぶことの出来る資料の充実を図る必要性を述べている。^(注4)

また、博物館の系統展示に於けるレプリカ活用について述べたのが加藤有次である。^(注5)加藤は、「一般に、複製する動機は、資料の保護・研究・鑑賞等、いわゆる展示活動の目的を助長することにある。ことに博物館では、類似資料の僅少なことから、どの館園でも十分な目的意識をもった系統的展示を実施することはできないので、その補助資料として複製資料の活用の範囲はきわめて大きい。」と述べている。ここで加藤が系統的展示に於けるレプリカ資料の必要性を述べていることは示唆的である。すなわち博物館展示というものは、いかにテーマを厳選した系統的展示といえども、生来的に広範な面的広がりを生じさせることは必須であり、全ての資料を完備することは困難である。故に、必要資料の欠如したその場面に於いて、複製が重要な役割を持つてくることになるのである。この複製資料の特性を積極的に利用した館として、国立歴史民俗博物館が挙げられよう。国立歴史民俗博物館では、テーマ別の研究に基づく展示を行っている。そのため、その研究内容を十分に説明出来る資料を用いることが必要で、この研究内容に沿っていなければ、いかに一次資料といえども使用はせず、最も適切だと思われるレプリカ資料を展示しているのである。これはまさに加藤の見解に合致する例であろう。

岡田茂弘は博物館に於けるレプリカ活用についてその長所と短所を簡潔に述べている。まず長所としては、レプリカの耐久性を挙げ、長期展示に耐え得るため常設展示品として有効であること、またレプリカは原品から失われた情報を再生させることが出来るため、復元製作が可能であることを挙げている。一方短所としては、レプリカは原品の保持する情報を一部しか写していないため、形や色彩は似ていても材質や風化程度は伝えることが出来ない上、原品に備わる美や迫力も伝えられないとしている。しかし、レプリカは原品の持つ情報の写しが不完全でも、写真や図面等二次元的資料に較べれば、はるかに豊富な情報を保持しているため、「その属性の限界と効用を理解して利用するなら、レプリカは博物館資料として立派に活躍できる」と述べている。^(注6)

レプリカ活用の可能性について体系的にまとめた青木豊は、レプリカ製作の目的は一次資料の保存が第一義であるとし、展示に於いては教育を目的とした場合に極めて大きな役割を果たすものであることを強調している。そしてレプリカ製作を行う際は「資料の劣化を考慮し、随時補給でき得るためにも、また資料が一度に数ヶ所で用いられることも想定すべき」であり、「博物館に於いて

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

は同種多資料であることが望ましい」と述べている。^(注7)

さらに青木はレプリカの博物館展示に対する取り扱いの問題にも言及している。まず、レプリカ資料を展示する際のキャプションの在り方について触れ、原資料が他館収蔵資料のレプリカに関しては、収蔵館名等と共に模造・レプリカと明示しなければならないが、あくまで自館収蔵資料のレプリカに限っては、模造・レプリカという表記はしなくても良いのではないかという提案をしている。これは、レプリカ表示を行わないことで、見学者の観察心や鑑賞力が衰退することを防ぐことを目的としている。

また、他館収蔵資料のレプリカを製作することについては、欠如する資料を補うという意味に於いては好ましいが、それが研究目的ではなく、常設展示に用いるために行われることには疑問を投げかけている。博物館の収蔵資料というものは、各博物館の特徴を示すものであり、同時にその博物館にのみ存在することに意義があるという観点から、「他館収蔵品のレプリカは常設展示すべきではなく、当該地域の資料を駆使して展示を行うべきである」と述べている。ここに於いて、青木はこれまで多く述べられてきた体系的なレプリカ論に対して、より具体的な側面からレプリカ資料活用の問題点を提起しており、上記で述べた初期の研究に於ける“レプリカ理念”から一歩踏み出した視点でレプリカ論を展開させている。

これらの研究からは、レプリカが一次資料の補助的な役割を抜け出して博物館資料としての市民権を得たように思われるが、未だ“偽物”というイメージを払拭しきれていない感がある。また、各地での博物館の増設に加え、文化財としての実物は現地で保存することが最善であるとする“現地保存主義”が国際的にも叫ばれるようになり、資料不足が深刻な問題となった。さらには、近年のレプリカ製作技術が一段と向上したことにより、レプリカを必要以上に多用する博物館が増加し始めた。

山本哲也は青木の論を引き継ぐ形で実際のレプリカ展示から問題点を抽出し、今後のレプリカ展示の方向性について具体的に述べている。山本は不用意なレプリカ展示は本来資料の持つ情報を正確に伝えるどころか、逆にレプリカの存在意義すら危うくするものにしてしまっていることを指摘し、「レプリカは、現在の高度な製作技術に頼っていかなる資料も製作されて良いとは思われず、資料の吟味、製作する最良の状態の維持が必要で、さらに製作費用の考慮に入れた上での判断も必要なのである。そして、その製作意図を明確にしなければならない」と述べている。^(注8)

また、レプリカの評価が思わしくないのは展示方法に問題があるとし、他館収蔵資料のレプリカの濫用とレプリカ資料のキャプションの在り方によってレプリカ軽視の傾向が少なからずとも解消されるのではないかと結んでいる。このレプリカのキャプション表示については、青木の論（“レプリカ”表示の撤去）に賛同しているが、さらに、レプリカ資料の展示形態が推定復元の資料のみの展示、または実物資料との並列展示の場合に限ってはレプリカ表記は必要であるとしている。ま

た、隣接諸地域や遠隔地域に於ける資料の比較展示に関してはレプリカが有効であるとして、他館収蔵資料のレプリカ展示の意義を展示領域の点から述べている。

村上義彦は通史展示に於けるレプリカの有効性を指摘している。^(註9)歴史展示中、通史展示については、あるストーリーの下に構成されており、その中で用いる資料はよほどのことがない限り変更されることがない。そして用いる資料も、公開期間に制約の多い文化財の場合は展示に加えることは困難である。このような場合に展示の完成を可能にするのがレプリカ資料であると述べている。

小島道裕は博物館に於けるレプリカの意義を技術的側面から捉えることで、その性格と限界を明確にし、研究や展示に於いてどのように用いることが可能かを考察している。^(註10)小島は、近年のレプリカ製作技術の向上を否定的に見ており、レプリカ資料は原品の持つ情報の転写は自動的な方法では行われておらず、その製作作業は多くの点で人間の目と手を介して行われているため、それに伴う誤差が必ず生じると指摘している。このように一部の情報しか写し持っていないレプリカは、展示に用いる場合には単体の資料としては扱うべきではなく、比較展示やその資料の持つ一面のみの抽出（例えば使用痕や出土状況等）といった特定の展示シナリオ中でしか意味を持ち得ないことを強調している。

さらに、情報の転写が不完全なレプリカは、本質的に研究の対象とはなり得ないと断じており、研究資料に用いるならば、同一種類の資料に於ける比較研究が唯一の有効利用であると述べている。一方で、遺物の製作技法の復元という側面での資料研究に於けるレプリカ製作の可能性も示している。このように、小島は増加するレプリカの持つ危険性に対する警告を発している。

また、石森秀三は近年必要以上にレプリカを用いた展示が主流になる傾向が強いとして、安易なレプリカ使用に警鐘を鳴らしている。^(註11)

第2章 研究史から導き出されるレプリカ資料の活用とその改善策

レプリカ論に関しては、先哲の研究の積み重ねがある。それらをまとめると、レプリカ資料利用の具体的条件と、改善策あるいは提案と言うべきものに大別される。以下にこれまでに指摘されてきたところをまとめる。

《レプリカ資料利用の具体的諸条件》

○保存のための使用

資料はいかに設備が整った場所で保管されていても劣化の進行は免れない。また、不測の事態（火事、盗難等）に於ける消失ということも考えられる。このような事態を想定して、実物のレプリカを製作する必要が生じる。また、資料の保存と展示は一般に矛盾関係にあり、状態の良くない資料、あるいは展示することで状態が悪化する可能性の高い資料に関しては、代わりにレプリカを

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

展示することでその欠落を補完することが出来る。

○研究のための活用

実物がもつ情報を立体的に写し取ったレプリカは、資料の保存や展示だけでなく、研究に於いてもまた効力を発揮する。研究過程で劣化が進行してしまう資料や、保存上実物での研究が困難な場合、そのレプリカを用いることでこれを可能にするものである。また、石器の使用痕等一部を対象としたレプリカや、土器の刳圧痕から反転させてレプリカを取る等、特定の一部を研究に供する場合でも有効である。

○教育（体験学習・触察資料）のための活用

博物館では、展示してある資料を実際に自分自身の目で見て周るというスタイルが一般的だが、視覚以外の感覚、即ち嗅覚・聴覚・触覚・味覚等五感に訴えるような展示資料は教育効果をさらに高める意味でも大変有効である。しかし、実物資料のほとんどがケース内に展示されており、まして一般客が直に触るということは、保存上不可能に近い。そこで、実物資料に替わってレプリカを用いることで、直にその形状や材質、大きさや重量、硬さ、温度等はるかに多くの情報を得ることが出来る。このような方法は主に体験学習で用いられている。また、物足りない思いをしながら説明を受けていた視覚障害者への触察資料としても大変有効である。（これは教育の範疇で語るべきことではないかもしれないが、暫定的に当分類とさせて頂く）

○通史展示での補助

現在、歴史系博物館では、多くの館で通史展示が行われている。通史展示は時間の経過と社会の変遷を、資料を用いることで視覚的に理解出来るように構成されている。そのため、必然的に資料の重複が生じ、全てに実物資料を用いることはほぼ不可能に近い。また、資料の中でも、公開期間に制約のあるものや、保存上用いることが困難であるものも少なくない。そこで、欠如部分をレプリカで補うことで展示を完成させることが出来る。

○比較展示としての活用

比較展示は、同じ種類に属する資料を複数集め、その違いや特性について系統的な展示を行い、変遷や地域差といった情報を提示するものである。ここで用いる資料は、通史の箇所ですべたような理由から、その全てに実物資料を用いることが困難な場合もあり、そこでレプリカを用いて比較の対象とする。

○一度に複数箇所での使用に対応

十分な博物館活動を行うためには、収蔵資料は同種多資料であることが望ましい。資料の保存・研究・展示・教育という博物館機能各々で一点ずつ必要になった場合に対応するためである。

《レプリカ資料使用の改善策》

○キャプションの問題

今日製作されているレプリカは精度が高く、情報を得る際に見学者に誤った理解や混乱を与えることはまず在り得ない。故にキャプションに“レプリカ”と明記していなくても誤解を招くようなことはなく、むしろレプリカ表記をすることで、見学者の観察心が低下する恐れすら考えられる。そこで、自館収蔵資料のレプリカに限ってはレプリカ表記は不要である。または、一括して他の場所（リーフレット・図録・表示板等）へ表示するほうが良い。

○製作意図の明確化

レプリカは安易に製作するのではなく、どの資料をレプリカ製作するのか、資料のどの状態が最もレプリカ製作をする意義があるのかを十分考慮した上で製作、展示が行われなければならない。これを怠ると、レプリカの博物館資料としての存在意義が危うくなってしまふ。このような事態を防ぐためにも、見学者に対してレプリカ製作の意図を明確にするべきである。

○他館所蔵資料のレプリカ製作禁止

博物館資料というものは、各博物館の特徴を示すものである。故に他館収蔵資料のレプリカを、研究目的ではなく常設展示に用いることは、その博物館の特徴の消去にもなりかねない。あくまでもレプリカ製作するのは自館所蔵資料に限り、当該地域の資料を展示に用いるべきである。ただし、国立博物館に収蔵・展示されている資料については、都道府県や市町村の博物館でも展示されることが望ましいため、この限りではない。

第3章 本稿で扱う“レプリカ”の範囲

“レプリカ”という用語は、実は非常に曖昧で、はっきりした定義が無いと言っても過言ではない。では、これまでどのような解釈が為されてきてのだろうか。

博物館資料論の中でレプリカが語られる際、実物資料である一次資料に対し、一次資料の記録として人工的に製作された二次資料という枠組みの中に位置付けられている。この二次資料は、文部省告示による『公立博物館の設置及び運営に関する基準』（1943）の第6条4項に「博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という）を収集し、保管するものとする」とあるように、一次資料と共に博物館資料を構成する一要素である。この中で述べられているレプリカは、一般的に“複製”か“模造”という語で示されており、両者の内どちらを用いるかは研究者によって異なっている。また、博物館展示でのレプリカのキャプションに於いても同様であり、中には一つの博物館展示中“複製”と“模造”の両者を明確な区別がないまま用いている館も見られる。

本章では、これまで述べられてきたレプリカの定義から、本稿で扱うレプリカの範囲を設定した

い。まず、各研究者の見解はどうであろうか。

加藤有次（『博物館学序論』1977）

- ・複製…直接資料を模倣すること
- ・模造…平面的な複製製作をする模写に対して、実物を対象とする立体的な複製をいう。

小島道裕（『博物館とレプリカ資料』1993）

- ・レプリカ…原寸大で原品を複製したもの。「複製品」という用語とある意味では同義であり、その違いは明確ではないが、原則として原寸大の物を指し、主に博物館に於ける展示等に用いられ、そのための質を備えたもの。

倉田公裕（『新編博物館学』1998）

- ・立体資料…模造・模型・複製
- ・平面資料…模写・複写・拓本・写真・実測図

青木豊（『博物館資料論』1999）

- ・複製…平面的資料の模倣。立体的な複製である模造とは本来区別されるものであるが、両者は同義語として使用される。
- ・模造…立体的な複製。中でも型取り模造が一般的にレプリカと呼ばれるものである。

以上、代表的な見解を挙げた。多くの研究者は資料の形態によって、平面的資料を“複製”、立体的資料を“模造”と区別しているようである。しかし、“レプリカ”という言葉については青木と小島以外は明確には定義していない。複製＝レプリカ、あるいは模造＝レプリカ、さらには両者をまとめて“レプリカ”と呼んでいる研究者も多い。こうなると“レプリカ”の定義は曖昧なものであると言わざるを得ない。

しかし、ここで問題となるのが実際の博物館展示で用いられている“レプリカ”である。博物館で“レプリカ”という表記がされている資料を見ると、実物資料の形状を忠実に再現した資料に用いられ、立体的資料だけでなく、文書や絵画等の平面的資料にも同様に用いられていることに気付く。また、両者を共に“複製”と表記している博物館も数多い。もちろん中には、上記の分類のように“複製”と“模造”を使い分けている博物館もあるが、前者の方が圧倒的に多いことは明らかであろう。

さらに、資料論の中では資料の形を基にした分類が為されており、実際博物館で展示を見る者にとってはあまり意味を為さない。従って本稿に於ける“レプリカ”の範囲は、立体資料・平面資料の区別はせず、展示資料全般とする。ただし、形状、法量、色彩等を実物に忠実に再現したものに限り、縮尺が自由に変えることが出来る模型は含まない。

以上を基に、レプリカ活用の現状分析に入りたい。

第4章 各館の現状分析

第1節 レプリカ現状分析の方法

具体的分析作業に移る前に、本節に於いてその分析方法等を明示することとする。

レプリカの現状分析に当たって対象とする博物館種は、歴史系博物館であることは前述の通りである。故に具体的レプリカ資料としては、考古学・民俗学等の立体的レプリカ資料や文書・絵画等の平面的レプリカ資料を調査対象とする。地域は、大規模から小規模の博物館がバランスよく分布する東京都・神奈川県域を選択し、任意の20館を調査した。調査を実施した博物館は以下の通りである。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 江戸川区立郷土資料室 | (2) 江戸東京博物館 |
| (3) 大磯町郷土資料館 | (4) 神奈川県立歴史博物館 |
| (5) 川崎市民ミュージアム | (6) 相模原市立博物館 |
| (7) 三殿台考古館 | (8) 品川区歴史館 |
| (9) 新宿区立新宿歴史博物館 | (10) 逗子市郷土資料館 |
| (11) 世田谷区立郷土資料館 | (12) 東京都埋蔵文化財センター |
| (13) パルテノン多摩 | (14) 平塚市立博物館 |
| (15) 府中郷土の森博物館 | (16) 文京区ふるさと博物館 |
| (17) 港区立郷土資料館 | (18) 大和鶴舞の里歴史博物館 |
| (19) 横須賀市自然・人文博物館 | (20) 横浜市立歴史博物館 |
- (以上20館)

具体的調査方法としては、展示中に於けるレプリカ資料の統計調査を実施した。分類項目としては11項目を設定したが、これは“どのような理由でそのレプリカ資料が展示に用いられているか”を理由別に分類したものである。当分類項目は、研究史を基にして、実際に各館を調査しつつ帰納的に設定していった所産のものである。また各資料の分類の際には、館員に理由を尋ねるのではなく、解説パネル・キャプションからその情報を得て分類作業を進めた。これは本論で論述していくことになるが、一般観覧者がレプリカの情報を適切に得ることが出来るかが、今回の調査目的の一側面ともなってくるためである。

また各項目で使用する“地域”とは、博物館の立地する市町村の行政域を示す。県単位の博物館の場合は、県域を地域とする。東京都の場合は、区と市町村を同レベルとして扱う。

それでは以下に各分類項目と、その内容を簡略に記す。

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

*注意点…基本的にレプリカ表記は無い。「市民ミュージアム所蔵」表記の資料は実物であり、他機関所蔵の資料がレプリカということである。

「復元」として古墳時代の鏡があるが、製作当時の状態を推定して製作した「復元複製」の作りであり、複製と呼べるのものである。

「4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示」が多いが、その多くは民俗資料である。

「6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示」の内訳は、発掘調査機関所蔵3点、寺社保管4点、個人蔵4点、大学機関所蔵8点である。

*用語と使用回数…無表記101・復元1

*レプリカ数量…102点

【事例6】 相模原市立博物館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	1
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	10
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	1
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	6
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	0
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	10
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	1
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	0

*注意点…キャプションには、所蔵先とレプリカ表記が共に有る。

「5. 当地域文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示」は、旧石器時代礫群の型取りである。

*用語と使用回数…複製28

*レプリカ数量…29点

【事例7】 三殿台考古館

国指定史跡である三殿台遺跡出土資料を中心に縄文時代～古墳時代の資料を展示している。レプリカ資料の展示は無い。

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

【事例8】 品川歴史館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	1
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	4
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	1
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	16
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	12
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	0
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	2

*注意点…模型2点の内片方は古墳時代のカマドであるが、模型というよりは復元模造といえる。また、もう片方は人物埴輪でやはり復元模造といえることから、両者とも複製の範疇に入ると見なせる。

「11. 体験のためのレプリカ展示」の2点は、電磁石を用いた土器パズルと、実際に触ることを目的とした資料である。土器パズルはレプリカを用いた立体的なものであるため、レプリカの範囲に加えた。

*用語と使用回数…複製29・復元2・模型2・レプリカ1・土器パズル1

*レプリカ数量…35点

【事例9】 新宿区立新宿歴史博物館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	1
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	0
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	0
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	1
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	0
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	6
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	1
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0

11. 体験のためのレプリカ展示

0

*注意点…キャプションに所蔵先の記載がないものが多い。

「5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示」として古墳時代のカマドの模型があるが、これは所謂“計測模造”の作りであり、複製と見なせる。

「2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示」することは、非常に意義有なレプリカ使用例と言えよう。ただし残念ながら、企画展展示物のキャプションにはレプリカ表記は無い。

*用語と使用回数…模型 1・複製 7・無表記 1

*レプリカ数量…9点

【事例10】 逗子市郷土資料館

展示資料の主なもの、徳富蘆花に関する文献や民俗資料、考古資料であるが、レプリカ資料の展示は無かった。

【事例11】 世田谷区立郷土資料館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	0
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	0
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	0
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	1
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	8
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	0
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	0

*注意点…レプリカ表記と原資料が何であるかということが記載されている。

「6. 当地域の係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示」は、重要文化財に指定されている野毛古墳出土の石棺である。その重要性から実物は東京国立博物館所蔵である。

「7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）」が圧倒的に多い。

*用語と使用回数…レプリカ 4、複製 5

*レプリカ数量…9点

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

【事例12】 東京都埋蔵文化財センター

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	0
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	0
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	0
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	1
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	0
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	0
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	0

*用語と使用回数…模造 1

*レプリカ数量…1点

【事例13】 パルテノン多摩

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	0
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	0
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	0
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	1
7. 当地域に関係する文化財だがレプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	6
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	0
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	0

*注意点…「複製」「模造」と、レプリカ表記は有り。ただし原資料の所蔵先が記載されていない場合が多く、レプリカ使用の理由が記載されていないものも多い。

また当地域古墳に“埋葬されていたのでは”と考えられる大刀を、近隣の古墳埋葬大刀から復元、「模造」として展示しているが、これは観覧者の誤解を招く可能性がある。

*用語と使用回数…模造 1・複製 6

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

*レプリカ数量…7点

【事例14】 平塚市立博物館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	1
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	7
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	0
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	1
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	0
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	0
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	0

*注意点…キャプションには、原資料の所在とレプリカ表記が記載されている。

キャプション表記には、「レプリカ」と「複製」の使い分けがあるが、理由は不明。ちなみに「複製」表記は、石像資料1点のみ。

*用語と使用回数…レプリカ8・複製1

*レプリカ数量…9点

【事例15】 府中郷土の森博物館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	3
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	7
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	2
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	8
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	0
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	12
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	0

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

*注意点…複製・所蔵先の表記有り。

「3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）」の3点は文書・絵画資料であり、保存のためということが薄々感じられるが、キャプション中にはその旨が記載されていない。

「5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示」は、旧石器・縄文時代の石器出土状況。

*用語と使用回数…複製19・参考品10・レプリカ1・無表記2

*レプリカ数量…32点

【事例16】 文京ふるさと博物館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	1
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	0
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	0
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	12
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	5
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	0
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	2

*注意点…「11. 体験のためのレプリカ展示」は2点とも土器パズルであり、レプリカを用いた立体的体験資料であるため、レプリカの範囲に加えた。

*用語と使用回数…複製18・土器パズル2

*レプリカ数量…20点

【事例17】 港区立郷土資料館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	0
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	0
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	0
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	0

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	5
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	0
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	0
*注意点…レプリカ表記と原資料名は記載があるが、所蔵先と理由は記載がない。全て個人蔵とのことである。	
*用語と使用回数…レプリカ 5	
*レプリカ数量…5点	

【事例18】 大和鶴舞の里歴史資料館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	0
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	0
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	0
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	2
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	1
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	0
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	0
*注意点…複製・所蔵先の表記有り。	

「葛飾北斎画・鎌倉江ノ島大山新坂往来双六」という資料の一部には、大和付近の地名も描かれている。この場合は、一応「当地域に関係する文化財」という立場を採るが、その分類は難しいかもしれない。

*用語と使用回数…複製 3
*レプリカ数量…3点

【事例19】 横須賀自然・人文博物館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	0
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	0
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	0
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	0
7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	3
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	0
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	0
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	0

*注意点…2点は磨崖仏の複製2点であるが、所蔵先が記載されておらず、資料の性質上「5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示」に該当する可能性もある。

無表記のものが1点あるが、これは絵巻物であり、よく見ると印刷物を張った痕跡が認められることから複製と判断した。

*用語と使用回数…複製2、無表記1

*レプリカ数量…3点

【事例20】 横浜市立歴史博物館

1. 当館所蔵で、保存のためレプリカを展示	0
2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示	0
3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）	2
4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示	15
5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示	1
6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示	17
7. 当地域に関係する文化財だがレプリカ展示（所蔵先と理由は不明）	2
8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示	48
9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示	1
10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示	0
11. 体験のためのレプリカ展示	3

*注意点…レプリカ表記と原資料所在を表記している。出土地等の記載はあるが、所在不明・理由不明のレプリカ展示が数例見られる（図録にも記述無し）。

「6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示」の使用事例の多さが目を引くが、多くは、調査機関所蔵となっている。これは調査者がそのまま保管しているためと考え

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

られる。

「8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較・参考展示のためレプリカを展示」の使用事例も特に多い。ただし、同範鏡等のレプリカの比較使用は肯定されよう。また、たとえ他地域出土・他機関所蔵でも、当地域に関係する記載のある文書等も好例である。

「5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示」は、旧石器時代礫群の型取りである。

また当館の特徴として、体験のためのレプリカ展示室、所謂“体験コーナー”があり、常に多くの観覧者が楽しんでいる。この試みはレプリカの積極的使用と評価される。ただ惜しまれるのは、横浜市域文化財にあまり関係の無いものが多いということか。ハンズ・オンが全て肯定されるわけではなく、資料の選択が必要なことは言を待たない。やはり展示資料に即したモノが望まれよう。

*用語と使用回数…複製65・模造19・復元模造1・無表記6（内3点は体験資料）

*レプリカ数量…88点

第3節 レプリカ展示の諸相

第2節で行った各館分析の全体的な結果について、分類項目ごとに簡略にまとめる。

【1. 当館所蔵で、資料保存のためレプリカを展示】

調査した博物館展示全てがこの項目には当てはまらなかった。これは対象が歴史系博物館に限定されたことで、劣化する要素の強い美術品が少なかったためであろう。史料劣化を極端に恐れる館は意外に少ないのかもしれない。また調査の意図として、見学者の目から見た場合、どのような理由でレプリカを用いているかということが明確に示されているかどうかを探る目的でキャプション表記と解説のみを判断の対象としたためであろう。

【2. 当館所蔵で、常設・企画の両展出品のためレプリカを展示】

調査した期間中、常設展示と共に企画展示を行っていた館は3館あったが、この項目に当てはまったのは1館であった。もう2館は、レプリカは用いず、展示台上に「特別展に出品中」とプリントされた用紙が提示してあった。

【3. 当館所蔵だが、レプリカ展示（理由は不明）】

7館で若干見られた。おそらく保存や何らかの理由があるのではあるが、キャプション等に理由記載は無かったため、この項目への分類となった。

【4. 当地域に関係する文化財だが、現役中（使用中）のためレプリカを展示】

9館で見られた。多くは、道標の石碑や寺社・信仰に関係する資料（絵馬や仏像、板碑等）といった民俗関係の資料のレプリカで、現在でも当該地に於いて使用されているものである。

【5. 当地域に関係する文化財だが、既に消滅したためレプリカを展示】

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

8館で見られた。これらは、調査済みの遺構や遺物の出土状況の型取りレプリカ、もしくは計測模造、復元模造のいずれかである。中には“模型”としている館も見られた。

【6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示】

12館で見られた。特に県立クラスの大規模館での使用例が顕著であった。逆に、地域に根ざした小規模館（郷土資料館の類）では、使用数も少なかった。

【7. 当地域に関係する文化財だが、レプリカ展示（所蔵先と理由は不明）】

それぞれ該当数こそ少ないものの、13館で見られた。この項目に該当する資料のほぼ全てのキャプション表記には、所蔵機関名（自館なのか、他館なのか）とレプリカ使用の理由が記載されていなかった。

【8. 他地域に関係する文化財・他機関所蔵で、比較展示のためレプリカを展示】

7館で見られた。特に大規模館での使用が多く見受けられる。

【9. 地域不明で、他機関所蔵のためレプリカ展示】

所蔵機関のみ判明している資料で、4館で見られた。

【10. 地域不明・所蔵不明のレプリカ展示】

原資料の地域性や所蔵先を明記せず、博物館の説明責任を果たしていない例だが、2館該当館が見られた。

【11. 体験のためのレプリカ展示】

4館で見られた。この内1館では展示室とは別個に小部屋を設け、そこを体験コーナーとしていた。用いている資料は、常設展示とは関係性の薄いものが多かった。もう1館では、常設展示中に小さな体験スペースが幾つかに分けて設けられており、展示室を回りながら体験するようになっていた。2館では電磁石を用いた“土器パズル”が設置してあった。これらは学習というよりはアミューズメント性の強いものであるが、土器の文様を確認しながら組み上げていく接合作業であるため、体験の項目に加えた。

以上、20館中レプリカ展示を行っている17館での展示活用について、概略を述べた。他の3館では実物資料のみの展示で、レプリカ資料の活用は行われていなかった。この3館はいずれも地域に根ざした小規模博物館であり、その地域に由来する資料だけで展示が構成されている。故に、展示領域が広い県立や市立の博物館に比較し、レプリカ資料を用いる必要が無いのであろう。

第5章 現状分析に見るレプリカ活用の問題点

以上の現状分析から、様々な問題が浮かび上がってきた。主な問題点を挙げるならば、①レプリカ展示を行う際のキャプションの在り方の問題、②レプリカ展示に於ける用語の濫用、③実物資料

の所蔵機関の問題、④教育資料としてのレプリカ資料の活用についての現状、が挙げられよう。以下では、研究史から抽出されたレプリカ活用の条件及び改善案と照らし合わせながら、上記問題点についてその背景を考えつつ述べていきたい。(ただし、調査を展示に於ける活用に絞ったため、研究目的での活用については除く)

第1節 レプリカ展示を行う際のキャプションの在り方

今回の調査で浮き彫りになった大きな問題の一つとして、レプリカ展示を行う際のキャプションの不備が目立つということが挙げられる。レプリカ展示を行う場合、見学者の誤解を防ぐために、“レプリカ”表記に加え原資料についても明確にする必要がある。即ち、原資料の出所(伝来)地域と、現在の所蔵先の表示である。しかし、調査を行ってみると、レプリカ表記はあっても原資料の所蔵先が未表記であったり、資料の出た地域が未表記であったり、あるいはレプリカ表記も所蔵先も地域も全て未表記である例すら見られた。

博物館という施設は、文化財を管理保存し、展示する施設である。特に公立博物館の場合は公共の資料を扱っており、また観覧者から観覧料金(これは“税”でもある)を徴収している館も少なくない。故に博物館には、観覧者に対し、展示資料に関する明確な情報を提示する説明責任があると言えるのである。特にレプリカ展示に関しては、元となった原資料が存在する以上、レプリカ表記と共に原資料の情報を提示することは第一条件であろう。

ここで研究史を振り返ると、青木豊^(注7)と山本哲也^(注8)がこのキャプションの表記について論じている。両者は自館所蔵資料のレプリカに限って、レプリカ表記は不要であることを述べている。これは、レプリカ表記を見ることによって、見学者の観察心が低下することを憂慮してのことである。(この案を実施している博物館に、新潟県立歴史博物館が挙げられる。当館では観覧者の心理を考慮し、実物資料を“A (Actual)”、レプリカを“R (Replica)”と小さく表示している。)

今回の調査では川崎市民ミュージアム等が、青木のキャプション法を実際に展開していた。当館では、レプリカの使用比率が高いという旨を館員から伺った。しかし、キャプションにはレプリカ表記は一切見られなかった(この点では、「他館所蔵の資料にはレプリカということを明記する必要がある」という青木論とは異なる)。展示を見ながら感じたことは、レプリカ表記が無いということで、“レプリカである”という先入観が働かなかったということである。これは確かに、「見学者の観察心の低下を抑える」という効果が発揮されているということであろう。

ただし、先述の通り、博物館もまた公の施設であり正確な情報を提示することは当然の責務であるということから、自館他館構わず「レプリカ」とキャプションに明記すべきだとも言える。この説明の責務と見学者の心理というのは相反するものではあるが、天秤にかけ善悪を論じる性質のものではなく、各博物館が自館の理念に則して選択すべきであろう。この点に関して、山本はレプリ

カ表記をしない資料に関しては、レプリカであることと所蔵機関を、リーフレットや図録、館内のパネル等別の場所へ記したらどうかと提案している。ただしこれに関しても、見落とす恐れがある上に、入手・購入しなければその情報を得ることが出来ないということにもなる。やはり資料一点一点に明確なキャプションは必要なのではないか、ということも考えられる。

また、レプリカ表記、原資料の情報に加えて筆者が痛切に必要だと感じたことは、“なぜレプリカ資料を展示しているのか”という理由の表記である。レプリカ展示の理由は博物館によって様々で、実物資料が他機関所蔵であるため・既に消滅した資料であるため・まだ現役中であるため等の理由が多い。このような理由でレプリカを用いている場合は、キャプションに所蔵機関が明記してあれば理解されよう。しかし、レプリカ使用の最も基本的な理念が、実物資料の保存という点であることは研究史からも明らかである。状態が悪く展示に耐えられない、あるいは展示することで劣化してしまうような資料の欠如を補完するためにレプリカを展示するのである。しかし、展示を見ている限りでは、“保存を目的にレプリカを展示している”という解説は全くといっていいほど為されていない。かろうじて、文書や絵画資料といった明らかに劣化し易いと想像できる資料のレプリカや、キャプションにレプリカ表記と“本館所蔵”という表記があるものに関しては（実際は皆無と言っても過言ではない）、薄々保存目的であろうと感じ取ることが精一杯であろう。

一般的にレプリカは“実物の代用品”的なイメージが強く、レプリカ展示＝資料が無いという発想に繋がってしまう恐れがある。これは博物館という場所が、資料を展示することを専門とした社会教育施設だという認識によるものであろう。むろん展示は重要な博物館機能の一つではあるが、同様に資料の保存や研究もまた博物館の重要な機能であるということも、一般に広く理解されなければならないのである。このことについて山本は「博物館が単に展示を行うサービス施設であるということのみではなく、資料の保存の責も担っていることを理解されるような努力が成されるべきではないだろうか」（山本 1991）と述べており、筆者もこの意見に賛同するものである。

故に、レプリカ資料を展示する際のキャプションにその理由を明記することで、見学者の理解を図り、また博物館機能についての理解をも得ることが出来ると考えるのである。

第2節 レプリカ展示に於ける用語の濫用

各博物館でのレプリカ展示を見ると、使用されている用語が実に多様であることに気付かされた。それらは主に、“レプリカ”“複製”“模造”、若干性格は異なるが“復元”“復原”、“復元複製”“復元模造”等々言葉である。どれもありふれている言葉であるから意味は分かりそうであるが、博物館の展示で並列されると、これらの言葉の違いは間違いなく見学者に理解されているのだろうかという疑問が湧いてくる。

実際、11館中7館が二つ以上の言葉を並列して用いていた。筆者はこの7館のうち、5館で特に

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

“レプリカ”“複製”“模造”“復元”“復原”という使用頻度の高い言葉の意味の違いについて尋ね、回答を頂いた。そのとき回答を以下に記す。

〈江戸東京博物館〉

複製…原資料がない場合に用いる資料

復元…設計図等がある場合、それをもとに作ったもの

復原…現物があるものから作ったもの

〈神奈川県立歴史博物館〉

複製…材質が異なっているもので作っているもの

模造…完全な復元ではない。模して作ったもの。材質が異なる。

復元…物の材質や技法を用いて作ったもの

〈新宿区歴史博物館〉

複製…レプリカと同義

復原…修理して元に戻したもの

〈パルテノン多摩〉

複製…資料の汚れ、欠損、虫食い等をそのまま忠実に再現したもの

模造…製作された当時のままの状態にしたもの

*この用語の意味は一般的な意味とは少し違うが、パルテノン多摩が独自の基準で設けたものであるとの説明を受けた。

〈横浜市立歴史博物館〉

複製…実物に沿って再現したもの

模造…写真等から実物を見て作った全く別のもの

復元…一部から全体を想像して作ったもの

以上が5館の回答であるが、博物館によって用いている意味が全く違うことが分かる。中には、展示で使用されている言葉についての説明をまとめたファイルが用意されている館もあったし、逆に急な質問に慌てて調べてくる館や、「…という意味だと思うのですが」という曖昧な答え方をした館もあった。このように博物館によって用いる意味が全く異なっているのが現状であり、説明無しに見学者にそれらを理解してもらうのは困難な話であろう。故に、似通った言葉を複数用いる場合は、それぞれどういった意味で用いているのかを何らかの形で説明した方がいいのではないだろうか。

第3節 実物資料の所蔵機関の問題

レプリカ展示の使用理由で最も多く目を引くのが、「6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示」というものである。この項目が多く当てはまったのが、江戸東京博物館、神奈川県立歴史博物館、横浜市立歴史博物館の3館である。3館は広域な行政区画と恵まれた文化環境を背景とし、従って展示資料の領域も広い。しかしこれは即ち、横浜市立歴史博物館は横浜市全域を、神奈川県立歴史博物館は神奈川県全域を、江戸東京博物館は東京都全域をカバーしなければならず、展示資料の多く（特に重要な資料ほど）がどうしても他の地元博物館や所有者と重複するという現象を生じることにもなる。故に重複資料に限っては、レプリカを使用せざるを得ないため、レプリカ使用率が飛躍的に上ってしまうのである。これは、広大な地域をカバーしなければならないタイプの博物館の宿命とも言える。むしろ文化財の現地保存ということを考慮すれば、これら博物館のレプリカ使用に関しては、前向きな理解さえ得られるものであろう。（しかし、このような現状を理解せずに、レプリカ多用の是非が論じられることも多い。この場合、吟味しなければならないのは、上記のような各館の性格であろう。使用の背景を考慮せずに、濫用について安易に非難することはいささか短絡的であると言える。）

「6. 当地域に関係する文化財だが、他機関所蔵のためレプリカを展示」で本当に問題とすべきは、レプリカの原物である資料が、他の博物館（往々にして、県立規模の大規模館に）や、発掘調査機関等の機関に所蔵されている場合である。本来ならば、資料と縁の深い土地（出土地等）での公開が資料展示のあるべき姿と言えよう。しかし、調査機関が調査終了後も資料を持ち続けていては、博物館としてはそのレプリカを展示せざるを得ないということになる。

また、その博物館の地域性を特徴付ける重要な資料が調査機関に保存されたままの博物館もある。その代表的な例が品川歴史館である。当館は品川区に関する資料の展示とは別個に、考古学上重要な役割を果たした大森貝塚に関する展示スペースを設けている。そこでは大森貝塚の意義や発見者のモース博士に関する展示と共に、大森貝塚出土資料が数点展示されている。しかし、重要文化財に指定されている土器は調査者である大学機関が所蔵しており、品川歴史館ではレプリカを展示しているのである。品川歴史館は大森貝塚跡や大森貝塚記念公園のすぐ側に立地しており、そちらを訪れた人が当館に足を運ぶことが多い。このような観覧者は大森貝塚出土品遺物が展示されていることを期待して訪れるのである。しかし、展示コーナーはあっても展示資料が少ない上に、その多くがレプリカでは、落胆することは否めない。当資料の性格や博物館の立地上、当該地に展示し、訪れる多くの人々に公開することにこそ意義があるのではないだろうか。

では、実物資料が関連地域と乖離してしまっているという問題の解決に糸口はないのであろうか。確かに、一度博物館に収蔵された資料を現地に帰すことは非常に困難である。そこで、主要所蔵機関と現地博物館との間で資料の期間交代制度を設け、資料を交互に展示するという方法も考えられ

ないだろうか。^(注13)この方法がそのまま実施可能かどうかは別として、資料の所有権については、今後文化財を保有する機関全体が考えるべき問題であろう。

今回は東京・神奈川に限定しての調査であったが、以上の様に地域と密接する歴史資料を地域的関連が薄い機関が所蔵している例は全国的に見れば相当数に上ることは想像に難くない。重要資料に関しては、国立や県立博物館等、設備が整った施設に保管され、展示に供されることはある程度致し方ないことかもしれない。しかし、文化財の現地保存という観点からすれば、文化的・自然的環境と遠く離れた文化財は、その意味を薄くするといえよう。

第4節 教育資料としてのレプリカ資料の活用

レプリカ資料を用いて教育に有効に活用するということは、資料の保存と併せて以前から述べられてきたことであった。特に、実際に資料に触れる体験学習資料として、また視覚障害者向けの展示で有効な触察資料としてのレプリカ活用の可能性が重視されてきた。今回調査した博物館の中では、江戸東京博物館・品川歴史館・文京ふるさと博物館・横浜市立歴史博物館の4館が体験学習としてのレプリカ展示を行っていた。以下、この4館の展示について述べる。

江戸東京博物館では、江戸という時代と地域に密着した展示を行っており、主に江戸時代から現在にいたるまでの江戸、つまり東京という都市について、当時の家屋等を再現した臨場感溢れる展示が特徴である。ここでは、展示中いたるところに体験学習用のレプリカが設置してあり、実際に触れて確認することが出来る様になっている。また、数あるリーフレットの一つに「見つけよう！ さわる・きく」と題した体験コーナーを紹介するものが用意されており、展示室の簡単な見取り図と、どこに行けば体験出来るのかが記されており、体験した順にそれが何であるかを書き込めるようになっている。

このような配布物が用意されていれば、広い展示室の中で迷わず目的の場所へ行くことが出来る(勿論裏にはその答えが記されている)。展示室はそれぞれ江戸の習俗や産業に関する展示がしてある“江戸ゾーン”、東京を中心とした“通史ゾーン”、文明開化～戦後の東京の文化や娯楽、人々の生活をテーマにした“東京ゾーン”の3ゾーンに分かれ、展示室を回りながら自然と13種類の体験が出来るようになっている。これらの体験コーナーは独立して存在するのではなく、あくまでもその場の展示と関係するように設置されている。例えば、江戸ゾーンでは庶民生活の展示の側に肥桶が設置してあり、その場で実際に担ぐことが出来る。また通史ゾーンでは旧石器時代の展示に係してナウマン像の下顎骨(レプリカ)に触れられるようになっている。東京ゾーンでは、明治期の文化と生活の展示に関係して当時の電話ボックスが設置してあり、実際にその中に入り受話器を取って説明が聞けるようになっている。また、金属製であることから厳密にはレプリカの範疇には入らないが、一部のスペースには視覚障害者向けの体験コーナーも設けられており、点字説明の付い

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

た建築物の縮小模型、立体的に作られた浮世絵等に触れることが出来るようになっていた。

品川歴史館と文京ふるさと博物館では、共に電磁波を利用してマグネットをつけた土器片のレプリカを組み上げる“土器パズル”が設置されていた。この“土器パズル”は、一見学習というよりは、アミューズメント性が強い。しかし、土器の文様を観察し、一個体に組み上げる作業は、資料の整理の過程で行われる接合作業を擬似体験していると捉えることが出来、体験学習の一環であると位置付けられよう。

横浜市立歴史博物館では、横浜の歴史について通史展示が行われており、常設展示とは別の場所に体験学習用の部屋が設けられている。ここでは、施文具を用いて粘土に縄文土器と同じ文様を付けてみる、弥生時代の銅鐸（レプリカ）を鳴らしてみる、銅鏡に姿を映してみる、等の体験が出来るようになってきている。ここでは常に解説員が待機しており、入ってきた見学者に資料の扱い方を説明していた。しかし残念ながら、これらレプリカ資料の配備内容にはあまり統一性はなく、常設展示との関係も見られなかったため、より常設展示に則した資料を用いる等の工夫が欲しいところである。

以上4館の例を挙げてみた。横浜市立博物館ではレプリカによる体験学習室があり、江戸東京博物館では多くのレプリカが体験資料として活躍していた。見学者も大勢が興味を示し、子供だけでなく大人も体験して楽しんでいた。

このように、レプリカは一般の見学者が触ることが出来ない実物資料に替わり、より多くの資料の情報が伝達可能な、いわば実物資料と見学者の橋渡しをするものとして位置付けることが出来る。しかし、博物館教育に於けるレプリカを使用した体験学習の有効性が説かれることが多くなっている現在に於いても、実践している博物館はそれほど多くないという事実が挙げられる。この背景には博物館毎に様々な事情があると思われるが、一つにはレプリカ製作にかかる費用が大きいということが言えよう。レプリカ製作というと、その殆どが業者任せになることから、負担する費用も大きい。またレプリカを確保出来たとしても、メンテナンスや展示スペースの確保という問題が生じる。このような理由が、レプリカを用いての体験学習を遠くさせていることも事実であろう。しかし、展示するだけでなく、“触れて感じ取る”ということが可能な資料であるレプリカを体験に用いることこそ、その性質上最も利にかなった活用法ではないだろうか。

おわりに

以上、歴史系博物館に於けるレプリカ活用の現状と問題点を論述した。レプリカ活用の統計調査及びその分析を実施したことで、レプリカ展示の問題をより明確にすると共に、今まで気付かれにくかった問題の背景も、ある程度可視化することが出来た。

レプリカ研究は、先述の通り多くの積み重ねがある層の厚い研究である。しかし、実際のレプリ

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

カ展示を調べてみると、各博物館によってレプリカの位置付けや意味合いが全く異なり、さらには同じ博物館内に於いてさえ担当者によってレプリカの活用の仕方や、キャプションの設定まで異なっているという現実が明確に見えてきた。こうした細かな事象に丹念に目を向けていくことで、各博物館毎の、或いは利用法毎の“レプリカのあるべき姿”が次第に見えてくるのではないか。第5章では問題を考察すると共に、その“あるべき姿”も多少は提示したつもりである。

また最後になるが、今回の調査では設定した博物館は東京・神奈川の中の一部であり、全ての博物館を調査し尽くせなかった。従って分析館数が少なく、十分な分析結果が出せたとはいえ難いという御指摘は至極もつともであり、お叱りは甘んじて受ける所存です。これが本稿での最たる反省点であります。加えて、文中では諸先生方の敬称を省略させていただきました。ここにお詫び致します。

本稿を書くにあたり、20館の博物館の学芸員・館員様方には大変お世話になりました。いずれも丁寧な御対応をして下さり、感謝致します。また、本稿執筆に当たり故加藤有次先生、青木豊先生、内川隆志先生、山本哲也氏には卒業論文時よりご指導・ご教示頂きました。末筆ながら感謝の意を表します。

(國學院大學考古学資料館囑託)

註

- (1) 「美術品の模造」『國華 第193号』 國華社
- (2) 浜田耕作 1992 『通論考古学』 大鏡閣
- (3) 後藤守一 1931 『欧米博物館の施設』 帝室博物館
- (4) 大橋桃之輔 1981 「視覚障害者コーナー設置の博物館」『博物館研究』第16巻 第7号
- (5) 加藤有次 1977 『博物館学序論』 雄山閣
- (6) 岡田茂弘 1984 「レプリカと博物館」『歴博』第6号 国立歴史民俗博物館
- (7) 青木 豊 1986 「レプリカ(型取り模造)と計測模造の相互関係—硬玉製勾玉等の計測模造製作を事例として—」『國學院大學博物館学紀要』第11輯 國學院大學博物館学研究室
- (8) 山本哲也 1991 「レプリカ展示小考」『國學院大學博物館学紀要』第16輯 國學院大學博物館学研究室
- (9) 村上義彦 1992 『博物館の歴史展示の実際』 雄山閣
- (10) 小島道裕 1993 「博物館とレプリカ資料」『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集 国立歴史民族博物館
- (11) 石森秀三 2000 『博物館資料論』 財団法人放送大学教育振興会
- (12) 調査は2002年に行ったものであるため、展示内容等は当時のものを対象としている。

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

(13) 山本哲也氏のご助言による。

【主要参考・引用文献】

- 1906 「美術品の模造」『國華』第193号 國華社
- 1923 濱田耕作 『通論考古学』 大鐘閣
- 1931 後藤守一 『欧米博物館の施設』 帝室博物館
- 1933 矢代幸雄 「海外彫刻の石膏複製に就いて」『博物館研究 第9巻 第5号』 日本博物館協会
- 1934 関野 貞 「保存上重要美術品の複製をつくれ」『博物館研究 7月号』 日本博物館協会
- 1943 後藤守一 「歴史博物館に於ける模造」『博物館研究 7月号』 日本博物館協会
- 1944 棚橋源太郎 「博物館蒐集品の加工製作」『博物館研究 第17巻』 日本博物館協会
- 1969 下津谷達雄 「博物館資料展示の原則とその展開」『博物館研究 第42巻 第1号』 日本博物館協会
- 1977 加藤有次 『博物館学序論』 雄山閣
- 1981 大橋桃之輔 「視覚障害者コーナー設置の博物館」『博物館研究 vol. 16 No. 7』 日本博物館協会
- 1982 矢島國雄 「歴史展示における補助媒体について—視聴覚機器の利用を中心として—」『博物館研究』
vol. 17 No. 2 博物館協会
- 1982 青木 豊 「考古学資料復元考—土器復元に用いる補填剤を中心として—」『國學院大學博物館學紀要第7輯』 國學院大學博物館学研究室
- 1983 青木 豊 「遺構の移築と保存」『國學院大學博物館學紀要第8輯』 國學院大學博物館学研究室
- 1984 青木 豊 「レプリカ製作考」『國學院大學博物館學紀要第9輯』 國學院大學博物館学研究室
- 1984 岡田茂弘 「レプリカと博物館」『歴博第6号』 国立歴史民俗博物館
- 1985 青木 豊 『博物館技術学—博物館資料化への考古資料—』 有山閣
- 1985 内川隆志 「博物館における土器作り—体験学習、博物館資料製作—」『國學院大學博物館學紀要第10輯』 國學院大學博物館学研究室
- 1986 青木 豊 「レプリカ（型取り模造）と計測模造の相互関係—硬玉製勾玉等の計測模造製作を事例として—」『國學院大學博物館學紀要第11輯』 國學院大學博物館学研究室
- 1988 高井芳昭 「博物館における体験学習について—歴史系博物館の体験学習室を中心に—」『博物館学雑誌 第13巻 第1号・第2号合併号』 全日本博物館学会
- 1990 塚本 学 「歴史学研究と歴史系博物館・資料館」『歴史評論No.483』 歴史科学協議会
- 1991 大塚和義/矢島國雄 『博物館学Ⅱ—博物館の仕事—』 放送大学教育振興会
- 1991 山本哲也 「レプリカ展示小考」『國學院大學博物館學紀要第16輯』 國學院大學博物館学研究室
- 1991 山本哲也 「鈴台付土器須恵器のレプリカ製作と推定復元」『君津都市文化財センター研究紀要Ⅳ』
君津都市文化財センター

歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究

- 1991 山本哲也 「大井戸八木遺跡出土銅釧の出土状態のレプリカ製作」『君津郡市文化財センター年報9—平成2年度—』 君津郡市文化財センター
- 1992 村上義彦 『博物館の歴史展示の実際』 有山閣
- 1992 山本哲也 「二次資料—特にレプリカ・模型等の立体的記録—展示法と問題点」『國學院大學博物館學紀要第17』 國學院大學博物館学研究室1994
- 1993 小島道裕 「博物館とレプリカ資料」『国立歴史民俗博物館研究報告 第50集』 国立歴史民俗博物館
- 1994 関 秀夫 『日本博物館学入門』 雄山閣
- 1996 加藤有次 『博物館学総論』 雄山閣
- 1996 倉田公裕監修 石渡美江／熊野正也／松浦淳子／矢島國雄編集 『博物館学事典』 東京堂出版
- 1998 加藤有次／椎名仙卓 『博物館ハンドブック』 雄山閣
- 1998 倉田公裕／矢島國雄 『新編博物館学』 東京堂出版
- 1999 「保存と倫理」編集委員会・青木繁夫 『保存と倫理—文化財保存とその周辺に関する論説集—』
- 1999 有元修一 『博物館学シリーズ2 博物館資料論』 樹村房
- 2000 石森秀三 『博物館資料論』 放送大学教育振興会
- 2000 加藤有次／鷹野光行／西源二郎／山田英徳／米田耕司編 『新版・博物館学講座第5巻 博物館資料論』 雄山閣
- 2000 加藤有次／鷹野光行／西源二郎／山田英徳／米田耕司編 『新版・博物館学講座第9巻 博物館展示論』 雄山閣
- 2000 加藤有次／鷹野光行／西源二郎／山田英徳／米田耕司編 『新版・博物館学講座第10巻 生涯学習と博物館活動』 雄山閣
- 2001 東京大学総合研究 『東京大学コレクションXII 真贋のはざま—デュシャンから遺伝子まで』 東京大学出版会
- 2004 山本哲也 『平成15年度冬季企画展・解説書 博物館のウラおもて—レプリカの真実—』 新潟県立歴史博物館

地域博物館論の考察

A logical study for regional museums

中野知幸
Tomoyuki NAKANO

第1章 はじめに

地域博物館を考える際に、その明確なイメージを捉えきるのはむづかしい。まず、原因は「地域」という言葉について、類する用語として「郷土」や「風土」、または「地方」があり、これらの概念と言葉とが整理されていないためなのではないだろうか。また、いくらかの主体性が与えられた語感のある「地域」という言葉が用いられるために、地域博物館を論じるにあたって最初の段階から整理が必要となるのではないだろうか。

1960年代から、その地域ないし地域社会には思想や哲学といったものが必要であると語られてきた。こうした背景をうけて博物館の世界においても、この「地域」という概念においてこそ求められる博物館像として「地域博物館」が論じられてきているために、数々ある博物館論の中でも特に錯綜し、把握しがたいのが「地域博物館論」といえるだろう。地域博物館論には、その地域という概念の捉えにくさと、全国各地の博物館が実際に抱える問題が多岐に及ぶために、それぞれの時代においてそれぞれの地域性と時代性を背景にした博物館の理念や理想といったものが語られ続け現在に至っているとよいだろう。

さて、地域博物館論とはどのようなものであるだろうか。現段階においての地域博物館論においてその指標となっているものは、1986年に論じられた伊藤寿朗の「第三世代の博物館」および「地域志向型博物館」を論じた「地域博物館論」といってよいであろう。伊藤のこの理論は大きな影響力を持って地域博物館の目指すべき姿であると評価されているが、実際に伊藤本人が部分的な機能としてこれに当てはまる博物館はあっても完全にすべてが当てはまる博物館は無いと述べている様に、現在でもそれは博物館関係者によって期待概念として認識され、地域博物館を論じる際の試金石ないしは踏み絵のようである。また、この伊藤理論の他にもエコミュージアムや〇〇学といった地元学・地域学、または、参加型のワークショップなど、博物館が地域や利用者を意識し町おこしや地域おこしと結びついた一種流行的な性格を持って登場してはいるが、これこそが地域博物館のあるべき姿であるというかたちに至っているわけではない。

これらのことを突き放して考えてみると、地域博物館論とはその時代を表徴しているだけのこと

であって、それぞれに博物館が設定する理念理想に沿ったその地域性と歴史性に則した博物館活動があればよいのであって、これが地域博物館でありすべてはこうあるべきではないのかと論じるとは本当に意味があるのかとも感じてしまう。しかし、実際に多くの博物館が全国各地に「地域と共に」とか「地域に根ざした」とか「地域のための」というような「地域」という言葉を冠してつくられているということは現象として事実なのであり、そしてこれを論じる地域博物館論というものが存在しているのである。このような現象を地域博物館論として考えようというのであれば、これらがこれまでにどのような議論を持っていかにあったのかということを一度まとめておかなければ、これからも継続していくであろうこの現象を考察する前提とはならないのではないかと考えるのである。

本稿では、こうした議論を検証することにより地域博物館の理論や概念、または捉えかたといったものをその時代背景から生じた理論的な推移としてまとめ、現状において求められる地域博物館の理論構築の一助となればと考えるものである。そこで、地域博物館論として論じられてきた様々な議論から、その社会的背景や時代性を抽出することで理論的推移の歴史として捉える。そして、地域博物館論の現状を捉えたうえで考察を行ない、この論文に存在意義を与えたい。

第2章 地域博物館の理論的推移史

ここでは、たんなる地域博物館の館史として述べるのではなく、その時代的背景に合わせて論じられ語られてきた地域博物館の理論的な推移をまとめることとする。これまでの博物館史には、『東京国立博物館百年史』^{註2}や椎名仙卓の『日本博物館発達史』^{註3}など多くの博物館史に関する出版に見られるような法的整備やそれに伴う博物館の出現と推移の動向から大局的に抽出したものがその主たる成果としてある。しかし、『國學院大學博物館学紀要』^{註4}に見られるような各県ごとの館史としてまとめられているものや、伊藤寿朗の『日本博物館発達史』^{註5}のような社会史的な視点による試みがなされていることを除けば、ほぼムゼイオンにはじまり、そして戦後の地域社会との関わりを述べた生涯学習施設としての博物館へ、といった展開に終始するという典型的な博物館史の性格を脱しない。そこで、時代的社会的背景に沿って人々の意識がどのように変化し、地域博物館論がどのような理論的・思想的側面を持って語られてきたのかをひとつの博物館史として捉え、述べることにしたい。

1. モノからコトへ

日本人の生活は1960年代に始まる高度経済成長によって物理的に満たされ、その水準は著しく向上し、経済大国として世界に認識されるまでになった。そしてこのことは、これに伴う都市化の進捗によって同質な個人と過程が成立し始めることで大衆的社会が醸成されることとなり、文化的生

地域博物館論の考察

活を送る余裕とそれを志向する起点となった。しかし、このことは同時に、その産業化された消費社会の歪としての公害問題や環境の破壊と汚染にみられるような、生活環境の劣悪化もたらしたことは確認するまでもないことであろう。また、中央と地方という対立項を生み出すこととなり、このことは文化的中央と文化的地方の構造の成立、都市と農村、人口集中と過疎という問題や文化の平均化・均質化といった現在に通じる問題の起点でもあったといえる。こうした社会背景から物質的な豊かさへの反省が始まったわけであるが、このことは「モノからコトへ」ということばが象徴的に表すようにモノに満たされた後の余力としてコトを追及する文化的な豊かさへのシフトをあらわす画期としてとらえることができるだろう。

実際に、最近の各地の博物館の企画展では昭和30年代の資料や暮らしを扱ったり、また、構造復元展示でも昭和30年代の生活を復元するものが多くみられる。これは、現代の生活者であるわれわれから見て、この時代にひとつの区切りを感じているからではないだろうか。琵琶湖博物館の富江家生活構造復元展示でも、その展示構想を議論する際に「なぜ、昭和30年代なのか？」として「昭和30年代というのは、ある意味で、日本の生活様式の変容と生活環境の変化を考える時に極めて重要な時代でありました^{註6}」と述べてエポックを認めているように、この時代が現在の我々の生活への画期であると考えてよいだろう。以降、モノからコトへ、さらにそのコトの質へと文化的な意識が変質し追及されていくこととなるが、1970年に象徴的な現代日本人にとっての文化というものに対する認識の原体験とも言うべき事件として、大阪万博が開催される。これによって、人類の進歩としての文化の多様性が広く認識され、時代の画期をそれぞれが意識したといってもよいのではないだろうか。これによって、文化に対する視座が共通認識となり、国内においても日本各地の文化への視線が注がれるようになる。ちなみに、地域文化の発見としての観光を促し、一億総レジャー世代といった言葉が出現するようになる旧国鉄キャンペーン「ディスカバージャパン」が始まったのも1970年である。

このような文化に対する視座の認識の変化の中において文化的環境、すなわちここで議論していくべき博物館はどのようにあったか。1960年代から1970年代前半にかけては博物館法成立以降から連なる博物館の内的機能としてその機能論が理論化され、富士川金二『博物館学^{註7}』をはじめとして博物館学を論じる著書が出版され、博物館の機能論が充実し、また各地の博物館が各々その機能と活動の模索をはかるといいう状況にあったといえる。また、明治百年紀を記念とする博物館等をはじめとして各地に博物館・資料館がつくられ、文化的環境を行政がハードとして整備していくことが始められる。1970年には歴史民俗資料館建設への国庫補助の開始や1975年の伝統的建造物群保存地区制度の制定などにより行政施策としての文化環境が整備され、このことは、このあと後追的に建設されるこうした記念事業タイプの博物館がマス（数量）として整備されていく嚆矢となっていく。伊藤寿朗がこうした状況の中に生まれる博物館を「文化政策・博物館行政という公権力作用と

して積極的に揚棄するだけの必然性も緊急性もない余剰価値的存在でもあった」と評するように^{註8}、その存在性は地域の文化とその文化財の保存という視座から発するものではあったが、一部を除けば、自治体の文化的姿勢を対外的に表面化させるだけのものでもあって、博物館という現場での機能の実践や地域の課題意識が利用者の実生活からは乖離したものであったともいうことができるであろう。こうした文化に対する人々の意識の変化の中であって各地の博物館は積極的な利用者としての来館者との関わりを意識することも少なく、その文化的存在性を社会的に還元するといった漠とした理念が大方を占めていたと考えられる。

2. 地域における総合性

これまで述べたように、各地に博物館が建設され地域文化を見つめる素地がつくられてはきているが、それを擁する地域の文化を博物館はどう捉えるべきなのかと具体的な理論的展開はまだ進んでいない状況にあったといえる。しかし、1972年に加藤有次・倉田公裕・柴田敏隆によって『秋田県立総合博物館設立構想』が作成されることにより博物館建設においてはまず理念構想ありきという理念先行型の博物館の存在の重要性が提示された^{註9}。これによってまず博物館学からの回答がなされたといつてよいであろう。

この設立構想のなかにおいて加藤・倉田・柴田は「秋田学」を展開し、地域という概念を「郷土」もしくは「風土」という言葉を用いて定義し論じた。これによって、地域（郷土ないし風土）をいかにして博物館学的手法により捉えるかという、いわゆる「総合学」の思想の試みがなされた。その発想の根底にあるのはドイツを起源とする「郷土誌」すなわちハイマートクンド（Heimat Kund）とその系譜を引くものといつてよい。このことは、加藤たちによって理論的に整理されており、地域を「風土」とし、その存在性を郷土誌すなわち風土学に求めたうえで、「風土とは上述の如く〈歴史的風土であり、風土的歴史である〉、つまり自然とそこに生まれ育った人間の文化を客観的に知ることである」と定義した。そしてさらに、地域の文化を客観的に理解し科学とするためには、単一学問によらず、また複数学問分野を「集合」あるいは「複合」させたものでもなく、総合的な発想による横断的かつ学際的なさまざまな学問の再組織化による多角的な視点と方法が求められるとし、いわゆる「総合学」への展開を見せた。青木豊がこの加藤の総合学の理論をその総合展示論の検討のなかで評し、「展示自体の理論展開に留まるものではなく、博物館の設立理念、研究機関としての博物館の研究方法にも及ぶ体系的理論ともいえるものでもあった^{註10}」と述べているように、この加藤たちの総合学の議論はこの時期の博物館に対してのその理念や姿勢またその発想論や方法論を指し示すものであった。

この加藤たちの総合（総合）理論における「風土とは歴史的風土であり、風土的歴史である」というフレーズは、我々個人が時間軸と空間軸の中の交点として存在すること、すなわちその地域

の歴史性と地域性の中に存在するというを明言した、言い得て妙なる言葉であったと筆者は思う。これによって、加藤たちは、我々個人の存在は連続する歴史的系譜上の一点であり、そしてその我々を囲み形成する様々に特殊な性格の周辺環境との関係性において規定されている、という地域というものの存在性と人間の存在性と同時に説いている。このことをよく表現した文句であると思っている。このフレーズに関しては、「風土」に関して哲学的思考により定義を行った和辻哲郎の『風土』のなかにもみられるが、これを博物館学の範疇で理論的に整理し論じたのは加藤たちのこの「秋田学」であるだろう。1930年代にすでに和辻は人間存在の理由の理解のために「時間性」と「空間性」の両者の相関性を論じ、風土とは単に自然条件のみを意味するのではないと和辻風土論を展開した。「人間の歴史的・風土的二重構造においては、歴史は風土的歴史であり、風土は歴史的風土である」と述べ、お互いが相関するものとして論じ、「風土」と「歴史」が単に独立したものではないと述べた。

加藤たちのこの「秋田学」では、博物館とその地域社会におけるこうした我々個人・地域・風土といった概念を時間軸と空間軸との相関性によるものという姿勢で定義づけを行なったといっようだろう。このことは大きな意義を持つものといっようだろう。なぜならば、自分ないしは他者の存在性を知ろうとすること、すなわちアイデンティティの確認作業は、その歴史（時間軸）と自らに関係する生まれ育った地域性としての文化（空間軸）を知ろうとすることに直結するからである。このような視点に立てば包括的かつ総合的な視野によって、自らにその答えをフィードバックしていかななくてはならないであろうし、その確認作業に博物館が用いられるならば「地域」を冠する博物館にはその総合学的発想から発する横断的な科学が自ずと求められてくる。

このことは加藤有次によって「博物館学的発想論」もしくは「博物館学的方法論」として博物館学における所謂「総合学」理論としてまとめられているが、現在においてこの議論は地域博物館の基本的要件としての「総合性」を説いたものであるといっようよい。また、これに関わって、全国各地に地域の名を冠したどこそこ学としての「〇〇学」といっようような「地域学」があるが、加藤有次のこの議論はその理論的端緒となるものであり、地域おこしやまちおこしに求められる要件として全国的に実現化してきているといっようよいだろう。

平塚市立博物館もまた、こうした理念先行型博物館である。その概念図を見てもわかるように総合学として相模川流域の地域を科学する姿勢を表現している。平塚市博物館は、伊藤寿朗が評するように、その研究から教育普及活動に至るまでの対象を行政域にとらわれず相模川流域全般と明文化したところにその意義がある。地域という概念は行政サービス枠にとらわれるものではなく、利用者である個人に対して同質に関連してくる対象すべてを地域として認識しなくてはならないといっようことをその理念に表現している。また、個人にかかわる時間軸と空間軸という関係性の構造の提示のためにやはり「総合」といっよう発想と手法が必要であるとしている。このことは、個人は時間軸

と空間軸に規定されるとした先ほどの議論を博物館という現場自体がいかに捉えるのかというさらに一步深まった議論となっていると評価してよいだろう。また、地域博物館はフィールド意識を持たなくてはならないという今日当然の考えを先駆けて他に示したという点で平塚市博物館もまた評価されなくてはならない。こうした博物館が地域をどう捉えるのかといった議論は加藤有次も「博物館地域社会」として論じているが、フィールド意識について明確に言及するものではなかった^{註15}。こうした議論を基にこの時代に作られた地域博物館として捉えることのできる主な博物館としては、秋田県立総合博物館・平塚市博物館・十日町市博物館・名護博物館などが挙げられるだろう。

以上のような議論によって、地域博物館の行なうべき様々な諸活動の展開がその理由を定義づけられたとあってよい。地域を総合的に科学していくことで、こうした博物館側の研究意識と姿勢の変化が伝わることとなり利用者側に対する参加性などの視点が生まれることとなる。これによって、地域博物館は参加性という次のソフトの面での可能性を得ることとなり、アマチュアリズムによる学問形態の可能性や参加体験によるワークショップ等の可能性といった、利用者との関わりを意識することになったとあってよい。また、そのフィールド意識は地域そのものを博物館として捉えていこうとするエコミュージアムの思想に通じる同方向上に位置づけられるであろう。これによって、現在に通じる地域文化の多様性に対する博物館学からの理論的回答がなされたとあってよいであろう。

3. 「郷土」と郷土博物館観

1970年代からこれまでに述べたような時代背景に合わせ議論が展開され、地域博物館はその基礎的な部分で理論的根拠を持った。これは、博物館は地域やその文化というものをつかむのか、という思想であったといえよう。時代的かつ社会的な要請あってこそその理論展開であったといえる。ここでは、これと同様な事例として柳田国男が「郷土」という言葉をどのように捉えていたのかを述べ、前述までの論の補強としたい。

1898年(明治31年)に新渡戸稲造は『農業本論』を著し西欧の郷土論を紹介し、当時、産業化された社会構造によって農村にも都市化の波が訪れて来るなかで、農村は個性を持って自立するべきであるとして「地方学(ちかたがく)」の必要性を説いた。そして、柳田国男はこの新渡戸が主宰する「郷土会」にも出席するなどしてその触発を受け、1913年(大正2年)郷土を対象に据えた雑誌である『郷土研究』を創刊する。これに際し、柳田は郷土という言葉に他にはない概念を感じていたようである。たとえば、柳田は『郷土研究』創刊当時を回想し、「大正2年以前には、我国にはたしか斯ういう熟字はなかった」としており、「『郷土』というふ語の感じが、故郷・田舎又は地方などという語よりも、別に強い一種の概念を与えるやうに思われたからして之を採用した」と述べている^{註16}。このことは、現在の我々が地方や郷土といった表現よりも「地域」という言葉に意味を

地域博物館論の考察

もたせ、これまでにない、何か積極的な主体性を期待している感覚と同じものであるとはいえないか。「郷土」博物館ではなく「地域」博物館という言葉を採用した一側面には、この「郷土」に関して郷土愛と愛国心の一体化をめざしたかつての国策としての郷土教育の主情的な感覚を嫌った点もあるだろう。しかし、それ以上に、地域という言葉に何かしらの期待感情をもっているといつてよいのではないか。柳田がかつて「郷土」というフレーズに「強い一種の概念」を感じたように、我々もまた同様の感情を抱いているといえる。折りしも、明治初年以來の一貫した政府主導の産業化政策によって各地の農村の生活様式が変化し様々な問題が噴出し、また文化やナショナリズム等の議論も生まれ、それに伴って郷土とはいかなるものかとその概念を捉えようという時代的感覚と背景がこの時代にもあったことが非常に興味深い。

4. 九学会の「総合」と加藤の「総合」

九学会連合は1945年に相互に関連する研究領域を持つ日本民族学協会・日本人類学会・日本考古学協会・民間伝承の会（現在の日本民俗学会）・日本言語学会・日本社会学会の六学会が相互啓発と交流、普及を目的として結成された六学会連合から発展したものである。この後、これに日本宗教学会・日本地理学会が加わり、さらには1951年には日本心理学会が加わって九学会連合となった。その後、東洋音楽学会が加わったが日本考古学協会が脱会し、九学会の体制を維持したが平成元年に解散している。当初は「火」「稲」などの共通課題を掲げて学会連合の研究大会を開催していたが、1950年の対馬総合調査をはじめとしてある地域を共同で調査するようになり、学際的な研究を旨とし包括的多角的にその成果を上げるといふ理念のもとに九学会総体としての総合的把握を目指したものである。

この九学会が以上に述べてきた「風土」をテーマに共同研究を行ったのは1980年からの3年間のことである。このテーマである「風土」の選定の理由には、奄美の共同調査の際に九学会の存続理由が深刻に問い直されたことを受けて決定されている。それまでの九学会調査では、それぞれの学会がそれぞれの調査を同時に行い、それなりに成果はあがっているのだが方法論上の関連が無くいずれの学会もおつきあい程度の参加でしかなかったという現象が起っており、本旨としている学会間の学際性が問われたのである。この問題に対して、先ず共同テーマについての議論を交わしてから対象とするフィールドワークに移行するという方法を採用し、そのテーマとして日本の「風土」研究が採用された。その成果は九学会連合編『日本の風土』²⁰¹⁷としてまとめられているが、風土概念の議論にはじまり、諸学の成果が展開されている。

このような「総合」あるいは「学際性」といったキーワードや発想は1945年の時点で渋沢敬三らをはじめとして日本国土ないし風土の総合的理解のための学究の思想として発生していたものである。しかし、それぞれの学問領域を往来し合う結果を残さなかったためにその問い直しを行わざる

地域博物館論の考察

を得なかった。そうした九学会の現状に対して博物館学からは、学際的に地域を捉えることによって総合的な成果を博物館利用者に対して還元していくといった加藤たちの「総合」理論が発生している。このことは博物館学における各機能論上の方法論としての評価とともに、そうした時代的な要請を受けての理論構築であり時宜を得た議論であったとの評価をしなければならぬだろう。

加藤は、「複合」や「集合」といった概念ではなく「総合」を論じる際に、「綜」の文字を用いた「総合」とすることで関連諸科学をあらためて組織化した新しい概念としての総合を提示し、区別をはかった。これは、博物館であるが故に、ひとつのモノを博物館資料化する際に、モノ媒体による研究・教育では資料の内蔵する情報を引き出すためにはどうしても関連する学問の総合が求められるといった立場に立脚するものである。これによってこの次のステップとして資料と人間との関わりを追求する段階にたった場合、博物学的な形而下学問のみによらないさまざまな人間生活上の学問が必要とされるのであり展開されなくてはならないという理論にたどり着く。地域博物館においては単に学際的な立場によるモノの研究のみならず、こうした人間生活上の学問体系までもが求められるという、加藤の総合理論は現在、地域博物館論において論じられるどこそこ学としての地域学や地域おこし・まちおこしに適応する発展性をすでに内在し備えていたとも評価できるのである。

5. 地方の時代

以上に見てきたように、1970年代の議論によって地域博物館は地域文化というものをどのように捉えるのか、またその成果を享受する利用者を意識する方向性を持つようになった。こうして、博物館の機能としては、内的な機能論と、外的な機能論の両者を備えることとなり、1980年代にはその実践としての博物館が生まれる。

1980年代は「地方の時代」とよばれた。これは先に述べた中央と地方という対立的文化構造の反省から生じている。これによって地域おこしは自治体にとってのキーワードとなり、地方主義は時代を象徴する言葉となり、様々な文化事業が行なわれることとなった。しかし、地方主義が叫ばれても、先にも述べた地域学としての実践ではなかったために一村一品運動や文化的イベントが行なわれるに止まった。また、こうした事業こそがローカルな行為であるとされた時代であったともいえよう。

こうした時代の中において伊藤寿朗が1970年代からの地域博物館に対する理論的思索の到達として1986年に「地域博物館論」を発表する^{註18}。また、1980年代は新井重三によって「エコミュージアム」理論が紹介・導入される時期でもあり、現在でも地域博物館論の中で議論される問題がここに提示されている。地方の時代と述べたが、この時期にこうした理論が生まれたその時代性とはどういふものであろうか。これを念頭に置きながらつぎに、伊藤寿朗の「第三世代の博物館」と「地域

志向型博物館」について述べることにしたい。

6. 伊藤寿朗の地域博物館理論

1986年、伊藤寿朗によって「地域博物館論」が発表される。^{註20}これは地域博物館を語るにあたって現在での指標となるものである。これにおいて、伊藤は利用者の存在を明確にして地方主義の時代と呼ばれるこの時代の博物館の存在性を説いた。すなわち、マス（数量）の拡大としての増加を見せる博物館に対しては「博物館があるということで、人々に主張できる時代ではなくなった」と時代の転換として次世代を見据え、博物館と利用者との関係性の区分から時系列的に世代を設定しその質のレベルを検討した。そしてその世代間の違いを対比することで望まれる次世代型の博物館像を導こうとし、博物館をその内外の機能に即した利用目的や活動内容によって時系列上の三つの世代に分けた。これが第三世代の博物館論である。各世代について概観すると、第一世代は、「国宝や天然記念物など、希少価値を持った資料（宝物）の保存を運営の軸とする博物館」であり、観光や娯楽といった利用形態による非日常的な出会いの旧態然とした古典的な博物館としている。つぎに、第二世代とは「資料の価値が多様化するとともに、その資料の公開を運営の軸とする博物館」であり、とにかく集めたものを公開し、常設展と特別展によってめだまや話題性を持った展示を行い啓蒙的アピールを行なうことで来館者に訴える。しかしながら、この公開は一過性の利用を前提としているものであり、継続性に乏しいとする。そして、第三世代は「社会の要請にもとづいて、必要な資料を発見し、あるいはつくりあげていくもので、市民の参加・体験を運営の軸とする博物館」としている。これによって、地域博物館には継続的な「参加性」という要件が加わったといっていよう。これは、博物館を利用者との関わりを強調したもので、参加・体験による継続性、学習形態の転換によるリピーター育成をその目的としているのである。伊藤は、この第三世代の博物館こそが目指すべき姿であるとし、当てはまる典型的な博物館は無いが機能として部分的に該当する事業例が蓄積されてきており、これを期待概念として提示した。また、これらの三つの世代がその利用形態の多様性ゆえに混在・共存しているとしている。

さらに伊藤は同時に、博物館の目的や利用者とのあいだの規定性や媒介性といったフィルターを通して論じることで「地域志向型博物館」という概念を示した。その方法論としては、地域志向型の対立的存在として「中央志向型博物館」と「観光志向型博物館」を明示し、より鮮明に地域志向型博物館を論じた。このことは伊藤に先行して1970年代に平塚市博物館の小倉弘義と浜口哲一によって「地域博物館」という用語を用い地域博物館のあり方が議論されていたものである。^{註21}すでに「地域型」・「中央型」・「観光型」と分類がなされているもので着想があり相形として理論化されていたものであるが、伊藤と平塚市博物館との交流から1970年代末からの議論として伊藤がこれを理論的に整備し概念化することとなったものである。^{註22}そのなかで、地域志向型博物館に求められる要

地域博物館論の考察

件として、地域性・総合性・テーマ性といったものが挙げられるとした。利用者である市民の生活課題や地域課題をとおして資料と人間を媒介する地域の総合性を見出し、その構造性を地域の中の自らに結びつけることを目的としている。これによって地域生活を総合的に考え表現する自己学習能力が培われるとした。これに対して、対立契機として設定された「中央志向型」は資料と人間のあいだの一般性や共通性を求めることで普遍的な価値を見出すことを目的としており、このなかで体系的に細密化された地域や技術の教授を中心とした知識者養成型であるとした。そして、このようなタイプの博物館が地域を扱う場合にはその方法論は「総合」ではなく「総和」であるとした。「観光志向型」は希少性を通して意外性や特殊性といったものに価値が置かれ、地域の資料を扱うことを中心とするが利用者からのフィードバックを求めない観光的利用を目的としたもので、伊藤のなかでは最も評価の低いものとされる。しかしまたこれらの三つの型は世代論と同様、それぞれが同居しており区分しきれない現状もあるとされている。

以上を見てみると、伊藤寿朗の地域博物館理論に求められる要件は「参加性」と「生活課題からみた総合性」ということができるだろう。そこに求められるのは生活にシフトした発想法であり、これによって「参加性」が生まれてくる。そして、個人がそれぞれの生活課題（テーマ）に関連してくる総合的かつ重層的な構造を認識することにより、能動的な自己学習効果を得ることを目標としている。そこに求められるのは資料と人間との間の相互の関係、すなわち伊藤の言う「規定性」や「媒介性」といったものであり、このことは先ほどに述べた個人の現在地点を知る方法としての時間軸と空間軸といった自らとの関係性から総合的に自らの現地点を知り、地域を認識するということと同じ発想によるものであるとあってよいだろう。したがってこれらの議論を統一すると、地域課題の視点による総合化という方法論は、生活者による実生活の視点からの地域構造を総合的に捉えることで得ようとする自己確認を志向しているということができる。

この伊藤の地域博物館理論は、時系列においての世代区分を行なうといった点にその時代的特徴を見る事ができるだろう。1980年代は地方の時代と呼ばれる中であって、さまざまな博物館の建設により博物館の様々な機能的要件や解釈が充実してくる時代でもある。伊藤理論の登場は、博物館の内的な機能論の構築は一定の論理的到達点を迎え地域や利用者との関わりといった外的な機能の要件が問われるに当たっての社会的かつ時代的な条件を満たしていたといえる。こうした状況をひとつの現象としてとらえ、世代論として分析し論じるに当たっては好機であったといえよう。また、1970年代から論じられてきた地域と総合性の議論についても世代論と絡めることで発展的に地域志向型博物館を提示することができたといえるのではないか。

現在でも、伊藤のこの地域博物館理論は様々な議論の対象となっており、例えば布谷知夫が「参加型博物館」を標榜する琵琶湖博物館との比較の中で、第三世代の博物館の「実態が分かりにくい」と述べており、また他にも様々にその問い直しやあるいは批判が行なわれている。^{註23} 現実的に博^{註24}

地域博物館論の考察

博物館が三つの世代と型を兼ね備えてしまっているがために、伊藤の理論に摺り寄せて捕らえようとするにも、困難が生じるようである。実際に様々な博物館が多種多様に存在するなかでこうした現状をどのように考えていったらよいのだろうかという冒頭の最初の問題に結局のところ立ち返ってしまうのである。

ここで、考えなくてはならないのは現実の状況において何が問題なのかであろう。博物館の利用者がどのような意識で何をみているのかということをも根本的に問い直す必要があるのではないか。つまり、博物館において利用者が実際に博物館の機能をまず最初に可視化し見ているものは、博物館と利用者との間の関係性や媒介性といったものではなく、博物館の持つ固有の姿勢や方法、表現された文脈としての展示そのものなのではないか。青木豊が「博物館に行くということは展示室にいくことと同義である」¹²⁵と述べているように利用者が何よりもまず博物館に接するのは展示であり、博物館に対してまず最初に抱くイメージは展示であろう。いかなる実践理念を持って展示を行なうかによって、博物館に対して抱くイメージは第一世代にもなり第二世代にもなりそして第三世代にもなりえる。伊藤のこの理論は参加性と生活課題から見た総合性という点で指標とすべき地域博物館論の基本的な要件であることは間違いない。そして、時代的背景にもとづいて理論化され、時代の先を示した論理は高く評価されなくてはならない。しかし、この視座を貫き様々な種類の博物館を分類し、第三世代への展望を論じることは出来ても、実際にはそれに縛られるわけにはいかないのが現実的な問題となっている。伊藤理論が明快で論理的であるがゆえに論じきってしまった感もあり、期待概念として提示されたその理論は様々な発展性や可能性を大いに有してはいるが、指標となるべき試金石のようなものとしてあるのであって、このことは基本的に期待概念としての範疇を出るものではないのではないのか。各地の博物館は、地域博物館を標榜するのであればこの理論的な試金石を通過することを必須とし、そのうえでどのように見せるのかどのような文脈を示すのかという博物館の根本的な内実に向ける必要があるのではないだろうか。

さて、こうした伊藤の理論が生まれた1980年代は地方の時代と呼ばれつつも具体的には如何なる時代であっただろうか。次にはこの時代において最も象徴的な出来事であったと思われる、ふるさと創生事業について述べることで、その時代的背景を論じこの章の補強としたい。

7. ふるさと創生事業

第三世代論が論じられたのと同時代に行なわれた行政主導による文化政策の象徴的なものとして竹下登内閣による1988年に成立した「ふるさと創生事業」をあげることができるだろう。地方の時代と呼ばれ、バブル景気の始まりとともにあって、自治体それぞれの地域振興政策が講じられるという時代背景の中で博物館はいかにあつただろうか。

1988年、自治省において地域主導の地域づくりを推進するための起爆剤として「自ら考え自ら行

地域博物館論の考察

なう地域づくり事業（ふるさと創生一億円円事業）」が決定され、市町村の自主性と責任を基礎とした主体的な地域づくりへの取り組みに対しての支援として全国自治体あたり一律一億円を交付するという政策がとられることとなった。これにおいて、「それぞれの地域における多様な歴史、伝統、文化、産業等を活かし、独創的・個性的な地域づくりを行なうため、地町村自ら考えること」が要求され、行政内部だけの取り組みに終わらないよう住民の参加を求め、地域のアイデアと市場方が集められ様々な種類の地域振興策が検討された。^{註26}このようにして、住民参加として全家庭にアイデア用紙を配布したり（福島県滝根町・新潟県青海町など多数）、目安箱を設置したり（石川県津幡町）、懸賞として水道水500トンをつける（愛知県佐織町）などのアイデア募集から、住民懇談会、住民投票、などを導入するなどして各自治体によって様々な参加形態がとられた。

さて、実際にこの事業において博物館というものに対して一体どれだけの意識が注がれただろうか。ここでは博物館に対する意識を端的に示すものとして博物館建設事業数について見てみたい。1989年の時点で集計された総事業数は4240件である。そのうち、博物館建設に関わる事業は筆者が拾っただけでも80件ある（表1）。これを多いとみるか少ないとみるかは個人の別かもしれないが、自治体によっては大理石を用いた一億円トイレや1億円分の金塊の購入などの話題性のみによる事業案や、シンボリックなモニュメントを建設するなどの珍事業として現在揶揄されるものもあるなかで、80の自治体が地域の振興策として博物館建設事業案を採用したということは事実として積極的と消極的に関わらず評価しなくてはならないであろう。また、住民の参加ということが前提として規定されていたことはこれまでの行政施策とは異なるところでありこのことも評価しなくてはならない。しかし、地域博物館の議論において問われなければならないのは、博物館の諸機能に対していかに利用者が参加するのかということであり、この事業における参加とは論じる土台が異なるものであるということを確認しておく。

つぎに、その館種をみてみたい。郷土やふるさとを冠したいわゆる郷土資料館タイプのものでテーマを特定に絞ったテーマ館タイプとその他に大きく分けられる。郷土資料館タイプのものが最も多く、地域づくりの拠点として博物館を整備するという意識を抽出することができる。しかし、この意識に関しては地域のイメージ作りや観光の振興といった意識を表裏に持っているものであるといえる。それは、地方が考えて中央が支援するといった施策の反省から発してはいるものの、そのことが住民が考え参加し博物館をかたちづくるという性格のものではないからである。住民のアイデアや希望であったとしてもそれを吸い上げる行政側の施策として建設されるのであれば、これまでの中央と地方の問題の構造は決して変わってはいない。これはあくまで行政施策としての博物館建設であって住民の希求から発する博物館づくりではない。行政主導による政策的な博物館建設には地域文化の保存を求めた住民の運動の産物であったとしても、「地域」というフレーズによって地方を斉一的に整備するというグローバル化としての側面も看過できない。結果的には

地域博物館論の考察

第1章に引用した伊藤の言う博物館建設の抱える問題を脱²¹²⁷することが出来ていないといえよう。また、観光による地域振興をその多くが根底にはらんでいるということは、伊藤が指摘した第一世代や第二世代にみられる「宝物」や「めだま」といったものを要件とする博物館建設に依拠してしまうということも読み取ることができるのであり、行政側と博物館学の思想的側面との意識の差が大きく開いていたという時代的な背景も確認できよう。

こうしてみるとこれまでの社会の醸成とともに地域の時代を迎え、文化的に均質化平均化されていくグローバリズム的ともいえる施策の中で、各地に「地域とともに」とか「地域のための」といった文言を対外的に標榜した博物館が多く建設されたことはひとつの事実である。そして、こうした現象が進行していくにつれて本当に地域のためになるということはどういうことなのかと地域博物館の存在性の問い直しが始まるのである。この時代背景のなかでのこの段階で伊藤の地域博物館理論が取り上げられることはなく咀嚼されることがなかったために、伊藤の理論が地域博物館の議論においてそのまま受け入れられてしまって一種聖域のように膠着したまま現在に至るために、一方では地域博物館を論じるに当たっての依然とした指標として存在し、また一方では伊藤の区分からの脱却や問い直しが発生してきているとあってよいのではないか。現在の地域博物館理論がとらえづらい原因のひとつをこの時期に見出すことができるかもしれない。

8. 文脈の多様化・個性化

地域の総合学的科学として資料を収集し、調査研究し、解釈し展示によって見せるという行為には地域の住民の生活とその地域の過去とを結びつけるという目的がある。そのためには見せる段階、すなわち展示においていかに見せるのかという地域ごとの文脈があるはずである。そうならば、地域それぞれにその文脈が存在することになり、地域博物館が表現する文脈はそれぞれに多様化し個性的なものになることであろう。しかし、こうした各地の郷土資料館タイプや歴史民俗資料館タイプの展示が「縄文土器から防災頭巾まで」というように、いわゆる「金太郎飴」のようなどこに行っても代わり映えのしない同じ顔をしていると揶揄され批判されるという現象が現実にあることもまた事実である。青木豊が「展示は対外的には博物館の顔を成す²¹²⁸」と論じるように利用者に対しては博物館を第一義にとらえるものは展示であることは先ほどにも述べたとおりである。我々が他者をそう識別するように、利用者はその博物館を「顔」で識別しているのであり、顔となる展示そしてその文脈が多様化し独自の論理を持たねば他所と間違えられてしまうということになる。そこで展示の独自性が問われ、さらにそれを構築する文脈の重要性が問われるということになるわけであるが、このことに関しては、かつて主として歴史博物館における「史観」や「意図」の必要性として論じられた経緯を持つ。これについては青木豊の展示論研究史²¹²⁹に詳しいので詳述を避けるが、1979年に後藤和民が史観なくしては歴史展示は成立しないと述べ、展示命題論を発したことが契機

地域博物館論の考察

となり、展示には意図が必要か不必要かという議論に発展する。結果として、極端に言えば博物館をイデオロギー装置として捉えることができるように、また、そのような過去や事例があるように、意図のない展示行為はありえない。また、青木豊の言う「広義の展示」^{#30}のなかで、最も原初的であると考えられる「自然界にみる展示」を参考にしてみても、その受益者の存在性から意図ないし目的とするものの存在は明白であり、博物館展示においては史観や意図さらに文脈といったものは切り離せないものであると言えるだろう。また、伊藤寿朗は前述「地域博物館論」^{#31}のなかで、「博物館に展示される仏像は実物であるとともに、寺の本殿から隔離された段階で本来の意味を半減している。魚やキツネの標本もそうであり、動物園の動物も同様である」としたうえでさらに「博物館は、対象とする世界を、ある条件のもとに切り取り、再構成したものである。（※傍点は筆者）つまり再構成する論理と目的にしたがって、それにふさわしい切り取り方と表現の仕方を（可能な条件のなかで）とっているわけである。この意味で、博物館は対象とする本物の世界を再現することはできないし、またありえない」と述べ、地域博物館における展示行為の前提としての再構築される文脈の存在に関しても論じている。

さらに、博物館における文脈に関して「地域を展示する」として福田珠己がこの伊藤の論理を検証している。^{#32}福田は「ローカルな社会においても、自己像の形成が所与のものではなく創り出されたり、要請されるものであり、それに深く関与しているのが博物館なのである。すなわち、博物館というものを、地域、自己像、地域文化がさまざまな関係の中で意識化され創られていくその過程および媒体として、再考していかなければならない。」として、文脈を再構成するに当たっての前提となる条件を検証した。そこでは「他者表象」と「自者表象」という、資料をその地域から切り取って収集する段階での動機について論じることで「文化の流用」や「所有」という行為の発露に人間の意識化における文脈を再構築する要因があるとした。そして、こうした考察を、地域を総合化する際に発生する地域博物館の文脈にフィードバックして論じることで、博物館における文脈の必然性を明示している。

さて、こうした議論を踏まえて、地域博物館において求められる展示の意図や文脈といったものはどのようなものであるだろうか。まず、最初に「地域における総合性」の項目で述べたように、地域を総合的な科学として把握しその再構築された文脈に接するには、その地域の生活課題を視座とする時間軸と空間軸に規定される総合的構造のなかの個人としての認識が不可欠であり、そこからまず自己の現地点を知ることが必要であるとした。利用者であるそれぞれが自己の現位置を知るために博物館を訪れるということは、彼らの視点に応じた展示が求められるということであり、利用者に対する受益としてのアイデンティの獲得のための論理を地域博物館は構築する必要があるといえよう。そうした個人の集合としての地域と実生活があるために、地域博物館において構築される文脈と言うものは実に多様なものとなる。このような当然とした考えが看過され斉一的な博物館

地域博物館論の考察

建設があったために先に述べた金太郎館的な状況が生まれてしまっているともいえるだろう。地域の生活の延長としての文脈が求められるとすれば、地域博物館が表現するものはかなり象徴的かつ具体的でリアルな生活感を映し出すものとなるだろうし、その展示手法としてはより具体的な臨場感を求めていく方向性に向かうことになると言える。実際に、地域博物館を考えるなかで多くの評価を得ている滋賀県立琵琶湖博物館の展示は、実生活と切り離せない琵琶湖を扱うことで生活者としての利用者にその文脈を提示している。また、その展示手法は具体的な臨場感や生活感を伴うものが見られ、こうした臨場感をも再現・演出する展示が浦安市郷土博物館などをはじめとして多く見受けられるようになってきている。資料をその現位置から「切り取ってくる」がゆえにその本来の状況を半減してしまっているわけであるから、そのどうしても欠落してしまう部分を文脈のなかで臨場感を演出するかたちで補わなければならない。伊藤寿朗はその資料の持つ「本来の世界」は取り戻すことは不可能であるとしたが、文脈のなかで生活感や臨場感という形で補い再構築することは可能であるとする。よって、資料が本来的に内蔵する情報を残さず収集し、原風景としての資料の情景を表現するための文脈を地域博物館は構築し展示に反映させなければならないのではないのか。

こうした観点から言えば、エコミュージアムについても少し触れなくてはならないだろう。エコミュージアムの思想では今述べたような資料をその現位置から切り取ってくるという行為とは逆に、資料をその土地の遺産として位置づけ、その現位置において保存することを原則としているのである。「生活・環境博物館」と約されるように、その生活者の視点やある一定のテリトリーとしてフィールド意識を持つという点、また住民参加がより明確に主体的なものとなされ運営に関して作り上げていくものであると規定していることからこれまでみてきた地域博物館に求められる諸要素を踏まえており、同じ時代的背景を基にして生じた理論・実践思想であるといえるだろう。エコミュージアムはコアとなる施設での展示資料の収集を除けば、原則として資料を現地において遺産として保存するという点で収集という博物館機能の概念からは異なる論理を持っている。こうした地域の資料の遺産化現象が進むと地域まるごとが博物館となり、地域の博物館化ないしは地域が博物館資料化する現象が進行することになる。ここでは博物館という施設に対する期待は薄いものといえないだろうか。エコミュージアムが現地保存型野外博物館と呼ばれることもあるように、資料の持つ原風景を切り取らずに現位置で保存するという行為が目指すものは伊藤の言う「本当の世界」であるのかもしれない。しかし、逆に考えればエコミュージアム理論では展示に対しての文脈構築という要素が比較的に少ないということができよう。地域・現地でのありのままを本来的な姿をディスカバリー・トレイルでつないだその総体としてのエコミュージアム自体には、展示という要素の薄いものであるといえよう。先に展示命題論として意図のない展示はありえないとしたが、その展示のために意図としての文脈構築の行為があり、それは本来的な現位置から資料を切り取ってくる行為を前提としていた。しかし、本来的な情報をそのままに保存しそれを総体とするエコミュー

地域博物館論の考察

ジウム理論に関しては、これとは異なる論理として考えられ、意図がないとは言わないにせよ展示としての要素は博物館のそれと比較して少ないということになるのではないだろうか。また、コア施設を除いて博物館という施設の必要性が薄いものであると考えられるエコミュージウム理論は、「博物館」とはいかなるものかと問う博物館学 (Museology) としての議論を離れたものであるとあってよいのではないか。エコミュージウム理論が博物館に対して「博物館とは何か」と命題論として明確に具体化しないのであればやはりそれは博物館に対する理論構築としての Museology とはいえないだろう。エコミュージウムは、地域博物館が期待するものと議論のうえではかなり近似した成果を期待している。しかし、その達する方法論とその文脈のあり方は異なるものであるということを確認しておかなくてはならないであろう。加藤有次がエコミュージウムを「むしろ Museology ではなく、その成果を活用して地域のあり方を考える『新しい地域学』あるいは『新しい社会学』とでもいったほうがよいのではなからうかと思う^{31,33}」と述べたように、地域博物館論としての議論の中で論じることはできても、エコミュージウムが「新しい」博物館学というのであれば博物館学の議論とは異なる論理のものといえるかもしれない。

9. 琵琶湖博物館

ここでは、滋賀県立琵琶湖博物館の評価を行なうことで以上に見てきた地域博物館論のまとめとしたい。1996年、滋賀県立琵琶湖博物館が開館する。琵琶湖博物館はその立地・占地的に隣接する琵琶湖を「本当の博物館」として捉え、人間と湖のその総合的構造を展示するロジックを持ち、「滋賀県まるごとミュージウム」といったフィールド意識をもち、参加型博物館を標榜して住民のすべての博物館機能への参加を保障している³⁴。歴史的にも文化的にも周辺住民の生活に関わり、また古代湖としても、またさらに固有の水族を持つということからもその対象となる琵琶湖には自ずと総合学的発想が求められてくるだろう。そして、その展示もまた生活者である利用者の視点で文脈構築されており、そこには環境対しての生活課題に則した面も有している。そして参加性についても様々な参加型調査があり、またその成果も展示に反映されており、参加者が博物館の文脈を構築する一要素として機能している。これまで地域博物館論として論じられてきたものはここに表されており、現実にその地域博物館のあり方としての評価も高い。

この琵琶湖博物館は開館前の1986年から「準備室なれど博物館」を出発点として10年間の準備室時代を過ごした。この期間に水環境カルテなどのソフト面での参加型調査収集活動を開始した。こうした活動は「フィールドへの誘い」として琵琶湖博物館の館外活動の基礎を成すものとして捉えられている。この時点でハードの整備の前のソフト概念とその機能の段階において琵琶湖博物館独自のフィールド意識が形成されているとあってよいだろう。伊藤の第三世代論では博物館に利用者があるという求心性を前提とした議論がなされていたのに対して、琵琶湖博物館は博物館機能を住

民利用者に対する出先機関としてフィールドに向けて展開していくという拡散的な逆の存在性を目指していると脇田健一が指摘するように、地域博物館論としては伊藤理論とは異なる博物館像を提示している。布谷知夫は「第三世代の博物館」を博物館界の目指すべきものとして「意識はしている」が琵琶湖博物館のこうした参加性や地域に対する発想は出発点の異なるものであったと述べている。また、結果的には第三世代の博物館の提示する課題に関して「クリアしている」として、これまでの議論にあった諸問題や要件を内在化していることを自ら認めている。^{註36}

琵琶湖博物館の展示、すなわちその表現される文脈において興味深いのは「生活情景再現展示」とよばれる古民家移築展示と水環境の悪化をシンボリックに見せる「蛇口のある暮らし」である。まず、前者では、先ほどにも地域博物館はより具体的でリアルな臨場感を展示の中に再現することになると述べたが、この構造展示ではその臨場感がよく生み出されている。このことを象徴的にあらかず事例が、厠として移築され展示されている汲み取り式の便所で実際に用を足してしまった人がいるというエピソードであるだろう。さらには炊事を行なう水場には水が流れ、そこには鯉が生かされており、こうした動感を伴った臨場感とともにタイムスリップ感も同様に生み出されていて非常に引き込まれる内容となっている。また、後者の展示では、人間と琵琶湖の環境の連鎖を「関係性の構造」として表現し、実際の生活者が生活のなかで関連してくる原罪とも言うべき負の連鎖性を提示することで、環境という名のもとに連鎖する「関係性の構造」の中に自分が存在しているという認識を得ることができる。こうした方法論は時空間軸においての交点としての自らの現位置を知るといふ、地域博物館において求められるとした総合的発想に基づくものと考えてよいだろう。

地域博物館論としての議論において、以上のような点において琵琶湖博物館は評価される。まだ、評価すべきところはあるのかもしれないが、本稿でこれまでに述べてるところの地域博物館の議論に関しては、いずれも実現もしくは実現に向けての博物館活動があるといえる。ただし、琵琶湖博物館のすべてが良いといっているのではない。ただ、本稿で検証し述べてきた地域博物館の議論を見渡してきた場合に、それにながう理念と行動が実際にあるということなのであって、これにおいて一定の理論的到達点としての評価をしなければならないのではないかと思うのである。しかし、琵琶湖博物館を理論的に超える博物館も無く、地域博物館論としてはひとつの到達点であると同時にその表裏として地域博物館論は一定の理論的飽和を迎えているということもできるかもしれない。

第3章 おわりに —まとめと考察—

以上、地域博物館の理論史または思想史として時代的背景や要請とともに考えることで評価を与え地域博物館論を検証してきた。文化というものを見つめる視座と「地域」に対する期待感情的な感覚が同時進行で醸成されていくなかで博物館学の議論として地域博物館論が生まれ、本稿にて論じてきたような理論が生まれ、またそれを受けて全国各地では様々な実践が行なわれている。地域

地域博物館論の考察

博物館には、歴史と文化のあいまった風土のなかに自らの現位置を知るための思想とその方法が求められるとしたが、このなかにこれまで議論してきた総合性や参加性や利用者の課題意識またフィールド意識など、地域博物館論において求められる要件が言い含まれると思う。理論変遷史的な視点で地域博物館論を見てきたために、具体的な地域博物館論における各論としての機能論などに言及することはできなかったが、このことは今後の課題とすることで稿をあらためたいと思う。

本稿は平成15年1月に平成14年度提出國學院大學大学院修士論文として国学院大学名誉教授加藤有次先生に提出したものの前編一部分を加筆・修正したものである。この提出後、布谷知夫の「日本における地域博物館の概念」^{註37}や、金山喜昭『博物館学入門—地域博物館学の提唱—』^{註38}などの論文著作に触れることとなった。前者、布谷の論文では地域博物館についての錯綜する語彙的・概念的な交通整理が行なわれ、これによって地域博物館理論に対する理解は非常にスムーズとなったものと思う。本稿と内容的に重複したりする点もあるが、本稿を拙さそのままに掲載することとした。指摘や批判を仰ぐことができれば幸いである。また、後者、金山の地域博物館論では、「まちづくり」を地域博物館はその射程に入れるべきであると明言しその理論化が図られている。筆者は、地域博物館論は一定の到達点を示し理論的飽和を迎えているのではないかと述べたが、さにあらず理論的に大きく進展する可能性も秘めている。また、その他に、地域博物館の一側面としてのNPO活動や企業博物館のメセナ活動、また博物館友の会やサークル活動について触れることができなかった。これらについての考察も今後の課題としたい。

本稿を読み返してみても思うのだが、冒頭に述べたようにそもそも地域博物館理論とはあまり意味の無いものかもしれないとも思う。さまざまな時代的背景と要請によってあるものなのであって、そのなかで生まれてきた地域博物館理論が現在のすべてに当てはまるわけでもなく、またそうすべきでもないのではないかと。ただその現象の変遷を理論や思想史としての解釈に努めたつもりであったが、非力なものとなったことも感じている。その時代の背景や要請にあって地域博物館論は進展を遂げているのであり、それを大きく拓いた加藤や伊藤の理論構築にあらためてその影響力と破壊力を感じ、また敬意を表するものである。

最後に、日々右往左往する私を導いて下さる、國學院大學博物館学研究室教授青木豊先生と國學院大學考古学資料館学芸員内川隆志氏にはこの場を借りて深く感謝申し上げます。

(國學院大學文学部助手)

註

1. 伊藤寿朗「地域博物館論—現代博物館の課題と展望—」『現代社会の課題と展望』 1986 明石書房
2. 東京国立博物館『東京国立博物館百年史』 1978 第一法規
3. 椎名仙卓『日本博物館発達史』 1988 雄山閣

地域博物館論の考察

4. 國學院大學博物館学研究室『國學院大學博物館学紀要』第1～21輯 1968～1996 國學院大學博物館学研究室
5. 伊藤寿朗「日本博物館発達史」『博物館概論』 1978 学苑社
6. 嘉田由紀子「昭和39年5月10日—富江家生活情景再現展示ができるまで—」『琵琶湖博物館研究調査報告第16号 生活再現の応用展示学的研究—博物館のエスノグラフィーとして—』 2000 滋賀県立琵琶湖博物館
7. 富士川金二『博物館学』 1971 成文堂
8. 註5に同じ。p.173
9. 加藤有次・倉田公裕・柴田敏隆『秋田県立総合博物館設立構想』 1972 秋田県
10. 青木 豊『博物館展示の研究』 2003 雄山閣
11. 和辻哲郎『風土』 1935 岩波書店
12. 加藤有次『博物館学総論』 1996 雄山閣
13. 小島弘義「地方博物館の建設プランニング—その実際的アドバイス—」『博物館学雑誌』第1巻第2号 1976 全日本博物館学会
14. 註5に同じ。p.110
15. 加藤有次『博物館学総論』 1996 雄山閣
16. 柳田国男「郷土研究といふこと」『全集』4 1998（初出は1928年）
17. 九学会連合日本の風土調査委員会『日本の風土』 1985 弘文堂
18. 註1に同じ。
19. 新井重三「エコミュージアムとその思想」『丹青』6巻10号 1987や「野外博物館に突然変異：エコミュージアム」『Museum Data』No.5 1988、「野外博物館総論」『博物館学雑誌』第14巻第1・2号など、その他多数に及ぶ。
また、エコミュージアム理論については新井重三『実践 エコミュージアム入門—21世紀のまちおこし—』 1995 牧野出版のほかには日本エコミュージアム研究会編『エコミュージアム・理念と活動—世界と日本の最新事例集—』 1997 牧野出版にまとめられている。
20. 註1に同じ。後に『ひらけ博物館』 1991 岩波ブックレットや『市民のなかの博物館』 1993 吉川弘文館にまとめられている。
21. 小島弘義「地方博物館の建設プランニング—その実際的アドバイス—」『博物館学雑誌』第1巻第2号 1976 全日本博物館学会、浜口哲一・小島弘義「地域博物館における学芸員と特別展」『博物館学雑誌』第2巻第1・2号 1977 全日本博物館学会
22. 伊藤寿朗「博物館の概念」『博物館概論』 1978 学苑社 p.11には「博物館の分類と範疇」の項目のなかで「平塚市博物館学芸員小島弘義、浜口哲一両氏の提案を整理してみたもの」として「1中央志向

地域博物館論の考察

- 型、2 地域志向型、3 観光志向型」の分類を行っている。また、浜口哲一『放課後博物館へようこそ』2000 地人書館のなかではこの経緯が述べられている。
23. 布谷知夫「参加型博物館に関する考察—琵琶湖博物館を材料として—」『博物館学雑誌』第23巻第2号 1998 全日本博物館学会
 24. 日本展示学会『地域博物館への提言』2001 ぎょうせいや瀧端真里子「大阪市立自然史博物館における市民参加の歴史的検討(2)」『博物館学雑誌』第28巻第2号 2002 全日本博物館学会などその他。
 25. 註10に同じ。
 26. 地方自治政策研究会『全国ふるさと創世一億円データブック』1998 第一法規
 27. 註5と同箇所。
 28. 青木 豊「展示の概念」『新版博物館学講座9 博物館展示法』2000 雄山閣
 29. 青木 豊「博物館展示論研究史(2)」『國學院大學博物館学紀要』第22輯、前掲『博物館展示の研究』2003 雄山閣に再録。
 30. 註10に同じ。
 31. 註1に同じ。
 32. 福田珠己「地域を展示する—地理学における地域博物館論の展開—」『人文地理』第49巻第5号
 33. 註11に同じ。
 34. 滋賀県立琵琶湖博物館『博物館ができるまで』1999
 35. 荻野昌弘(編)・脇田建一ほか 著『文化遺産の社会学』2002 新曜社
 36. 布谷知夫(村山皓 編)「博物館の評価からの展開」『施策としての博物館の実践的評価—琵琶湖博物館の経済的・文化的・社会的効果の研究—』2001 雄山閣
 37. 布谷知夫「日本における地域博物館の概念」『博物館学雑誌』第28巻第2号 2002 全日本博物館学会
 38. 金山喜昭『博物館学入門—地域博物館学の提唱—』2003 慶友社

地域博物館論の考察

表1. ふるさと創世事業における博物館・美術館等建設事業案一覧

都道府県	市町村名	事業名
北海道	岩見沢市	岩見沢郷土科学館建設事業
	天塩郡幌延町	金田心象書道美術館
	上川郡下川町	下川町ふるさと交流館建設事業
	稚内市	そうや竜歴史館整備事業
	中富良野町	郷土館建設事業
岩手県	前沢町	ふるさと前沢資料館建設事業
秋田県	羽後町	ふるさと資料館建設事業
	雄物川町	ふるさと創世村建設事業
	若美町	ふるさと歴史文化資料館建設事業
宮城県	石巻町	石巻市歴史民俗資料館建設事業
	一迫町	山王考古館改修事業
	岩沼市	文化財展示館建設事業
	大衡町	廉美術館建設事業
	登米町	みやぎの明治村建設事業
	矢本町	航空博物館建設事業
	利府町	(仮称) ふるさと創世館建設事業
新潟県	小木町	アマチュア美術館建設事業
	白根市	宿根木民俗博物館改築事業
	新発田市	しろね大風と歴史の館建設事業
	両津市	北一輝特別展示コーナー設置作業
福井県	勝山市	自然科学博物館建設事業
富山県	射水郡大島町	大島町絵本館建設事業
福島県	伊達郡染川町	染川町民美術館建設事業
	西白河郡泉崎村	泉崎資料館建設事業
	三春町	みちのく人形館建設事業
茨城県	稲敷郡東町	東町歴史民俗資料館建設事業
	勝田市	武田氏館建設事業
栃木県	黒羽町	芭蕉の館建設事業
群馬県	勢多郡東村	東村立富弘美術館
	吉井町	多胡碑記念館建設事業
埼玉県	妻沼町	町立図書館兼ふるさと展示場
	庄和町	(仮称) 大風郷土資料館建設事業
	戸田市	児童館建設事業
千葉県	御宿町	月の沙漠記念館建設事業
	木更津市	木更津みなと資料館建設事業
東京都	大田区	(仮称) 熊谷恒子記念館建設事業
	板橋区	郷土芸能伝承館建設事業
	府中市	郷土芸能ホール建設事業
神奈川県	伊勢原市	大山街道博物館建設事業
山梨県	甲西市	資料館建設事業

地域博物館論の考察

山梨県	身延町	歴史民俗資料館建設事業
長野県	上田市	自然観察園建設事業
	駒ヶ根市	「アルプス・コミュニケーション・シティ」建設事業
	茅野氏	郷土文化体験ゾーン建設事業
	八千穂村	奥村土牛記念美術館建設事業
愛知県	豊橋市	二川宿本陣資料館建設事業
	扶桑町	4小学校郷土資料室改修事業
岐阜県	朝日村	朝日村民俗資料館建設事業
	美並村	歴史民俗資料展示館建設事業
三重県	尾鷲市	尾鷲市立天文科学館建設事業
	木曾岬町	郷土・文化・生涯教育総合整備事業
滋賀県	八日市	世界風博物館八日市大風会館建設事業
兵庫県	芦屋市	美術館・郷土資料館建設事業
大阪府	南河内郡太子町	太子町立竹内街道歴史資料館建設事業
鳥取県	北条町	歴史民俗資料館付帯施設整備事業
岡山県	建部町	ふるさと玩具館建設事業
島根県	仁摩町	仁摩サンドミュージアム建設事業
徳島県	藍住町	藍資料館整備事業
	阿南市	ふるさと資料館建設事業
	海部町	大うなぎ水族館資料室整備事業
	徳島市	(仮称) 蜂須賀資料館整備事業
	那賀川町	町立歴史民俗資料館整備事業
愛媛県	五十崎市	五十崎風博物館建設事業
	内子町	資料館「上芳我邸」整備事業
	内子町	歴史民俗資料館整備事業
長崎県	大村市	天正少年の記念館建設事業
	千々石町	郷土民俗資料展示館整備事業
	東彼杵町	そのぎの荘整備事業
福岡県	嘉穂郡桂川町	王塚装飾古墳館建設事業
佐賀県	上峰町	上峰町郷土資料館建設事業
熊本県	南関町	古代の里建設事業
大分県	佐伯市	美術館建設事業
	竹田市	平成由学館建設事業
宮崎県	都農町	図書館・資料館建設事業
	野尻町	歴史資料館建設事業
鹿児島県	入来町	郷土館及び文化財整備事業
	加治木町	椋鳩十文学記念館等施設整備事業
沖縄県	渡嘉敷村	郷土資料館建設事業

(注) 以上のものは、『全国ふるさと創世1億円データブック』と『全国博物館総覧』より抽出し作成した。抽出・判断基準については、資料購入などの様な博物館への意識といったものは除き、あくまで博物館建設、もしくは既設博物館に付帯施設として展示スペースを作るというものも含めた。

古墳の保存整備・活用と博物館

Preservation and Practical Use of Heritage Sites and Museums

村松洋介
Yosuke MURAMATSU

はじめに

「文化財保護法」の定める「文化財」は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の5種類であり、(第2条)、記念物は史跡・名勝・天然記念物の3種に細分されている(法69条)。法は、他に「埋蔵文化財」の用語を用いているが(第57条)、これは「土地に埋蔵されている文化財」の意であり、その遺存状態と、保護する手続き上の区別によって名づけられた名称なのである。

埋蔵文化財は、広く考古資料と呼ばれている資料群であり、遺跡と遺物とによって構成されている。法の言う文化財の範疇では、遺跡は記念物に、遺物は有形文化財に分類することができる。考古学的には、遺跡と遺物とは不可分の資料群を構成するが、少なくとも法の意図が遺跡と遺物とを分離して保護しようとするものである点には注意を要する。奈良県高松塚古墳の遺構は文化庁記念物課の、壁画は美術工芸課の所轄である事実はその一例である。

ともあれ、法は「重要な」記念物は「史跡」に、そして「特に重要な」記念物は「特別史跡」に指定できることを定めており(第69条)、地方公共団体の定める文化財保護関係の条例も、同様に史跡指定を行う事ができる旨を規定している場合が多い。当然、何をもって重要と判断するかについては、別に議論しなければならないが、ひとたび史跡指定された記念物の「管理団体」は「管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置」する義務を負うことになる(第72条)。さらに文化庁長官は、管理団体等に対し「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があったとき」や「滅失し、き損し」たとき、そして「価値を調査する必要」がある場合は「実地調査及び土地の発掘」などの調査を行わせることが可能となっている(第83条)。

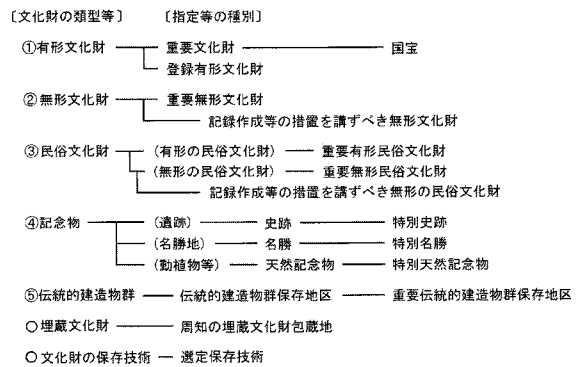


表1 文化財の種類

もちろん、史跡指定を行う場合も、史跡を整備する場合も、その学術的な価値を明らかにし、有効に活用するための方法を模索しなければならない事は言うまでもない。しかし、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」からなる史跡全般の保存整備や活用について、画一的な方法を提示することは不可能である。

特に、考古学的な遺跡においては、発掘によってのみその実体が把握されるものと、古墳や城郭のように、その存在自体がランドマークとしての役割を果たし得るものでは、当然のように保存整備の方法が異なってくる。そこで今回は古墳の保存と整備、そして活用の問題に論点を絞り、その現状と若干の私見を提示することとした。

古墳の定義と古墳時代の開始については、研究者間においても意見の一致を見ていないが、弥生時代の後期に大幅な発達を見せた大型の墳丘墓を母胎として、3世紀半ばに成立した前方後円墳を中心とした各種の墳墓とするのが一般的な共通認識であろう。

一方、古墳時代には、横穴墓も存在しており、平成15(2003)年8月現在で18件が国史跡に指定されている。しかし、古墳と横穴墓の間には構造上の相違があり、整備・保存・活用において異なった方法を採用しなければならないため、ここで扱う「古墳」とはマウンドを有するもののみを対象とするが、これは文化庁が「古墳」と認識している記念物の区分と合致している。

なお、考古学的には遺跡と不可分の関係にある遺物についても同時に言及する事が妥当であろうが、ここでは古墳自体の問題について多くを割くことにしたい。但し、その点に関しては第3章において、古墳の保存整備・活用と博物館との関係として触れることとする。

第1章 古墳整備史

第1節 古墳整備以前の人為改変

(1) 欽明陵の修陵記事

古墳の埋葬施設の現状改変などといった行為は、古墳時代当時から行われていたことは発掘調査によってある程度明らかにされてきた。一方、『日本書紀』の推古紀二十八(620)年条の「冬十月に、砂礫を檜隈陵の上に葺く。則ち域外に土を積みて山を成す。仍りて氏毎に科せて、大柱を土の上に建てしむ。時に倭漢坂の上直が樹たてる柱、勝れて太だ高し。故、時の人號けて、大柱直と曰ふ」という記述は、推古天皇が欽明天皇陵を改修したことを記録するものであり、古墳の改修に関する文献上の初見でもある。

(2) 宮都の造営と破壊古墳の慰霊

次に、旧都造営時にも多くの古墳が破壊されていることが、現在、文献や発掘調査によって明らかになってきた。日高山丘陵に造られていた5・6世紀の古墳や7世紀代の横穴墓は藤原京造営時に破壊され、隣接する左京城では藤原京の整地土の中に多量の瓦や埴輪が含まれていたため、そこ

にある丘陵上の古墳も削平されたことが調査によって判明した。古墳の破壊は宮近辺にとどまらず、京城すべてが対象であった。

また、『続日本紀』巻四によれば、元明天皇の和銅2（709）年10月癸巳の勅では、平城京の造営にあたって破壊された古墳は改めて埋納しなければならず、酒を注いで死者の魂を慰めよ、と命じている。

これは、実際には条坊造営の邪魔になる古墳を意図的に破壊する場合のためのマニュアルであったとする解釈もなされており、平城宮内からは破壊・整地された市庭古墳と、その南方の平塚1号・2号墳、そして神明野古墳、ウワナベ古墳（外提）などが発掘調査によって確認されている。

（3）古墳を利用した城郭

戦国時代には、安閑天皇陵を利用した高屋城など、城郭築城にともなう墳丘の再利用という形で破壊行為が行われていた。さらに近年、発掘調査が進展しており、その実体が明らかになりつつある今城塚古墳は、継体天皇陵である可能性が極めて高いものであるが、同古墳も城郭として再利用された結果大規模な破壊を受けた事が知られている。

第2節 古墳の学術調査と整備の曙

（1）徳川光圀と上侍塚・下侍塚の整備

江戸時代になると、徳川光圀とその家臣で儒学者でもあった佐々助三郎宗淳は、「那須国造碑」に見える国造の姓名を知ろうとする学術的な目的で、栃木県上侍塚古墳・下侍塚古墳の2基の前方後方墳を発掘した。両古墳からは墓誌は発見されなかったものの、銅鏡などが出土した。さらに光圀は絵師に遺物を記録させた上で、出土遺物を箱に納めて再び埋納させ、墳丘とその周辺に植樹を行い、景観にまで配慮した整備を行った。この調査の実情については『湯津神村車塚御修理』・『那須記』・『那須拾遺記』・『下野國誌』・『葬礼私考』・『水府史料』等の文献から窺われるが、自ら筆をとった埋納遺物の箱書きからは、古墳の復原・整備に関する光圀の構想が看取できる。

実際、この調査は古墳に対する学術調査の嚆矢であると同時に、現在行われている古墳の整備保存の概念に近似したものとして記念すべき事業であった。この他にも光圀は、藩内はもとより藩外の典籍・古書や神社・仏閣・碑文等の修理・保管を行い、畝傍山陵など修造建議する上表の文案を書くように命じたことなどは周知の如くである。また、光圀を中心に発達した水戸学は、その後の尊王思想にも影響を与え、幕末に行われた一連の修陵事業とも無関係ではない。

（2）文久の修陵

水戸学の影響を受けた宇都宮出身の蒲生君平が、自ら畿内に赴いて荒廃した陵墓の实地調査を行い、その変遷を考察した『山陵志』を著したのは文化5（1808）年のことであった。老中大久保忠真によって却下されたものの、その影響を受けた第9代水戸藩主の徳川斉昭は、藤田東湖の立案に

古墳の保存整備・活用と博物館

より神武陵の修陵を建議するなど、陵墓の整備に意欲を示している。

その後、宇都宮藩の藩主戸田忠恕は、幕府に修陵の建白書を提出し、修陵事業は山陵奉行に任せられた同藩の家老、間瀬和三郎を中心として実行に移されたのである。「文久の修陵」と呼ばれるこの事業においては、神武陵の整備をはじめとする諸陵の修築が行われた。拜所の整備はもちろん、崇神陵のように新たな外提の構築や墳端の護岸が行われたものや、周濠の耕地化したものを再掘削したものなどがあるが、多くの陵墓はこの修陵によって今日に見られるような形に整備されたのである。

もっとも、この整備は『山陵志』などの研究成果を基礎として行われたものではあるが、その整備に関しては現在の水準から見れば極めて問題点の多い事業であった。陵墓の尊厳を保つことを目的とするばかり、周濠の整備・拡張など、結果的に墳丘の破壊に繋がる改変も行われていたのである。また、公武合体から尊王攘夷への社会的思想の変転の中で行われた事業であったため、極めて政治的な取扱いがなされたのであった。

第3節 帝国政府による古墳の保存・整備

(1) 古墳の保存と出土品の取り扱い

幕府が倒れ明治政府が発足すると、天皇陵や畿内に所在する前方後円墳などは、政府の手によって嚴重に管理された。天皇陵に治定された古墳や陵墓参考地は、現在でも文化財保護法の範疇外に置かれ、宮内庁の管理下で立ち入りなどが厳しく制限されている。これは世界の王墓と比較しても極めて特徴的であるが、このような日本独自の思想と管理法は、治定の当否はともあれ陵墓が現実には墓として機能しているからに他ならない。

明治7(1874)年5月2日付けの太政官達「古墳発見ノ節届出方」は、陵墓・古墳と想定される場所での開発等にもなう発掘を制限し、教部省へ図面を添え、伺いを立てるよう各府県に求めた。また、明治13(1880)年11月15日付け府県宛の宮内省達「人民私有地内古墳発見等発見ノ節届出方」では、偶発的な遺跡・遺物の発見時において、図面作成と図面を含めた地名などの調査成果を宮内省へ申告することを義務化した。このような要請が、対象を古墳に限定している点は注目される。そこには、文化財の保護という意識より、むしろ陵墓等が含まれる可能性の高い古墳を重点的に保存する、という教部省・宮内省の意図が窺われるのである。

出土品は、明治32(1899)年の「遺失物法」によって、国庫に帰属させることとなった。この原則は平成11(1999)年の「文化財保護法」改正によって、その帰属先が国から都道府県に移管されることとなったが、地方分権化や行政改革によって国立博物館が独立行政法人化したことと関連している。また、明治32(1899)年の内務省訓令「學術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキ埋藏物取扱ニ関スル件」は、學術的に価値があると考えられる埋藏物を発見した場合に、古墳関係品等は宮内省

古墳の保存整備・活用と博物館

へ、石器時代遺物は東京帝国大学へ通知する事を義務化した。その上で、宮内省と東京帝国大学は必要に応じてそれらを選別し、所有権が国庫に帰属したものは両者へ譲渡され、「貯蔵ノ必要」が無いとされたものに関しては適宜処分することとなった。なお明治34（1901）年4月1日付け内務省訓令「埋蔵物中参考トシテ府県ニ保存スル場合ニ於ケル取扱方ニ関スル件」では、宮内省・東京帝国大学で貯蔵の必要がないとされた物件で、地方長官が教育などの参考として保存を要すると認めたものに関しては、宮内省・東京帝国大学の両者による適否の鑑定を受けた上で、府県によって保管しても良いとされた。このように、古墳関係の資料は、陵墓比定調査との関連によって宮内省が中心的に管理してきたが、「文化財保護法」施行以前の古墳出土資料の優品が東京国立博物館に集中している事実の制度的な背景はここにある。

（2）「史蹟名勝天然紀念物保存法」と古墳の史蹟指定

大正8（1919）年には「史蹟名勝天然紀念物保存法」が公布・施行され、史蹟・名勝・天然紀念物は、内務大臣（昭和3年からは文部大臣）が指定することとなり、その指定は国家的なものである第1類と、地方的なものである第2類に類別された（第1条）。さらに、人的な破壊からの保護のため、現状変更および保存に影響を及ぼす行為については地方長官の許可を得なければならず、また内務大臣が保存のために必要な一定の行為の禁止・制限、必要な施設の設置を命令できる制度が設けられている（第3条・第4条等）。更に、調査においては指定の前後問わず関係の吏員が発掘やその他の関連する調査をする事ができた（第2条）。

史蹟等の管理では、基本的には内務大臣が地方公共団体を指定して管理にあたらせ、その経費は地方公共団体が負担し、それを国が補助するという形をとっている（第5条）。なお保存のための調査などにより私人に対して損害が生じた場合は国が補償することが定められた（第4条第2項）。

翌年にはその「保存要目」が作成され、考古学的な史蹟としては、都城跡・宮跡といった皇室に関係が深い史蹟や、社寺・国郡庁跡、そして貝塚などととも「古墳及著名なる人物の墓並碑」などを中心とした47件の遺跡が選定された。墳丘のある古墳でいえば、舟塚山古墳（茨城県）・作山古墳第一古墳（岡山県）・造山古墳第1～6号古墳（岡山県）・井寺古墳・釜尾古墳・千金甲古墳（甲号・乙号）（熊本県）・山上碑および古墳（群馬県）・茶臼山古墳・小茶臼山古墳（滋賀県）・宮山古墳（奈良県）・五色塚古墳・小壺古墳・壇場山古墳第一・二・三古墳（兵庫県）・御墓山古墳（三重県）が指定された。

しかしながら、この指定も「保存要目」が語っているように、学術的な意義を基準として選定されるものではなく、歴史事象を顕彰する記念碑的な意味合いが強いものであり、現在の文化財保護思想とはかけ離れたものであった。

第4節 「文化財保護法」体制下の古墳整備

(1) 戦中・戦後混乱期の古墳整備

太平洋戦争末期の昭和19(1944)年には、「史蹟名勝天然紀念物保存法」による指定事務が中止され、さらに地方長官による仮指定も停止された。戦争終結後は、戦災の影響で国家財政が逼迫し、経済復興が第一とされた困難な世相の中で、文化財政策に重きを置く余裕はなかったはずである。しかし、昭和20(1945)年12月に占領軍と交渉を行い、大和5号墳の整備を行った末永雅雄氏の業績を忘れてはなるまい。

また、昭和23(1948)年には、連合国総司令部の指示によって明治天皇関係の史蹟377件が、指定解除される事となった。このことに象徴されるように、文化財保護や考古学は、政治的な影響下から脱却することができ、実証的な調査研究が可能となったのである。

一方、社会的混乱の中で学術的な調査とは呼ぶことのできない盗掘なども横行したが、それを規制する制度も確立しておらず、これらを防止することは困難であった。このような状況の中、昭和23(1948)年に総合整備の一環として実施された法隆寺金堂壁画の模写中に、金堂が火災で損傷する事件がおこった。この事態が大きな要因となって世論や国会を動かし、新たな「文化財保護法」体制が打ち出されたのである。

(2) 「文化財保護法」体制と文化財保護運動

昭和25(1950)年5月30日に公布、同年8月29日に施行された「文化財保護法」は、先の「史蹟名勝天然紀念物保存法」と「国宝保存法」や「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」を統合し、それらの保護対象に加えて無形文化財をも含んだ各文化財類型を保護する仕組を規定した。

埋蔵文化財に関しては、発掘調査の規定や出土品の取り扱いまで細かな規定が設けられている。しかし基本的には「史蹟名勝天然紀念物保存法」による指定は、「文化財保護法」による指定とみなされた。また、国庫補助が防災施設や修理・保存施設といった枠組みに重きを置くようになった点は、法隆寺金堂火災事件の反省から、行政が「保存」から積極的「保護」へと動き始めたことを示している。

昭和29(1954)年には早くも「文化財保護法」が改正され、埋蔵文化財の破壊に対処する規定を含め、埋蔵文化財に関する規定を独立の章とした。また、埋蔵文化財包蔵地の工事に関する規制を制度化し、さらに地方公共団体に対しては、文化財保護を目的とする条例の新設や、都道府県教育委員会の権限拡大措置がとられた。

しかしながら、このような法整備にもかかわらず、古墳を含む埋蔵文化財が十全に保護されたわけではない。昭和30(1955)年におこった大阪府イタスケ古墳の保存運動は、全長146mに及ぶ大型前方後円墳を土取りによって破壊しようとした動きに対する民間運動の代表的存在であった。その後、経済活動と文化財保護の対立はますます先鋭化していくが、これは高度経済成長期を迎えよ

うとする日本社会の中では当然の帰結であったといえよう。

(3) 点の保護から面の保護へ

また、史跡等の増加にともない、その保存・活用をもとめる声が高まり、昭和40(1965)年に39市町村から構成される全国史跡整備市町村協議会が発足し、それにともない従来の防災・修理・保存に加えて、「文化財保護法」に環境整備の項目が新たに加わることとなった。さらに、昭和41(1966)年には、急激な国土開発によって史跡や京都・奈良・鎌倉といった古都が破壊の危険にさらされるという懸念から、歴史的な風土や景観を保存しようという世論が高まり、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」が公布された。

同年には、こうした社会的背景を反映して、宮崎県西都原古墳群を包括した西都原風土記の丘を第1号とする「風土記の丘整備事業」が開始された。風土記の丘に関しては第3章で述べるが、これは遺跡の広域的保存と環境整備を行い、文化財を活用したまちづくりを目的としたものである。実際には、爆発的に増加した出土遺物の保管、および研究のための資料館設置が急務であった、という面もあるが、面的な史跡整備を行う上では効果的な方法の一つであろう。現在では、財団経営も含め18ヶ所の風土記の丘が存在しており、再整備なども行われている。

昭和50(1975)年には、「都市公園法」が改正され、都市公園と史跡等の指定地域がそれぞれと重なることが多く、緑地保全地区や公園施設に含められる措置が講じられてきたが、我が国固有の優れた文化的資産の保存活用を図るための公園緑地の設置・管理が開始された。特に、立体的な遺構である古墳は、地域に親しまれる公園の象徴的存在として大きな役割を果たすことが期待されている。

平成元(1989)年には、「史跡等活用特別事業(ふるさと歴史の広場事業)」が実施され、従来の現状維持的・管理的な保存重視の事業から遺跡の総合的な復原整備や活用を目的として、より分かりやすく展示要素の強い遺構模型やガイダンス施設の建設などのメニューが追加された。この事業によって、調査・研究の成果を広く公開・活用することが重視されるようになり、国からの補助金も年々増大していった結果、各地で視覚的に豊かで個性的な整備が行われた。平成7(1995)年に開始された宮崎県西都原古墳群や佐賀県吉野ヶ里遺跡などの「大規模遺跡等総合整備事業」を対象とする国庫補助は、このような傾向に拍車をかけることとなった。事業期間は約5年で単年あたりの補助金額の最高限度額は1億円である。特徴としては建造物の実物大復原施設や屋内展示施設の建設、体験学習メニューに即したハード整備を補助の対象に含めている点があげられよう。

第5節 古墳整備の思想的背景とその変化

(1) 古墳整備史の画期

以上、古墳の整備を中心とした文化財の取り扱いについて概観したが、古墳整備史は遺跡整備史

とはほぼ同義であった。ここでは最後に、古墳整備史に見出すことができるいくつかの画期を取り上げておこう。

第1の画期は、水戸光圀が行った栃木県上侍塚古墳・下侍塚古墳の発掘調査と整備である。これは、学術的な発掘調査の嚆矢であり、目的を持って調査を行い、記録している点が評価できる。整備については、特に調査成果が反映されたわけではないが、周辺環境をも含めた事業であった事は重要である。さらに一連の『大日本史』の編纂をはじめとする水戸学の展開が、幕末の尊王思想と陵墓の整備に影響を与えた事実は無視できないであろう。

第2の画期は、蒲生君平の『山陵志』などに見られる天皇陵の比定研究や、その成果を反映した修陵の実施である。もちろん、幕末における修陵は、一定の研究成果を反映したものではあったが、公武合体・尊王攘夷思想といった政治思想に足枷をはめられていた。また、地下に埋もれた遺跡を考古学的に調査するという技術も存在せず、陵墓の尊厳を保つことのみを目的としたため、その修築がかえって墳丘を損傷する事態を招いた点に限界があったのである。

戦前の古墳に対する保存施策も、基本的には幕末以来の流れの中に位置づけられる。少なくとも、当時の行政による古墳出土資料は宮内省や帝室博物館によって管理されており、文化財としての認識は希薄であった。天皇陵に限らず、古墳は墓であり、ある程度の敬意が払われねばならないのは言うまでもないが、陵墓への立ち入りさえ認められない現実 は古代史・考古学といった分野の研究の進展を妨げている側面も否定できない。実際、大型古墳の上位30位中25位までが陵墓に治定されているのである。

「史蹟名勝天然紀念物保存法」によって史蹟指定され、保存対象となった古墳も存在したが、それも古墳自体の学術的価値より記念碑的な存在として顕彰しようとする面が色濃かった。当然のように、陵墓は史蹟に指定されてはならず、その状態は今日まで変わらない。

第3の画期は、戦前の政治的な思想の影響から脱却し、人々の間に「文化財」の概念が誕生した時期に求められよう。「文化財保護法」の特徴は、文化財を単に保存する対象ではなく、積極的に保護すべき対象とした所にある。戦前は、一般の遺跡と異なった取扱いを受けてきた古墳も、陵墓古墳を除けば文化財としての地位を獲得することができた。しかし、経済活動と文化財保護との間に見られる軋轢も顕在化し、少なからぬ古墳や遺跡が破壊されたのも否定できない現実である。

第4の画期は、急激な開発に対応した遺跡の広範囲における保護と、開発とともに行われた発掘調査によって出土した莫大な量の遺物を保管する機関が必要性的によって、風土記の丘事業などによる遺跡の広域保護と、それに付属した遺跡博物館ができるようになった時期である。

そして近年は、より親しみのある景観が求められ、遺跡の公園化が進んでいる。さらに、遺跡が内包している情報を正しくより多く伝えるために、「ふるさと歴史の広場事業」などによって遺跡の立体復原やガイダンス施設が重視され、地域社会の振興のためにも活用が重視されるようになった。

た。これは、現在進行中の傾向であり、ここに5番目の画期を設定することができるだろう。

(2) 研究・保存整備・活用

このように、古墳は数ある遺跡の中でも、それぞれの画期における社会情勢の強い影響のもとに置かれてきた。もっとも、政治的・経済的な発展を最優先させる傾向は、今日に至るまで全般的に認められるところである。しかし、近年文化財の活用が重視される中で、幅広い研究成果を社会に還元する装置としての博物館の設置に期待が持たれている点は歓迎しなければならない。

このようなことが可能となったのも、文化財の保存・公開と表裏一体の関係にある基本的な研究成果が進展したという背景がある。古墳についても同様であり、綿密な調査に基づいた遺構の復原と適切な保存策の発達が、古墳の整備事業を裏打ちするのである。また、ここで十分に触れることはできないが、古墳出土遺物の研究や保存技術の発達も、古墳に付属する資料館やガイダンス施設との関わりにおいて見れば重要なポイントといえよう。

そこで、次章では今日的な古墳整備の実例について、事例を紹介しつつまとめておこう。

第2章 古墳の保存整備の視点と実例

第1節 古墳保存整備の視点

古墳を保存整備・活用するにあたって、その古墳という遺構自体が有する性格を調査によって把握せねばならない事は言うまでもないが、筆者は遺跡の保存が第一義であり、遺跡を構成する各遺構を適切に修理することによって長期の保存を図り、かつ遺跡本来の機能を表現できるように整備を行う事が重要であると考えている。保存すべき遺跡を損傷することは本末転倒であり、これらの要点が満たされてから、活用面を考えていかななくてはなるまい。ここでは古墳の持つ各要素を具体的にあげ、その整備視点と意義について述べることにする。

(1) 墳丘(写真1)

墳丘は、整備対象である古墳の顔であり、おそらく見学者が最初に見る情報であり、最後までその姿が見学者の心に残るものである。古墳は、周知の通り前方後円墳・前方後方墳・円墳・方墳・八角墳・上円下方墳などの墳形をもち、その中でもいくつかの系列に分類できる。さらに墳丘自体の情報も構築法や墳丘の高さ、墳丘の傾斜角度といった諸要素を検討することによって、ある程度の集団差と時期差を見出すことができる。従来、主体部を調査してその副葬品の組成や個々の遺物の型式学的研究に頼ってきた古墳の情報抽出ではあるが、現状変更が強く規制されている最近の「掘らない調査」にとっては、墳丘自体の研究が進んできたことは有効であろう。正しい墳丘の情報を伝えることはむずかしいが、墳丘が含んでいる情報は膨大なものである。

(2) 外部施設(図1・図2・図3)

古墳には造出・周溝(周壕)・周提(庭)等があり、造出は本来、円筒埴輪で囲んだ空間に形象

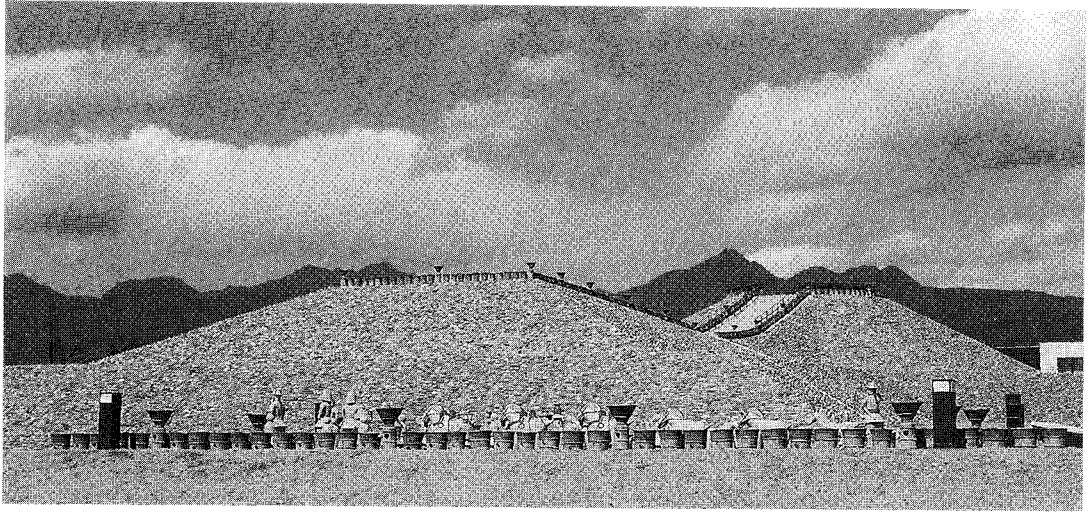


写真1 長野県森將軍塚古墳の墳丘

埴輪を置き、祭祀を行った場所と考えられている。整備された古墳でも、造出部分でレクリエーションやカラオケ大会といった行事が行われている例がある。

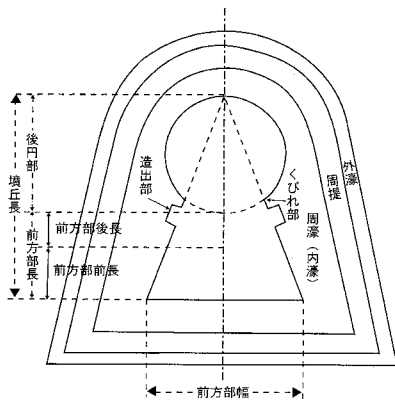


図1 古墳各部の名称

周壕（しゅうごう）・周溝（しゅうこう）とは、古墳の周囲を巡る壕ないし溝で大規模なものを周壕、小規模なものを周溝と呼ぶのが普通である。周堀や周湟と書く場合もある。弥生時代の墳丘墓の周囲を巡る溝に起源があるが、古墳時代前期中頃以降は前方後円墳を中心に大規模になる。特に近畿中央部の古墳には空壕ではなく水をたたえた濠も見られ、世界的にも珍しい。周濠もバラエティーが豊富であり、形状によって年代と製作集団など多くの情報を含んでいるが、たたえられた水は、古墳の端部を著しく劣化させ、水質が悪化する事により景観を乱すおそれがあるため、注意が必要である。

埴輪・石製表飾・土器・木製品などは通常墳丘に樹立される付随的な遺物であるが、これらは元々の遺物を記録した実測図をもとに法量はもちろん、素材の産地や型式学的な特徴や調整に至るまで非常に忠実な復原が行われている。埴輪は本来、古墳に対する供献や墳丘表飾といった意味合いがあったものと想定されており、当時から視覚的効果が期待されていたであろう。現在復原されたものであっても、一般の見学者の視覚に訴えかける装置である事は変わらず、興味の対象となりやすい。その忠実な復原によって、より多くの人々に情報を提供するメリットはあるが、復原の素材には検討の余地がある。来訪者は、このような設備に触れる場合が多く、人為的な破損を受けた

わらず葺石を持たないものも多く、復原において、墳丘表土保護のために日本芝を貼ることが一般的であるが、それがかえって人的破壊を生み出す事も多い。緑に一面覆われた墳丘はその存在を周囲に穏やかに主張し、憩いの場として適しているが、その分、活用目的が曖昧となり子供の草履などによって本来の墳丘は傷めないまでも、整備した盛土を損傷してしまうといった例も少なくない。

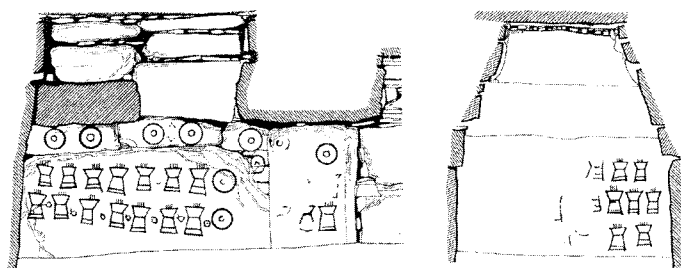


図4 石室内における装飾

ける最も多くの情報を含み、核となる部分である。主体部の情報についての詳細な研究を行うことは、古墳全体の性格を理解するうえで大きな部分を占める。移築は正確な計測模造によって行われる事を原則としている。石室を公開する場合で、石室内に装飾がある場合は、石室の構造保持に加えて装飾部分を保護するために覆屋を設置するなど、石室内環境の固定を図らなければならない。

(4) 景観

古墳が築造された基盤には、地形・植生などの周辺環境が大きく影響を及ぼしている。古墳築造当時の自然環境と人間社会とが混淆している様子を視覚的に再現するには、その環境も遺跡の一部と考える必要があるだろう。また、周辺の景観が自然景観、人文景観（長年培われてきた歴史的景観など）とも良好な形で残っている場合、その環境を保全する事によって臨場感が生まれ、かつ来訪者にも親しみやすくなる。近年特に注目されている視点である。

第2節 古墳整備保存の実例

前節で見てきたように、古墳整備の視点としては、個々の事例の普遍性や独自性を、整備時により理解しやすく表現する事を目的とするべきであろう。敢えて整備の手法を個人的に行い、それを遺跡の売りにはすることは厳に戒めなければならない。というのは、来訪者が遺跡について誤った理解を示してしまう根本であると考えているからである。ここでは、若干の古墳保存整備事例を提示し、問題点を述べたい。

(1) 文化財保護運動と古墳の保存

①イタスケ古墳（大阪府）

(3) 埋葬施設（図4）

墳丘の中に営まれた埋葬用の施設で、主に土・石・木といった材質が考えられ、被葬者はそこに副葬品とともに葬られる。また装飾古墳に見られるように顔料などで鮮やかな幾何学紋様や人物などが描かれる場合もある。古墳にお

イタスケ古墳は、昭和30（1955）年に周溝に土取り用の橋が仮設されたことが研究者によって確認され、事の重大さを訴えた結果、全国の研究者や堺市民を中心とした保存団体が中心となり、さらにはマスコミのバックアップも得て、史跡指定と遺跡の公有地化を勝ち得た古墳である。この保存運動は、文化財は研究者のみのための存在ではなく、地域住民の理解を得ることが重要であることを明らかにした。広く社会が古墳保存を求め、民間団体が自主的に保存活動を展開した原点の一つとして位置づけることができよう。

(2) 調査成果と復原整備の諸相

② 埼玉古墳群（埼玉県）（図5）

関東地方でも屈指の大古墳群である埼玉古墳群の丸墓山古墳・二子山古墳などに見られる周溝は、1960年代後半の発掘調査時に数本のトレンチを入れただけで、全体的な復原を机上で行い、しかも水をたたえた状態に整備された。学問的根拠が薄い状態での大胆な整備は、来訪者に間違った意識を持たせてしまう。近年は先に行われた整備の修正も行われているが、進歩する発掘調査事例や整備事例をもとに、改善が行われていくといった古墳整備の方向性が窺い知れる。

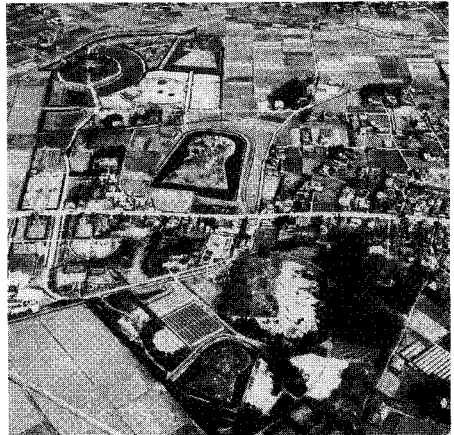


図5 さきたま古墳群全景

③ 五色塚古墳（兵庫県）

神戸市は、昭和40（1965）年から国・市からの2億5,000万円の巨費と10年の歳月とを投じて、五色塚古墳の築造当時に極めて近い復原と公園地化を目標とした。途中で全面発掘に切り替え、さらに再びトレンチ調査に戻すなど、調査は紆余曲折を繰り返したが、墳丘の構築法や葺石の葺き方など、詳細なデータがその後の古墳整備に生かされたことや、極めて残存率の悪かった200m級の古墳を見学できるように整備したことは評価できる。葺石は、築造当時の技術で復原することは上手くいかず、当初より50cm上に新たに葺くこととしてコンクリートで固めて重量を支える方法をとった。

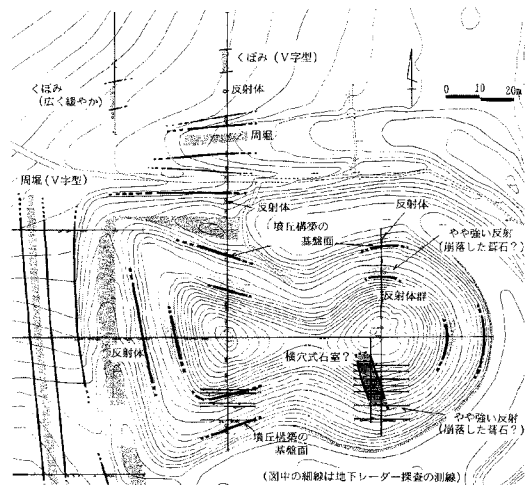


図6 古墳のレーダー調査

④ 大室古墳群（群馬県）（図6）

前橋市東部赤城山南面の裾野の一角に位置し、前二子古墳・中二子古墳・後二子古墳の3

基で構成され、いずれも国指定史跡に指定されている。平成5（1993）年から整備のための範囲確認調査が行われ、地下レーダー探査を実施した。その結果石室などの埋葬施設、周溝墳丘構築の基盤面、盛土内部の構造を補足・推定することができた。古墳の墳丘の保護を優先とした調査によって、遺跡の破壊を最小限に止める調査研究が行われたのである。最近、レーダーによる調査は火山灰土壌において高い精度を発揮することが判明し、火山灰土壌である南九州の宮崎県西都原古墳群などの整備調査などにも使用されている。

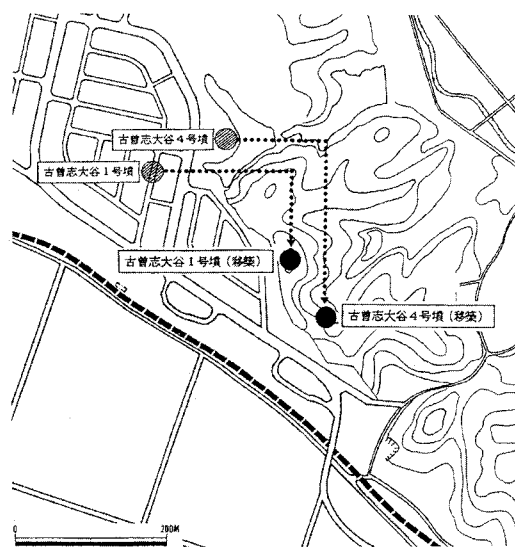


図7 古曾志古墳群の移築

⑤古曾志古墳群（島根県）（図7）

古曾志古墳群は、松江市の宍道湖北岸に接する丘陵地に住宅団地を建設する事となり、昭和60（1985）年に発掘調査を行った結果発見された。1号墳は全長約45mの前方後方墳で、当該地域の古墳研究において重要な意義を持つことから保存運動が展開された。しかし立地上の問題や建設計画の変更が困難なことから古墳の移築を決定した。移築地は、選定要素として立地地形・景観・方位が重要であり、旧地形復原の造成が可能な地形である必要がある。また、景観も地域の風土を見渡すことができる場所が求められた。さらに墳丘の主軸方向もその性質を表す極めて重要な要素であるから忠実に復原し

なければならない。これらの要件を満たし、かつ用地購入が可能な場所が移築地として選ばれた。

移築方法は遺構の解体・運搬・再構築とされ、解体・運搬の対象は葺石及び前方部の埋葬施設の礎床である。その他の部分は発掘調査をもとに復原を行った。これは墳丘自体を移築することができず、遺跡が完全に隠滅してしまう状況を打破するための妥協策である。遺跡はその場所にあることに意義があるが、移築先に遺跡が含まれていたり、環境問題や所有者の問題などがなければ、遺構の移築は石室のみを博物館等に移築するといった部分的な復原よりも臨場感を生み、展示的な効果も高い。たとえ移築して構築方法などが保存上完全に復原できなくても、発掘調査で明らかになった墳丘の盛土状況などを明示しておけば、ただのマウンドではなくそこに多くの情報が含まれていた事実を来訪者に伝えることができる。

(3) 埋葬施設の保存と公開

⑥高松塚古墳（奈良県）（図8）

高松塚古墳は、昭和47（1972）年から51（1976）年にかけて発掘調査が行われ、盗掘を受けてい

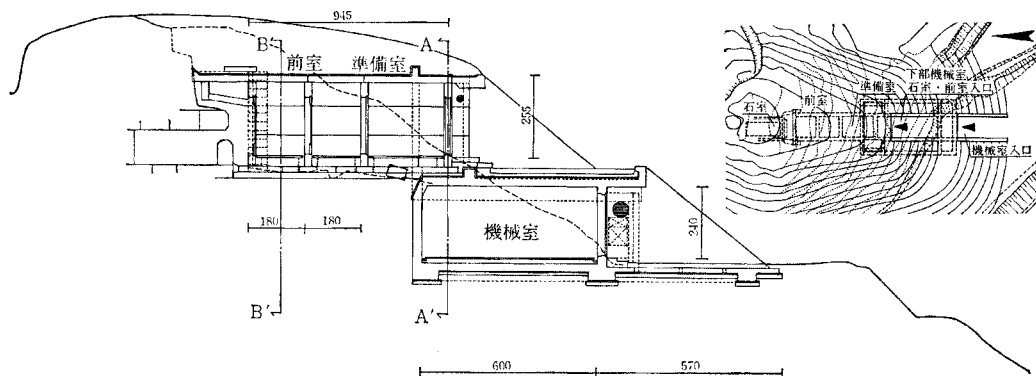


図8 高松塚古墳の整備状況

たものの、石室には彩色画が鮮明に残っており、墳丘は特別史跡、彩色画は国宝に指定された。壁画保存施設が作られ、土中にあった状況を作り出すために石室内の温・湿度（温度：11～19度、湿度：95%以上）を自動制御の空調設備による管理が行われている。しかし、最近では石室内部に黒カビが発生し、薬剤を使った除去を検討している。石室内の防水や温度上昇防止のため、墳丘にシートをかける必要性など改善する余地は多いが、特別史跡である墳丘と、国宝である彩色画の管理体制が別個になされている点にも問題があろう。また、実際には外部から彩色画を観察することはできず、彩色画の現地保存と薄利保存のいずれを採用するか、という問題も今後考えていかねばならないのではなかろうか。

⑦王塚古墳（福岡県）（図9）

王塚古墳は6世紀中頃の全長約80mの前方後円墳で、石室には5色の顔料を用いた壁画が描かれており、遺存状態は良好であった。昭和27（1952）年に国の特別史跡に指定されたが、石室に発生した亀裂による崩壊や雨水・外気の浸食によって壁画の維持が危ぶまれた。

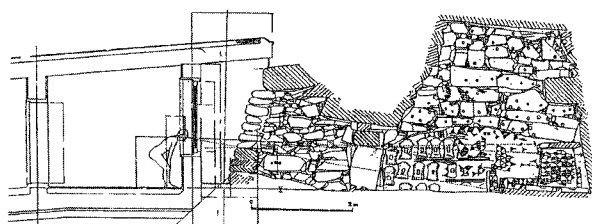


図9 王塚古墳石室内観察施設

その結果、昭和61（1986）年から石室保存のための調査が開始されて整備が行われた。壁画の保存施設は、石室と同様の横穴式で、観察室には前室を設けて外気が直接進入しないようにした。石室の観察は観察窓を通して行うため、閉塞石は大部分を取り除いたが、玄門から玄室まで見通せるものとした。遺跡とその保存施設、公開施設が古墳内に設置された例である。高性能空調システムや・高精度温湿度計測システム・特殊光ファイバーといった、当時としては最新のシステム

やコンピューターが石室とその壁画保存のために導入されており、遺跡の保存と観察を同時に行うことができる一方で、人工的な部分が目立ち、そこに違和感を覚える来訪者もいるかもしれない。

(4) 総合的な古墳の整備



図10 ナガレ山古墳整備状況

⑧ナガレ山古墳（奈良県）(図10)

ナガレ山古墳は、昭和50（1975）年から昭和51（1976）年にかけて墳丘東側の一部が破壊されたため、国史跡に指定され保存が決定したが、周辺が奈良県馬見丘陵公園として整備されることを契機に、保存・活用という観点から古代を体感できる古墳として整備することとなった。墳丘の西半分は芝生が敷かれ、古墳が崩れた現在の姿での整備で、東側は発掘調査の成果に基づき斜面に石が葺かれ、テラスには埴輪を巡らせる築造当時の姿で復原を行っている。復原した埴輪は675本で、そのうち494本は強化

プラスチックで作製された。残りの181本は町民が製作し、名前や任意に描いた絵なども刻み込まれている。ただし、製作した埴輪は破損を防ぐために窯で高温焼成された。墳頂部においては上段の埴輪列については発掘調査を実施していないため、樹木で表現している。墳丘の半分を現況の保全に、半分を築造当初の姿に復原するという手法は、一種の教材としては価値があるが、その一方で中途半端な印象も否めない。

⑨森將軍塚古墳（長野県）

森將軍塚古墳は、標高480メートルの尾根上に築かれ、1960年代に行われた県史跡指定にともなう3回の調査から、その規模や竪穴式石室の存在などが明らかになり、昭和46（1971）年に国の史跡指定を受けて現状保存された。また、史跡指定地周辺の急激な歴史的景観の損壊から古墳を守るために、保存工学・考古学・防災地質当の専門家の意見をもとに全面発掘を行い、古墳築造当時の姿に正しく復原整備されることとなった。整備では、建物などで行われるような解体修理を行うため、遺存する葺石や墳丘盛土の一部を一旦解体し、改めて墳丘に盛土をした上に、改めて葺石を葺いた。復原工事では基本的に当時の材料や工法を用いたが、葺石の崩落を抑えるために砂礫土を四和土に置き換えた。竪穴式石室は墳丘形態を正確に復原するため、調査後に埋め戻し、図面をもとに精密模型を製作し展示施設である森將軍塚古墳館で公開することとした。また、その近傍には長野県立歴史館も設けられており、地域の歴史を理解する上で理想的な環境が整えられている。さらに崖の防災工事や見学遠路の整備、説明板やトイレの設置などにより来訪者の安全や利便を図っている。古墳へは、森將軍塚古墳館からバス（有料）が運行されている。

⑩蛭子山古墳・作山古墳（京都府）

蛭子山1号墳からは、昭和4（1929）年の発掘調査で巨大な舟形石棺が出土しており、当時から注目されていた。さらに旧桑飼村では「桑飼村史蹟名勝調査会」という組織が役場内に設置され、村の人々の史跡に対する親近感はその後も受け継がれてきた。このような経緯から、平成元（1989）年に「ふるさと歴史の広場事業」の事業費を活用することによって本格的な整備が行われた。残りの悪い作山古墳は、発掘調査に基づいて埴輪を配置し、葺石を葺いて復原を行った。また、古墳時代前期の大型前方後円墳である蛭子山1号墳は、墳丘の形をそのまま来訪者に見せることを目的としたため現状変更をほとんど行わず、墳丘表面を芝生で保護した。古墳の性格と遺存度によって整備手法を変えるといった柔軟な整備体制で、整備理念が明らかとなっている。昭和4年に地上に引き上げられた石棺には覆屋がかけられていたが、昭和60（1985）年に老朽化が著しくなったため、旧覆屋の意匠を踏襲して新築した。長く親しまれてきた覆屋までも、その歴史的環境と捉えているのである。また、出土遺物等を展示するために、新たに設けられたガイダンス施設の屋上にも芝を貼り込むなど、心憎いまでの配慮を行った整備例であろう。

第3節 古墳の保存・整備の現状と今後の方向性

古墳の保存・整備は、事例毎に独自の様相を見せているが、保存運動や整備に関しても、まず地域の人々の主体性が必要である。行政と地域の人々や研究者など、多くの協力が得られれば得られるほど、親しみやすく、より多くの情報を分かりやすく伝えることができる整備を行うことができるのである。京都府蛭子山古墳のように、古くから地域住民に親しまれてきた古墳は、その一例であろう。

古墳は、墳丘自体が展示の効果を持っているため、現状を生かした整備を行うことができる点が特徴である。また、そうであるからこそ、現状を損なわない整備を模索しなければならない。古墳の保護に重点を置けば、群馬県大室古墳群で試みられた非破壊調査の発達も期待されるであろう。

一方、開発などによって、古墳を破壊せざるを得ない場合、石室などを復原するには精度の高い発掘調査の成果から復原を行うことが必要であろう。また、調査成果を十分に反映した精巧なレプリカの使用も、遺跡活用の一翼を担っている。何に現状を生かし、何にレプリカを生かすか、といった判断は事例に即して是々非々で判断しなければならず、マニュアル化することはできない。それは、奈良県高松塚古墳例が突き付けるように、古墳の保存と公開のいずれを選択するか、という問題とも関わってくるであろう。

復原に関しても、来訪者により印象づけようと個性的な整備を計画する場合があるが、それは来訪者に誤解を与えてしまう可能性も生み出してしまふ。そのためにも古墳の遺存状況に即して、古

古墳の保存整備・活用と博物館

墳の内包する情報を正確により多く提示する方法を第一と考えたい。さらに、古墳を周辺の環境の中で捉え、適切な整備を行う事でその地域独特の歴史的景観と臨場感を生む。その効果は人々に親しみやすいものとして認識されるだけでなく、地域のアイデンティティを育むことにもなる。

また、管理面では、施設や保存装置などが完成したら終わり、といった緊急処置的なものではなく、その後の活用も見越した保存整備案が必要であり、今後の改良・活用とバリアフリー的な配慮を考えた整備については、国県の指導や市町村の担当者の計画性や、行政側と地域住民の積極的な参加によって担保されていくべきである。

長野県森將軍塚古墳例や、京都府蛭子山古墳・作山古墳例でみてきたように、古墳という遺構と博物館や資料館などのガイダンス施設が連携していく方法も重要なポイントである。実際には、遺構と遺物は一体のものとして遺跡を構成するものである以上、本来はその公開や活用も現地で行うことが理想であろう。もちろん、その実現には、資金やアクセスの問題など様々な障害が待ち構えているが、古墳と出土遺物の情報を一体のものとして来訪者に提供することが可能となるメリットは、先述した事例が示す通りである。

「文化財保護法」自体が、遺跡・遺物を別個のものとして位置づけているが、両者を保護し、効

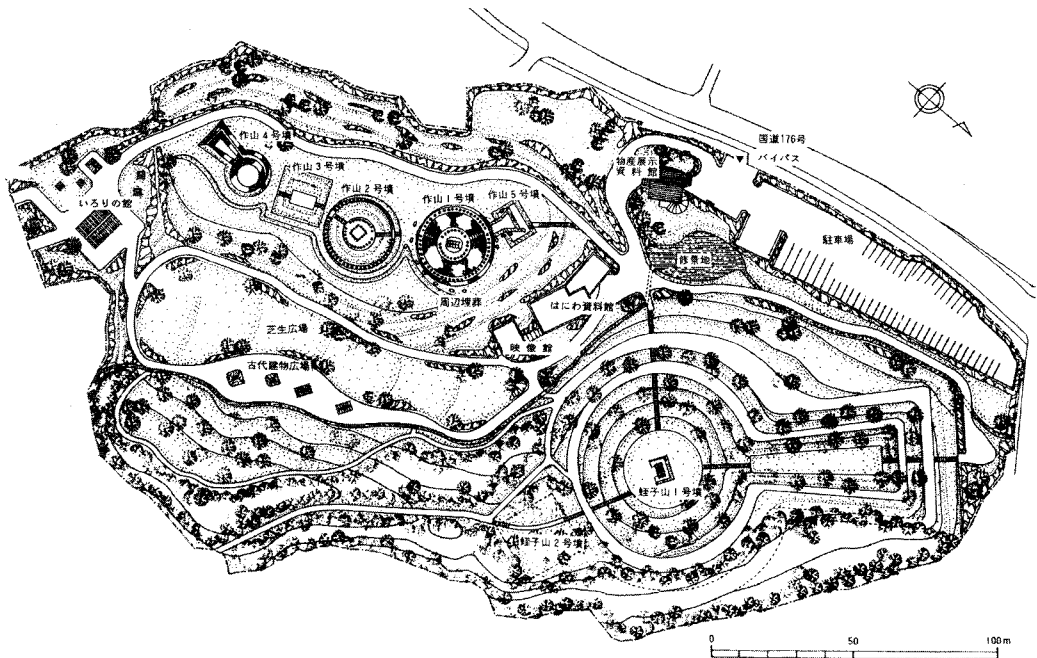


図11 史跡蛭子山・作山古墳整備事業全体図

果的活用を模索していく上で博物館の果たすべき役割は小さくない。このような博物館の、地域の遺跡や遺物を面的に保存整備・活用する総合的な施設としての可能性は大いに評価すべきであろう(図11)。

第3章 古墳保存整備・活用と博物館相当施設

第1節 古墳と遺跡博物館

(1) 総合的な古墳の整備と活用のために

昭和30年代までは、遺跡を保存するためには特に手を加えず、現状のまま維持していくというのが常識であった。我が国の建築物は近年に至るまで木造が中心であり、地表に可視的な形で残存しているものは、飛鳥時代以降の寺院など、大型建物の礎石程度である。従って、人為的な整備を行わないままでは、多くの遺跡の旧状を読みとることは極めて困難である。そのため一般の人々の間では、遺跡=ロマンといったように想像を逞しくしなければ見当もつかないものとされていた。これは、石造遺構が数多く認められる海外の遺跡とは根本的に異なっている。

そのため、来訪者に遺跡の情報と、より親しみやすい環境を提供するために、昭和41(1966)年からの「風土記の丘整備事業」や、平成元(1989)年からの「史跡等活用特別事業」などが文化庁主体で行われ、広域の遺跡を面的にカバーする総合的整備が行われることとなった。保存・活用のための整備は施設建設後も継続して発展している。

もちろん、遺跡の実態を明らかにし、正しい情報を来訪者に提示するためには、調査や保存整備に関する一定の予算と事業計画が前提として存在しなければならない。しかし、ここで注目したいのは、そもそも立体的な構築物であり、存在自体が来訪者にインパクトを与えることのできる古墳である。

このような古墳を有効に活用する手段としては、野外博物館という形態が相応しいであろう。野外博物館は、収集した資料を野外で展示する野外展示型博物館と、資料を現地で保存した上で博物館活動の場(ハード)を設置する現地保存型博物館があり、前者は民家園や野外彫刻を展示する美術館などが相当する。古墳をはじめとする各種の遺跡を野外博物館に位置づければ後者に相当するが、このような博物館は遺跡博物館と呼ぶこともできよう。また、前章で見たように、周辺環境と古墳、そして古墳と古墳出土遺物とを一体のものとして来訪者に提供するためには、遺跡博物館という形態は理想的なものと考えられる。

では、現実に遺跡博物館としての活動を行っている若干例について、概観しておこう。

(2) 古墳を中心とした遺跡博物館

①宮崎県西都原風土記の丘と西都原古墳群(宮崎県)

宮崎県は日本神話との関わりも深い土地であり、西都原古墳群自体が大正時代から調査され、早

古墳の保存整備・活用と博物館

くから史跡指定されてきたことも、古墳群全体が良好な状態で保存されてきた背景にある。西都原風土記の丘は、「風土記の丘整備事業」における最初の風土記の丘であったが、広大な西都原古墳群を包括していることから、大規模史跡の有効な活用を課題としていた。そこで、宮崎県では平成7（1995）年度から文化庁の補助事業である「大規模遺跡総合整備事業（古代ロマン再生事業）」、平成9（1997）年度から「地方拠点史跡等総合整備事業（歴史ロマン再生事業）」によって、効果的な活用に向けての新たな調査・整備を行っている。これまでに、唯一開口した横穴式石室をもつ鬼の窟古墳などの復原や、今後の体験学習を意識した墳丘テラスの保護土仕上げなど、将来を見据えた整備が実施されており、これまでアクセスが悪く目立たなかった資料館に替わり、宮崎県立西都原考古博物館（仮称）が平成16（2004）年4月に開館する。これは、この博物館のみならず、古墳群全体を博物館活動の場とする遺跡博物館であり、館内外における全てのプログラムの拠点となっているのである。

平成9年には、男狭穂塚古墳と女狭穂塚両古墳の測量が全国初の地方自治体による陵墓参考地に対する調査として行われ、男狭穂塚古墳は日本最大の帆立貝式古墳であることと、女狭穂塚古墳は九州最大の前方後円墳であることが判明した。その成果をもとに1/60スケールの大型復原模型が製作され、同館において展示する予定となっている。

②加悦町ふるさと歴史の広場と蛭子山古墳・作山古墳（京都府）

第2章で触れたように、当史跡は戦前から発掘調査が行われており、地域の人々が除草作業や慰霊祭を行ってきた伝統を持つ。今日に至るまで、古墳上で奉納相撲を行ったり、指定地外に桜を植え花見を楽しむなど、積極的な保存顕彰が進められてきた。こうした中で「歴史の広場事業」によって本格的に整備されることとなった。整備検討委員会でも地域の古墳保存会の会長に委員となってもらい、地域の実情に明るい多数の人々積極的な参加もあり整備とその運営に大変効果を発揮できた。具体的には、史跡公園入り口付近に設けられた物産館の内部レイアウトや、住民が出資して設立した有限会社によって史跡公園の運営を行うというものである。有限会社の業務は町からの委託業務として入園・入館料の徴収からトイレと園内の清掃まで、管理のほぼ全てを行い、地域の人々が作った野菜や特産品の販売や、今後行われる予定であるフリーマーケットの開催など、史跡公園を核とした地域社会の発展に貢献し、地域の人々や外部の人々との大きなネットワークが生まれつつある。

古墳整備をあくまでまちづくりの一環と位置づけ、行政では困難な細部の問題を民間が見事にカバーしている事例であり評価に値するが、それを可能にしたのは、本来その地域に根付いた意識であり、他地域に当てはめることは困難かもしれない。また、運営主体者がもともと古墳の整備・活用に対して意識をもって育ってきたこともあり、今後もその意識を次世代に伝承していくことが課題と言えよう。

古墳の保存整備・活用と博物館

③科野の里歴史公園と森將軍塚古墳（長野県）

森將軍塚古墳は、埋め立てのための土砂採取問題を発端として更埴市民・研究者・行政が一体となり保存運動が展開した結果、史跡指定を受けることとなった。

その後も、近傍に古墳から出土した埴輪や副葬品などを展示した森將軍塚古墳館や長野県立歴史館などの博物館施設が設けられ、一帯は科野の里歴史公園として公園化されている。さらに、周辺にはあんずの里アグリパーク、あんずの里博物館などの観光農業施設もあり、近辺を通年観光拠点とすべく整備が図られた。

古墳自体は尾根上に位置しているため、有料ではあるものの、古墳館から墳丘の近くまでバスを運行するなど、来訪者の便を考慮した運営も注目されよう。

設備工事後は、市職員と市民の有志により古墳というステージを利用した森將軍塚まつり（講演会など）や初日の出を拝む会など、多くのまつりメニューが準備され、市民生活の中に定着した。反面、まつりのマンネリ化を指摘する声も一部から提出されており、新しい展開とまつり自体の財源確保が今後の課題である。

④「はにわ公園構想」と保渡田古墳群（群馬県）

保渡田古墳群の二子山古墳・八幡塚古墳の兆域部全域と、薬師塚古墳の墳丘が国指定史跡であり、指定面積は60,000㎡である。群馬県では、保渡田古墳群・太田天神山古墳・白石古墳群を大きな史跡公園にするという「はにわ公園構想」の第一事業として、「ふるさと歴史の広場事業」などを活用した保渡田古墳群の整備を行った。

併設するかみつけの里博物館のポスターデザインや展示制作についてはデザイン事務所を導入し、学芸員とデザイナーの共同で会場制作を行うなど、専門性と芸術性の高いものとなっている。

八幡塚古墳では、6,000本の復原埴輪を設置することを目玉としている。これまでに、樹脂製の埴輪800本を復原・設置してきたが、資金不足のためすべてを製作することができない。それを、博物館に併設されたはにわ工房と窯を用いて、徐々に補完していこうとする企画は「プロジェクト6000」と呼ばれている。これは、毎週土曜日に一般参加者が埴輪を製作していくという計画である。粘土などの材料費などは町が負担することもあり、参加希望者も多い。寒さによって埴輪が破損してしまうなど、幾つかの問題点も報告されているが、来訪者も古墳の復原に参画できる点では珍しい事例といえよう。

第2節 古墳の保存整備・活用と遺跡博物館

(1) 遺跡博物館設置の背景

古墳は築造当初から展示的効果を持ち、その整備については長い歴史があることは上述の通りであるが、時代の要請は、個々の遺跡の保護から広域の遺跡保護と遺物の管理へ、さらには活用の重

古墳の保存整備・活用と博物館

視へと進展してきた。同時に、保存整備・活用面も広域化・公園化・活用重視が最近の傾向となってきたのである。施行以来6回の改正を行ってきた「文化財保護法」も、より広範化と国際化、活用を重視するものに変化している一方で、地方分権化によって地域の遺跡博物館が果たすべき役割も年々大きくなっていることは間違いない。

広域の遺跡整備保存・活用の面で、遺跡博物館としての大きな役割を果たしてきた組織としては、17府県で18カ所を数える風土記の丘が代表的なものがあるが、前節でみた西都原風土記の丘をはじめ、埼玉県さきたま風土記の丘・和歌山県紀伊風土記の丘・山梨県甲斐風土記の丘・広島県三次風土記の丘・房総風土記の丘など古墳群を対象とした事例が多い。

その背景には、遠方からも見通すことができる立体的構造物であることや、古くから保存・顕彰が行われてきたこと、古墳群を形成しており広域の整備保存が可能であることなど、幾つかの要因が想定されよう。前節でみた4例の遺跡博物館は、それらの要因の内、少なくとも2点を満たしている。

(2) 遺跡博物館の現状と課題

確かに、ランドマークとしての古墳は、遺跡博物館に相応しい存在である。その一方で、近年の史跡整備には欠かせないバリアフリーに不向きな土地に立地している例も少なくない。このような場合は、ガイダンス施設が併設しにくく、公園化には多額の資金が必要で、救急車等のアクセスに不向きであることや、より広い地域を対象として活用するために多数のバスや乗用車を停める駐車スペースが必要であるなど、幾つもの問題を抱えている。尾根上に構築された森將軍塚古墳例はその一例であるが、古墳の立地する台地の麓に展示施設を設け、そこから古墳までバスを運行するといった問題解決の施策を講じており、大いに参考となる。

逆に、遺跡の成立基盤である地形・植生といった景観までも遺跡の一部と考えて、遺跡博物館の一要素として機能させようとする立場からは、その立地を利用した山歩きなど、古墳の存在を周辺景観の中で体感できる企画も考慮する価値がある。また、湖沼や河川・海から船で古墳を遠望するといった企画も、古墳が築造当時に果たしていたであろう、ランドマークとしての役割を来訪者に意識させる効果的な活用法である。このような試案が具現化できるものであるか否かは、各地域における古墳の立地や遮蔽物の有無にも左右されるであろうが、複数の古墳や遺跡を有機的に活用するためには検討の価値があろう。

遺跡保存の広域化と活用が重視される現在では、いかに地域の人々の積極的な参加を求められるかという点も課題である。蛭子山古墳例など、長い古墳保存の伝統を有する地域では、積極的な官民協議や運営に民間が参入するといった成果をあげている。市民生活の中での遺跡博物館は、遺跡のもつ情報を通して博物館活動を行う場であることは既に述べた通りであるが、歴史を学ぶという魅力とともに、憩いの場としての機能も持ち、市民に親しまれることを重視しなければならない。

市民のボランティアや学生などを、その活動に取り込み、育成する事によって遺跡博物館の管理運営に参加してもらい、負担をシェアできるというメリットだけでなく地域の人々の考え方や主体性を生かし、官民の一体感がある遺跡博物館を作り上げることは、博物館の地域における定着と地位の向上を促すであろう。また、かみつけの里博物館が実施する「プロジェクト6000」のように、古墳の整備事業に一般市民が参加し得る仕組みを工夫することも、積極的な野外博物館活動への参加による生涯学習的な効果を高める上で評価が高い。

一般に、博物館活動は代わり映えのしない地味なものと思われがちであるが、宮崎県西都原風土記の丘における再整備や新たな博物館建設など、既存の施策に満足しない態度は常に必要である。かみつけの里博物館は、しばしば興味深い特別展を開催し、研究・普及面でも活発な活動を行っている。このような、管理・運営体制の整備や研究施設の充実・改善を絶えず模索していく方向性を持ち続けていくかぎり、各施設の活動はマンネリ化の危険に近付いていくことはないだろう。

最後に、外部から見た遺跡博物館について付け加えておきたい。これは古墳を中心とした遺跡博物館に限った話ではないが、一般の人々はもちろん、われわれ研究者さえも整備・活用情報を収集するにあたって、地域ごとに行われている文化財行政の情報を得にくい状況を打開しなければならない、という問題である。解決策の一つとしては、その遺跡の性格・ガイダンス施設の有無・年報のような内容（予算の内訳・活用状況など）、を、WEB上で公開していくことであろう。それは、特定の拠点サイトから複数の遺跡・遺跡博物館ページへとリンクするようなネットワークが望ましい。遺跡博物館と個人々がネットワークでつながることによって、多くの意見を聞くことができ、さらには積極的な議論へと進む事が期待できるのである。

しかし、結局のところ忘れてはならない点の一つに絞られる。遺跡とその景観を保護し、さらに活用を行うということは、常につきまとうテーマではあるが、保存という第一のテーマがあり、保存のために活用面を工夫しなくてはいけないことはあっても、活用のために個性のある整備を心がける必要はないのである。

第4章 結語

(1) 遺跡博物館の可能性

遺跡博物館は、野外博物館の一種である。野外であることの利点は、自然系の分野との連携が容易である所にもあろう。人文系分野と自然系分野とを一体として取り扱う総合博物館、あるいは、文化遺産や自然環境を現地において保存・育成・展示し、地域社会の発展に寄与することを目的としたエコミュージアムとしての可能性も開けているのである。

もっとも、このような概念を実現することは容易ではない。しかし、我が国では、「風土記の丘整備事業」や「史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場事業）」などによって、エコミュージア

古墳の保存整備・活用と博物館

ム概念が紹介される以前から部分的にその要素を持つ事業が実施されてきた経緯がある。これらの遺跡の保存・整備事業は、遺跡内またはこれに隣接して資料館等を設置し、当該遺跡についての資料を保管・展示するとともに、遺跡の中に当時の姿を一部復原し、来訪者が遺跡の実態をより理解できるように援助するほか、憩いの場として全体を公園化する方向性がとられている。

美術品などのように、その存在自体に価値を見出し得るものと異なり、考古学的な資料は時間的・空間的に位置づけねば、本来の価値を発揮しない点も特徴である。1基の古墳を例に取っても、地域社会、さらには列島規模の観点から考察しなければ、その真価は理解できまい。従って、古墳や遺跡をミュージアムタウンという概念の中で整備しようとする立場にも、一定の正当性を付与することができる。このような概念は、京都・奈良・鎌倉等のいわゆる古都のように、史跡や名勝等が政策上でも価値を見出され、優先されることが第一で、地域住民もそれらを高く理解・評価して積極的な協力が得られる地域のみで成り立つ理論ではある。

しかし、個々の遺跡を徹底的に調査してその情報を活用するという事以上に、史跡指定などの方策を講じて破壊を防ぎ、保存を重視するという風潮が理解されるようになってきた現在、変則的な形ではあるもののミュージアムタウン構想を実施することは机上の空論に止まらない現実味を帯びてくる。つまり、地域における古墳や遺跡を、簡易なサテライトミュージアムと捉えるのである。

個々に独立していても、古墳や遺跡は、その地域の歴史の中では縦横に関係性を有しているものであり、地域全体を対象としたコアミュージアムを設立することによって、それまで情報を公開する手段に乏しかった遺跡をも総合し、時代の連続性と他地域との関わりを重視した研究・活用が、その打開策として提示できるのではないかと筆者は考えている。

現実的な足下の問題から見ても、遺跡博物館は、ひとまず遺跡が整備されて、その独自性と普遍性が表現できれば満足していいものではない。また、ガイダンス施設などを設置しただけで普及活動が到達点に至ったわけでもない。さきたま古墳群のように、絶えざる調査研究の成果を整備や活用等に生かし、ある時には時代のニーズに合わせて改善を迫られることもあるのである。従来の遺跡博物館の中では、遺跡が主体であり、小規模な資料館が付属施設として設置されているにすぎない例が少なくないが、遺跡を面として保存し、これを景観形成やまちづくりの一環に取り込もうとするエコミュージアムの発想に繋がる大きな意義を有している。また、地域社会との関わりで言えば、古墳の管理や埴輪づくり、あるいは古墳を舞台にした行事の実行などが行われている。このように、エコミュージアムへの道を考えるヒントは、前章で見てきたような諸例のなかに既に認められる要素なのである。

(2) まとめにかえて

古墳は、単なる遺跡ではない。本来は墓である以上、何よりも先ず敬意を払わなければならない。もっとも、古墳の整備保存史を振り返れば、陵墓との関わりにおいて過剰な取扱いを受けることも

あったことは事実である。行き過ぎた顕彰は避けるべきであり、顕彰するにしても学術的な裏づけを背景としなければ、説得力のないものとなろう。しかし、筆者は古墳を含めた遺跡に対しては、やはり保存第一主義をとりたいのである。つまり、なるべく破壊することなく、なるべく多くの情報を正しく把握し、それを広く公に普及していく、という方法がベストなのだ。もちろん、そのためには研究・調査・整備・活用方法の水準が一定レベルを保っていることが要求される。従って、古墳の整備には古墳の専門家が参画しなければならないことは言うまでもない。

個々の事例については、その特殊性や普遍性を来訪者に対して効果的に伝達する手段を考える必要がある。担当者は、ケースバイケースで柔軟に対応する能力を問われるのである。しかし、最低限のマニュアルは必要である。その冒頭には、保存のための活用を工夫することはあっても、活用のために保存を工夫する必要はない、という一文が設けられるはずである。担当者の、ひとりよがりな保存整備は許されない。広く、社会の声に耳を傾けることも重要である。

風土記の丘をはじめ、遺跡は面的な遺跡博物館として保存しよう、という動きが主流になってきた。遺構と遺物は一体のものとして活用すべきなのである。遺跡と博物館が対当の立場で連携しなければならない理由の一つはここにある。

また、遺跡はなるべく掘らずに保存しよう、という動きも主流となってきた。戦後の復興から高度経済成長期にかけては、経済活動と文化財保護が激しく対立していた。そのような状況が、今まったく存在しないわけではない。しかし、社会と文化財が手を取り合って生きていく時代が、ようやくやってきたようである。

エコミュージアム、あるいはミュージアムタウンといった概念は、その理想的な姿といえよう。そして、その素地は、現在の遺跡博物館が少しずつ実現しつつある。地域の風土・地域の自然・地域の歴史・地域の社会の中にある古墳や遺跡は、地域の人々の智慧や力を借りることで、新たな役割が生まれてくる。そして、インターネットの普及は、地域から世界への窓を開け放つ可能性をもっている。

具体的な整備に関しては、予算の調達をはじめとする、担当者の力量にかなりの比重が置かれていることは否めない。しかし、これまでの古墳整備の歴史が明らかにしたように、変化はゆっくりと、しかも確実に起こってきたのである。

ここでは、筆者自身の力量から多くの事例やデータを検討することは適わなかった。今後は、法やその他の整備・活用例も視野に入れ、継続的な研究を続けていきたいと考えている。

〈図版出典〉

図1 筆者作成

図2 群馬町教育委員会(編) 2002より転載

古墳の保存整備・活用と博物館

- 図3 長野県更埴市教育委員会(編) 1992より転載
図4 高木 2002より転載
図5 安原啓示 1986より転載
図6 土質工学会(編) 1996より転載
図7 土質工学会(編) 1996より転載
図8 安原啓示 1986より転載
図9 土質工学会(編) 1996より転載
図10 酒井直行 1998より転載
図11 佐藤 1995より転載
表1 川村 他 2002より転載
写真1 長野県更埴市教育委員会(編) 1992より転載

<参考文献>

- 青木 敬 2003 『古墳築造の研究—墳丘からみた古墳の地域性—』 六一書房
荒井 仁 1996 「古墳造りの技術」『考古学と自然科学』
江本義理 1980 「古墳の中の空気—古墳壁画の保存を模索する—」『自然』80-8
加藤允彦 1990 「史跡の整備と活用 史跡整備活用特別事業について—「ふるさと歴史の広場」事業の紹介」『月刊文化財』No.318
加藤有次 1996 『博物館学総論』 雄山閣
川村恒明 他 2002 『文化財政策概論 文化遺産保護の新たな展開に向けて』 東海大学出版
岸本直文 1995 「市庭古墳の復元」『文化財論叢Ⅱ』(奈良国立文化財研究所四十周年記念論文集) 同朋社出版
黒坂勝美 1974 『新訂増補国史大系本 續日本紀』 吉川弘文館
黒田 直 1987 「遺跡の保存と活用」『考古学研究』132号
群馬町教育委員会(編) 2000 『保渡田八幡塚古墳 史跡保渡田古墳群 八幡塚古墳保存整備事業報告書 調査編・整備編』
神戸市教育委員会(編) 1975 『五色塚古墳復元・整備事業概要』
児玉幸多 他 1979 『文化財保護の実務(上)』 柏書房
小林達雄 2001 「史跡整備の主体性の確立」『公園緑地』Vol.62
斉藤 忠 1974 『日本考古学史』 吉川弘文館
酒井直行(編) 1998 『別冊歴史読本97 野外復元日本の歴史』 新人物往来社
佐藤晃一 1995 「史跡蛭子山・作山古墳の整備—整備事業から古墳築造法を考える—」『展望 考古学』

古墳の保存整備・活用と博物館

考古学研究会

- 佐藤晃一 1999 「蛭子山・作山古墳—有限会社による運営」『緑の読本』No.50
- 佐藤 實(編) 2001 『別冊歴史読本78 歴史検証 天皇陵』 新人物往来社
- 椎名慎太郎 1994 『遺跡保存を考える』 岩波書店
- 白石太一郎 1985 『古墳の知識 I 墳丘と内部構造』 考古学シリーズ19 東京美術
- 白石太一郎 2000 『古墳と古墳群の研究』 塙書房
- 末永雅雄 1950 『大和の古墳』 河原書店
- 末永雅雄 1975 『古墳の航空大観』 学生社
- 角南勇二 1998 「史跡等の文化財を活用した公園整備・まちづくり」『緑の読本』No.45
- 高木恭二 2002 「九州の装飾古墳」 後藤直・茂木雅博(編)『東アジアと日本の考古学Ⅱ 墓制②』 同成社
- 高倉洋彰 1996 「整備された前方後円墳・前方後方墳」『月刊 考古学ジャーナル』No.408
- 鷹野光行 1984 「野外博物館の効用—遺跡を活用する視点から—」『お茶の水女子大学人文科学紀要』第37巻
- 高橋誠一 1981 「風土記の丘」『地理』Vol.26, No.11
- 田中哲雄 1993 「遺跡の整備手法の分類と評価」『文化財論叢』 同朋舎出版
- 勅使河原彰 1995 「文化財保存運動の新動向」『展望 考古学 考古学研究会40周年記念論集』 考古学研究会
- 登石健三 1979 『遺構の発掘と保存 考古学選書15』 雄山閣
- 土質工学会(編) 1996 『遺跡の保存技術に関するシンポジウム発表論文集』 土質工学会
- 長野県更埴市教育委員会(編) 1992 『史跡森將軍塚古墳—発掘調査報告書一』
- 長野県更埴市教育委員会(編) 1992 『史跡森將軍塚古墳—保存整備事業保存整備報告書一』
- 西口寿生 他 1975 「平塚1号墳、平塚2号墳」『平城宮発掘調査報告Ⅵ』 奈良国立文化財研究所
- 西村幸夫 1998 「都市計画の目から見た遺跡と遺跡整備」『緑の読本』No.45
- 櫃本誠一 1972 『城の山・池田古墳』 和田山町教育委員会
- 平澤 毅 1999 「史跡等の整備に関わる国庫補助事業の解説」『月刊文化財』No.434
- 茂木雅博 1979 「博物館相当施設の整備—特に古墳の復原を中心として—」『博物館学雑誌』第3巻・第4巻合併号
- 本中 眞 1999 「史跡等の保存・整備・活用事業の考え方と今後の課題」『月刊文化財』No.434
- 真鍋建男 1998 「遺跡整備・保存をめぐるコンサルタントの役割—2都市における歴史の力学」『緑の読本』No.45
- 矢島宏雄 1999 「森將軍塚古墳—森將軍塚まつりを核にしたまちづくり」『緑の読本』No.50

古墳の保存整備・活用と博物館

- 矢島和之 1998 「遺跡整備・保存をめぐるコンサルタントの役割—1 新たな職能をめざして」『緑の読本』
No.45
- 安原啓示 1970 「風土記の丘計画の問題点」『日本歴史』226
- 安原啓示 1986 『図説 発掘が語る日本史』別巻 整備・復元された遺跡 新人物往来社
- 安原啓示 1993 「遺跡修景学序説」『文化財論叢』 同朋舎出版
- 山越 茂 2001 「上侍塚出土鏡と下侍塚出土鏡の研究試論」『研究紀要』第9号（埋蔵文化財センター創立10周年記念論集）
- 吉田恵二 他 1976 「市庭古墳」『平城宮発掘調査報告Ⅶ』 奈良国立文化財研究所
- 渡辺晃宏 2001 『日本の歴史04 平城京と木簡の世紀』 講談社

世界遺産モン・サン・ミッシェルの一考察

—フランスの博物館・美術館事情—

A Study of the World Heritage Le Monto-Saint-Michel
and Museums in France

落合 知子
Tomoko OCHIAI

はじめに

平成15年1月30日から2月5日にかけてフランス、パリの博物館・美術館、ノルマンディー地方の世界遺産モン・サン・ミッシェルを訪れた。本稿はパリ自然史博物館、ルーヴル美術館、オルセー美術館といった代表的な博物館・美術館の視察から、その問題点及び我が国との比較などをまとめたものである。また、モン・サン・ミッシェルは私が研究テーマの一つとしている我が国の歴史的建造物・町並み保存との関連性を見ることを目的としたものである。

1. モン・サン・ミッシェル (Le Monto-Saint-Michel)

①概略

ノルマンディー地方西端の町アヴェランシュの司教オベールが、708年大天使ミカエルを奉る聖堂をトンプ山に建設した。これは、かのモーパッサンが「花崗岩の宝石」と讃えたフランスで一番美しいとされる修道院モン・サン・ミッシェル(写真1)の起源といわれている。

その後966年、ノルマンディー公リチャード1世の命で修道院が建てられ、ベネディクト派の巡礼地となった。5世紀には修道僧がそこに居を構える一方で、村は下方に向かって広がり、14世紀

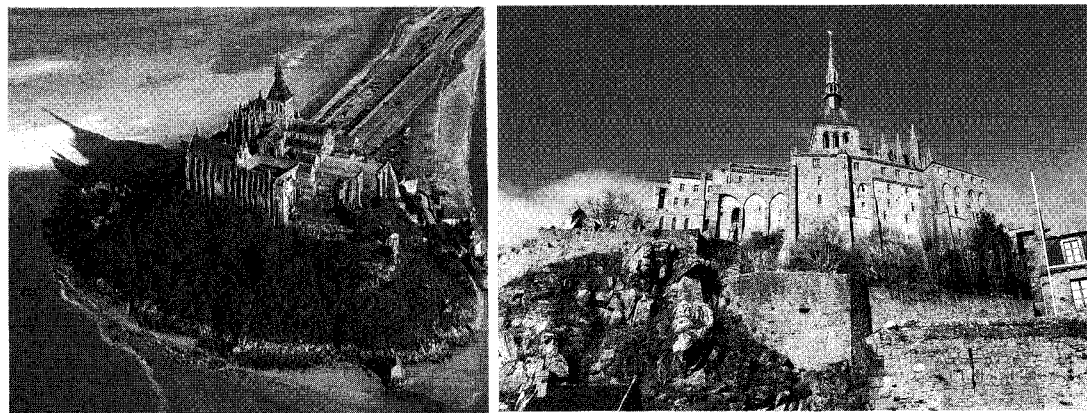


写真1 Le Monto-Saint-Michel (モン・サン・ミッシェルより)

には岸壁にまで至るほどであった。

修道院は円錐形の岩山という立地条件を克服すべく、増改築を繰り返し上方へと延び、神秘的な建築美を形成している。海と城壁に囲まれた天然の要塞は13世紀から本格的に城砦化された。14世紀英国との百年戦争の際にも城塞として利用され、侵攻されることがなかった。モン・サン・ミッシェルは英国の攻撃を完璧に防御した防壁や要塞を構えていることから、軍事建築の代表例といえるものであり、フランス国家のアイデンティティーを象徴しているものである。また、フランス革命による修道会の散会から1863年までの間は監獄に転用され、「海のパスティューユ」として恐れられたという歴史も併せ持っている。

人為的建築が始まる以前のモン・サン・ミッシェルは、僅か高さ80メートルの側面が切り立った岩盤であった。その構成源である花崗岩は非常に硬く、何千年の間波風による侵食に耐えうるものであった。モン・サン・ミッシェルの周辺には生い繁ったシシーと呼ばれる森が広がっていた。しかしこの森は海の侵食で徐々に消え去り、現在では見る事ができないが、砂中から埋もれた木の幹が発見されて推測されたことである。岩盤がそそり立つ湾の潮の干満は、世界でも大きなものの一つに数えられており、干満の差は12メートルを越える。しかし、砂浜はほぼ平面なために、潮が満ち始めると海水は、数時間のうちに数キロメートルを駆け抜けるという恐ろしいほどの速度になる。また、海水が全く戻らない砂浜は草で覆われ、プレーサレと呼ばれる羊がその草を食んでいる。そのため海辺で育つこの羊の肉は塩気が含まれている。

このように砂浜、空、海を背景にして城壁のような大聖堂が建設され、教会の尖塔までの高さは、170メートルに達する壮大なものであった。1874年には、歴史建造物に指定され、大掛かりな修復工事が始められ現在も工事が続いている。

1979年、モン・サン・ミッシェルはユネスコの世界文化遺産に登録された。

②建築スタイル

モン・サン・ミッシェル修道院は、他の修道院とは全く異なる建築設計をした特異的な建築物で、ピラミッド型の山の形を考慮しながら花崗岩の周囲を包み込むように建設されている。修道院に付属する長さ80メートルの教会は最上階に位置し、階下の礼拝堂が教会の重みを支えるプラットホームの役割をしている。

ラ・メルヴェイユの棟は修道院建築の至宝ともいわれ、非常に綿密な建築技術は13世紀の建築家たちの高度な水準を物語っている。このように急激な斜面を持つ岩盤の上に、高く、広い寺院を敢えて建立した建築家の野心がそこに窺えるものであった。一階の貯蔵室の狭い側廊は控え壁（壁を支える為に突き出した柱）の役割をしており、西棟の二階、三階の基礎は重なり合う構造で、当時頻繁に起こった崩落事故を防ぐ為、上に向かうほど軽くなるように考慮されている。また、ラ・メ

ルヴェイユ殿の均衡を保つ為、建物の外側は強力な控え壁に支えられている。

建築スタイルは修道院内の生活規範にも影響を受けており、修道僧が祈りと仕事に没頭できるように考慮されている。このようにモン・サン・ミッシェル修道院は、修道僧の生活と地理的条件の二大要素を優先させて建設された。

建築石はモン・サン・ミッシェルの沖にあるシュゼイ列島から満潮時に船で運ばれたもので、石工職人が花崗岩を規格形に削りあげ、それをブラウンと呼ばれる縄と車輪を使った運搬機で上まで運び上げた。1820年に修道院が牢獄として使用されていた際、囚人用の食物を上階に運搬するために設置されたブラウン（写真2）が展示されているが、これは中世の工事現場で使用されていた車輪のレプリカである。いわゆるハツカネズミが回し車で走り続けるように、囚人たちも自ら車輪の中で走り続けなければならず、力尽きて命を落とす者も多かった。

③僧侶の生活

修道院最上階にあるゴシック様式の列柱廊（写真3）は、海と天の間に浮いた僧侶たちの散策、瞑想の場であった。回廊は薄紫色の石でできた細い柱で支えられており、柱の上部はカーンで採れた石灰岩で、それには花と葉が彫られている。当時は美しく彩色が施されていたもので、僧侶たちはこの造花を見ることで心を和ませたといわれている。これはノルマン装飾芸術のエコワンソンと呼ばれるものである。

また、書の保存も僧侶の仕事であり、印刷技術が発明される以前は、書き写すことが再版の唯一の方法であった。僧侶たちは書き写した本文にさらに装飾を施しそれらを美化させた。これは彩色挿絵芸術と呼ばれるもので、文字を色とデザインで華やかにし、挿絵で飾りつけるものであった。図書館に収蔵されている資料が膨大な数であり、由緒深いものであることから、モン・サン・ミッシェルは「書物の都」とも呼ばれていた。修道僧たちは聖文、祈祷文だけでなく、古文書も熱心に研究していたのである。僧侶たちがモン・サン・ミッシェルを選んだ理由は、人里から遠く離れて

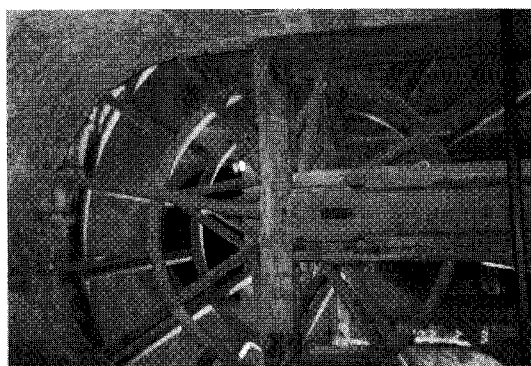


写真2 ブラウン

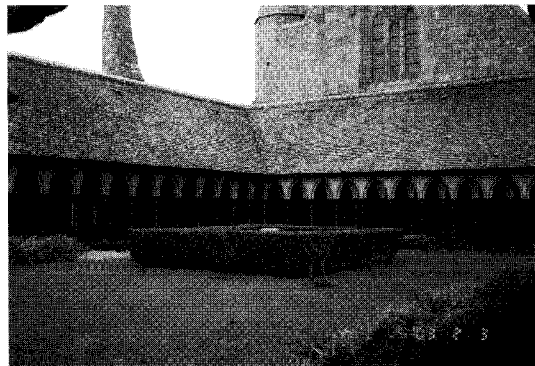


写真3 ゴシック様式の列柱廊

いることであった。しかし、海と砂に囲まれた岩盤上での生活は決して安泰ではなく、食物や水の調達は困難極まりないものと推測される。自然の美しさと修道院の有名さと聖ミッシェル崇拝が巡礼者を惹きつけたが（写真4）、新たな問題が生じた。旅行者を宿泊させ、食事を調達しなければならないのである。修道院の麓の町と修道院共同体で仕事を分担し、さらに信者たちの期待に添うような神への儀式も行なわなければならなかった。宗教戦争後、僧院内での生活は少しずつ崩れていき、建物の手入れは行き届かず崩壊寸前であった。二つの高い塔と教会の張間が3ヶ所崩れ落ちていたがそれらは再建されず、1780年にごく簡単な伝統的な正面のつくりに変えられた。その間大修道院は牢獄となり、「海辺のバスターユ」と呼ばれていた。

その後、ロマン派作家や19世紀には見学者たちが建造物としての大修道院の価値を再発見し、この素晴らしい建築を称賛し現在に至る観光が生まれた。第2帝政時代に牢獄は取り除かれ、1874年には「歴史記念物」に指定された。崩壊の中から再生したモン・サン・ミッシェルの修復作業は正確かつ緻密に行なわれた。修道院は監獄の役目を担っていたことから却って手入れが不要であった為に、そのままの形態を保っていたといえる。

ロマネスク芸術家が中世を見直すと同時に、このような建造物の建築学的利点も大きく認められた。さらに、政治家、役人、歴史家達も危機に瀕するこの歴史的建造物を救う必要性を認識し、保護救済に乗り出したことから保存され、現在に至ったものである。

④グラン・リュウ（La Grande Rue）

グラン・リュウ（写真5）は修道院まで続く参道を指し、直訳は本来「大通り」となるが、実際



写真4 モン・サン・ミッシェルへの巡礼（アヴェランシュ図書館所蔵）

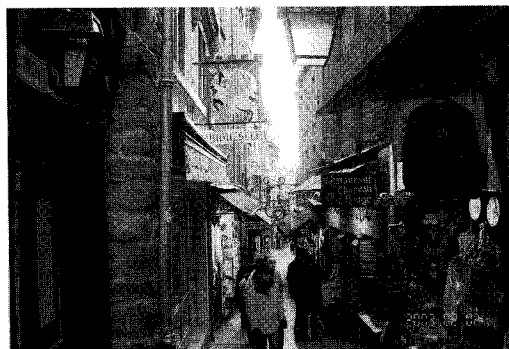


写真5 グラン・リュウ



写真6 大赦祭 (アヴェランシュ図書館所蔵)

は細く曲がりくねった坂道である。巡礼の最盛期12～13世紀には、旗を打ち立てた修道士に先導され、巡礼者が聖歌を歌いながらこの坂道を上って行った(写真6)。中世にはすでに宿屋や土産物店が建ち並び、現在と同じ賑わいを見せていた(写真7)。この中には今日歴史的建造物に指定されている建物が多く残っている。昔の巡礼者はここで旅籠屋と居酒屋を探すことができ、巡礼の証となるものを土産物屋で求めたのである。主に聖ミッシェルを型取ったり、貝殻の形を表した銀、または安い金属で作られたブローチが売られていたが、巡礼者は砂浜で拾える貝でも充分満足していた。また僧院までは狭い道が続いているが、むしろ住民たちはモントワと呼ばれる近道のモントゥ通りを好んだそうである。聖ピエールに献納された小さな教会が信者の集会所となっており、1483年アンドレ・ドゥ・ロールが作らせたキリストの美しい頭像が聖具室に置かれている。幾つかの旧邸も保存されており、それらの中には15世紀に建設された旧リュヌ・ホテルも含まれている。



写真7 20世紀初頭のグラン・リュウ (アヴェランシュ図書館所蔵)

15世紀には町を囲む城壁が作られた。それは石造りの哨舎で、砂丘監視の張出窓のついた北門から城下町の門まで、幾つかの門によって形成されている。中世時代の旧技術に比べるとその進歩は格段に優れたもので、それ以降の防御設備の中心的役割を担うことになった。

⑤日本の歴史的建造物との比較

世界遺産条約とは、1972年に第17回ユネスコ総会で採択された国際条約のことで、正式には「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」という。世界遺産条約は、条約締約国から推薦された各国の優れて普遍的価値を有する文化財や自然環境を世界遺産として認定し、そのリストを

作成することを定め、それらを国際協力によって保護し、次の世代に受け継いでいくことをうたっている。日本は1992年に、125番目の締約国として加わった。

本稿は1999年12月に世界遺産に登録された「日光の社寺」を例にとって見ていきたい。日光は、1200年の信仰の歴史と豊かな自然が調和しており、その中でも二荒山神社、東照宮、輪王寺の二社一寺から成り立つ「日光の社寺」は日本文化と自然美が見事に混在する豪華絢爛な社寺建築として知られている。社寺をとりまくように隣接して国宝・重要文化財の建造物103棟が現存し、周囲の山林は樹齢360年を超える杉が生息、山内一帯の約50haが国の史跡指定を受け、さらにバッファゾーン約370haが設定されている。

「日光の社寺」の世界遺産としての価値とは、①建造物の多くは17世紀の日本を代表する天才的な芸術家の作品であり、高い芸術的価値を持つ。②東照宮と大猷院は、近世宗教建築の「権現造」形式の代表例で、またその建築群は、日本の古い形態の建築様式を知るうえで重要な見本となっている。③日光山内は、江戸時代の政治体制を支える重要な歴史的役割を果たした代表的な史跡で、周囲の自然環境と一体となった文化的景観の顕著な事例である、とされる。

我が国において日光の他に世界遺産に登録されている社寺建築は、奈良、京都、厳島があるが、それらと「日光の社寺」との大きな違いは、日光が古代以来の山岳信仰の霊場であったことと、後に徳川幕府の聖地になったことである。霊廟建築の最大規模を誇る東照宮は、我が国の近世社寺建築を代表するものである。近世初期の建築、美術、工芸の粋を尽くしたもので、豪華な装飾は各地の祭礼に用いられる山車、屋台に大きな影響を与えた。

「日光を見ずして結構というなかれ」との江戸時代から言い旧された格言通り、極彩色の彫刻と鍍金物で埋め尽くされた装飾にはやはり驚かされるものがある。ここに表現された極楽浄土の世界や建築彫刻は、幕府の政治理念や東照宮神学を表象するもので、我が国の思想・信仰を理解する貴重な資料となっている。陽明門の「唐子遊び」(写真8)の彫刻は子供が安心して遊べる理想社会を表現したものであり思想の上でも意味深い。ドイツの建築家ブルーノ・タウトが桂離宮と対比させて、東照宮を俗悪な下手物と批判したことは周知の如くである。両者の代表的な対立要因には色彩というものが存在しており、赤・青・白・黒の四色が日本人の古来以来の原基色といわれている。赤と青が権力、自己顕示の誇示する色とされ、家康を祀る絢爛たる様式に用いられた。また貴族、高僧、女人の衣服にも見られた。



写真8 陽明門「唐子遊び」

それに対して黒書院、白書院などの書院造り様式に則って茶道に生み出された数奇屋様式を発展させた桂離宮は白と黒に帰着する。我が国の伝統的民家の建築に表出した色彩である。

東照宮の建造物は家康公を祀るにふさわしく従来の神社仏閣とは趣向が違う豪華絢爛たるもので、日光が昔から山紫水明神仏混合の霊場として知られているため、自然美との調和を図って斬新な模様、デザインが施された。さらに海拔640mの山を開いた杉木立の中に建てられ、多雨、多湿、寒冷といった極めて劣悪な気象条件の中で建造物を永く保持するための科学的な配慮と装飾が施されている。その科学的配慮とは、漆の効用、銅の利用、石の利用が挙げられる。東照宮の建造物は一部を除いてすべて漆で塗り固められているが、それは漆の特性である強い密着性、堅牢な皮膜、耐湿により日光の気象条件下で建造物を永く保つための方策であった。また、屋根は厚い銅版を瓦のように葺いた上に黒漆を塗った銅瓦本葺で、銅の腐食、雨漏り、火の粉を防ぐ効果を持つものである。最後に石の利用とは日光産の石英粗面岩を城郭建造方式の大石で高石垣を方々に積み、狭い境内に高低の工夫をつけたり、栗石や玉石を敷き詰めることで境内の乾燥を防ぎ、雑草の予防をしているのである。

我が国には四季が存在し、その移り変わる四季折々の美しさの中で育まれた美意識は非常に繊細で、世界にも稀な文化を作りあげてきた。日光もその一つとして世界に認められたものと解釈できる。日光の紅葉はとて有名で、年間を通して多くの観光客や修学旅行の生徒たちが訪れる場所である。また、日本の自然景観には必ず木が存在し、その植生は素晴らしいものであるが、海外において我が国に匹敵する植生を兼ね備えた世界遺産は数少ないのではないだろうか。東照宮は低く評価される面もあるが、それを取り巻く自然空間が大きな集客力を持ち、それとの相乗効果により日本有数の観光地に成り得ているのは事実である。

しかし、観光地化された世界遺産には多くの問題が生じてくる。特に自然遺産として登録された世界遺産は、観光客による第二次自然破壊が大きな課題となってくる。日光もまた排気ガスその他の要因から、日光杉の枯れ（写真9）が目立つようになってきているのが現状である。ついでに列挙すると、白神山地では観光客により山道が大幅に広がってしまったことはよく耳にするが、最近では米軍三沢基地の戦闘機が低空飛行することで、生態系を脅かしているという報告も出ている。登山者の急増で屋久島杉の根元が踏み固められるといった報告、文化遺産においても同様に、厳島神社の海水に大量の藻が発生した



写真9 枯れた日光杉

り、奈良の社寺近辺の排気ガスによる大気汚染など挙げれば切りがない。

反面、世界遺産のような伝統的文化遺産の保護政策は、時として生活している住民の生活臭を消してしまうこともありうる。保存と公開、保存と観光といった矛盾は世界遺産に限らず、遺跡や博物館など多岐に及ぶものであり、いずれの分野でも対処に難しい課題である。

モン・サン・ミッシェルも日光も典型的な観光地型世界遺産であり、年間相当数の観光客が訪れる点でも共通している。日光は周知の如く修学旅行のメッカであり、紅葉の時期だけでなく、年間を通じて観光客で賑わっている。モン・サン・ミッシェルも冬場はまだ少ない方であるが、夏期のシーズンになるとグラン・リユーは観光客であふれ通行が困難になり、駐車場も100台近い観光バスで混雑する。

これだけの観光客に対しての規制はどのようになっているかという点、フランスの場合はあまり厳しくないように思われた。修道院内でのストロボ撮影も規制はなく、監視員も見受けられなかった。また、フランス全体にいえることは、女性を含む喫煙者の多いことである。また、パリ市民の美化意識の低さは定評となっているが、実際にパリの街はゴミの多さと、散歩でつれて歩く犬の糞がとても目に付いた。

日光市は平成15年2月19日、歩きたばこやポイ捨てを禁止する環境美化都市条例案をまとめ、3月の市議会で可決、5月1日から実施された。条例案では、市内全域でたばこのポイ捨てを禁止したもので、特に日光東照宮など二社一寺103棟がある世界遺産指定区域50.8ヘクタールは「重点区域」とし、歩きたばこも禁止した。しかし「歩きたばこをしないように努めなければならない」との文言で、罰則規定は特にない。

この条例はとても意義深いことである。愛煙家が居心地の悪い社会に成りつつあるといっても、観光地での禁煙を打ち出しているところは少ない。日本の歴史建造物は特に火災に弱く、それによる被害も数多く報告されており、世界遺産の五箇山・白川郷、重要伝統的建造物群の大内宿など、多くの古民家が保存されている地区では最大の課題となっている。

また、東照宮内の撮影は禁止されているところが多く、外観しか撮ることができない。さらに残念なことは拝観料が大人1300円と高いことである。これは博物館・美術館全てにいえることであるが、せめて豊かな感性を身に付けることが望ましい子供だけでも無料にしてほしい。

世界遺産登録外の日本各地の重要伝統的建造物群においても、各地域の住民の美化意識は強いものであり、ほとんどの地域が小ぎれいに手入れをしている。それは観光地という概念だけでなく、自分達が住まう地域だからこそきれいにしていきたいという思いからであろう。

昨今、同潤会大塚女子アパート（東京都）、豊郷小学校（滋賀県）、旧正田邸（東京都）、長野県知事公舎などの歴史的建造物が制度や資金の壁に阻まれて危機に瀕しているという報道が相次いでいる。東京大教授西村幸夫氏が述べているように、貴重な建物が守られるように歴史的建造物を取

りまく諸制度を再検討する必要性が問われている。

第一に相続税の物納の扱いである。物納相続財産件数は減少しているものの、01年度で5,700件、合計3,200億円を超える。財務省資料によると、同省保有の物納未利用地は同年度で13,000件と、ここ10年間で約26倍に急増している。同省財産には旧正田邸、旧朝倉邸など歴史的価値の高いものも含まれている。地域の資産を守る為に物納財産の文化財的価値を明らかにし、国と自治体との協議を見守る姿勢が必要である。NPOが関与できるイギリスのナショナル・トラストなどは、物納財産の一部に元の所有者が一定期間無償で住み続けられる制度を設け、歴史的資産の保全と公開とを両立させている。

第二に新築を前提とした公共事業の問題である。歴史的建造物を生きた公共施設として模様替えし、再利用することは通常の事業制度に乗りにくい。再生工事の仕様を判断できる専門家数が少ないことと、手間がかかり、単年度の予算になじみにくく、国庫補助率も不利である。施設整備にあたり、既存建物の再利用がまず検討されるような仕組みが要求される。建物再生がもたらす経済効果を考慮し、再開発よりも既存建物の再利用の方が財政上有利にすべきである。

第三に都市計画規制であるが、新規開発への期待から日本の容積率の規制値は緩く、現状とかけ離れている。これが、容積を満たさない歴史的建造物の建て替えを促す潜在的圧力となっている。地域の身の丈にあった容積率を基準にし、その上で歴史を生かし周辺環境に配慮した良質な計画には、各種規制を加減できるような柔軟な協議制度が必要なのである。

第四に、このような制度改善の前提として、身の回りの歴史的資産の全体像を明らかにするという都市の資産総目録作成が必要となる。96年に国の登録有形文化財（建造物）ができて以来、登録建造物は3,296件に至っている。しかし、登録には所有者の同意が必要であり、歴史的景観的価値を有するすべての建造物や土木工作物を網羅した、樹木、田園風景、眺望点を含む総目録の作成が望まれる。このような総目録を市民参加で作成すれば、目録に載った歴史的資産の変化を見逃さず、対応策が取れ、市民団体も環境変化に目を光らせることが容易になるだろう。

歴史的建造物が保全再生された時の長期的広域的な収支を考慮すれば、地域環境のプラス評価は税収に反映される。さらに観光につながり、地域のプライドを高め、市民意識のレベルを上げ、ひいては地域力を高めることになる。というように都市計画専門の考え方はとても参考になるものであり、歴史を経ることによって町の奥行きが深まるような社会にしていかなければならない。

2. パリ自然史博物館 (Grande Galerie de l'Evolution)

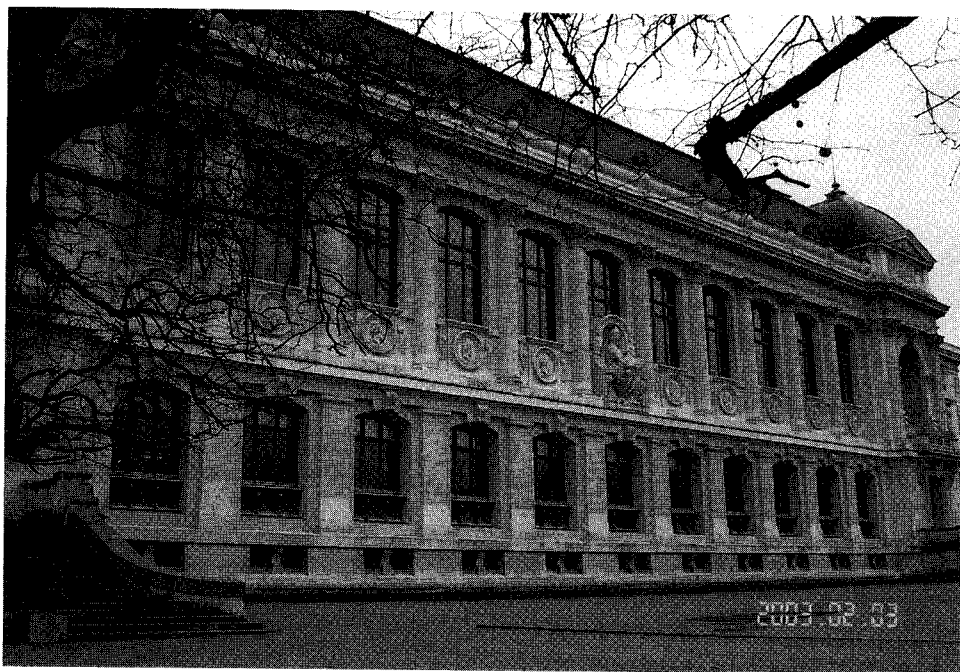


写真10 パリ自然史博物館

①歴史的概略

我が国では幕末から明治初頭にかけて、使節団が欧米に派遣されて博物館、博覧会を視察し、我が国にも同様な施設の必要性を痛切に実感することとなる。そして近代博物館の機能を伴った博物館施設というものを、我が国の風土に合わせて発展させていった。

幕末に派遣された使節団の見聞により、博物館の全体像が明らかにされ、我が国の知識階級に広まっていくが、中でも福沢諭吉の『西洋事情』の影響が大きいものであった。竹内使節団の、備通詞として同行した際、旅行中に記した『西航記』『西航手帳』などにより西洋社会の施設、制度に関する情報をまとめ慶応二年（1866）に初編が刊行された。この初編の中に「博物館」という見出し項目がみられる。

「博物館ハ、世界中ノ物産、古物、珍物ヲ集メテ人ニ示シ、見聞ヲ博クスル為メニ設ケルモノナリ。「ミネラロジカル・ミュゼム」ト云ヘルハ、礦品ヲ集ムル館ナリ。凡世界中金石ノ種類ハ尽ク之ヲ集メ、各々其名ヲ記ルシテ人ニ示ス。「ゾーロジカル・ミュゼム」ト云ヘルハ、禽獸魚虫ノ種類ヲ集ムル所ナリ。禽獸ハ皮ヲ取り、皮中ニ物ヲ填テ其形ヲ保チ、魚虫ハ薬品ヲ用テ其儘テシ固タメ、皆生物ヲ見ルガ如シ。小魚虫ハ火酒ニ浸セルモノモアリ。又動物園ナルモノアリ。動物園ニハ生ナガラ禽獸魚虫ヲ養ヘリ。獅子、犀、象、虎、豹、熊、狐、

狸、猿、兎、駝鳥、鷺、鷹、鶴、雁、雀、大蛇、蝦蟇、総テ世界中ノ珍禽奇獸、皆此園内ニアラザルモノナシ。之ヲ養フニハ各々其性ニ従テ、食物ヲ与ヘ、寒温湿燥ノ備ヲナス。海魚モ玻璃器ニ入レ、時々新鮮ノ海水ヲ与ヘ、生キナガラ貯ヘリ。植物園ニモ、全世界ノ樹木・草花ノ種類ヲ植ヘ、暖国ノ草木ヲ養フニハ、大ナル玻璃室ヲ造リ、内ニ鉄管ヲ横タヘ、管内ニ蒸氣ヲ通シテ温ヲ取ル。故ニ此玻璃室内ハ、嚴冬モ常ニ八十度以上ノ湿氣アリテ熱帯諸国ノ草木ニテモヨク繁殖ス。

メジカル・ミュヂエムトハ、専ラ医学ニ属スル博物館ニテ、人体ヲ解剖シテ、或ハ骸骨ヲ集メ、或ハ胎子ヲ取り、或ハ異病ニテ死スル者アレバ、其病ニテ死スル者アレバ、其病ノ部ヲ切り、経験ヲ遺シテ後日ノ為メニス。此博物館ハ、多ク病院ノ内ニアリ。（「福沢諭吉選集」第1巻）

と記し、具体的な博物館の種類としてミネラロジカル・ミュヂエム（写真11）、ゾーロジカル・ミュヂエム、動物園（写真14）、植物園（写真12）、メジカル・ミュヂエムの五種類に分けて各々の簡単な説明を加えている。メジカル・ミュヂエム以外の博物館は、パリの植物園ジャルダン・デ・プランテ（写真13）の中に設置されており、当該地での見聞が基になったものとされている。1635年ルイ13世の侍医が薬草園として創設し、1793年に国立自然史博物館が置かれた施設であるが、植物学、動物学、地質・鉱物・解剖学、古生物、人類学に関する陳列と動物園があり、自然科学系の総合博物館



写真11 ミネラロジカル・ミュヂエム

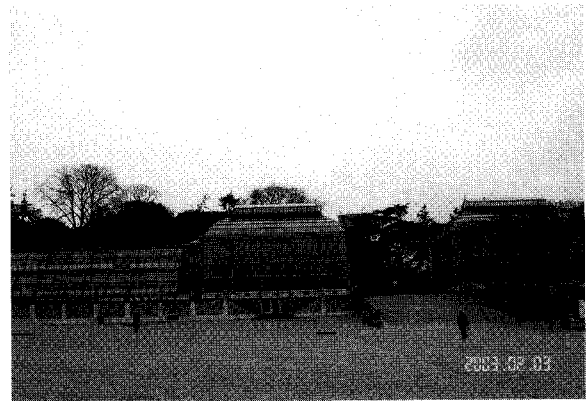


写真12 植物園

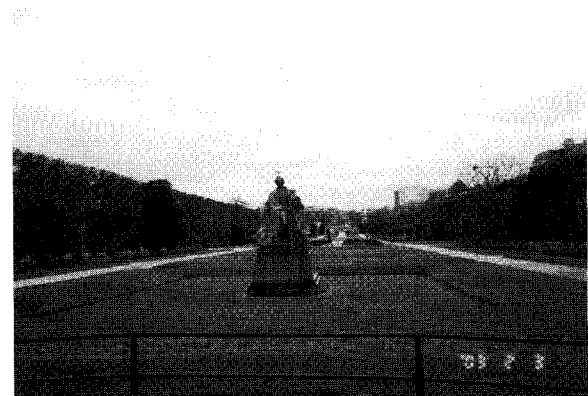


写真13 ジャルダン・デ・プランテ

として発展している。この記述に見られるように、博物館とはものを見せることにより、知識を博くするという教育的見方を強調している。剥製標本、液浸標本とみられる記述も見られ、標本製作技術が発展していたことを窺い知ることができる。

また、温室を作り、80度の温度にして熱帯地方の植物を栽培しているなどと詳しく記してある。このように西洋事情を伝えることにより、我が国にも博物館施設の必要性を唱えたものであった。この時すでに動物園、植物園も博物館に含まれるものとしているが、その後、博物館法制定時にその範囲をめぐり論議されることとなり、120年前に福沢が考案したと同様に、動植物園は生きた資料を扱う教育機関として、博物館の中に含まれることになった。

このように、パリ自然史博物館（写真10）は我が国における博物館史においてとても重要であり、大きな影響を与えた博物館である。この博物館は24万㎡の広大な植物園の中にあり、海中生物、陸上生物、人類の生活の変遷、地球の歴史、生命の進化などが各階に展示されている。動物の化石やレプリカ、実物大の模型が見られる。また、同じ植物園内には、「昆虫館・熱帯温室」、「古生物・比較解剖学館」もあり、バンセンスの森には付属動物園もある。

②パリ自然史博物館の課題

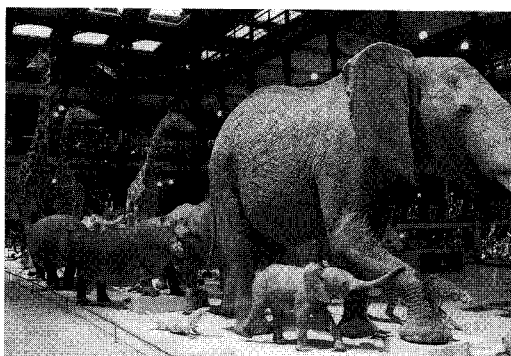


写真15 動物の行進



写真14 パリ自然史博物館ミュージアムグッズより



写真16 光ファイバー展示（鳥類・貝・昆虫が同じケースに展示してある）

パリには多くの博物館があるが、美術館ほどの賑わいは見られない。芸術の宝庫フランスの美術館の所蔵資料のレベルに太刀打ちできる優秀な博物館資料が少ないということであろう。特に絵画は多くの人を魅了させ、リピートさせる集客力を持っている。それは我が国においても同様の傾向が見られ、絵画の展覧会が連日賑わいを見せていることから理解できよう。特にフランスにおいては、美術館が子供から大人まで広範囲における教育の場となっている。

それと比較して自然史博物館はどうかというと、もう一度訪れたいと思うほどの集客力を持つ展示と内容ではないような物足りなさを感じた。一階から四階までは吹き抜けになっており、壁面部分が四方展示空間になっている。一階にメインである実物大の動物の行進(写真15)が展示されているが、圧巻されるほどのものではない。

まず照明について見てみると、我が国でも照明が暗い博物館が多く存在するが、自然史系の博物館でここまで照明を落としている所はあまり見受けられない。天井部は採光が取れるにもかかわらず、青いガラスにしている為余計暗く感ずる。後で述べるルーヴル美術館やオルセー美術館でさえも、一部のパステル画を除き自然光の中で絵画を見せている。

さらにパリ自然史博物館は光ファイバーによる照明を導入している。光ファイバーによる照明は90年代初めの米国で流行したもので、材質及び長さの制御が困難なために下火になっていたが、94年にパリ自然史博物館のリニューアル時の光ファイバー展示が復活の糸口を作った(写真16)。昆



写真17 ポーラ美術館

虫標本などを美しく照らし出し、関係者にその魅力と可能性を再確認させたといわれ、我が国においても東京国立博物館で採用され、平成館、法隆寺宝物館を開設した99年以降、積極的に導入を進めている。熱や紫外線を制御できるため貴重品展示物に害を及ぼしにくいことと、光源を小さくできるためにスポット照明に活用できる。

このように光ファイバーが展示物に悪影響を及ぼさないのであれば、どこの国であっても展示物を鑑賞する博物館・美術館の照明の暗さは無意味と思われた。

一方我が国では平成14年、箱根仙石原に世界初の光ファイバーによる全点絵画照明をうたうポーラ美術館が開館した(写真17)。ポーラ美術館では、美術史専門の学芸員、アートドキュメンテーション専門のレジストラ、コンサヴェーション専門のコンサヴァターが常勤体制を採っており、我が国では数少ないシステムとなっている。

また、楽しむ為の付帯施設(カフェ、レストラン、ショップ)も充実しており、展示室を何度も出入りする事ができ、鑑賞中に休憩をし、お茶も楽しめる来館者に配慮された美術館といえる。観光地にありながら美術館で来館者がゆったりとでき、滞在時間が長くなる美術館であろう。

ポーラ美術館は展示照明の計画(写真18)に力を注いでおり、印象派絵画を最も美しく見せる光である「7月のパリの夕暮れ」に色温度を設定してある。採用された光ファイバー照明は、光源器具と照射面をガラス質の光ファイバーによって分離することで、器具の姿の隠蔽、作品に対する熱影響の最小化、光の質のコントロール、安全な位置で球替を可能にするメンテナンス性の向上などのメリットを持っている。すべての光ファイバー照明機器と特殊光源器が新たに開発されて他に類を見ない展示環境を実現している。展示と保存の両立ができる理想的な光といえる。

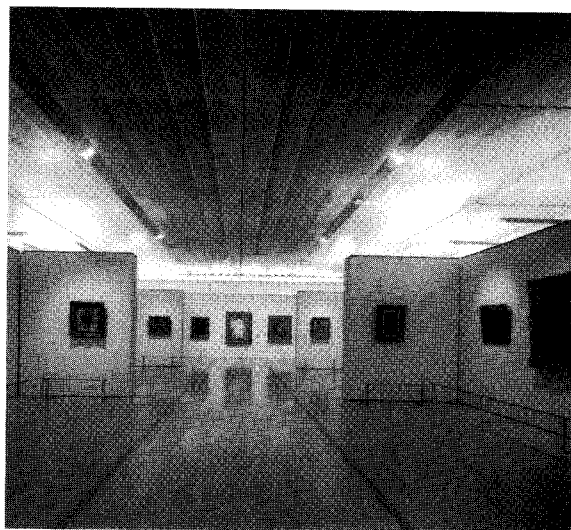


写真18 光ファイバーによる展示室(ポーラ美術館概要より)

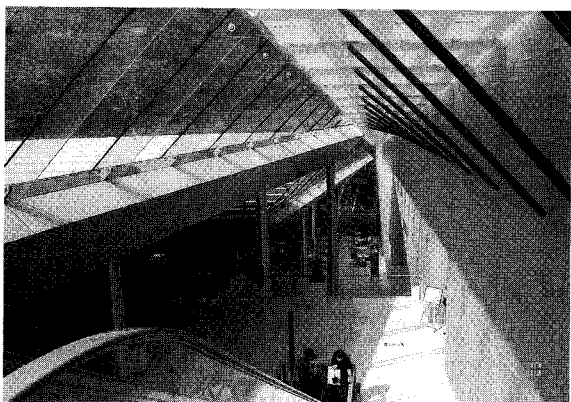


写真19 開放的な館内

展示室はもとより館全体が明るく開放的で（写真19）、好感のもてる美術館である。今後、我が国の博物館・美術館の照明に期待したい。

次に写真撮影について見ると、ルーヴル美術館では多くの観光客がストロボ撮影をしているが、注意する監視員もあまり見られなかった。しかし、パリ自然史博物館では黒スーツの沢山の監視員が目光らせていた。アラブ世界研究所が隣接している為、ニューヨークのテロ事件以来警備が厳しくなったことが理由とされる。私もレプリカ資料の展示をストロボ使用で撮影した際に注意を受けたが、暗い博物館の中で身を潜めて監視している光景はあまり気持ちのよいものではなく、まして子供たちの教育の場としては美術館の方が数段も上と思われた。

現地在住日本人でパリの博物館・美術館をすべて訪れたという方から、パリ自然史博物館に足を運ぶ観光客はほとんどいないという話を聞かされ、我が国同様の博物館離れというものを実感した。

また、ミュージアムショップに関してもあまり興味を引く品は揃っておらず、参考になるものは見受けられなかった。

3. ルーヴル美術館 (MUSÉE DU LOUVRE)

①ルーヴルの歴史

ルーヴル美術館（写真20）はパリの中心セーヌ川右岸沿いに建つルーヴル宮に位置する。ルーヴ



写真20 ルーヴル美術館

ル宮にはルーヴル美術館の他、大蔵省（1989年移転）、国立装飾芸術博物館があり、その5分の3をルーヴル美術館が占めている。ルーヴル宮はフランス王フィリップ・オーギュストの城塞から始まり、ナポレオン3世の栄光をとどめる歴史的記念建造物である。

ルーヴル宮の中に美術館を設置する動きは18世紀中葉に遡るが、それはルイ16世の治世下に具体化された構想をもとにしたもので、1776年に組織された委員会が、王室コレクションの整理分類、修復、作品補充などの計画に取り組むものであった。1793年に開館した「中央芸術博物館」が始まりとされ、その後、ナポレオン1世が「ナポレオン博物館」に改称・拡大し、王ルイ・フィリップ、ナポレオン3世により今日のルーヴルが誕生した。

1981年、宮殿全体を美術館として使用することが決定された。このプロジェクトは何段階かに分けて行なわれ、1989年にガラスのピラミッド、ナポレオン広場の受付階が完成、1993年にもと大蔵省の位置にコレクション展示を行なうリシュリュウ翼、1997年にドノン翼、シュリー翼が建てられ、グラン・ルーヴルの完成をみた。

②コレクションの構成

〈ルーヴル宮の歴史と中世の城砦〉

二室の展示室から構成され、1190年にフランス王フィリップ・オーギュストがルバラの地（後のルーヴル）に建造した城砦から、I.M.ペイ他の建築家の参加を得て「大ルーヴル」計画として実行された最近の改造に至るまで、ルーヴル宮の歴史と建築様式の変遷をたどるものである。この他、フィリップ・オーギュスト王時代とシャルル5世時代の城壕を巡る遺跡見学コースもある。

〈古代オリエント美術・イスラム美術分科〉

古代オリエントではメソポタミア、イラン、地中海沿岸地方からインドまでを含む「東方」と呼び習わされている広大な地域に次々と文明が生まれた。紀元前7000年まで遡る中近東の古代文明を紹介する部門である。

イスラム美術分科は、7世紀から19世紀の間に地中海沿岸、イラン、インド、中央アジアで開花したイスラム文化を代表する作品を展示している。

〈古代エジプト美術部〉

ジャン・フランソワ＝シャンポリオンが創設した部門で、古代エジプトの美術を紹介している。鑑賞には2コースがあり、一つはその起源からクレオパトラの治世までを時代順にたどるものと、エジプト文明の個々の様相をテーマ毎に詳しく見るものである。本来のエジプト美術の他、キリスト教伝来後（コプト美術）、ローマ支配下のエジプト美術を代表する作品が加わり、エジプト美術の体系を完璧にしている。

〈古代ギリシャ、エトルリア、ローマ美術〉

ギリシャ、エトルリア、ローマのヨーロッパ三大古代文明が生んだ美術工芸品を集めた部門である。一階展示室には、紀元前2000年代から紀元6世紀頃に制作された大理石の作品が年代順に展示されている。二階展示室には、青銅、宝飾品、銀器、ガラス工芸品、人形類、焼き物の壺などを製作技術、材料別に分類展示されている。

〈彫刻部〉

中世初期から19世紀の半ばまでのヨーロッパで制作された作品を展示している。フランスの彫刻家の作品が主であるが、イタリア、スペイン、北ヨーロッパの代表作をも含む。

〈工芸品〉

中世、ルネッサンス時代の作品、17世紀・18世紀の装飾美術、王冠のダイヤモンド、19世紀の工芸品、家具、ナポレオン3世の居室など、あらゆる時代に制作された工芸品が展示されている。

〈絵画部〉

フランス絵画を主に、イタリア絵画、スペイン絵画、北方絵画（ドイツ派、フランドル派、オランダ派）など、13世紀から19世紀半ばにかけてのヨーロッパ絵画の歴史を作った名作が展示されている。

〈グラフィックアート部〉

デッサン分室の10万点に及ぶ作品や、エドモン・ド・ロッチルドのコレクション、手書き装飾文字の版木を収集している。閲覧は予約制であり、他に例を見ない豊富なコレクションであるが、破損しやすい為に期間を限った臨時展示、あるいは常設展示室において順繰りに少しずつ展示するシステムである。

〈アフリカ、アジア、オセアニア、アメリカ美術部〉（2004年に開設、ケ・ブランリー美術館所有。）

アフリカ、アジア、オセアニア、アメリカの初期文化を表す約120点の作品が収集されている。「解釈の空間」では、情報や各作品の美術学、歴史学、民族学よりの説明を提供している。この原始美術の展示室開館はシラク大統領の強い意向で実現したものである。これまで「ルーヴルにはふさわしくない」と遠ざけられていた土偶や木像、仮面などの作品に光が当てられた。西欧中心主義の変更を迫る画期的な展示で、ルモンド紙は、「今回の展示によって原始美術は文化遺産として認められた」と評価している。

展示室はルーヴル美術館南西ドノン翼の一角に新設され、広さ1千平方mである。既設の人類博物館やアフリカ、オセアニア美術博物館、ピカソ美術館などの収蔵物から約120作品が選ばれた。

ピカソやブラックらをはじめとして、原始美術に魅せられた現代芸術家は数多く、詩人のアポリネールはすでに約100年前、「原始美術を正当に評価して、ルーヴル美術館に展示すべきだ」と主張していた。しかし、これまで民俗学的な資料価値が重視されるあまり、美術的側面は見落とされてきた。学者からは呪術的な意味合いをなくして美術作品として展示されることに疑問が出され、学

芸員の間からも「モナリザと同じところに展示はできない」と異論が出ていた。

こうした長年の論争に終止符を打ったのが、東洋やアフリカ美術に造詣の深いシラク大統領であった。「国民に序列がないのと同様に美術にも序列はない」と1995年の大統領就任後から強力でプロジェクトを推進し、2004年にエッフェル塔近くのセヌ河畔に専門美術館を建設する計画と並行してルーヴル美術館の常設展示計画を進めてきた。シラク大統領は4月13日の開幕式で、「フランスだけでなく、関係した多くの国々にとって文化的にも政治的にも偉大な瞬間だ」と述べている(2000年5月2日朝日新聞抜粋)。

③大ルーヴル建設

ルーヴルは、開館から200年以上の歴史を持ち、規模、収蔵資料、学芸活動などヨーロッパ屈指の美術館である。このルーヴルを21世紀の社会的・文化的要請に応える世界一の大美術館にするという「大ルーヴル計画」(Le Projet Grand Louvre)は、フランスがミッテラン政権下で推進した文化事業のなかでも、総工費63億フラン、総工期15年間という規模の大きなものであった。ミッテランは1981年の就任直後にルーヴル改装計画を打ち出したが、大規模公共事業計画としての「新都市改造計画」の中核にルーヴル美術館の拡張工事とその周辺の都市再開発事業が位置づけられていたことが第一の理由とされる。さらに、博物館学的理由として、古代ギリシャ・エトルスク・ローマ部門の劣悪な展示環境、フランドル、オランダ、ドイツなど北方諸画派の展示スペースの狭隘化、古代東方部門、美術工芸品部門の展示スペース、寄贈品、委託品、新規購入品の増加による展示スペースの確保などの早急な解決が必要とされていたことや、入館者用の玄関口が旧態依然のまま、空調設備、食堂、売店、発券所、洗面所などの老朽化に対応できなくなっていたことである。

理想の博物館、近未来社会における文化財管理保存施設のあり方を模索し、過去の歴史と21世紀の展望を視座に、将来あるべき博物館というものを他国に先駆けて具体化しようとしたフランス特有の先取り精神的なものが大きく影響している。

大ルーヴルの建築設計者はイオ＝ミン・ペイを中心として設計グループを組織し計画に当たった。その基本合意は、改修、増築という部分的な手直しでなく、施設全体を調和のとれた新しい姿に生まれ変わらせること(美術館としての全体像の重視)、建物の既存部分については、利用する資材を含め、19世紀以来の姿をできるだけ変質・変形させないようにする(歴史建造物に対する絵画修復原則の適用)、建築様式面で安易な翻案や折衷を避け、細部に我々の時代の趣味を反映させる(現代性モデルニテの追及)、ポンピドゥー・センターの新営、ナショナル・ギャラリーの増営のような新築方法を採らない(ルーヴル宮殿の歴史の尊重)、採光は自然光(写真21)を基本とし人工光の使用をできるだけ抑える(新しい展示工学の採用)、美術館の内部とそれを取り巻く外部の都市空間との間で視覚的な交換を可能とする(空間的に開かれた美術館の実現)というものであった。

これらのことを踏まえた上で、さらに重視されたことは巨大かつ複雑な歴史建造物をいかにして明快、調和のとれた現代的公共施設に移行させるかということであった。来館者が迷わないような目につくランドマークの必要性、大勢の来館者の迎入、送出がスムーズにできること、展示室間を最短時間・距離で移動できることなどから、総ガラス張りのピラミッドが考案された。ルーヴル宮殿内庭中央部にガラスと軽金属か



写真21 自然光による展示室

らなるピラミッドは、19世紀後半に博覧会場として造られたクリスタル・パレスを思わせるように建設された。大ルーヴルの特色は考古・美術品と共に、多目的分化ホール、大規模駐車場、会議室、商店、郵便局、銀行、レストランなど日常生活に必要な一般商業空間が設けられている点にある。文化財の保存、文化財を触媒とする伝達業務、文化財の教育業務活動をする博物館に商業活動域を取り組むことにより、街としての機能を持たせたことから、ピラミッド (Pyramide) + 街 (ville) = ピラヴィル (Pyraville) なる造語まで編み出された。

④解説員

ギャラリートークは、ルーヴル美術館大学で美術史・考古学・美術館学の教育を受け、国家試験にパスした美術館講師により実施されている。数十人の美術館講師がルーヴル教育課に登録され、ギメ、クリュニイ、工芸美術館、印象派美術館、パリ周辺のベルサイユなどに解説員として派遣される。そのスケジュールは教育課のもとで、小・中・高校の授業と密接な関連のもとで綿密な計画がたてられる。

解説員が展示解説している光景は多く見られるが、解説している解説員の前でストロボ撮影する観光客も多い。そのような時は解説中であっても、大きな声で注意を促している。ルーヴル美術館はストロボ以外の写真撮影は禁じていないが、「モナリザ」に関しては例外で、写真撮影、ビデオ等一切を禁じている (写真22・23)。しかし多くの観光客はこれらを守らず、あまりひどい



写真22 撮影禁止のパネル

場合はモナリザを展示してある場所の照明を消すこともあるが、私が見学した日にそこにいた監視員は注意もせず座ったままであった(写真24)。

また、当日は突然のストライキで開館時間に入場することができなかった。フランス社会ではストライキは珍しいことではないが、美術館も例外ではない。時間の限られた観光客にとっては非常に迷惑なことであるが、フランス市民にはストライキをする権利が守られているので回避しようがない。ガス、電気などのストライキは国民も不自由を強いられるが、1994年ドゴール空港の清掃業務のストライキが3週間続いた時は、ゴミがあふれ、衛生面においてもかなり危ない状態であった。

美術館のストライキは一旦始めると、通常は2~3日続くことが多いが、その日に限って珍しく、2時間程度のストライキで終了した為見学することができた。



写真23 撮影をする観光客



写真24 監視員

4. オルセー美術館 (MUSÉE D'ORSAY)

①概要

オルセー美術館(写真25)は、1986年12月にオープンした国立美術館である。セーヌ河をはさんでルーヴル美術館の斜め向かいに建てられているが、建物そのものは100年以上前に建設されたものである。オルセー美術館はもともと駅舎であったものを、外観を残して内部を近代的な美術館に改築したものである。オルセー駅は1900年のパリ万国博覧会の際にオルレアン鉄道の終着駅として造られたもので、セーヌ河沿いの正面部の外装は石の彫刻で覆われ、建物自体は鉄とガラスを主体としている。鉄骨の総重量はエッフェル塔の2倍である。

ポンピドゥー大統領により美術館計画が提案され、1977年ジスカール・デスタン大統領により正式決定、ミッテラン大統領下の1986年に美術館としてオープンしたものである。現在ヨーロッパで最も人気の高い美術館の一つで、印象派の絵画を中心に、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのフ



写真25 オルセー美術館

ランスの美術品を収集展示している。開館以来ルーヴル美術館をしのぐ人気で、大勢の来館者が連日、長蛇の列を作っている。

②コレクションと展示構成

国立美術学校の講師ヴィクトル・ラルーが設計した当時の駅舎をそのまま利用している為、館内は空間が広く天井がドーム型をしており開放感に溢れている（写真26・27）。

オルセー駅はパリ万国博覧会を見学する地方客の為、駅とホテルが必要とされて作られた。当時はちょうど産業革命の影響で鉄とガラスの時代でもあったことから、骨組みは鉄でその他はガラスが多く使われており、自然光がふんだんに入る建物となっている。内部は全部改造されているが、外観は当時のままの鉄の時代を象徴する歴史的建造物である。

1939年に鉄道が廃止され、その後捕虜受付センター、映画のセットとして利用されたが、1961年に国際的ホテルの建設計画が持ち上がった。オルセー駅の取り壊しが始まろうとした1971年に産業建造物の保存運動が起こり、オルセー駅は国の歴史的建造物として文化財指定を受けたという経過を持っている。

フランスでは美術館は城、教会、宮殿の中に造られるのが一般的であるため、オルセー駅のような産業的に使用された建物を美術館に利用する試みは初めてのことであった。天井、大時計、擬人

像の彫刻が修復保存され、ガラスのドームを生かした自然光に人工照明を併せた照明方法が採り入れられた。1980年に工事が着工され、1986年に完成をみたのである。

オルセー美術館は古代エジプトから19世紀前半までの西欧美術をコレクションとするルーヴル美術館、20世紀以降の現代美術をコレクションとするポンピドー・センター国立近代美術館をつなぐコレクション構成として構想されている。1848～1914年（第二帝政成立～世界大戦勃発）までの印象派をはじめ、象徴主義、自然主義など近代派の作品のコレクションは他の追随を許さない充実ぶりである。館内は地上階が初期印象派などの第二帝政時代の作品、中階が第三共和制下の装飾美術やアールヌーヴォーの作品、上階は1872年以降の印象派の美術館を代表する名作というように3階層に分かれている。



写真26 駅舎を利用した館内



写真27 床下展示によるパリ縮小模型

③美術館教育

オルセー美術館では小学生低学年くらいの数グループに出会った。絵の前で解説している先生を取り囲み床に座っている子供たちは、どの子も熱心に聞き入っている。その光景は、我が国の小学生の実態と比較すると（勿論一部ではあるが、集中できず歩き回る子もいる）さすが芸術と文化の国フランスの子供たちと感心するものがあつた（写真28）。

我が国は質の高い伝統的芸能を受け継ぎ、文化に富んだ国でありながら、芸術を育む教育環境に乏しい。少しずつ見直されてきているとはいえ、小さい頃からの詰め込み学習優先の教育環境からは感性豊かな心は到底育めない。真の芸術・音楽に触れる機会を沢山持つことは、情緒の安定した心豊かな子供たちを作り上げることにつながるものである。

その為には博物館・美術館にもっと多く足を運ばせる教育をするべきである。以前、小学校の教員に、土曜日の総合教育の時間に博物館を利用して欲しいとアドバイスしたところ、博物館はつまらないからという返事が返ってきたことがあつた。博物館は楽しいところということを導くのが教

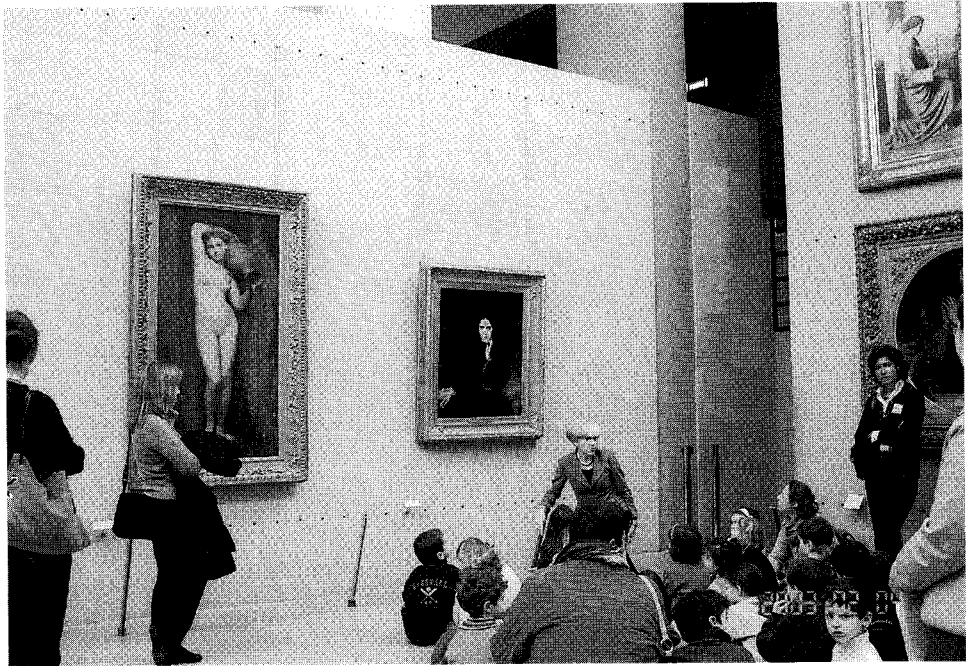


写真28 美術館教育

員の力量という自覚を持って欲しいと切に願う。それには子供たちの感性を育む場所となる博物館・美術館の文化的環境が充分整うような状態にしなければならない。

前述したように子供たちだけでも入館料を無料にするシステムを全館が導入できることが望ましい。親が同伴する場合も、あまりに高額な入館料では自然と足も遠退いてしまうのが現実であろう。博物館・美術館は子供から大人までのまさに開かれた場でありたい。

おわりに

欧州を訪れた時、多くの日本人はその景色の美しさと壮大な建築物に圧倒され、日本の景色を否定することがある。しかし今回の見学で、日本の田舎の素晴らしさ、日本の建築・文化・芸術の奥深さは、海外のそれと比較しても十分に優れたものであると実感した。

フランスでは中世の町並みを残す為、古い建築物を取り壊したり、40年ごとの外壁塗装を怠ると罰せられる。内部の改変は認められているので、外部をそのままにして内部を一旦がらんどろに改装するが、莫大な費用と手間がかかってしまう。しかし、住民は歴史的な町並みを維持していくのに、積極的であり、誇りを持っているので労力・費用を惜しまない。

ナポレオン3世の時からパリ市内の建物は、ルーヴル宮殿の高さと同じレベルにしてあり均一な美しさを持つ。郊外にさりげなく残る小さな村にも魅力を感じるのは事実である。フランスは国民

が一丸となって古い町並みを残していく体制が整っており、見習うところは多い。ただしそれは石の文化であるということが根底にあるもので、日本のように木の文化のなかでの保存は困難な面が多い。しかし、自分たちの村・町を残していこうという意識になんら変わるところはない。

日本においても伝統的建造物群の指定が相次ぐ中で、関係者からも町並み保存の修復・復元に疑問を抱く意見も聞かれるようになってきた。何事においてもそうであるように、それまでしてきた事への反省と共に、自らの意識がステップアップしたことを意味するものである。例え映画のセットのような保存であっても残さないよりはいい。各地域にあった保存方法を模索しながら、我が国独自の歴史的町並みを維持する方策を生み出して、世界に誇れる町並みにしていかなければならない。

また、フランスの美術館と我が国の美術館を比較するには規模が違いすぎる。フランスの美術館はそれ自体が歴史的建造物であり、コレクションが優秀なものがあまりに多く、これで人が集まらない訳がない。しかし、その展示形態は坪井正五郎が1889年（明治22）にパリ万国博覧会を見学し、「パリー通信」で述べた展示を今だもって継承しているように思われた。

万国博覧会人類学部物品陳列の評、棚の片隅に鉢植えの五葉松有り次に藁にて根を包みたる万年青あり次に鉢植へのサボテン有り次に又鉢植えの五葉松有り其隣に石菖の水盤有り其下に石台に植たる柘榴有り其隣にヘゴに着けたる忍草有り其隣に根こぎしたる夏菊有り、一千八百八十九年パリ一府開設万国博覧会人類学部物品陳列の横様は之に似たる所無しと云ふ可からず、縁日商人の植木棚に似たる所無しと云ふ可からず嗚呼、パリーは人類学の中心とも言はるる地に非ずや、本年の万国博覧会は規模広大なるものに非ずや此会の中此専門の部にして物品陳列の法が理学的で無いことは如何なる訳であるか有名な人類学者の整理したものを私風情の者が彼此云ふのは実に蟻螂が鉄車に向ふ様に見たるでござりませう併し蟻螂にも眼があります、車輪の円いかイビツかは見分け得る積でござります、大仏の坐像は取り除けとして評は止めても正面入り口の前に在る古墳内部の現物、各地堀出の古器物、ブッシュマンの実大模型等は何の故に最初に出て来たのか訳が分からず正面入り口三所の中何れが第一だかも示して無いがトピナード先生の言に随って右から入って見た所が人体解剖と比較解剖との標本は此室にばかり集まって居ると云ふでも無く中央室を飛び越して左室にも一部二階に上って中央部にも一部有る事故好く見ようとするには此所彼所奔走しなければならず、石器も所々に一群一群に列べて有って比較に不便だし銅器鉄器も其通り角や骨に細工した彫刻物ころは此所ばかりに集まって居るのだからと中央室のを熟視して後に中庭に出て見れば此所にも連れが沢山有る掘出品計りと心得て見ていると現用品が混じて居たり現用品かと思つて見れば古代の物を想像して作ったので有ったり諸人種の頭骨諸人種の写真諸人種の模像がチリチリバラバラに置いて有ったり一番始に有った古墳内部の現物二箱と並べて置くべき同様の物二箱が二階の片隅置いて有ったり

実に意外な事だらけ、専門家の為に作ったなら取調べ上の不便言うべからず専門外家外の人のために作ったのなら斯学の主意を解する事難し何れにしても陳列法宜きを得たりとは決して言ふ能はず骨董会とか好事会とか云ふものなら深く咎めるにも及ばず一千八百八十九年パリ一開設万国博覧会人類学部としては実に不出来と言はざるを得ず。

といった100年以上も前に指摘された展示形態からあまり進歩していないように思われた。ことパリ自然史博物館の展示は旧態依然のままであり、それゆえ我が国の博物館のレベルの高さというものを実感できるものであった。

開館にあたり156億円の巨費が投じられたオルセー美術館は、100を超える展示用縮尺模型が試作され、ルーヴル絵画部長、国立美術館保存官、オルセー美術館スタッフ、歴史記念物部技官などの特別チームが全力投球したという経過をもつことから理解できるように、優秀なコレクションはいうまでもなく、見学しやすく、広さの面からも子供たちの教育の場として最適な美術館であった。ただし教育の場としてみた時、ルーヴル美術館は広大すぎて利用しづらいかもしれない。

長谷川栄氏が

美術館の最終的な機能は、〈情報センター〉としての役割である。名品をもてばもつほうがよいにきまっているが、数点の名品？を神棚に飾るかのような感覚の古い多くの館はまさに〈一回性〉のお宮詣りの利用に終わってしまう。

と述べているように、我が国の美術館・博物館のコレクションではリピート客を望むことは難しい。ルーヴルやオルセーのように幾度となく訪れたい美術館は羨ましい限りである。

また、オルセー美術館を見学した日は10時の開館とともに入館したのであるが、突然無料になるというハプニングに出会った。無料ならばと思い、一旦退館した後、再入館しようとしたところ、その時はすでに入場料を取り始めていた。勿論そのようなことに対して文句を云う人はフランスでは見られなかった。仮に我が国において最初は無料で数時間後から有料になったとしたら、少なからず問題になるであろう。ルーヴル美術館のストライキについても同様で、我が国の博物館・美術館が突然のストライキを行なったとしたら、さらに来観者が激減してしまうに違いない。

僅かな滞在ではあったがフランス人の国民性と特性を実見し、多少なりとも理解できたこと、博物館に関しては、我が国も決して劣らないこと、そして町並み保存のあり方など得るものは多かった。

本稿を草するに当たり、青木豊教授にはご指導・ご教示を賜り、末筆ながら心より感謝の意を表します。また、加藤美江氏には私の拙稿を校正して頂き御礼申し上げます。

(國學院大學非常勤講師)

世界遺産モン・サン・ミッシェルの一考察

参考文献

- ルシアン・ベリー 「モン・サン・ミッシェル」 ウエスト・フランス出版社
世界遺産年報2000 「日光の社寺」
日光東照宮 栃木県日光市山内
- 内田 芳明 1992 「風景とは何か」 朝日新聞社
- 世界の博物館 10 「ルーヴル博物館」 講談社
- ヴァレリー・メテ 1997 ルーヴル見学ガイド エクシム・インターナショナル
- NHKオルセー美術館1 リアリズム・美の革命 1990 日本放送出版協会
- 西野 嘉章 1995 「博物館学—フランスの文化と戦略」 東京大学出版会
- 長谷川 栄 1982 「これからの美術館」 鹿島出版社
- 荻野 昌弘 2002 「文化遺産の社会学」 新曜社
- 権名 仙卓 1993 「図解 博物館史」 雄山閣出版
- 落合 知子 2000 博物館学紀要第25輯 「博物館資料における教育的活用の歴史的研究」
- 坪井正五郎 1889、1890 「バリー通信」『東京人類学雑誌』 第5号 第46・47号
- ポーラ美術館 美術館概要
- 三田評論 2003. 7 No.1059 慶応義塾

國學院大學博物館学紀要 総目次

第1輯 (昭和44年3月20日発行)

特集・博物館と教育

- 発刊の辞樋口清之
- 社会教育と博物館池田秀夫
- 博物館教育論 一序説一下津谷達男
- 近代博物館変遷史にみる教育的役割
- 一主として社会教育における博物館理念の思想史への試論一加藤有次
- 視聴覚教育と民俗館の展示富田竹三郎
- 国立博物館の性格 一京都博物館の場合一景山春樹
- 国立科学博物館の教育活動椎名仙卓
- 天理参考館の教育活動について近江昌司
- 財団法人横浜海洋科学博物館の教育活動丸山晴久
- 博物館学講座概要加藤有次
- 考古学資料室概要加藤有次

第2輯 (昭和45年3月20日発行)

特集・博物館と資料

- 博物館資料の分類例樋口清之
- 博物館資料に関する覚え書下津谷達男
- 博物館資料の修理と製作加藤有次
- 信州松本旧開智学校佐藤玲子
- 〈講演会要旨〉 イギリスにおける博物館の現況とロンドン国立博物館
.....英国ロンドン国立博物館長 D. B. Hardin博士
- 博物館学講座要綱(昭和44年度)
- 國學院大學考古学資料室概要金子皓彦

第3輯 (昭和46年3月20日発行)

特集・博物館と地域社会

- 博物館社会学(序) 一その基礎論一倉田公裕
- 博物館と地域社会山崎淳子

國學院大學博物館学紀要 総目次

統計にみる女性の入館者動向 —Y館を中心として— ……………小野 礼子
 根津美術館における茶道文化十講 —聴講者の地域性について— ……………矢崎 格
 地方公立美術館の当面する諸問題 —広島県立美術館施設の場合— ……………倉橋清方
 長崎県立美術館の活動 —展覧会事業と定期観覧券の発行— ……………下川達弥
 徳島県博物館の活動 ……………山川浩実
 熊本市立博物館の活動 —人文科学— ……………富田 紘一
 國學院大學考古学資料室の資料貸出状況
 —集計からみた大学博物館活動— ……………樋口清之・加藤有次・小池映子
 博物館学史序説 —博物館に関する概念— ……………加藤有次

第4輯 (昭和55年3月31日発行)

特集・樋口博士古稀記念

発刊の辞 ……………加藤有次
 樋口博士略年譜
 —層紀要の充実を ……………樋口清之
 先史時代遺跡資料の造形保存法 ……………加藤有次・森山哲和・金山喜昭
 考古学資料復元に関する一試案 —とくに土器類の復元について— ……………青木 豊
 博物館学的発想(仮称)にもとづく考古学調査 —小平市鈴木遺跡の場合— ……………金山喜昭
 田中芳男と神宮農業館 ……………矢野憲一
 武州歴史民俗資料館の活動 ……………白井孝昌

第5輯 (昭和56年3月20日発行)

特集・地方博物館史の展開 I

—巻頭言— 博物館への認識高揚と博物館学講座 ……………加藤有次
 秋田県の博物館史 ……………富樫泰時
 新潟県における明治時代の博覧会・博物館史 ……………横山秀樹
 神奈川県博物館概史 ……………三輪修三
 物産陳列館の一事例 —千葉県における場合— ……………前川公秀
 金沢博物館の展開 —初期地域博物館の動向— ……………四柳嘉章
 大分県における社会教育思想の展開 ……………後藤重巳
 秩父宮記念三峰山博物館活動報告 ……………馬場直也
 ☆研究ノート☆ 地域文化とその展示機構 ……………加藤有次
 ☆書評☆ 樋口清之・加藤有次著『こんなに役立つ博物館』

國學院大學博物館学紀要 総目次

—親と子の知的レクリエーション— …………… 金山喜昭

第6輯 (昭和57年3月31日発行)

特集・地方博物館史の展開 II

北海道の博物館 —函館博物館を中心に— …………… 岡田一彦

第5回内国勸業博覧会における「陳列」の諸問題

—博覧会事務局に対する奈良県の動向を中心として— …………… 芳井敬郎

歴史系博物展示雑考 —鳥根県における遺跡の相当施設化に関連して— …………… 千家和比古

実生活に呼応する博物館 …………… 齋藤ミチ子

第7輯 (昭和58年3月31日発行)

特集・地域博物館の現状と課題

巻頭言 …………… 加藤有次

社会教育施設としての地域博物館の現状と課題

—ある地域博物館をとりまく今日の状況— …………… 大貫英明

大宮市立博物館 —概要と若干のコメント— …………… 下村克彦

岩手県立博物館の教育普及活動 —昭和57年度の活動を中心に— …………… 熊谷常正

博物館活動としての発掘調査の試み —房総風土記の丘の事例から— …………… 原田昌幸

考古学資料復元考 —土器復元に用いる補填材を中心として— …………… 青木 豊

第8輯 (昭和59年度3月31日発行)

序文 …………… 加藤有次

遺構の移築と保存 …………… 青木 豊

地方における小規模博物館の現状と課題

—熊本県本渡市立歴史民俗資料館の場合— …………… 池田栄史・平田豊弘

釧路地方における博物館の様相 …………… 小西雅徳

神奈川県相模原市橋本遺跡に於ける教育普及活動の実践

—(仮称)市立博物館の開館に向けて— …………… 柳川雅史

地方美術館に於ける現状と課題 …………… 赤羽義洋

第9輯 (昭和60年3月31日発行)

巻頭言 …………… 加藤有次

岩手県の博物館発達史〔その1〕 —明治時代前半期の活動を中心に— …………… 熊谷常正

國學院大學博物館学紀要 総目次

神奈川県立埋蔵文化財センターの紹介 —主として普及啓発事業を中心に— ……上田 薫
 郷土資料館における学芸職員の役割 —東海市立郷土資料館の現状— ……立松 彰
 熊本博物館における考古学展示見学レポートの集計 ……富田 紘一
 シリア・アラブ共和国に於ける博物館の教育的役割 ……井上 洋一
 レプリカ製作考 ……青木 豊

第10輯 (昭和61年3月31日発行)

巻頭言 ……加藤 有次
 釧路市立博物館50年の歩みと新館建設 ……澤 四郎
 長者ヶ平遺跡学術調査成果の活用と資料製作 ……青木 豊・高藤一郎
 博物館学の原点は本草学ではないか ……浅野 宏
 東京都板橋区における博物館のあり方 ……小西 雅徳
 博物館における土器作り —体験学習、博物館資料製作— ……内川 隆志
 書評 青木 豊 著 『博物館技術学—博物館資料化への考古資料—』 ……内川 隆志

第11輯 (昭和62年3月31日発行)

樋口清之博士喜寿記念
 発刊の辞 —國學院大學名誉教授・文学博士樋口清之先生喜寿を迎えて— ……加藤 有次
 樋口清之先生略年譜
 座談会「博物館学講座開講三十周年を迎えて—開講期から未来への展望を求めて—」
 ……樋口清之・川崎 繁・下津谷達男・加藤 有次
 木内石亭 ……宇野 茂樹
 東京大正博覧会の教育学芸館と天産資料 ……椎名 仙卓
 展示資料の口述解説一例・灰陶猪圈 ……近江 昌司
 漂着物事始め ……石井 忠
 ミュゼアムの建築空間をめぐって ……三輪 修三
 レプリカ(型取り模造)と計測模造の相互関係
 —硬玉製勾玉等の計測模造製作を実例として— ……青木 豊
 郷土資料館の「展示学」 ……立松 彰
 中小都市における博物館論 ……大貫 英明
 感覚展示論 —観ることから見ることへ、そしてみることへの試みへ— ……小西 雅徳
 和歌山県南部における博物館 ……内川 隆志

國學院大學博物館学紀要 総目次

第12輯 (昭和63年3月31日発行)

巻頭言	加藤有次
中国の博物館と博物館学	賈士金
三重県博物館史	矢野憲一
長崎県の博物館 —沿革と実態—	下川達彌・立平進
熊本県博物館史	富田絃一
名古屋の博物館史	井上光夫
群馬県博物館史	磯部淳一
福島県の博物館活動史	高力英夫
岐阜県の博物館120年の歩み〔1〕	今井雅巳
長野県博物館概史 —松本市立博物館の歩みを中心として—	窪田雅之

第13輯 (平成元年3月31日発行)

巻頭言	加藤有次
滋賀県博物館史	宇野茂樹
福岡県博物館史	副島邦広
現代博物館におけるミュージアム・ショップの必要性に関する一考察	青木豊
石造文化財の保存修復 —江戸川区河原渡場道庚申塔石造道標の保存修復処理報告—	青木豊・樋口政則・内川隆志
博物館における死者の展示	金山喜昭
遺跡博物館雑考	高橋浩明

第14輯 (平成2年3月31日発行)

巻頭言	加藤有次
神道資料の分類体系について	國學院大學神道資料展示室運営委員会
ICCROMの活動とイタリアにおける遺跡保護瞥見	原田昌幸
宮城県博物館史	佐々木和博
山梨県博物館史	小野正文
福井県博物館史	赤澤徳明
和歌山県博物館史	青木豊・内川隆志
兵庫県博物館史	大平茂
島根県の博物館	宮沢明久
宮崎県博物館史	高橋浩明

國學院大學博物館学紀要 総目次

第15輯 (平成3年3月31日発行)

巻頭言	加藤 有次
宮城県における大正期の博物館 —宮城県図書館博物館標本陳列室をめぐって—	佐々木和博
広島県博物館簡史	倉橋 清方
鳥取県博物館史	中原 斉
鹿児島県博物館史	金山 喜昭
郷土教育の変遷Ⅰ —明治～昭和初期の郷土教育—	内川 隆志

第16輯 (平成4年3月31日発行)

巻頭言	加藤 有次
茨城県博物館史	瓦吹 堅
奈良県の文化財保護の道程と博物館	菅居 正史
レプリカ展示小考	山本 哲也
博物館における映像の現状と今後の課題	粕谷 崇

第17輯 (平成5年3月31日発行)

巻頭言	加藤 有次
二次資料 —特にレプリカ・模型等の立体的記録— 展示法と問題点	山本 哲也
東京都立博物館建設計画推移	川崎 義雄
博物館とインタープリター	粕谷 崇

第18輯 (平成6年3月31日発行)

巻頭言	加藤 有次
沖縄県博物館史	池田 榮史
博物館におけるハイビジョンの利用について —徳島市立徳島城博物館を事例として—	須藤 茂樹
中世礫塚墓の移築、副葬品の保存処理とその活用 —福井県武生市家久遺跡—	内川 隆志
手作り展示資料製作の一例 —バックライトフォトボックスについて—	伊藤 博司
ニューヨーク美術館教育研修報告	粕谷 崇

第19輯 (平成7年3月31日発行)

巻頭言	加藤 有次
郷土教育の変遷Ⅱ —昭和初期の郷土教育と博物館—	内川 隆志
タイの博物館	小林 青樹

國學院大學博物館学紀要 総目次

現代博物館再考	青木 豊
第20輯 (平成8年3月31日発行)	
巻頭言	加藤有次
博物館における映像展示の研究	青木 豊
地震災害と博物館	金山喜昭
「民族／民俗」文化財の記録保存とはなにか	
—総合的物質文化保存研究としての文化財保存学に向けて—	山内利秋
地域博物館小考	粕谷 崇
博物館学的視点からみた「埋蔵文化財センター」.....	山本哲也
フードミュージアムの基本理念	小菅桂子
「食の近代史を屏風・絵巻物・看板・引き札・広告で綴る	
フードミュージアム構想—西洋料理から洋食、そしてラーメンまで—」の基本的発想	小菅桂子
フードミュージアム(仮称)展示シナリオ(展示構成ストーリー)	小菅桂子
佐賀県博物館小史	木下 巧
第21輯 (平成9年2月1日発行)	
樋口清之博士米寿記念	
発刊の辞	加藤有次
樋口清之博士略年譜	
樋口清之博士著述目録【単行本】	
地域博物館の目的理念及び設立要件に関する一考察	加藤有次
博物館学史の一視点 —蒐集・鑑識を中心として—	内川隆志
博物館と遺跡展示	下津谷達男
博物館展示論研究史(1)	青木 豊
博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究(前編)	
—ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略—	金山喜昭
徳島県の博物館史	山川浩實
石川県における戦後博物館の動向	高橋 裕
博物館行財政論(試論)	小西雅徳
博物館のバリアフリー計画	山本哲也
博物館ネットワークシステム Part 1 —生涯学習時代における博物館活動の在り方—	粕谷 崇
プリマス・プランテーションとメンバーシップ	川崎義雄

國學院大學博物館学紀要 総目次

復元模型の製作 —掘立柱建物址の復元—上田 薫
博物館における文化財情報システムについて後藤 宏樹

第22輯 (平成10年3月31日発行)

巻頭言加藤 有次
博物館展示論研究史(2)青木 豊
博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究(中編)
—ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略—金山 喜昭
陶磁器の修復について —微細な欠損個所のレジンをを用いた修復例—内川 隆志
東京都における博物館映像展示の現状加藤 憲子・金成南海子
博物館建築と環境論史の一断面 —昭和前期の動向をめぐって—山本 哲也
書評『博物館映像展示論—視聴覚メディアをめぐる—』青木 豊 著林田 尚修

第23輯 (平成11年3月31日発行)

巻頭言加藤 有次
近代博物館以前の展示青木 豊
博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究(後編)
—ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略—金山 喜昭
我が国における博物館経営論の推移山本 哲也
博物館資料に関する覚書内川 隆志
郷土史と博物館 —板橋区立郷土資料館の活動とその軌跡—小西 雅徳

第24輯 (平成12年3月31日発行)

巻頭言加藤 有次
近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察(前編)金山 喜昭
古都鎌倉の文化財保護の現状と課題 —世界遺産登録に向けて—落合 知子
近世大坂商人の美術品蒐集 —升屋平右衛門「家蔵記」の分析から—内川 隆志
参加・体験型講座の一試案 —散策マップ・ガイドの制作—粕谷 崇

第25輯 (平成13年3月31日発行)

巻頭言加藤 有次
近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察(中編)金山 喜昭
博物館資料における教育的活用の歴史的研究落合 知子

國學院大學博物館学紀要 総目次

日本におけるやきものの修理の変遷井上 牧子
 民藝館の基礎的研究 —博物館史の一視点—安保 雅利
 【報告】博物館における入館料の設定について中村 真弥

第26輯 (平成14年3月31日発行)

巻頭言加藤 有次
 重要伝統的建造物群の調査報告 Vol.1 —港町、島・山村集落の調査報告—落合 知子
 近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察(後編)金山 喜昭
 鉄道に関する博物館の史的変遷と鉄道資料の展示・保存に関する研究(前編)江原 岳志
 博物館の考古資料に関する研究安保 雅利
 英国における産業遺産の保存と活用 —アイアンブリッジ峡谷博物館を訪ねて—内川 隆志
 地域博物館における教育普及活動の歴史的変遷及びその現状と課題増田 千春
 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム 小学校作品展顛末記古庄 浩明
 板橋区における文化施設の課題
内田 忠男・内山 常子・宇山 光治・菅澤 正博・杉山 達史・殿柿 健治・小西 雅徳

第27輯 (平成15年3月31日発行)

加藤有次博士古稀記念

愛媛県の博物館史石野 弥栄
 ヨーロッパで博物館を見る下川 達彌
 大正期建築界の一動向 —美術館に関して—山本 哲也
 博物館づくり、そして運営と課題大貫 英明
 博物館の運営畑 尚子
 京博連活動木村 幸比古
 資料館から博物館へ —しんいち歴史民俗博物館の場合—尾多 晴悟
 NPO博物館とその現代的課題金山 喜昭
 佐賀県立名護屋城博物館の常設展 —日本列島と朝鮮半島との交流史—森 醇一朗
 東京国立博物館の考古資料コレクション安藤 孝一
 博物館における茶道具の整理と調査研究に関する実践的方法論
 —三井文庫別館における事例をもとに—清水 実
 考古資料の修復と文化財科学 —福井県家久遺跡・礪波墓出土漆器の事例から—四柳 嘉章
 考古資料の保存と修復 —発掘調査資料の保存を中心として—青木 繁夫
 名古屋城保管ガラス乾板の保存奥出 賢治

國學院大學博物館学紀要 総目次

剥がすか否か? ～貼り込み帖に関する博物館実務的諸問題～	岩崎均史
鉄道に関する博物館の史の変遷と鉄道資料の展示・保存に関する研究(後編)	江原岳志
國學院大學における博物館実習の一考察	落合知子

鹿埴輪

出土地 北関東地方

時代 6世紀中頃

法量 高さ82.0cm

形象埴輪に分類される動物埴輪の中でも比較的類例の少ないものであるが、保存状況の良い資料である。

四肢と角の大半は欠失しており、復元がなされているが、素朴な表情には見るものを和ませるものがある。

(國學院大學考古学資料館蔵)

國學院大學

博物館學紀要 第28輯

発行日 平成 16 年 3 月 31 日

発行所 〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28

電話 (03) 5466-0251 (直通)

國學院大學博物館学研究室

編集兼代表者 青木 豊

印刷 株式会社 美術センター

Bulletin of Museology, Kokugakuin University
HAKUBUTSUKANGAKU-KIYO

2003, No.28

CONTENTS

For young people who want to be a curator	Koji Yoneda	1
David Murrey and Fujimaro Tanaka —Education System and Museums in the early Meiji Era—	Takashi Uchikawa	3
An essay about collecting museum objects	Yutaka Aoki	29
Preservation and restoration of railway carriges	Takeshi Ebara	63
A current situation and problems of framing in museum display	Atsushi Takagi	93
A study for several attempts of interactive corporation among some museums	Shigeki Sudoh	105
A research for practical use of replicas in historical museums	Ayumi Hara	125
A logical study for regional museums	Nakano Tomoyuki	157
Preservation and Practical Use of Heritage Sites and Museums	Yosuke Muramatsu	179
A Study of the World Heritage Le Monto-Saint-Michel and Museums in France	Tomoko Ochiai	207

The Museum Study Room
KOKUGAKUIN UNIVERSITY
Shibuya, Tokyo, Japan